

第三章 地方公共団体の組合

第一節 総則

一部事務組合

広域連合

第四節 雜則

第四編 財産区

附則

第一編 総則

第一条 この法律は、地方自治の本旨に基いて、地方公共団体の区分並びに地方公共団体の組織及び運営に関する事項の大綱を定め、併せて国と地方公共団体との間の基本的関係を確立することにより、地方公共団体における民主的に能率的な行政の確保を図るとともに、地方公共団体との健全な発達を保障することを目的とする。

第二条 の二 地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自ら的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする。國は、前項の規定の趣旨を達成するため、國においては国際社会における国家としての存立にかかる事務、全国的に統一して定めることが望ましい国民の諸活動若しくは地方自治に関する基本的な準則に関する事務又は全国的な規模で若しくは全国的な視点に立つて行わなければならぬ施策及び事業の実施その他の國が本来果たすべき役割を重点的に担い、住民に身近な行政はできる限り地方公共団体にゆだねることを基本として、地方公共団体との間で適切に役割を分担するとともに、地方公共団体に関する制度の策定及び施策の実施に当たつて、地方公共団体の自主性及び自立性が十分に發揮されるようにならなければならない。

第一条の三 地方公共団体は、普通地方公共団体及び特別地方公共団体とする。

普通地方公共団体は、都道府県及び市町村とする。

特別地方公共団体は、特別区、地方公共団体の組合及び財産区とする。

第二条 地方公共団体は、法人とする。普通地方公共団体は、地域における事務及びその他の事務で法律又はこれに基づく政令により処理することとされるものを処理する。

市町村は、基礎的な地方公共団体として、第五項において都道府県が処理するものとされるもののを除き、一般的に、前項の事務を処理するものとする。市町村は、前項の規定にかかわらず、次項に規定する事務のうち、その規模又は性質において一般的の市町村が処理することが適當でないと認められるものについては、当該市町村の規模及び能力に応じて、これを処理することができる。

都道府県は、市町村を包括する広域の地方公共団体として、第二項の事務で、広域にわたるもの、市町村に関する連絡調整に関するもの及びその規模又は性質において一般の市町村が処理することが適當でないと認められるものを処理するものとする。

都道府県及び市町村は、その事務を処理するに当つては、相互に競合しないようにしなければならない。特別地方公共団体は、この法律の定めるところにより、その事務を処理する。この法律において「自治事務」とは、地方公共団体が処理する事務のうち、法定受託事務以外のものをいう。

この法律において「法定受託事務」とは、次に掲げる事務をいう。

一 法律又はこれに基づく政令により都道府県、市町村又は特別区が処理することとされる事務のうち、國が本来果たすべき役割に係るものであつて、國においてその適正な処理を特に確保する必要があるものとして法律又はこれに基づく政令に特に定めるもの（以下「第一号法定受託事務」という）。

二 法律又はこれに基づく政令により市町村又は特別区が処理することとされる事務のうち、都道府県が本来果たすべき役割に係るものであつて、都道府県においてその適正な処理を特に確

保する必要があるものとして法律又はこれに基づく政令に特に定めるもの（以下「第二号法定受託事務」という）。

この法律又はこれに基づく政令に規定するもののほか、法律に定める法定受託事務は第一号法定受託事務にあつては別表第一の上欄に掲げる法律についてそれぞれ同表の下欄に、第二号法定受託事務にあつては別表第二の上欄に掲げる法律についてそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりであり、政令に定める法定受託事務はこの法律に基づく政令に示すとおりである。

地方公共団体に関する法令の規定は、地方自治の本旨に基づき、かつ、國と地方公共団体との適切な役割分担を踏まえたものでなければならない。

地方公共団体に関する法令の規定は、地方自治の本旨に基づいて、かつ、國と地方公共団体との適切な役割分担を踏まえて、これを解釈し、及び運用するようにならなければならない。この場合において、特別地方公共団体に関する法令の規定は、この法律に定める特別地方公共団体の特性にも照應するよう、これを解釈し、及び運用しなければならない。

法律又はこれに基づく政令により地方公共団体が処理することとされる事務が自治事務である場合においては、國は、地方公共団体が地域の特性に応じて当該事務を処理することができるよう特に配慮しなければならない。

地方公共団体は、その事務を処理するに当つては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにならなければならない。

地方公共団体は、常にその組織及び運営の合理化に努めるとともに、他の地方公共団体に協力を求めてその規模の適正化を図らなければならない。

地方公共団体は、法令に違反してその事務を処理してはならない。なお、市町村及び特別区は、当該都道府県の条例に違反してその事務を処理してはならない。

前項の規定に違反して行つた地方公共団体の行為は、これを無効とする。

第三条 地方公共団体の名称は、従来の名称による。

都道府県の名称を変更しようとするときは、法律でこれを定める。

都道府県以外の地方公共団体の名称を変更しようとするときは、この法律に特別の定めのあるものを除くほか、条例でこれを定める。

地方公共団体の長は、前項の規定により当該地方公共団体の名称を変更しようとするときは、あらかじめ都道府県知事に協議しなければならない。

地方公共団体は、第三項の規定により条例を制定し又は改廃したときは、直ちに都道府県知事に当該地方公共団体の変更後の名称及び名称を変更する日を報告しなければならない。

都道府県知事は、前項の規定による報告があつたときは、直ちにその旨を総務大臣に通知しなければならない。

前項の規定による通知を受けたときは、総務大臣は、直ちにその旨を告示するとともに、これを国の関係行政機関の長に通知しなければならない。

第四条 地方公共団体は、その事務所の位置を定め又はこれを変更しようとするときは、条例でこれを定めなければならない。

前項の規定による通知を受けたときは、総務大臣は、直ちにその旨を告示するとともに、これに、交通的事情、他の官公署との関係等について適当な考慮を払わなければならない。

第一項の条例を制定し又は改廃しようとするときは、当該地方公共団体の議会において出席議員の三分の二以上の者の同意がなければならぬ。

第四条の二 地方公共団体の休日は、条例で定める。

前項の地方公共団体の休日は、次に掲げる日について定めるものとする。

一 日曜日及び土曜日

二 国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日

三 年末又は年始における日で条例で定めるもの

前項各号に掲げる日のほか、当該地方公共団体において特別な歴史的、社会的意義を有し、住民がこぞつて記念することが定着している日で、当該地方公共団体の休日とすることについて広

く国民の理解を得られるようなものは、第一項の地方公共団体の休日として定めることができない。この場合においては、当該地方公共団体の長は、あらかじめ総務大臣に協議しなければならない。

地方公共団体の行政庁に対する申請、届出その他の行為の期限で法律又は法律に基づく命令で定めるものが第一項の規定に基づき条例で定められた地方公共団体の休日に当たるときは、地方公共団体の休日の翌日をもつてその期限とみなす。ただし、法律又は法律に基づく命令に別段の定めがある場合は、この限りでない。

第二編 普通地方公共団体

第一章 通則

第五条 普通地方公共団体の区域は、従来の区域による。

都道府県は、市町村を包括する。

第六条 都道府県の廃置分合又は境界変更をしようとするときは、法律でこれを定める。

都道府県の境界にわたつて市町村の設置又は境界の変更があつたときは、都道府県の境界もまた、自ら変更する。従来地方公共団体の区域に属しなかつた地域を市町村の区域に編入したときも、また、同様とする。

前二項の場合において財産処分を必要とするときは、関係地方公共団体が協議してこれを定める。但し、法律に特別の定があるときは、この限りでない。

前項の協議については、関係地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

第六条の二 前条第一項の規定によるほか、二以上の都道府県の廃止及びそれらの区域の全部による一の都道府県の設置又は都道府県の廃止及びその区域の全部の他の一の都道府県の区域への編入は、関係都道府県の申請に基づき、内閣が国会の承認を経てこれを定めることができる。

前項の申請については、関係都道府県の議会の議決を経なければならない。

第一項の申請は、総務大臣を経由して行うものとする。

第一項の規定による処分があつたときは、総務大臣は、直ちにその旨を告示しなければならない。

第一項の規定による処分は、前項の規定による告示によりその効力を生ずる。

第七条 市町村の廃置分合又は市町村の境界変更是、関係市町村の申請に基き、都道府県知事が当該都道府県の議決を経てこれを定め、直ちにその旨を総務大臣に届け出なければならぬ。

前項の規定により市町村の廃置分合をしようとするときは、都道府県知事は、あらかじめ総務大臣に協議し、その同意を得なければならない。

都道府県の境界にわたる市町村の設置を伴う市町村の廃置分合又は市町村の境界の変更是、関係ある普通地方公共団体の申請に基づき、総務大臣がこれを定める。

前項の規定により都道府県の境界にわたる市町村の設置の処分を行う場合においては、当該市町村の属すべき都道府県について、関係のある普通地方公共団体の申請に基づき、総務大臣が当該処分と併せてこれを定める。

第一項及び前三項の場合において財産処分を必要とするときは、関係市町村が協議してこれを定める。

第一項及び第三項の申請又は協議については、関係のある普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

第一項の規定による届出を受理したとき、又は第三項若しくは第四項の規定による処分をしたときは、総務大臣は、直ちにその旨を告示するとともに、これを国の関係行政機関の長に通知しなければならない。

第一項、第三項又は第四項の規定による処分は、前項の規定による告示によりその効力を生ずる。

第七条の二 法律で別に定めるものを除く外、従来地方公共団体の区域に属しなかつた地域を都道府県又は市町村の区域内に編入する必要があると認めるときは、内閣がこれを定める。この場合に

おいて、利害関係があると認められる都道府県又は市町村があるときは、予めその意見を聽かなければならない。

前項の意見については、関係のある普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

第一項の規定による処分があつたときは、総務大臣は、直ちにその旨を告示しなければならない。前条第八項の規定は、この場合にこれを準用する。

第八条 市となるべき普通地方公共団体は、左に掲げる要件を具えていなければならない。

一 人口五万以上を有すること。

二 当該普通地方公共団体の中心の市街地を形成している区域内に在る戸数が、全戸数の六割以上であること。

三 商工業その他の都市的業態に従事する者及びその者と同一世帯に属する者の数が、全人口の六割以上であること。

四 前各号に定めるもの外、当該都道府県の条例で定める都市的施設その他の都市としての要件を具えていること。

五 前各号に定めるもの外、当該都道府県の条例で定める都市的施設その他の都市としての要件を具えていること。

六 前各号に定めるもの外、当該都道府県の条例で定める都市的施設その他の都市としての要件を具えていること。

七 前各号に定めるもの外、当該都道府県の条例で定める都市的施設その他の都市としての要件を具えていること。

八 前各号に定めるもの外、当該都道府県の条例で定める都市的施設その他の都市としての要件を具えていること。

九 前各号に定めるもの外、当該都道府県の条例で定める都市的施設その他の都市としての要件を具えていること。

十 前各号に定めるもの外、当該都道府県の条例で定める都市的施設その他の都市としての要件を具えていること。

十一 前各号に定めるもの外、当該都道府県の条例で定める都市的施設その他の都市としての要件を具えていること。

十二 前各号に定めるもの外、当該都道府県の条例で定める都市的施設その他の都市としての要件を具えていること。

十三 前各号に定めるもの外、当該都道府県の条例で定める都市的施設その他の都市としての要件を具えていること。

十四 前各号に定めるもの外、当該都道府県の条例で定める都市的施設その他の都市としての要件を具えていること。

十五 前各号に定めるもの外、当該都道府県の条例で定める都市的施設その他の都市としての要件を具えていること。

十六 前各号に定めるもの外、当該都道府県の条例で定める都市的施設その他の都市としての要件を具えていること。

十七 前各号に定めるもの外、当該都道府県の条例で定める都市的施設その他の都市としての要件を具えていること。

十八 前各号に定めるもの外、当該都道府県の条例で定める都市的施設その他の都市としての要件を具えていること。

十九 前各号に定めるもの外、当該都道府県の条例で定める都市的施設その他の都市としての要件を具えていること。

二十 前各号に定めるもの外、当該都道府県の条例で定める都市的施設その他の都市としての要件を具えていること。

二十一 前各号に定めるもの外、当該都道府県の条例で定める都市的施設その他の都市としての要件を具えていること。

二十二 前各号に定めるもの外、当該都道府県の条例で定める都市的施設その他の都市としての要件を具えていること。

二十三 前各号に定めるもの外、当該都道府県の条例で定める都市的施設その他の都市としての要件を具えていること。

二十四 前各号に定めるもの外、当該都道府県の条例で定める都市的施設その他の都市としての要件を具えていること。

二十五 前各号に定めるもの外、当該都道府県の条例で定める都市的施設その他の都市としての要件を具えていること。

二十六 前各号に定めるもの外、当該都道府県の条例で定める都市的施設その他の都市としての要件を具えていること。

二十七 前各号に定めるもの外、当該都道府県の条例で定める都市的施設その他の都市としての要件を具えていること。

二十八 前各号に定めるもの外、当該都道府県の条例で定める都市的施設その他の都市としての要件を具えていること。

二十九 前各号に定めるもの外、当該都道府県の条例で定める都市的施設その他の都市としての要件を具えていること。

前項の規定による告示があつたときは、関係市町村の境界について第七条第一項又は第三項及び第七項の規定による処分があつたものとみなし、これらの処分の効力は、当該告示により生ずる。

第一項の規定による都道府県知事の裁定に不服があるときは、関係市町村は、裁定書の交付を受けた日から三十日以内に裁判所に出訴することができる。市町村の境界に関し争論がある場合において、都道府県知事が第一項の規定による調停又は第二項の規定による裁定に適しないと認めてその旨を通知したときは、関係市町村は、裁判所に市町村の境界の確定の訴を提起することができる。第一項又は第二項の規定による申請をした日から九十日以内に、第一項の規定による調停に付されないとき、若しくは同項の規定による調停に付される。市町村の境界が確定しないとき、又は第二項の規定による裁定がないときも、また、同様とする。前項の規定による訴訟の判決が確定したときは、当該裁判所は、直ちに判決書の写を添えてその旨を総務大臣及び関係のある都道府県知事に通知しなければならない。

前項の規定は、政令の定めるところにより、市町村の境界の変更に関する場合にこれを利用して前十項の規定による決定は、文書を以てこれをし、その理由を附けてこれを関係市町村に交付し県知事は、関係市町村の意見を聴いてこれを決定することができる。

第九条の二 市町村の境界が判明でない場合において、その境界に関し争論がないときは、都道府県知事は、関係市町村の意見を聴いてこれを決定することができる。

第一項の意見については、関係市町村の議会の議決を経なければならない。

第一項の規定による都道府県知事の決定に不服があるときは、関係市町村は、決定書の交付を受けた日から三十日以内に裁判所に出訴することができる。

第一項の規定による決定が確定したときは、都道府県知事は、直ちにその旨を総務大臣に届け出なければならない。

前条第六項及び第七項の規定は、前項の規定による届出があつた市町村の境界の決定にこれを準用する。

第九条の三 公有水面のみに係る市町村の境界変更は、第七条第一項の規定にかかわらず、関係市町村の同意を得て都道府県知事が当該都道府県の議会の議決を経てこれを定め、直ちにその旨を総務大臣に届け出なければならない。

公有水面のみに係る市町村の境界変更で都道府県の境界にわたるものは、第七条第三項の規定にかかわらず、関係のある普通地方公共団体の同意を得て総務大臣がこれを定める。

公有水面のみに係る市町村の境界に関し争論があるときは、第九条第一項及び第二項の規定にかかるはず、都道府県知事は、職権によりこれを第二百五十二条の二の規定による調停に付し、又は当該調停により市町村の境界が確定しないとき、若しくはすべての関係市町村の裁定するこ

とにについての同意があるときは、これを裁定することができる。

第一項若しくは第二項の規定による公有水面のみに係る市町村の境界変更又は前項の規定による公有水面のみに係る市町村の境界の裁定は、当該公有水面の埋立て(干拓を含む。以下同じ)が行なわれる場合は、前三項の規定にかかるはず、公有水面の埋立てに関する法令により当該埋立ての竣工の認可又は通知がなされる時までこれをすることができる。

第一項から第三項までの同意については、関係のある普通地方公共団体の議決を経なければならない。

第七条第七項及び第八項の規定は第一項及び第二項の場合に、第九条第三項、第五項から第八

項まで、第九項前段及び第十項の規定は第三項の場合にこれを準用する。

第九条の四 総務大臣又は都道府県知事は、公有水面の埋立てを行なわれる場合において、当該埋立てにより造成されるべき土地の所属すべき市町村を定めるため必要があると認めるときは、で

きる限りすみやかに、前二条に規定する措置を講じなければならない。市町村長は、当該市町村の議会の議決を経てその旨を確認し、都道府県知事に届け出なければならない。

前項の規定による届出を受理したときは、都道府県知事は、直ちにこれを告示しなければならない。

第二章 住民

市町村の区域内に住所を有する者は、当該市町村及びこれを包括する都道府県の住民とする。

住民は、法律の定めるところにより、その属する普通地方公共団体の役務の提供をひとしく受けける権利を有し、その負担を分担する義務を負う。

第十二条 日本国民たる普通地方公共団体の住民は、この法律の定めるところにより、その属する普通地方公共団体の選挙に参与する権利を有する。

日本国民たる普通地方公共団体の住民は、この法律の定めるところにより、その属する普通地方公共団体の事務の監査を請求する権利を有する。

第十三条 日本国民たる普通地方公共団体の住民は、この法律の定めるところにより、その属する普通地方公共団体の議会の解散を請求する権利を有する。

日本国民たる普通地方公共団体の住民は、この法律の定めるところにより、その属する普通地方公共団体の議員、長、副知事若しくは副市町村長、第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市の総合区長、選挙管理委員若しくは監査委員又は公安委員会の委員の解職を請求する権利を有する。

日本国民たる普通地方公共団体の住民は、法律の定めるところにより、その属する普通地方公共団体の教育委員会の教育長又は委員の解職を請求する権利を有する。

第十四条 普通地方公共団体は、法令に違反しない限りにおいて第二条第二項の事務に關し、条例を制定することができる。

普通地方公共団体は、義務を課し、又は権利を制限するには、法令に特別の定めがある場合を除くほか、条例によらなければならぬ。

普通地方公共団体は、法令に特別の定めがあるものを除くほか、その条例中に、条例に違反した者に対し、二年以下の懲役若しくは禁錮、百万円以下の罰金、拘留、科料若しくは没収の刑又は五万円以下の過料を科する旨の規定を設けることができる。

第十五条 普通地方公共団体の長は、法令に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関して、規則を制定することができる。

普通地方公共団体の長は、法令に特別の定めがあるものを除くほか、普通地方公共団体の規則中に、規則に違反した者に対し、五万円以下の過料を科する旨の規定を設けることができる。

第十六条 普通地方公共団体の議会の議長は、条例の制定又は改廃の議決があつたときは、その日から三日以内にこれを当該普通地方公共団体の長に送付しなければならない。

普通地方公共団体の長は、前項の規定により条例の送付を受けた場合は、その日から二十日以内にこれを公布しなければならない。ただし、再議その他の措置を講じた場合は、この限りでない。

条例は、条例に特別の定があるものを除く外、公布の日から起算して十日を経過した日から、これを施行する。

当該普通地方公共団体の長の署名、施行期日の特例その他条例の公布に關し必要な事項は、条例でこれを定めなければならない。

前二項の規定は、普通地方公共団体の規則並びにその機関の定める規則及びその他の規程で公表を要するものにこれを準用する。但し、法令又は条例に特別の定があるときは、この限りでない。

第四章 選挙

第十七条 選挙

普通地方公共団体の議会の議員及び長は、別に法律の定めるところにより、選挙人が投票によりこれを選挙する。但し、法令又は条例に特別の定があるときは、この限りでない。

第十八条 選挙

日本国民たる年齢満十八年以上の者で引き続き三箇月以上市町村の区域内に住所を有するものは、別に法律の定めるところにより、その属する普通地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する。

第十九条 選挙

普通地方公共団体の議会の議員の選挙権を有する者は年齢満二十五年以上のものは、別に法律の定めるところにより、普通地方公共団体の議員の被選挙権を有する。

日本国民で年齢満三十年以上のものは、別に法律の定めるところにより、都道府県知事の被選挙権を有する。

第二十条乃至第七十三条 削除

第五章 直接請求

第一節 条例の制定及び監査の請求

第七十四条 普通地方公共団体の議員及び長の選挙権を有する者（以下この編において「選挙権を有する者」という。）は、政令で定めるところにより、その総数の五十分の一以上の者の連署をもつて、その代表者から、普通地方公共団体の長に対し、条例（地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。）の制定又は改廃の請求をすることができる。

前項の請求があつたときは、当該普通地方公共団体の長は、直ちに請求の要旨を公表しなければならない。

普通地方公共団体の長は、第一項の請求を受理した日から二十日以内に議会を招集し、意見を付けてこれを議会に付議し、その結果を同項の代表者（以下この条において「代表者」という。）に通知するとともに、これを公表しなければならない。

議会は、前項の規定により付議された事件の審議を行うに当たつては、政令で定めるところにより、代表者に意見を述べる機会を与えるなければならない。

第一項の選挙権を有する者は、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第二十二条第一項又は第三項の規定による選挙人名簿の登録が行われた日において選挙人名簿に登録されている者とし、その総数の五十分の一の数は、当該普通地方公共団体の選挙管理委員会において、その登録が行われた日後直ちに告示しなければならない。

選挙権を有する者のうち次に掲げるものは、代表者となり、又は代表者であることができない。

一 公職選挙法第二十七条第一項又は第二項の規定により選挙人名簿にこれららの項の表示をされている者（都道府県に係る請求にあつては、同法第九条第三項の規定により当該都道府県の議会の議員及び長の選挙権を有するものとされた者（同法第十一条第一項若しくは第二百五十二条又は政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第二十八条の規定により選挙権を有しなくなつた旨の表示をされている者を除く。）を除く。）

二 前項の選挙人名簿の登録が行われた日以後に公職選挙法第二十八条の規定により選挙権を有から抹消された者

三 第二項の請求に係る普通地方公共団体（当該普通地方公共団体が、都道府県である場合には当該都道府県の区域内の市町村並びに第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市（以下この号において「指定都市」という。）の区及び総合区を含む。）の選挙管理委員会の委員又は職員である者

第一項の場合において、当該地方公共団体の区域内で衆議院議員、参議院議員又は地方公共団体の議員若しくは長の選挙が行われることとなるときは、政令で定める期間、当該選挙が行われる区域内においては請求のための署名を求めることができない。

選挙権を有する者は、心身の故障その他的事由により条例の制定又は改廃の請求者の署名簿に署名することができないときは、その者の属する市町村の選挙権を有する者（代表者及び代表者の委任を受けて当該市町村の選挙権を有する者に対する當該署名簿に署名することを求める者を除く。）に委任して、自分の氏名（以下「請求者の氏名」という。）を当該署名簿に記載させることができ。この場合において、委任を受けた者による当該請求者の氏名の記載は、第一項の規定による請求者の署名とみなす。

前項の規定により委任を受けた者（以下「氏名代筆者」という。）が請求者の氏名を条例の制定又は改廃の請求者の署名簿に記載する場合には、氏名代筆者は、当該署名簿に氏名代筆者としての署名をしなければならない。

第七十四条の二 条例の制定又は改廃の請求者の代表者は、条例の制定又は改廃の請求者の署名簿を市町村の選挙管理委員会に提出してこれに署名した者が選挙人名簿に登録された者であることの証明を求めなければならない。この場合においては、当該市町村の選挙管理委員会は、その日から二十日以内に審査を行い、署名の効力を決定し、その旨を証明しなければならない。

市町村の選挙管理委員会は、前項の規定による署名簿の署名の証明が終了したときは、その日から七日間、その指定した場所において署名簿を関係人の縦覧に供さなければならない。

前項の署名簿の縦覧の期間及び場所については、市町村の選挙管理委員会は、予めこれを告示し、且つ、公衆の見易い方法によりこれを公表しなければならない。

市町村の選挙管理委員会は、前項の規定による異議の申出を受けた場合において、その申出を受けた日から十四日以内にこれを決定しなければならない。この場合において、その申出を正当であると決定したときは、直ちに第一項の規定による証明を修正し、その旨を申出人及び関係人に通知し、併せてこれを告示し、その申出を正当ないと決定したときは、直ちにその旨を申出人に通知しなければならない。

市町村の選挙管理委員会は、第一項の規定による縦覧期間内に関係人の異議の申出がないとき、又は前項の規定によるすべての異議についての決定をしたときは、その旨及び有効署名の総数を告示するとともに、署名簿を条例の制定又は改廃の請求者の代表者に返付しなければならない。

都道府県の条例の制定又は改廃の請求者の署名簿の署名に関し第五項の規定による決定に不服がある者は、その決定のあつた日から十日以内に都道府県の選挙管理委員会に審査を申し立てることができる。

市町村の条例の制定又は改廃の請求者の署名簿の署名に関し第五項の規定による決定に不服がある者は、その決定のあつた日から十四日以内に地方裁判所に出訴することができる。その判断に不服がある者は、控訴することはできないが最高裁判所に上告することができる。

第七項の規定による審査の申立てに対する裁決に不服がある者は、その裁決書の交付を受けた日から十四日以内に高等裁判所に出訴することができる。

審査の申立てに対する裁決又は判決が確定したときは、当該都道府県の選挙管理委員会又は当該裁判所は、直ちに裁決書又は判決書の写を関係市町村の選挙管理委員会に送付しなければならない。

この場合においては、送付を受けた当該市町村の選挙管理委員会は、直ちに条例の制定又は改廃の請求者の代表者にその旨を通知しなければならない。

署名簿の署名に関する争訟については、審査の申立てに対する裁決は審査の申立てを受理した日から二十日以内にこれをするものとし、訴訟の判決は事件を受理した日から百日以内にこれをするよう努めなければならない。

を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)以上の者の連署をもつて、その代表者から、普通地方公共団体の選挙管理委員会に対し、当該選挙区に属する普通地方公共団体の議員の解職の請求をすることができる。この場合において選挙区がないときは、選挙権を有する者の総数の三分の一(その総数が四十万を超える八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)以上の者の連署をもつて、議員の解職の請求をすることができる。

前項の請求があつたときは、委員会は、直ちに請求の要旨を関係区域内に公表しなければならない。

第一項の請求があつたときは、委員会は、これを当該選挙区の選挙人の投票に付さなければならぬ。

い。この場合において選挙区がないときは、すべての選挙人の投票に付さなければならぬ。

第十四項第五項の規定は第一項の選舉権を有する者及びその総数の三分の一の數(その総数が四十万を超える場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十萬を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)について、同条第六項の規定は第一項の代表者について、同条第七項から第九項まで及び第七十四条の二から第七十四条の四までの規定は第一項の規定による請求者の署名について準用する。この場合において、第七十七条第六項第三号中「都道府県の区域内の」とあるのは、「選舉区の区域の全部又は一部が含まれる」とある。

第八十一条 選挙権を有する者は、政令の定めるところにより、その総数の三分の一（その総数が四十万を超える八十万以下の場合はその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四

十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の二を乗じて得た数とを合算して得た数) 以上の者の連署をもつて、その代表者から、普通地方公共団体の選舉管理委員会に対し、当該普通地方公共団体の長の解職の請求をすることがで
きる。

第七十四条第五項の規定は前項の選挙権を有する者及びその総数の三分の一の数(その総数が四十万を超える八十万以下の場合は、その四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合には、その八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の二を乗じて得た数とを合算して得た数)について、同条第六項の規定は前項の代表者について、同条第七項から第九項まで及び第七十四条の二から第七十四条の四までの規定は前項の規定による請求者の署名について、第七十六条第二項及び第三項の規定は前項の請求について準用する。

第一項の規定による解職の投票の結果が判明したときは、委員会は、直ちにこれを同条第一項の代表者並びに当該普通地方公共団体の議会の関係議員及び議長に通知し、かつ、これを公表するとともに、都道府県にあつては都道府県知事に、市町村にあつては市町村長に報告しなければならない。その投票の結果が確定したときも、また、同様とする。

第八十三条 普通地方公共団体の議会の議員又は長は、第八十条第三項又は第八十一条第二項の規定による解職の投票において、過半数の同意があつたときは、その職を失う。

第八十四条 第八十二条第一項及び第八十三条第一項の規定に依る公職選挙の議員又は長の解職の請求は、その就職の日から一年間及び第八十条第三項又は第八十一条第二項の規定による解職の投票の日から一年間は、これをすることができる。ただし、公職選挙法第百条第六項の規定により当選人と定められ普通地方公共団体の議会の議員又は長となつた者に対する解職の請求は、その就職の日から一年以内においても、これをすることができる。

第八十五条 政令で特別の定をするものを除く外、公職選挙法中普通地方公共団体の選挙に関する規定は、第七十六条第三項の規定による解散の投票並びに第八十条第三項及び第八十一条第二項の規定による解職の投票にこれを準用する。

前項の投票は、政令の定めるところにより、普通地方公共団体の選挙と同時にこれを行なうことができる。

おいて「指定都市」という。の総合区長については当該総合区の区域内において選挙権を有する者、指定都市の区又は総合区の選挙管理委員については当該区又は総合区の区域内において選挙権を有する者、道の方面公安委員会の委員については当該方面公安委員会の管理する方面本部の管轄区域内において選挙権を有する者は、政令の定めるところにより、その総数の三分の一（その総数が四十万を超える場合はその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）以上の者の連署をもつて、その代表者から、普通地方公共団体の長に対し、副知事若しくは副市町村長、指定都市の総合区長、選挙管理委員若しくは監査委員又は公安委員会の委員の解職の請求をすることができる。

前項の請求があつたときは、当該普通地方公共団体の長は、直ちに請求の要旨を公表しなければならない。

第七十四条第五項の規定は第一項の選挙権を有する者及びその総数の三分の一の数（その総数を同項の代表者及び関係者に通知し、かつ、これを公表しなければならない。

が四十万を超える八十万以下の場合につてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合につてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)について、同条第六項の規定は第一項の代表者について、同条第七項から第九項まで及び第七十四条の二から第七十四条の四までの規定は第一項の規定による請求者の署名について準用する。この場合において、第七十四条第六項第三号中「区域内」とあるのは「区域内(道の方面公安委員会の委員に係る請求については、当該方面公安委員会の管理する方面本部の管轄区域内)」と、「市の区及び総合区(総合区長に係る請求については当該総合区、区又は総合区の選挙管理委員に係る請求については当該区又は総合区に限る。)」と読み替えるものとする。

第八十七条 前条第一項に掲げる職に在る者は、同条第三項の場合において、當該普通地方公共団体の議会の議員の三分の二以上の者が出席し、その四分の三以上の者の同意があつたときは、その職を失う。

第八十八条 第百十八条规定は、前条第三項の規定による議決についてこれを準用する。
第八十六条第一項の規定による副知事若しくは副市长町村長又は第二百五十二条の十九
第一項に規定する総合区長の解職の請求は、その就職の日から一年間及び第八十六条
第三項の規定による議会の議決の日から一年間は、これをすることができない。

第八十六条第一項の規定による選挙管理委員若しくは監査委員又は公安委員会の委員の解職の請求は、その就職の日から六箇月間及び同条第三項の規定による議会の議決の日から六箇月間は、これをすることができない。

第六章 議会

第一節 組織

普通地方公共団体に、その議事機関として、当該普通地方公共団体の住民が選挙した議員をもつて組織される議会を置く。

普通地方公共団体の議会は、この法律の定めるところにより当該普通地方公共団体の重要な意思決定に関する事件を議決し、並びにこの法律に定める検査及び調査その他の権限を行使する。前項に規定する議会の権限の適切な行使に資するため、普通地方公共団体の議員は、住民の負託を受け、誠実にその職務を行わなければならない。

第九十条 都道府県の議会の議員の定数は、条例で定める。

前項の規定による議員の定数の変更は、一般選挙の場合でなければ、これを行うことができない。

第六条の二第一項の規定による処分により、著しく人口の増加があつた都道府県においては、前項の規定にかかわらず、議員の任期中においても、議員の定数を増加することができる。

第六条の二第一項の規定により都道府県の設置をしようとする場合において、その区域の全部が当該新たに設置される都道府県の一部となる都道府県（以下本条において「設置関係都道府県」という。）は、その協議により、あらかじめ、新たに設置される都道府県の議員の定数を定めなければならない。

前項の規定により新たに設置される都道府県の議会の議員の定数を定めたときは、設置関係都道府県は、直ちに当該定数を告示しなければならない。

前項の規定により告示された新たに設置される都道府県の議会の議員の定数は、第一項の規定に基づく当該都道府県の条例により定められたものとみなす。

第四項の協議については、設置関係都道府県の議決を経なければならない。

第九十一条 市町村の議会の議員の定数は、条例で定める。

前項の規定による議員の定数の変更は、一般選挙の場合でなければ、これを行うことができない。

第七条第一項又は第三項の規定による処分により、著しく人口の増減があつた市町村においては、前項の規定にかかわらず、議員の任期中においても、議員の定数を増減することができる。

前項の規定により議員の任期中にその定数を減少した場合において当該市町村の議会の議員の職に在る者の数がその減少した定数を超えているときは、当該議員の任期中は、その数を以て定数とする。但し、議員に欠員を生じたときは、これに応じて、その定数は、当該定数に至るまで減少するものとする。

第七条第一項又は第三項の規定により市町村の設置を伴う市町村の廃置分合をしようとする場合において、その区域の全部又は一部が当該廃置分合により新たに設置される市町村の区域の全部又は一部となる市町村（以下本条において「設置関係市町村」という。）は、設置関係市町村が二以上のときは設置関係市町村の協議により、設置関係市町村が一のときは当該設置関係市町村の議決を経て、あらかじめ、新たに設置される市町村の議会の議員の定数を定めなければならない。

前項の規定により新たに設置される市町村の議員の定数を定めたときは、設置関係市町村は、直ちに当該市町村の協議により定められたものとみなす。

第五項の協議については、設置関係市町村の議決を経なければならない。

第九十二条 普通地方公共団体の議員は、衆議院議員又は参議院議員と兼ねることができない。

普通地方公共団体の議員は、地方公共団体の議員並びに常勤の職員及び地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二条の四第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「短時間勤務職員」という。）と兼ねることができない。

第九十二条の二 普通地方公共団体の議員は、当該普通地方公共団体に対し請負（業として

行う工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物件の納入その他の取引で当該普通地方公共団体が対価の支払をすべきものをいう。以下この条、第一百四十二条、第一百八十一条の五第六項及び第二百五十二条の二十八第三項第十二号において同じ。）をする者（各会計年度において支払を受ける当該請負の対価の総額が普通地方公共団体の議会の適正な運営の確保のための環境の整備を図る観点から政令で定める額を超えない者を除く。）及びその支配人又は主として同一の行為をする法人の無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人及び清算人たることができない。

第九十三条 普通地方公共団体の議員の任期は、四年とする。

前項の任期の起算、補欠議員の在任期間及び議員の定数に異動を生じたためあらたに選挙された議員の在任期間については、公職選挙法第二百五十八条及び第二百六十条の定めるところによる。

第九十四条 町村は、条例で、第八十九条第一項の規定にかかわらず、議会を置かず、選挙権を有する者の総会を設けることができる。

第九十五条 前条の規定による町村総会に関しては、町村の議会に関する規定を準用する。

第二節 権限

第九十六条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

第一条を設け又は改廃すること。

二 予算を定めること。

三 決算を認定すること。

四 法律又はこれに基づく政令に規定するものを除くほか、地方税の賦課徴収又は分担金、使用料、加入金若しくは手数料の徴収に関する事。

五 その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める契約を締結すること。

六 条例で定める場合を除くほか、財産を交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けること。

七 不動産を信託すること。

八 前二号に定めるものを除くほか、その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める財産の取得又は処分をすること。

九 負担付きの寄附又は贈与を受けること。

十 法律若しくはこれに基づく政令又は条例に特別の定めがある場合を除くほか、権利を放棄すること。

十一 条例で定める重要な公の施設につき条例で定める長期かつ独占的な利用をさせる事。

十二 普通地方公共団体がその当事者である審査請求その他の不服申立て、訴えの提起（普通地方公共団体の行政手の処分又は裁決（行政事件訴訟法第三条第二項に規定する処分又は同条第三項に規定する裁決をいう。以下この号、第一百五条の二、第一百九十二条及び第一百九十九条の三第三項において同じ。）に係る同法第十一一条第一項（同法第三十八条第一項（同法第四十三条第二項において準用する場合を含む。）又は同法第四十三条第一項において準用する場合を含む。）の規定による普通地方公共団体を被告とする訴訟（以下この号、第一百五条の二、第一百九十二条及び第一百九十九条の三第三項において「普通地方公共団体を被告とする訴訟」という。）に係るもの）を除く）、和解（普通地方公共団体の行政手の処分又は裁決に係る普通地方公共団体を被告とする訴訟に係るもの）を除く）、あつせん、調停及び仲裁に関する事。

十三 法律上その義務に属する損害賠償の額を定めること。

十四 普通地方公共団体の区域内の公共的団体等の活動の総合調整に関する事。

十五 その他法律又はこれに基づく政令（これらに基づく条例を含む。）により議会の権限に属する事項

前項に定めるものを除くほか、普通地方公共団体は、条例で普通地方公共団体に関する事件（法定受託事務に係るものにあつては、国の安全に関することその他の事由により議会の議決すべきものとすることが適当でないものとして政令で定めるものを除く。）につき議会の議決すべきものを定めることができる。

第九十七条 普通地方公共団体の議会は、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する選挙を行わなければならない。

議会は、予算について、増額してこれを議決することを妨げない。但し、普通地方公共団体の長の予算の提出の権限を侵すことはできない。

第九十八条 普通地方公共団体の議会は、当該普通地方公共団体の事務（自治事務にあつては労働委員会及び収用委員会の権限に属する事務で政令で定めるものを除き、法定受託事務にあつては國の安全を害するおそれがあることその他の事由により本項の監査の対象とすることが適當でないものとして政令で定めるものを除く。）に関する書類及び計算書を検閲し、当該普通地方公共団体の長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会又は監査委員その他法律に基づく委員会又は委員の報告を請求して、当該事務の管理、議決の執行及び出納を検査することができる。

第九十九条 普通地方公共団体の議会は、当該普通地方公共団体の公益に関する事件につき意見書を国会又は関係行政庁に提出することができる。

第一百条 普通地方公共団体の議会は、当該普通地方公共団体の事務（自治事務にあつては労働委員会及び収用委員会の権限に属する事務で政令で定めるものを除き、法定受託事務にあつては國の安全を害するおそれがあることその他の事由により本項の監査の対象とすることが適當でないものとして政令で定めるものを除く。）に関する監査を求める。監査の結果に関する報告を請求することができる。この場合における監査の実施については、第百九十九条第二項後段の規定を準用する。

第一百一条 普通地方公共団体の議会は、当該普通地方公共団体の事務（自治事務にあつては労働委員会及び収用委員会の権限に属する事務で政令で定めるものを除き、法定受託事務にあつては國の安全を害するおそれがあることその他の事由により議会の調査の対象とすることが適當でないものとして政令で定めるものを除く。次項において同じ。）に関する調査を行うことができる。この場合において、当該調査を行うために必要があると認めるときは、選挙人その他の関係人の出頭及び証言並びに記録の提出を請求することができる。

民事訴訟に関する法令の規定中証人の訊問に関する規定は、この法律に特別の定めがあるものとしないほか、前項後段の規定により議会が当該普通地方公共団体の事務に関する調査のため選挙人その他の関係人の証言を請求する場合に、これを準用する。ただし、過料、罰金、拘留又は勾引に関する規定は、この限りでない。

第一項後段の規定により出頭又は記録の提出の請求を受けた選挙人その他の関係人が、正当の理由がないのに、議会に出席せず若しくは記録を提出しないときは、六箇月以下の禁錮又は十万円以下の罰金に処する。

議会は、選挙人その他の関係人が公務員たる地位において知り得た事実については、その者から職務上の秘密に属するものである旨の申立を受けたときは、当該官公署の承認がなければ、当該事実に関する証言又は記録の提出を請求することができない。この場合において当該官公署が承認を拒むときは、その理由を疏明しなければならない。

議会が前項の規定による疏明を理由がないと認めるときは、当該官公署に対し、当該証言又は記録の提出が公の利益を害する旨の声明を要求することができる。

その他の関係人は、証言又は記録の提出をしなければならない。

第二項において準用する民事訴訟に関する法令の規定により宣誓した選挙人その他の関係人が虚偽の陳述をしたときは、これを三箇月以上五年以下の禁錮に処する。

前項の罪を犯した者が議会において調査が終了した旨の議決がある前に自白したときは、その刑を減輕し又は免除することができる。

議会は、選挙人その他の関係人が、第三項又は第七項の罪を犯したものと認めるときは、告発しなければならない。但し、虚偽の陳述をした選挙人その他の関係人が、議会の調査が終了した旨の議決がある前に自白したときは、告発しないことができる。

議会が第一項の規定による調査を行うため当該普通地方公共団体の区域内の団体等に対し照会をし又は記録の送付を求めたときは、当該団体等は、その求めに応じなければならない。

議会は、第一項の規定による調査を行う場合においては、予め、予算の定額の範囲内において、当該調査のため要する経費の額を定めて置かなければならぬ。その額を超えて経費の支出を必要とするときは、更に議決を経なければならない。

議会は、会議規則の定めるところにより、議案の審査又は議会の運営に関する協議又は調整を行うための場を設けることができる。

議会は、議案の審査又は当該普通地方公共団体の事務に関する調査のためその他議会において必要があると認めるときは、会議規則の定めるところにより、議員を派遣することができる。

普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務活動費を交付することができる。この場合において、当該政務活動費の交付の対象、額及び交付の方法並びに当該政務活動費を充てることができる経費の範囲は、条例で定めなければならない。

前項の政務活動費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務活動費に係る収入及び支出の状況を書面又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）をもつて議長に報告するものとする。

議長は、第十四項の政務活動費については、その使途の透明性の確保に努めるものとする。

政府は、都道府県の議会に官報及び政府の刊行物を、市町村の議会に官報及び市町村に特に関係があると認める政府の刊行物を送付しなければならない。

都道府県は、当該都道府県の区域内の市町村の議会及び他の都道府県の議会に、公報及び適当と認める刊行物を送付しなければならない。

議会は、議員の調査研究に資するため、図書室を附置し前二項の規定により送付を受けた官報、公報及び刊行物を保管して置かなければならない。

前項の図書室は、一般にこれを利用させることができることとする。

第三節 招集及び会期

第一百一条 普通地方公共団体の議会は、普通地方公共団体の事務に関する調査のために専門的事項に係る調査を実施する場合に、議長は、議会運営委員会の議決を経て、当該普通地方公共団体の長に対し、会議に付議すべき事件を示して臨時会の招集を請求することができる。

議員の定数の四分の一以上の者は、当該普通地方公共団体の長に対し、会議に付議すべき事件を示して臨時会の招集を請求することができる。

前二項の規定による請求があつたときは、当該普通地方公共団体の長は、請求のあつた日から二十日以内に臨時会を招集しなければならない。

第二項の規定による請求があつた日から二十日以内に当該普通地方公共団体の長が臨時会を招集しないときは、第一項の規定にかかるわらず、議長は、臨時会を招集することができる。

第三項の規定による請求があつた日から二十日以内に当該普通地方公共団体の長が臨時会を招集しないときは、第一項の規定にかかるわらず、議長は、第三項の規定による請求をした者の申出に基づき、当該申出があつた日から、都道府県及び市にあつては十日以内、町村にあつては六日以内に臨時会を招集しなければならない。

招集は、開会の日前、都道府県及び市にあつては七日、町村にあつては三日までにこれを告示しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。
前項の規定による招集の告示をした後に当該招集に係る開会の日に会議を開くことが災害その他やむを得ない事由により困難であると認めるときは、当該告示をした者は、当該招集に係る開会の日の変更をすることができる。この場合においては、変更後の開会の日及び変更の理由を告示しなければならない。

第一百二条 普通地方公共団体の議会は、定例会及び臨時会とする。

定例会は、毎年、条例で定める回数これを招集しなければならない。

臨時会は、必要がある場合において、その事件に限りこれを招集する。

臨時会に付議すべき事件は、普通地方公共団体の長があらかじめこれを告示しなければならない。

前項第五項又は第六項の場合においては、前項の規定にかかるわらず、議長が、同条第二項又は第三項の規定による請求において示された会議に付議すべき事件を臨時会に付議すべき事件として、あらかじめ告示しなければならない。
臨時会の開会中に緊急を要する事件があるときは、前三項の規定にかかるわらず、直ちにこれを会議に付議することができる。

普通地方公共団体の議会の会期及びその延長並びにその開閉に関する事項は、議会がこれを定める。

第一百二条の二 普通地方公共団体の議会は、前条の規定にかかるわらず、条例で定めるところにより、定例会及び臨時会とせず、毎年、条例で定める日から翌年の当該日の前日までを会期とすることができる。

前項の議会は、第四項の規定により招集しなければならないものとされる場合を除き、前項の条例で定める日の到来をもつて、普通地方公共団体の長が当該日にこれを招集したものとみなす。

第一項の会期中において、議員の任期が満了したときは、議会が解散されたとき又は議員が全てなくなつたときは、同項の規定にかかるわらず、その任期満了の日、その解散の日又はその議員が全てなくなつた日をもつて、会期は終了するものとする。

前項の規定により会期が終了した場合には、普通地方公共団体の長は、同項に規定する事由により行われた一般選挙により選出された議員の任期が始まる日から三十日以内に議会を招集しなければならない。この場合においては、その招集の日から同日後の最初の第一項の条例で定める日の前日までを会期とするものとする。

第三項の規定は、前項後段に規定する会期について準用する。
第一項の議会は、条例で、定期的に会議を開く日（以下「定例日」という。）を定めなければならない。

普通地方公共団体の長は、第一項の議会の議長に対し、会議に付議すべき事件を示して定例日以外の日において会議を開くことを請求することができる。この場合において、議長は、当該請求のあつた日から、都道府県及び市にあつては七日以内、町村にあつては三日以内に会議を開かなければならぬ。
第一項の場合における第七十四条第三項、第一百二十二条第一項、第二百四十三条の三第二項及び第三項並びに第二百五十二条の三十九第四項の規定の適用については、第七十四条第三項中「二十日以内に議会を招集し」とあるのは、「二十日以内に」と、第一百二十二条第一項中「議会の審議」とあるのは、「定例日に開かれる会議の審議又は議案の審議」と、第二百四十三条の三第二項及び第三項中「次の議会」とあるのは、「次の定例日に開かれる会議」と、第二百五十二条の三十九第四項中「二十日以内に議会を招集し」とあるのは、「二十日以内に」とする。

第四節 議長及び副議長

普通地方公共団体の議会は、議員の中から議長及び副議長一人を選舉しなければならない。
第一百三条 普通地方公共団体の議会は、議員の中から議長及び副議長一人を選舉しなければならない。

議長及び副議長の任期は、議員の任期による。

第一百四条 普通地方公共団体の議会の議長は、議場の秩序を保持し、議事を整理し、議会の事務を統理し、議会を代表する。

第一百五条 普通地方公共団体の議会の議長は、委員会に出席し、発言することができる。

第一百五条の二 普通地方公共団体の議会又は議長（第一百三十八条の二第一項及び第二項において「議会等」という。）の処分又は裁決に係る普通地方公共団体を被告とする訴訟については、議長が当該普通地方公共団体を代表する。

第一百六条 普通地方公共団体の議会の議長に事故があるときは、又は議長が欠けたときは、副議長が議長の職務を行う。

議長及び副議長とともに事故があるときは、副議長を選挙し、議長の職務を行わせる。

議会は、仮議長の選任を議長に委任することができる。

第一百七条 第百三十三条第一項及び前条第二項の規定による選挙を行う場合において、議長の職務を行なう者がないときは、年長の議員が臨時に議長の職務を行う。

第一百八条 普通地方公共団体の議会の議長及び副議長は、議会の許可を得て辞職することができる。但し、副議長は、議会の閉会中においては、議長の許可を得て辞職することができる。

第五節 委員会
普通地方公共団体の議会は、条例で、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会を置くことができる。

第一百九条 普通地方公共団体の議会は、条例で、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会を置くことができる。

議会運営委員会は、次に掲げる事項に関する調査を行い、議案、請願等を審査する。

一 議会の運営に関する事項
第二 委員会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項
三 議長の諮問に関する事項

特別委員会は、議会の議決により付議された事件を審査する。

第一百五十五条の二の規定は、委員会について準用する。

委員会は、議会の議決すべき事件のうちその部門に属する当該普通地方公共団体の事務に関するものにつき、議会に議案を提出することができる。ただし、予算については、この限りでない。

前項の規定による議案の提出は、文書をもつてしなければならない。

第一百四十四条 普通地方公共団体の議員の定数の半数以上の者から請求があるときは、議長は、その日の会議を開かなければならない。この場合において議長がなお会議を開かないときは、第百六条第一項又は第二項の例による。

第一百五十五条 普通地方公共団体の議員の会議は、これを公開する。但し、議長又は議員三人以上の発議により、出席議員の三分の二以上の多数で議決したときは、秘密会を開くことができる。

前項但書の議長又は議員の発議は、討論を行わないでその可否を決しなければならない。

第一百五十六条 普通地方公共団体の議員は、会議において、予算その他重要な議案、請願等について公聴会を開き、眞に利害関係を有する者又は学識経験を有する者等から意見を聞くことができる。

普通地方公共団体の議会は、会議において、当該普通地方公共団体の事務に関する調査又は審査のため必要があると認めるときは、参考人の出頭を求め、その意見を聞くことができる。

第一百五十七条 普通地方公共団体の議会が議案に対する修正の動議を議題とするに当たつては、議員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決することによる。

第一百五十八条 この法律に特別の定がある場合を除く外、普通地方公共団体の議事は、出席議員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決することによる。

第一百五十九条 普通地方公共団体の議員は、議員として議決に加わる権利を有しない。

第一百六十条 普通地方公共団体の議会の議長及び議員は、自己若しくは父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹の身上に関する事件又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事件については、その議事に参与することができない。但し、議会の同意があつたときは、会議に出席し、発言することができる。

第一百六十二条 法律又はこれに基づく政令により普通地方公共団体の議会において行う選挙については、公職選挙法第四十六条第一項及び第四項、第四十七条、第四十八条、第六十一条第一項並びに普通地方公共団体の議会の議員の選挙に関する第九十五条の規定を準用する。その投票の効力に關し異議があるときは、議会がこれを決定する。

議会は、議員中に異議がないときは、前項の選挙につき指名推選の方法を用いることができる。指名推選の方法を用いる場合においては、被指名人を以て当選人と定めるべきかどうかを会議に諮り、議員の全員の同意があつた者を以て当選人とする。

一の選挙を以て二人以上を選挙する場合においては、被指名人を区分して前項の規定を適用しない。

第一項の規定による決定に不服がある者は、決定があつた日から二十一日以内に、都道府県にあつては総務大臣、市町村にあつては都道府県知事に審査を申し立て、その裁決に不服がある者は、裁決のあつた日から二十一日以内に裁判所に出訴することができる。

第一項の規定による決定は、文書を以てし、その理由を附けてこれを本人に交付しなければならない。ただし、出席すべき日時に議場に出席できないことについて正当な理由がある場合において、その旨を議長に届け出たときは、この限りでない。

第一百六十三条 普通地方公共団体の議会は、会議規則を設けなければならない。

第一百六十四条 普通地方公共団体の長、教育委員会の教育長、選挙管理委員会の委員長、人事委員会の委員長又は公平委員会の委員長、労働委員会の委員長、農業委員会の会長及び監査委員その他法律に基づく委員会の代表者又は委員並びにその委任又は嘱託を受けた者は、議会の審議に必要な説明のため議長から出席を求められたときは、議場に出席しなければならない。

普通地方公共団体の執行機関の事務に支障を及ぼすことのないよう配慮しなければならない。

は、普通地方公共団体の執行機関の事務に支障を及ぼすことのないよう配慮しなければならない。

第一百二十二条 普通地方公共団体の長は、議会に、第二百十一条第二項に規定する予算に関する説明書その他当該普通地方公共団体の事務に関する説明書を提出しなければならない。

第一百二十三条 議長は、事務局長又は書記長（書記長を置かない町村においては書記）に書面又は電磁的記録により会議録を作成させ、並びに会議の次第及び出席議員の氏名を記載させ、又は記録させなければならない。

会議録が書面をもつて作成されているときは、議長及び議会において定めた二人以上の議員がこれに署名しなければならない。

第一百二十四条 普通地方公共団体の議会に請願しようとする者は、議員の紹介により請願書を提出しなければならない。

第一百二十五条 普通地方公共団体の議会は、その採択した請願で当該普通地方公共団体の長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会又は監査委員その他法律に基づく委員会又は委員において措置することが適當と認めるものは、これらの者にこれを送付し、かつ、その請願の処理の経過及び結果の報告を請求することができる。

第八節 請願
議員の辞職及び資格の決定

第一百二十六条 普通地方公共団体の議会の議員は、議会の許可を得て辞職することができる。但し、閉会中においては、議長の許可を得て辞職することができます。

第一百二十七条 普通地方公共団体の議会の議員が被選挙権を有しない者であるとき、又は第九十二条の二（第二百八十七条の二第七項において準用する場合を含む。（以下この項において同じ。））の規定に該当するときは、その職を失う。その被選挙権の有無又は第九十二条の二の規定に該当するかどうかは、議員が公職選挙法第十一条、第十二条の二若しくは第二百五十二条又は政治資金規正法第二十八条の規定に該当するため被選挙権を有しない場合を除くほか議会がこれを決定する。この場合においては、出席議員の三分の二以上の多数によりこれを決定しなければならない。

前項の場合においては、議員は、第二百十七条の規定にかかるらず、その会議に出席して自己の資格に關し弁明することはできるが決定に加わることができない。

第二百八十五条及び第六項の規定は、第一項の場合について準用する。

第一百二十八条 普通地方公共団体の議員は、公職選挙法第二百二条第一項若しくは第二百六条第一項の規定による異議の申出、同法第二百二条第二項若しくは第二百六条第二項の規定による審査の申立て、同法第二百三条第一項、第二百七条第一項、第二百十条若しくは第二百十一条の訴訟の提起に対する決定、裁決又は判決が確定するまでの間（同法第二百十条第一項の規定による訴訟を提起することができる場合において、当該訴訟が提起されなかつたとき、当該訴訟についての訴えを却下し若しくは訴状を却下する裁判が確定したとき、又は当該訴訟が取り下げられたときは、それぞれ同項に規定する出訴期間が経過するまで、当該裁判が確定するまで又は当該取下げが行われるまでの間）は、その職を失わない。

第九節 紀律

第一百二十九条 普通地方公共団体の議会の会議中この法律又は会議規則に違反しその他議場の秩序を乱す議員があるときは、議長は、これを制止し、又は発言を取り消させ、その命令に従わないときは、その日の会議が終るまで発言を禁止し、又は議場の外に退去させることができる。

議長は、議場が騒然として整理することが困難であると認めるときは、その日の会議を閉じ、又は中止することができる。

第一百四十二条 普通地方公共団体の長は、衆議院議員又は参議院議員と兼ねることができない。

普通地方公共団体の長は、地方公共団体の議会の議員並びに常勤の職員及び短時間勤務職員と兼ねることができない。

第一百四十三条 普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体に対し請負をする者及びその支配人又は主として同一の行為をする法人（当該普通地方公共団体が出資している法人で政令で定めるものを除く。）の無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれらに準すべき者、支配人及び清算人たることはできない。

第一百四十四条 普通地方公共団体の長が、被選挙権を有しなくなつたとき又は前条の規定に該当するときは、その職を失う。その被選挙権の有無又は同条の規定に該当するかどうかは、普通地方公共団体の長が公職選挙法第十一条、第十九条の二若しくは第二百五十二条又は政治資金規正法第二十八条の規定に該当するため被選挙権を有しない場合を除くほか、当該普通地方公共団体の選挙管理委員会がこれを決定しなければならない。

前項の規定による決定は、文書をもつてし、その理由をつけてこれを本人に交付しなければならない。

第一項の規定による決定についての審査請求は、都道府県にあつては総務大臣、市町村にあつては都道府県知事に對してするものとする。

第一百四十五条 普通地方公共団体の長は、公職選挙法第二百二条第一項若しくは第二百六条第一項の規定による異議の申出、同法第二百二条第二項若しくは第二百六条第二項の規定による審査の申立て、同法第二百三条第一項、第二百七条第一項、第二百十条若しくは第二百十一条の訴訟の提起に対する決定、裁決又は判決が確定するまでの間（同法第二百十条第一項の規定による訴訟の提起による場合において、当該訴訟が提起されなかつたとき、当該訴訟についての訴えを却下し若しくは訴状を却下する裁判が確定したとき、又は当該訴訟が取り下げられたときは、それぞれ同項に規定する出訴期間が経過するまで、当該裁判が確定するまで又は当該取下げが行われるまでの間）は、その職を失わない。

第一百四十六条 第二款 削除

第一百四十七条 普通地方公共団体の長は、退職しようとするときは、その退職しようとする日前、都道府県知事にあつては三十日、市町村長にあつては二十日までに、当該普通地方公共団体の議会の議長に申し出なければならない。但し、議会の同意を得たときは、その期日前に退職することができる。

第一百四十八条 普通地方公共団体の長は、概ね左に掲げる事務を担任する。

- 一 普通地方公共団体の議会の議決を経べき事件につきその議案を提出すること。
- 二 予算を調製し、及びこれを執行すること。
- 三 地方税を賦課徴収し、分担金、使用料、加入金又は手数料を徴収し、及び過料を科すること。

第一百四十九条 普通地方公共団体の長は、概ね左に掲げる事務を担任すること。

- 一 普通地方公共団体の議会の認定に付すること。
- 二 決算を普通地方公共団体の議会の認定に付すること。
- 三 財産を取得し、管理し、及び処分すること。
- 四 証書及び公文書類を保管すること。
- 五 会計を監督すること。
- 六 公の施設を設置し、管理し、及び廃止すること。
- 七 八 前各号に定めるものを除く外、当該普通地方公共団体の事務を執行すること。
- 九 「指定都市」という。の市長は、その担任する事務のうち次に掲げるものの管理及び執行

が法令に適合し、かつ、適正に行われることを確保するための方針を定め、及びこれに基づき必要な体制を整備しなければならない。

一 財務に関する事務その他総務省令で定める事務

二 前号に掲げるもののほか、その管理及び執行が法令に適合し、かつ、適正に行われることを特に確保する必要がある事務として当該都道府県知事又は指定都市の市長が認めるものうち次に掲げるものの管理及び執行が法令に適合し、かつ、適正に行われることを確保するための方針を定め、及びこれに基づき必要な体制を整備するよう努めなければならない。

一 前項第一号に掲げる事務、前号に掲げるもののほか、その管理及び執行が法令に適合し、かつ、適正に行われることを特に確保する必要がある事務として当該市町村長が認めるもの

二 都道府県知事又は市町村長は、第一項若しくは前項の方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

都道府県知事、指定都市の市長及び第二項の方針を定めた市町村長（以下この条において「都道府県知事等」という。）は、毎会計年度少なくとも一回以上、総務省令で定めるところにより、第一項又は第二項の方針及びこれに基づき整備した体制について評価した報告書を作成しなければならない。

都道府県知事等は、前項の報告書を監査委員の審査に付さなければならぬ。

都道府県知事等は、前項の規定により監査委員の審査に付した報告書を監査委員の意見を付けて議会に提出しなければならない。

前項の規定による意見の決定は、監査委員の合議によるものとする。

都道府県知事等は、第六項の規定により議会に提出した報告書を公表しなければならない。

前項に定めるものほか、第一項又は第二項の方針及びこれに基づき整備する体制に關し必要な事項は、総務省令で定める。

第一百五十二条 削除

第一百五十二条 普通地方公共団体の長に事故があるとき、又は長が欠けたときは、副知事又は副市町村長がその職務を代理する。この場合において副知事又は副市町村長が二人以上あるときは、あらかじめ当該普通地方公共団体の長が定めた順序、又はその定めがないときは席次の上下により、席次の上下が明らかでないときは年齢の多少により、年齢が同じであるときはくじにより定めた順序で、その職務を代理する。

副知事若しくは副市町村長にも事故があるとき若しくは副知事若しくは副市町村長も欠けたときは又は副知事若しくは副市町村長を置かない普通地方公共団体において当該普通地方公共団体の長に事故があるとき若しくは当該普通地方公共団体の長が欠けたときは、その補助機関である職員のうちから当該普通地方公共団体の長の指定する職員がその職務を代理する。

前項の場合において、同項の規定により普通地方公共団体の長の職務を代理する者がないときは、その補助機関である職員のうちから当該普通地方公共団体の規則で定めた上席の職員がその職務を代理する。

普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務の一部をその管理に属する行政庁に委任することができる。

第一百五十四条 普通地方公共団体の長は、その補助機関である職員を指揮監督する。

第一百五十五条 普通地方公共団体の長は、その処分を取り消し、又は停止することができる。普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務を分掌させるため、条例で、必要な事務所、市町村にあつては支所又は出張所を設けることができる。

支庁若しくは地方事務所又は支所若しくは出張所の位置、名称及び所管区域は、条例でこれを定めなければならない。

第四条第二項の規定は、前項の支庁若しくは地方事務所又は支所若しくは出張所の位置及び所管区域にこれを準用する。

普通地方公共団体の長は、前条第一項に定めるものを除くほか、法律又は条例で定めるところにより、保健所、警察署その他の行政機関を設けるものとする。

前項の行政機関の位置、名称及び所管区域は、条例で定める。

第四条第二項の規定は、第一項の行政機関の位置及び所管区域について準用する。

普通地方行政機関（駐在機関を含む。以下この項において同じ。）は、国会の承認を経なければ、設けてはならない。國の地方行政機関の設置及び運営に要する経費は、国において負担しなければならない。

前項前段の規定は、司法行政及び懲戒機関、地方出入国在留管理局の支局及び出張所並びに支局の出張所、警察機関、官民人材交流センターの支所、検疫機関、防衛省の機関、税關の出張所及び監視署、税關支署並びにその出張所及び監視署、税務署及びその支署、国税不服審判所の支部、地方航空局の事務所その他の航空現業官署、総合通信局の出張所、電波観測所、文教施設、国立の病院及び療養施設、気象官署、海上警備救助機関、航路標識及び水路官署、森林管理署並びに専ら國費をもつて行う工事の施行機関については、適用しない。

第一百五十七条 普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体の区域内の公共的団体等の活動の総合調整を図るため、これを指揮監督することができる。

前項の場合において必要があるときは、普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体の区域内の公共的団体等をして事務の報告をさせ、書類及び帳簿を提出させ及び実地について事務を視察することができる。

普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体の区域内の公共的団体等の監督上必要な処分をし又は当該公共的団体等の監督官庁の措置を申請することができる。

前項の監督官庁は、普通地方公共団体の長の処分を取り消すことができる。

第一百五十八条 普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務を分掌させるため、必要な内部組織を設けることができる。この場合において、当該普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織の設置及びその分掌する事務については、条例で定めるものとする。

普通地方公共団体の長は、前項の内部組織の編成に当たつては、当該普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織の設置及びその分掌する事務については、条例で定めるものとする。

前項の政令には、正当の理由がなくて事務の引継ぎを拒んだ者に対し、十万円以下の過料を科する規定を設けることができる。

第一百五十九条 一部事務組合の管理者（第二百八十七条の三第二項の規定により管理者に代えて理事会を置く第二百八十五条の第一部事務組合にあつては、理事会）又は広域連合の長（第二百九十一条の十三において準用する第二百八十七条の三第二項の規定により長に代えて理事会を置く広域連合にあつては、理事会）に係る第二百五十三条第一項又は第二項の方針及びこれに基づき整備する体制については、これらの者を市町村長（第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市の市长を除く。）とみなして、第一百五十条第二項から第九項までの規定を準用する。

第三款 補助機関

第一百六十一条 都道府県に副知事を、市町村に副市町村長を置く。ただし、条例で置かないことができる。

第一百六十二条 副知事及び副市町村長の定数は、条例で定める。

第一百六十三条 副知事及び副市町村長は、普通地方公共団体の長が議会の同意を得てこれを選任する。任期中においてもこれを解職することができます。

第一百六十四条 公職選挙法第十一条第一項又は第十一条の二の規定に該当する者は、副知事又は副市町村長となることができない。

副知事又は副市町村長は、公職選挙法第十一条第一項の規定に該当するに至つたときは、その職を失う。

普通地方公共団体の長の職務を代理する副知事又は副市町村長は、退職しようとするときは、その退職しようとする日前二十日までに、当該普通地方公共団体の議会の議長に申し出なければならない。ただし、議会の承認を得たときは、その期日前に退職することができる。

前項に規定する場合を除くほか、副知事又は副市町村長は、その退職しようとする日前二十日までに、当該普通地方公共団体の長に申し出なければならない。ただし、当該普通地方公共団体の長の承認を得たときは、その期日前に退職することができる。

前項に規定する場合を除くほか、副知事又は副市町村長は、検察官、警察官若しくは収税官吏又は普通地方公共団体における公安委員会の委員と兼ねることができない。

第一百四十二条、第一百四十二条及び第一百五十九条の規定は、副知事及び副市町村長にこれを準用する。

普通地方公共団体の長は、副知事又は副市町村長が前項において準用する第一百四十二条の規定に該当するときは、これを解職しなければならない。

第一百六十七条 副知事及び副市町村長は、普通地方公共団体の長を補佐し、普通地方公共団体の長の命を受け政策及び企画をつかさどり、その補助機関である職員の担任する事務を監督し、別に定めるところにより、普通地方公共団体の長の職務を代理する。

前項に定めるもののほか、副知事及び副市町村長は、普通地方公共団体の長の権限に属する事務の一部について、第一百五十三条第一項の規定により委任を受け、その事務を執行する。

前項の場合においては、普通地方公共団体の長は、直ちに、その旨を告示しなければならない。

第一百六十八条 普通地方公共団体に会計管理者一人を置く。

会計管理者は、普通地方公共団体の長の補助機関である職員のうちから、普通地方公共団体の長が命ずる。

第一百六十九条 普通地方公共団体の長、副知事若しくは副市町村長又は監査委員と親子、夫婦又は兄弟姉妹の関係にある者は、会計管理者となることができない。

会計管理者は、前項に規定する関係が生じたときは、その職を失う。

第一百七十条 法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、会計管理者は、当該普通地方公共団体の会計事務をつかさどる。

前項の会計事務を例示すると、おおむね次のとおりである。

一 現金（現金に代えて納付される証券及び基金に属する現金を含む。）の出納及び保管を行うこと。

二 小切手を振り出すこと。

三 有価証券（公有財産又は基金に属するものを含む。）の出納及び保管を行うこと。

四 物品（基金に属する動産を含む。）の出納及び保管（使用中の物品に係る保管を除く。）を行うこと。

五 現金及び財産の記録管理を行うこと。

六 支出負担行為に關する確認を行うこと。

決算を調製し、これを普通地方公共団体の長に提出すること。

普通地方公共団体の長は、会計管理者に事故がある場合において必要があるときは、当該普通

方公共団体の長がこれを命ずる。

出納員その他の会計職員は、普通地方公共団体の長の補助機関である職員のうちから、普通地方公共団体の長がこれを命ずる。

第一百八十三条 普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体の委員会又は委員と協議して、その補助機関である職員を、当該執行機関の事務を補助する職員若しくはこれらの執行機関の管理に属する機関の職員と兼ねさせ、若しくは当該執行機関の事務を補助する職員若しくはこれらの執行機関の管理に属する機関の職員に充て、又は当該執行機関の事務に従事させることができること。

第一百八十四条 普通地方公共団体の長は、各執行機関を通じて組織及び運営の合理化を図り、その相互の間に権衡を保持するため、必要があると認めるときは、当該普通地方公共団体の委員会若しくは委員の事務局又は委員会若しくは委員の管理に属する事務を掌る機関（以下本条中「事務局等」という。）の組織、事務局等に属する職員の定数又はこれらの職員の身分取扱について、委員会又は委員に必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

普通地方公共団体の委員会又は委員は、その権限に属する事務の一部を、当該普通地方公共団体の委員会若しくは出張所、第二百二条の四第二項に規定する地域自治区の事務所、第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市の区若しくは総合区の事務所若しくはその出張所、保健所その他の行政機関の長に委任し、若しくは普通地方公共団体の長の補助機関である職員若しくはその管理に属する支所若しくは地方事務所、支所若しくは出張所、第二百二条の四第二項に規定する地域自治区の事務所、第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市の区若しくは総合区の事務所若しくはその出張所、保健所その他の行政機関の長に委任し、若しくは普通地方公共団体の長の補助機関である職員若しくはその管理に属する行政機関に属する職員をして補助執行させ、又は当該普通地方公共団体の長に協議しなければならない。

第三節 委員会及び委員

第一款 通則

第一百八十五条 執行機関として法律の定めるところにより普通地方公共団体に置かなければならぬ委員会及び委員は、左の通りである。

一 教育委員会

二 選挙管理委員会

三 人事委員会又は人事委員会を置かない普通地方公共団体にあつては公平委員会

四 監査委員

前項に掲げるもののほか、執行機関として法律の定めるところにより都道府県に置かなければならぬ委員会は、次のとおりである。

一 公安委員会

二 労働委員会

三 収用委員会

四 海区漁業調整委員会

第一項に掲げるもののほか、執行機関として法律の定めるところにより市町村に置かなければならぬ委員会は、左の通りである。

一 農業委員会

二 固定資産評価審査委員会

前項の委員会若しくは委員の事務局又は委員会の管理に属する事務を掌る機関で法律により設けられなければならないものとされているものの組織を定めるに当たつては、当該普通地方公共団体の長が第二百五十八条第一項の規定により設けるその内部組織との間に権衡を失しないようしなければならない。

普通地方公共団体の委員会の委員は、法律に特別の定があるものを除く外、非常勤とする。

普通地方公共団体の委員（教育委員会にあつては、教育長及び委員）又は委員は、当該普通地方公共団体に対しその職務に関し請負をする者及びその支配人又は主として同一の行為をする法人（当該普通地方公共団体が出資している法人で政令で定めるものを除く。）の無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれらに準すべき者、支配人及び清算人たることができない。

法律に特別の定めがあるものを除くほか、普通地方公共団体の委員（教育委員会にあつては、教育長及び委員）又は委員が前項の規定に該当するときは、その職を失う。その同項の規定に該当するかどうかは、その選任権者がこれを決定しなければならない。

第一百四十三条第二項から第四項までの規定は、前項の場合にこれを準用する。

第一百八十六条 普通地方公共団体の委員会又は委員は、左に掲げる権限を有しない。但し、法律に特別の定があるものは、この限りでない。

一 普通地方公共団体の決算を議会の認定に付すること。

二 普通地方公共団体の議会の議決を経べき事件につきその議案を提出すること。

三 地方税を賦課徴収し、分担金若しくは加入金を徴収し、又は過料を科すること。

四 普通地方公共団体の決算を議会の認定に付すること。

第一百八十七条 普通地方公共団体の委員会又は委員は、その権限に属する事務の一部を、当該普通地方公共団体の長と協議して、普通地方公共団体の長の補助機関である職員若しくはその管理に属する支所若しくは地方事務所、支所若しくは出張所、第二百二条の四第二項に規定する地域自治区の事務所、第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市の区若しくは総合区の事務所若しくはその出張所、保健所その他の行政機関の長に委任し、若しくは普通地方公共団体の長の補助機関である職員若しくはその管理に属する行政機関に属する職員をして補助執行させ、又は専門委員に委託して必要な事項を調査させることができる。ただし、政令で定める事務については、この限りではない。

第二款 教育委員会

第一百八十八条 教育委員会は、別に法律の定めるところにより、学校その他の教育機関を管理し、学校の組織編制、教育課程、教科書その他の教材の取扱及び教育職員の身分取扱に関する事務を行ひ、並びに社会教育その他教育、学術及び文化に関する事務を管理し及びこれを執行する。

第一百八十九条 公安委員会は、別に法律の定めるところにより、都道府県警察を管理する。

都道府県警察に、別に法律の定めるところにより、地方警務官、地方警務官以外の警察官その他の職員を置く。

第三款 公安委員会

第一百九十条 公安委員会は、四人の選挙管理委員を以てこれを組織する。

第一百九十二条 選挙管理委員は、選挙権を有する者で、人格が高潔で、政治及び選挙に識見を有するもののうちから、普通地方公共団体の議会においてこれを選舉する。

議会は、前項の規定による選挙を行う場合においては、同時に、同項に規定する者のうちから委員と同数の補充員を選挙しなければならない。補充員がすべてなくなつたときも、また、同様とする。

委員中に欠員があるときは、選挙管理委員会の委員長は、補充員の中からこれを補欠する。

その順序は、選挙の時が異なるときは選挙の前後により、選挙の時が同時であるときは得票数により、得票数が同じであるときはくじにより、これを定める。

法律の定めるところにより行なわれる選挙、投票又は国民審査に関する罪を犯し刑に処せられた者は、委員又は補充員となることができない。

委員又は補充員は、それぞれその中の二人が同時に同一の政党その他の政治団体に属する者となることとなつてはならない。

第一項又は第二項の規定による選挙において、同一の政党その他の政治団体に属する者が前項の制限を超えて選挙された場合及び第三項の規定により委員の補欠を行えば同一の政党その他の政治団体に属する委員の数が前項の制限を超える場合等に関し必要な事項は、政令でこれを定め

委員は、地方公共団体の議会の議員及び長と兼ねることができない。

委員又は補充員の選挙を行うべき事由が生じたときは、選挙管理委員会の委員長は、直ちにその旨を当該普通地方公共団体の議会及び長に通知しなければならない。

第一百九十三条 選挙管理委員の任期は、四年とする。但し、後任者が就任する時まで在任する。

補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

補充員の任期は、委員の任期による。

委員及び補充員は、その選挙に関し第百十八条第五項の規定による裁決又は判決が確定するまでは、その職を失わない。

第百八十四条 選挙管理委員は、選挙権を有しなくなつたとき、第一百八十一条の五六第六項の規定に該当するときは、その職を失う。その選挙権の有無又は第一百八十一条の五六第六項の規定に該当するかどうかは、選挙管理委員が公職選挙法第十一条若しくは同法第二百五十二条又は政治資金規正法第二十九条の規定に該当するため選挙権を有しない場合を除くほか、選挙管理委員会がこれを決定する。

第百四十三条 第二項から第四項までの規定は、前項の場合にこれを準用する。

第一百八十四条の二 普通地方公共団体の議会は、選挙管理委員が心身の故障のため職務の遂行に堪えない認めるとき、又は選挙管理委員が公職選挙法第十一条若しくは同法第二百五十二条又は政治資金規正法第二十九条の規定に該当するため選挙権を有しない場合を除くほか、選挙管理委員会がこれを決定する。

第一百八十五条 選挙管理委員は、選挙権によりこれを罷免することができる。この場合においては、議会の常任委員会又は特別委員会において公聴会を開かなければならない。

委員は、前項の規定による場合を除くほか、その意に反して罷免されることがない。

第百八十五条 選挙管理委員会の委員長が退職しようとするときは、当該選挙管理委員会の承認を得なければならぬ。

委員が退職しようとするときは、委員長の承認を得なければならぬ。

第百八十五条の二 選挙管理委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

第百八十六条 選挙管理委員会は、法律又はこれに基づく政令の定めるところにより、当該普通地方公共団体が処理する選挙に関する事務及びこれに関係のある事務を管理する。

第一百八十七条 選挙管理委員会は、委員の中から委員長を選挙しなければならない。

委員長は、委員会に関する事務を処理し、委員会を代表する。

委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長の指定する委員がその職務を代理する。

第百八十八条 選挙管理委員会は、委員長がこれを招集する。委員から委員会の招集の請求があるときは、委員長は、これを招集しなければならない。

第一百八十九条 選挙管理委員会は、三人以上の委員が出席しなければ、会議を開くことができない。

委員長及び委員は、自己若しくは父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹の一身上にに関する事件又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事件についてい。

前項の規定により委員の数が減少して第一項の数に達しないときは、委員長は、補充員でその事件に関係のないものを以て第一百八十二条第三項の順序により、臨時にこれに充てなければならぬ。委員の事故により委員の数が第一項の数に達しないときも、また、同様とする。

第一百九十条 選挙管理委員会の議事は、出席委員の過半数を以てこれを決する。可否同数のときは、委員長の決するところによる。

第一百九十一条 都道府県及び市の選挙管理委員会に書記長、書記その他の職員を置き、町村の選挙管理委員会に書記その他の職員を置く。

書記長は、委員長の命を受け、書記その他の職員又は第一百八十三条の三の規定による職員は上司の指揮を受け、それぞれ委員会に関する事務に従事する。但し、臨時の職については、この限りでない。

第一百九十二条 選挙管理委員会の処分又は裁決に係る普通地方公共団体を被告とする訴訟については、選挙管理委員会が当該普通地方公共団体を代表する。

書記長は委員長の命を受け、書記その他の職員又は第一百八十三条の三の規定による職員は上司の指揮を受け、それぞれ委員会に関する事務に従事する。

第一百九十三条 第百四十二条第一項及び第一百六十六条第一項の規定は選挙管理委員について、第一百五十三条第一項、第一百五十四条及び第一百五十九条の規定は選挙管理委員会の委員長について、第一百七十二条第二項及び第四項の規定は選挙管理委員会の書記長、書記その他の職員について、それぞれ適用する。

第一百九十四条 この法律及びこれに基く政令に規定するものを除く外、選挙管理委員会に關し必要な事項は、委員会がこれを定める。

第五款 監査委員

第一百九十五条 普通地方公共団体に監査委員を置く。

監査委員の定数は、都道府県及び政令で定める市にあつては四人とし、その他の市及び町村にあつては二人とする。ただし、条例でその定数を増加することができる。

第一百九十六条 監査委員は、普通地方公共団体の長が、議会の同意を得て、人格が高潔で、普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に關し優れた識見を有する者（議員である者を除く。以下この款において「識見を有する者」という。）及び議員のうちから、これを選任する。ただし、条例で議員のうちから監査委員を選任しないことができる。

識見を有する者のうちから選任される監査委員の数が二人以上である普通地方公共団体にあつては、少なくともその数からを減じた人数以上は、当該普通地方公共団体の職員で政令で定めるものでなかつた者でなければならない。

監査委員は、地方公共団体の常勤の職員及び短時間勤務職員と兼ねることができない。

識見を有する者のうちから選任される監査委員は、常勤とすることができる。

都道府県及び政令で定める市にあつては、識見を有する者のうちから選任される監査委員のうち少なくとも一人以上は、常勤としなければならない。

議員のうちから選任される監査委員の数は、都道府県及び前条第二項の政令で定める市にあつては二人又は一人、その他の市及び町村にあつては一人とする。

第一百九十七条 監査委員の任期は、識見を有する者のうちから選任される者にあつては四年とし、議員のうちから選任される者にあつては議員の任期による。ただし、後任者が選任されるまでの間は、その職務を行ふことを妨げない。

第一百九十八条 第二項の規定による場合を除くほか、その意に反して罷免されなければならない。

監査委員は、前項の規定による場合を除くほか、その意に反して罷免されなければならない。

第一百九十九条 監査委員は、退職しようとするときは、普通地方公共団体の長の承認を得なければならない。

前項の規定により監査委員が生じたときは、その職を失う。

第一百九十九条の二 普通地方公共団体の長又は副市町村長と親子、夫婦又は兄弟姉妹の関係にある者は、監査委員となることができない。

第一百九十九条の三 監査委員は、その職務を遂行するに當たつては、法令に特別の定めがある場合を除くほか、監査基準（法令の規定により監査委員が行うこととされている監査、検査、審査その他の行為（以下この項において「監査等」という。）の適切かつ有効な実施を図るために基準をいう。次条において同じ。）に従い、常に公正不偏の態度を保持して、監査等をしなければならない。

監査委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

前項の規定による監査基準の策定は、監査委員の合議によるものとする。

監査委員は、監査基準を定めたときは、直ちに、これを普通地方公共団体の議会、長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会又は公平委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会その他の法律に基づく委員会及び委員に通知するとともに、これを公表しなければならない。

前二項の規定は、監査基準の変更について準用する。

総務大臣は、普通地方公共団体に対し、監査基準の策定又は変更について、指針を示すとともに、必要な助言を行うものとする。

第二百九十九条

監査委員は、普通地方公共団体の財務に関する事務の執行及び普通地方公共団体の経営に係る事業の管理を監査する。

監査委員は、前項に定めるもののほか、必要があると認めるときは、普通地方公共団体の事務（自治事務にあつては労働委員会及び収用委員会の権限に属する事務で政令で定めるものを除く）、法定受託事務にあつては國の安全を害するおそれがあることその他の事由により監査委員の監査の対象とすることが適当でないものとして政令で定めるものを除く）の執行について監査をすることができる。この場合において、当該監査の実施に關し必要な事項は、政令で定める。

監査委員は、第一項又は前項の規定による監査をするに當つては、当該普通地方公共団体の財務に関する事務の執行及び当該普通地方公共団体の経営に係る事業の管理又は同項に規定する事務の執行が第二条第十四項及び第十五項の規定の趣旨にのつとつてなされているかどうかについて、特に、意を用いなければならぬ。

監査委員は、毎会計年度少なくとも一回以上期日を定めて第一項の規定による監査をしなければならない。

監査委員は、前項に定める場合のほか、必要があると認めるときは、いつでも第一項の規定による監査をすることができる。

監査委員は、当該普通地方公共団体の事務の執行に關し監査の要求があつたときは、その要求に係る事項について監査をしなければならない。

監査委員は、必要があると認めるとき、又は普通地方公共団体の長の要求があるときは、当該普通地方公共団体が補助金、交付金、負担金、貸付金、損失補償、利子補給その他の財政的援助を与えているものの出納その他の事務の執行で当該財政的援助に係るものを監査することができる。当該普通地方公共団体が出資しているもので政令で定めるもの、当該普通地方公共団体が借入金の元金又は利子の支払を保証しているもの、当該普通地方公共団体が受益権を有する信託で政令で定めるものの受託者及び当該普通地方公共団体が第二百四十四条の二第三項の規定に基づき公の施設の管理を行わせているものについても、同様とする。

監査委員は、監査のため必要があると認めるときは、関係人の出頭を求め、若しくは関係人について調査し、若しくは関係人に對し帳簿、書類その他の記録の提出を求め、又は学識経験を有する者等から意見を聽くことができる。

監査委員は、第九十八条第二項の請求若しくは第六項の要求に係る事項についての監査又は第一項、第二項若しくは第七項の規定による監査について、監査の結果に関する報告を決定し、これを普通地方公共団体の議会及び長並びに關係のある教育委員会、選舉管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会その他法律に基づく委員会又は委員に提出するとともに、これを公表しなければならない。

監査委員は、監査の結果に基づいて必要があると認めるときは、当該普通地方公共団体の組織及び運営の合理化に資するため、第七十五条第三項又は前項の規定による監査の結果に関する報告に添えてその意見を提出することができる。この場合において、監査委員は、当該意見の内容を公表しなければならない。

監査委員は、第七十五条第三項の規定又は第九項の規定による監査の結果に関する報告のうち、普通地方公共団体の議会、長、教育委員会、選舉管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会その他法律に基づく委員会又は委員において特に措置を講ずる必要があると認める事項については、その者に対し、理由を付して、必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。この場合において、監査委員は、当該勧告の内容を公表しなければならない。

第九項の規定による監査の結果に関する報告の決定、第十項の規定による意見の決定又は前項の規定による勧告の決定は、監査委員の合議によるものとする。

監査委員は、第九項の規定による監査の結果に関する報告の決定について、各監査委員の意見が一致しないことにより、前項の合議により決定することができない事項がある場合には、その旨及び当該事項についての各監査委員の意見を普通地方公共団体の議会及び長並びに關係のある教育委員会、選舉管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会その他法律に基づく委員会又は委員に提出するとともに、これらを公表しなければならない。

監査委員から第七十五条第三項の規定又は第九項の規定による監査の結果に關する報告の提出があつた場合において、当該監査の結果に關する報告の提出を受けた普通地方公共団体の議会、長、教育委員会、選舉管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会その他法律に基づく委員会又は委員は、当該監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置（次項に規定する措置を除く。以下この項において同じ。）を講じたときは、当該措置の内容を監査委員に通知しなければならない。この場合において、監査委員は、当該措置の内容を公表しなければならない。

監査委員から第十一項の規定による勧告を受けた普通地方公共団体の議会、長、教育委員会、選舉管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会その他法律に基づく委員会又は委員は、当該勧告に基づき必要な措置を講ずるとともに、当該措置の内容を監査委員に通知しなければならない。この場合において、監査委員は、当該措置の内容を公表しなければならない。

監査委員から第十一項の規定による勧告を受けた普通地方公共団体の議会、長、教育委員会、選舉管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会その他法律に基づく委員会又は委員は、当該監査の結果に基づき必要な措置を講ずるとともに、当該措置の内容を監査委員に通知しなければならない。この場合において、監査委員は、当該措置の内容を公表しなければならない。

監査委員は、自己若しくは父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹の一身上に關する事件又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害關係のある事件について、監査することができない。

第二百九十九条の三 監査委員は、識見を有する者のうちから選任される監査委員の一人（監査委員の定数が二人の場合において、そのうち一人が議員のうちから選任される監査委員であるときは、識見を有する者のうちから選任される監査委員）を代表監査委員としなければならない。

代表監査委員は、監査委員に關する庶務及び次項又は第二百四十二条の三第五項に規定する訴訟に關する事務を処理する。

代表監査委員又は監査委員の処分又は裁決に係る普通地方公共団体を被告とする訴訟については、代表監査委員が当該普通地方公共団体を代表する。

代表監査委員に事故があるとき、又は代表監査委員が欠けたときは、監査委員の定数が三人以上の場合には代表監査委員の指定する監査委員が、二人の場合には他の監査委員がその職務を代理する。

第二百条

都道府県の監査委員に事務局を置く。

市町村の監査委員に条例の定めるところにより、事務局を置くことができる。

事務局に事務局長、書記その他の職員を置く。

事務局を置かない市町村の監査委員の事務を補助させるため書記その他の職員を置く。

事務局長、書記その他の職員は、代表監査委員がこれを任免する。

事務局長、書記その他の常勤の職員の定数は、条例でこれを定める。ただし、臨時の職については、この限りでない。

事務局長は監査委員の命を受け、書記その他の職員又は第八十条の三の規定による職員は上級の指揮を受け、それぞれ監査委員に關する事務に從事する。

監査専門委員は、常設又は臨時の監査専門委員を置くことができる。

監査専門委員は、専門の学識経験を有する者の中から、代表監査委員が、代表監査委員以外の監査委員の意見を聽いて、これを選任する。

監査専門委員は、監査委員の委託を受け、その権限に屬する事務に關し必要な事項を調査する。

監査専門委員は、非常勤とする。

第二百一一条 第一百四十一條第一項、第一百五十四条、第一百五十九条、第一百六十四条及び第一百六十六条规定は監査委員に、第百五十三条第一項の規定は代表監査委員に、第百七十二条第四項の規定は監査委員の事務局長、書記その他の職員にこれを準用する。

第二百二条 法令に特別の定めがあるものを除くほか、監査委員に関する必要な事項は、条例でこれを定める。

第六款 人事委員会、公平委員会、労働委員会、農業委員会その他の委員会企画、立案、勧告等を行い、職員の競争試験及び選考を実施し、並びに職員の勤務条件に関する措置の要求及び職員に対する不利益処分を審査し、並びにこれについて必要な措置を講ずる。

公平委員会は、別に法律の定めるところにより、人事行政に関する調査、研究、企画、立案、勧告等を行い、職員の競争試験及び選考を実施し、並びに職員の勤務条件に関する措置の要求及び職員に対する不利益処分を審査し、並びにこれについて必要な措置を講ずる。

労働委員会は、別に法律の定めるところにより、労働組合の資格の立証を受け及び証明を行い、並びに不当労働行為に關し調査し、審問し、命令を発し及び和解を勧め、労働争議のあつせん、調停及び仲裁を行い、その他労働関係に関する事務を執行する。

農業委員会は、別に法律の定めるところにより、農地等の利用関係の調整、農地の交換分合その他農地に関する事務を執行する。

収用委員会は別に法律の定めるところにより土地の収用に関する裁決その他の事務を行い、海区漁業調整委員会又は内水面漁場管理委員会は別に法律の定めるところにより漁業調整のため必要な指示その他の事務を行い、固定資産評価審査委員会は別に法律の定めるところにより固定資産課税台帳に登録された価格に関する不服の審査決定その他の事務を行う。

第七款 附屬機関

第二百二条の三 普通地方公共団体の執行機関の附屬機関は、法律若しくはこれに基く政令又は条例の定めるところにより、その担任する事項について調停、審査、審議又は調査等を行う機関とする。

附屬機関の庶務は、法律又はこれに基く政令に特別の定があるものを除く外、その属する執行機関において掌るものとする。

第四節 地域自治区

(地域自治区の設置)

第二百二条の四 市町村は、市町村長の権限に属する事務を分掌させ、及び地域の住民の意見を反映させつゝこれを処理させるため、条例で、その区域を分けて定める区域ごとに地域自治区を設けることができる。

2 地域自治区に事務所を置くものとし、事務所の位置、名称及び所管区域は、条例で定める。3 地域自治区の事務所の長は、当該普通地方公共団体の長の補助機関である職員をもつて充てる。

4 第四条第二項の規定は第二項の地域自治区の事務所の位置及び所管区域について、第百七十五条(地域協議会の設置及び構成員)の規定は前項の事務所の長について準用する。

第二百二条の五 地域自治区に、地域協議会を置く。

2 地域協議会の構成員は、地域自治区の区域内に住所を有する者のうちから、市町村長が選任する。

3 市町村長は、前項の規定による地域協議会の構成員の選任に當たつては、地域協議会の構成員の構成が、地域自治区の区域内に住所を有する者の多様な意見が適切に反映されるものとなるよう配慮しなければならない。

4 地域協議会の構成員の任期は、四年以内において条例で定める期間とする。

5 第二百三条の二第一項の規定にかかわらず、地域協議会の構成員には報酬を支給しないこととすることができる。

(地域協議会の会長及び副会長)

第二百二条の六 地域協議会に、会長及び副会長を置く。

2 地域協議会の会長及び副会長の選任及び解任の方法は、条例で定める。

3 地域協議会の会長及び副会長の任期は、地域協議会の構成員の任期による。

4 地域協議会の会長は、地域協議会の事務を掌理し、地域協議会を代表する。

5 地域協議会の副会長は、地域協議会の会長に事故があるとき又は地域協議会の会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(地域協議会の権限)

第二百二条の七 地域協議会は、次に掲げる事項のうち、市町村長その他の市町村の機関により諮詢されたもの又は必要と認めるものについて、審議し、市町村長その他の市町村の機関に意見を述べることができる。

一 地域自治区の事務所が所掌する事務に関する事項

二 前号に掲げるもののほか、市町村が処理する地域自治区の区域内に住所を有する者との連携の強化に関する事項

三 市町村の事務処理に当たつての地域自治区の区域内に住所を有する者との連携の強化に関する事項

2 市町村長は、条例で定める市町村の施策に関する重要な事項であつて地域自治区の区域に係るものを決定し、又は変更しようとする場合においては、あらかじめ、地域協議会の意見を聽かなければならない。

3 市町村長その他の市町村の機関は、前二項の意見を勘案し、必要があると認めるときは、適切な措置を講じなければならない。

(地域協議会の組織及び運営)

第二百二条の八 この法律に定めるもののほか、地域協議会の構成員の定数その他の地域協議会の組織及び運営に関する必要な事項は、条例で定める。

(政令への委任)

第二百二条の九 この法律に規定するものを除くほか、地域自治区に関する必要な事項は、政令で定める。

第八章 給与その他の給付

第二百三条 普通地方公共団体は、その議会の議員に対し、議員報酬を支給しなければならない。

普通地方公共団体の議員は、職務を行うため要する費用の弁償を受けることができる。

普通地方公共団体は、条例で、その議会の議員に対し、期末手当を支給することができる。

議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。

第二百三条の二 普通地方公共団体は、その委員会の非常勤の委員、非常勤の監査委員、自治紛争処理委員、審査会、審議会及び調査会等の委員その他の構成員、専門委員、監査専門委員、投票管理者、開票管理者、選挙長、投票立会人、開票立会人及び選挙立会人その他普通地方公共団体の非常勤の職員(短時間勤務職員及び地方公務員法第二十二条の二第一項第二号に掲げる職員を除く)に対し、報酬を支給しなければならない。

前項の者に対する報酬は、その勤務日数に応じてこれを支給する。ただし、条例で特別の定めをした場合は、この限りでない。

第一項の者は、職務を行うため要する費用の弁償を受けることができる。

普通地方公共団体は、条例で、第一項の者のうち地方公務員法第二十二条の二第一項第一号に掲げる職員に対し、期末手当又は勤勉手当を支給することができる。

報酬、費用弁償、期末手当及び勤勉手当の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。

第二百四条 普通地方公共団体は、普通地方公共団体の長及びその補助機関たる常勤の職員、委員会の常勤の委員(教育委員会にあつては、教育長)、常勤の監査委員、議会の事務局長又は書記長、書記その他の常勤の職員、委員会の事務局長若しくは書記長、委員の事務局長又は委員会若

しくは委員の事務を補助する書記その他の常勤の職員その他普通地方公共団体の常勤の職員並びに短時間勤務職員及び地方公務員法第二十二条の二第一項第二号に掲げる職員に対し、給料及び旅費を支給しなければならない。

普通地方公共団体は、条例で、前項の者に対し、扶養手当、地域手当、初任給調整手当、通勤手当、単身赴任手当、在宅勤務等手当、特殊勤務手当、特地勤務手当、宿日直手当、管理職手当（これを含む。）、へき地手当（これに準ずる手当を含む。）、時間外勤務手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当を含む。）、へき地手当（これに準ずる手当を含む。）、時間外勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、管理職手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当、特定任期付職員業績手当、任期付研究員業績手当、義務教育等教員特別手当、定時制通信教育手当、産業教育手当、農林漁業普及指導手当、災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び特定新型インフルエンザ等対策派遣手当を含む。）又は退職手当を支給することができる。

給料、手当及び旅費の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。

第二百四条の二 普通地方公共団体は、いかなる給与その他の給付も法律又はこれに基づく条例に基づかずには、これをその議会の議員、第二百三条の二第一項の者及び前条第一項の者に支給することができない。

第二百五条 第二百四条第一項の者は、退職年金又は退職一時金を受けることができる。

第二百六条 普通地方公共団体の長以外の機関がした第二百三条から第二百四条まで又は前条の規定による給与その他の給付に関する処分についての審査請求は、法律に特別の定めがある場合を除くほか、普通地方公共団体の長が当該機関の最上級行政庁でない場合においても、当該普通地方公共団体の長に対してするものとする。

普通地方公共団体の長は、第二百三条から第二百四条まで又は前条の規定による給与その他の給付に関する処分についての審査請求がされた場合には、当該審査請求が不適法であり、却下するときを除き、議会に諮問した上、当該審査請求に対する裁決をしなければならない。

議会は、前項の規定による諮問を受けた日から二十日以内に意見を述べなければならない。

普通地方公共団体の長は、第二項の規定による諮問をしないで同項の審査請求を却下したときは、その旨を議会に報告しなければならない。

第二百七条 普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、第七十四条の三第三項及び第一百条第一項後段（第二百八十七条の二第七項において準用する場合を含む。）の規定により出頭した選舉人その他の関係人、第一百十五条の二第二項（第一百九条第五項において準用する場合を含む。）の規定により出頭した参考人、第二百五十九条第八項の規定により出頭した関係人、第二百五十一條の二第九項の規定により出頭した当事者及び関係人並びに第二百十五条の二第一項（第二百九条第五項において準用する場合を含む。）の規定による公聴会に参加した者の要した実費を弁償しなければならない。

第九章 財務

第一節 会計年度及び会計の区分

第二百八条 普通地方公共団体の会計年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる（会計年度及びその独立の原則）

ものとする。
2 各会計年度における歳出は、その年度の歳入をもつて、これに充てなければならぬ。

（会計の区分）
2 特別会計は、普通地方公共団体が特定の事業を行なう場合その他特定の歳入をもつて特定の歳出に充て一般の歳入歳出と区分して経理する必要がある場合において、条例でこれを設置することができる。

（総計予算主義の原則）
第二百十条 会計年度における一切の収入及び支出は、すべてこれを歳入歳出予算に編入しなければならない。

第二節 予算

（予算の調製及び議決）

第二百十一条 普通地方公共団体の長は、毎会計年度予算を調製し、年度開始前に、議会の議決を経なければならない。この場合において、普通地方公共団体の長は、遅くとも年度開始前、都道府県及び第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市にあつては三十日、その他の市及び町村にあつては二十日までに当該予算を議会に提出するようにしなければならない。

普通地方公共団体の長は、予算を議会に提出するときは、政令で定める予算に関する説明書を作成して提出しなければならない。

（継続費）

第二百十二条 普通地方公共団体の経費をもつて支弁する事件でその履行に数年を要するものについては、予算の定めるところにより、その経費の総額及び年割額を定め、数年間にわたつて支出することができる。

2 前項の規定により支出することができる経費は、これを継続費といふ。

（繰越明許費）

第二百十三条 歳出予算の経費のうちその性質上又は予算成立後の事由に基づき年度内にその支出を終わらない見込みのあるものについては、予算の定めるところにより、翌年度に繰り越して使用することができる。

2 前項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、これを繰越明許費といふ。

（債務負担行為）

第二百十四条 歳出予算の経費の額、継続費の総額又は繰越明許費の金額の範囲内におけるものを除くほか、普通地方公共団体が債務を負担する行為をするには、予算で債務負担行為として定めておかなければならぬ。

（予算の内容）

第二百十五条 予算は、次の各号に掲げる事項に関する定めから成るものとする。

- 一 歳入歳出予算
- 二 繼続費
- 三 繰越明許費
- 四 債務負担行為
- 五 地方債
- 六 一時借入金
- 七 歳出予算の各項の経費の金額の流用

（歳入歳出予算の区分）

第二百十六条 歳入歳出予算は、歳入にあつては、その性質に従つて款に大別し、かつ、各款中にあってはこれを項に区分し、歳出にあつては、その目的に従つてこれを款項に区分しなければならない。

（予備費）

第二百十七条 予算外の支出又は予算超過の支出に充てるため、歳入歳出予算に予備費を計上しなければならない。ただし、特別会計にあつては、予備費を計上しないことができる。

2 予備費は、議会の否決した費用途に充てることができない。

（補正予算、暫定予算等）

第二百十八条 普通地方公共団体の長は、予算の調製後に生じた事由に基づいて、既定の予算に追加その他の変更を加える必要が生じたときは、補正予算を調製し、これを議会に提出することができる。普通地方公共団体の長は、必要に応じて、一會計年度のうちに一定期間に係る暫定予算を調製し、これを議会に提出することができる。

3 前項の暫定予算は、当該会計年度の予算が成立したときは、その効力を失うものとし、その暫定予算に基づく支出又は債務の負担があるときは、その支出又は債務の負担は、これを当該会計年度の予算に基づく支出又は債務の負担とみなす。

4 普通地方公共団体の長は、特別会計のうちその事業の経費を主として当該事業の経営に伴う収入をもつて充てるもので条例で定めるものについて、業務量の増加により業務のため直接必要な経費に不足を生じたときは、当該業務量の増加により増加する収入に相当する金額を当該経費（政令で定める経費を除く。）に使用することができる。この場合においては、普通地方公共団体の長は、次の会議においてその旨を議会に報告しなければならない。

（予算の送付及び公表）

第二百十九条 普通地方公共団体の議会の議長は、予算を定める議決があつたときは、その日から三日以内にこれを当該普通地方公共団体の長に送付しなければならない。

2 普通地方公共団体の長は、前項の規定により予算の送付を受けた場合において、再議その他の措置を講ずる必要がないと認めるときは、直ちに、その要領を住民に公表しなければならない。

（予算の執行及び事故繰越し）

第二百二十条 普通地方公共団体の長は、政令で定める基準に従つて予算の執行に関する手続を定め、これに従つて予算を執行しなければならない。

2 歳出予算の経費の金額は、各款の間又は各項の間において相互にこれを流用することができない。ただし、歳出予算の各項の経費の金額は、予算の執行上必要がある場合に限り、予算の定めによるところにより、これを流用することができる。

3 繰越明許費の金額を除くほか、毎会計年度の歳出予算の経費の金額は、これを翌年度において使用することができない。ただし、歳出予算の経費の金額のうち、年度内に支出負担行為をして、避けがたい事故のため年度内に支出を終わらなかつたもの（当該支出負担行為に係る工事その他の事業の遂行上の必要に基づきこれに関連して支出を要する経費の金額を含む。）は、これを翌年度に繰り越して使用することができる。

（予算の執行に関する長の調査権等）

第二百二十二条 普通地方公共団体の長は、予算の執行の適正を期するため、委員会若しくは委員又はこれらの管理に属する機関で権限を有するものに対して、収入及び支出の実績若しくは見込みについて報告を徵し、予算の執行状況を实地について調査し、又はその結果に基づいて必要な措置を講ずべきことを求めることができる。

2 普通地方公共団体の長は、予算の執行の適正を期するため、工事の請負契約者、物品の納入者、補助金、交付金、貸付金等の交付若しくは貸付けを受けた者（補助金、交付金、貸付金等の終局の受領者を含む。）又は調査、試験、研究等の委託を受けた者に対して、その状況を調査し、又は報告を徵することができる。

3 前二項の規定は、普通地方公共団体が出資している法人で政令で定めるもの、普通地方公共団体が借入金の元金若しくは利子の支払を保証し、又は損失補償を行う等その者のために債務を負担している法人で政令で定めるもの及び普通地方公共団体が受益権を有する信託で政令で定めるものの受託者にこれを準用する。

（予算を伴う条例、規則等についての制限）

第二百二十三条 普通地方公共団体の長は、条例その他議会の議決を要すべき案件があらたに予算を伴うこととなるものであるときは、必要な予算上の措置が適確に講ぜられる見込みが得られるまでの間は、これを議会に提出してはならない。

2 普通地方公共団体の長、委員会若しくは委員又はこれらの管理に属する機関は、その権限に属する事務に関する規則その他の規程の制定又は改正があらたに予算を伴うこととなるものであるときは、必要な予算上の措置が適確に講ぜられることとなるまでの間は、これを制定し、又は改正してはならない。

（地方税）
第三節 収入

第二百二十三条 普通地方公共団体は、法律の定めるところにより、地方税を賦課徴収することができる。

（分担金）

第二百二十四条 普通地方公共団体は、政令で定める場合を除くほか、数人又は普通地方公共団体の一部に對し利益のある事件に關し、その必要な費用に充てるため、当該事件により特に利益を受ける者から、その受益の限度において、分担金を徵収することができる。

（使用料）

第二百二十五条 普通地方公共団体は、第二百三十八条の四第七項の規定による許可を受けてする行政財産の使用又は公の施設の利用につき使用料を徵収することができる。

（旧慣使用の使用料及び加入金）

第二百二十六条 市町村は、第二百三十八条の六の規定による公有財産の使用につき使用料を徵収することができるほか、同条第一項の規定により使用の許可を受けた者から加入金を徵収することができる。

（手数料）

第二百二十七条 普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体の事務で特定の者のためにするものにつき、手数料を徵収することができる。

（分担金等に関する規制及び罰則）

第二百二十八条 分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事項については、条例でこれを定めなければならない。この場合において、手数料について全国的に統一して定めることができないものとして政令で定める事務（以下本項において「標準事務」という。）について手数料を徵収する場合においては、当該標準事務に係る事務のうち政令で定めるものにつき、政令で定める金額の手数料を徵収することを標準として条例を定めなければならない。

2 分担金、使用料、加入金及び手数料の徵収については、次項に定めるものを除くほか、条例で五万円以下の過料を科する規定を設けることができる。

3 詐欺その他不正の行為により、分担金、使用料、加入金又は手数料の徵収を免れた者については、条例でその徵収を免れた金額の五倍に相当する金額（当該五倍に相当する金額が五万円を超えないときは、五万円とする。）以下の過料を科する規定を設けることができる。

（分担金等の徵収に関する处分についての審査請求）

第二百二十九条 普通地方公共団体の長以外の機関がした分担金、使用料、加入金又は手数料の徵収に関する処分についての審査請求は、普通地方公共団体の長が当該機関の最上級行政庁でない場合においても、当該普通地方公共団体の長に対してもするものとする。

2 普通地方公共団体の長は、分担金、使用料、加入金又は手数料の徵収に関する処分についての審査請求がされた場合には、当該審査請求が不適法であり、却下するときを除き、議会に諮問した上、当該審査請求に対する裁決をしなければならない。

3 議会は、前項の規定による諮問を受けた日から二十日以内に意見を述べなければならない。

4 普通地方公共団体の長は、第二項の規定による諮問をしないで同項の審査請求を却下したときは、その旨を議会に報告しなければならない。

5 第二項の審査請求に対する裁決を経た後でなければ、同項の処分については、裁判所に出訴することができない。

（地方債）

第二百三十一条 普通地方公共団体は、別に法律で定める場合において、予算の定めるところにより、地方債を起こすことができる。

2 前項の場合において、地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、予算でこれを定めなければならない。

（歳入の収入の方法）

第二百三十二条 普通地方公共団体の歳入を収入するときは、政令の定めるところにより、これを調定し、納入義務者に対して納入の通知をしなければならない。

(証紙による収入の方法等)

- 第二百三十二条の二** 普通地方公共団体は、使用料又は手数料の徴収については、条例の定めるところにより、証紙による収入の方法によることができる。
- 2 証紙による収入の方法による場合においては、証紙の売りさばき代金をもつて歳入とする。
- 3 証紙による収入の方法によるもの除去ほか、普通地方公共団体の歳入は、第二百三十五条の規定により金融機関が指定されている場合においては、政令の定めるところにより、口座振替の方法により、又は証券をもつて納付することができる。
- 4 前項の規定により納付された証券を支払の提示期間内又は有効期間内に提示し、支払の請求をした場合において、支払の拒絶があつたときは、当該歳入は、はじめから納付がなかつたものとみなす。この場合における当該証券の処分に関し必要な事項は、政令で定める。
- 5 証紙による収入の方法によるものを除くほか、普通地方公共団体の歳入については、第二百三十五条の規定により金融機関を指定していない市町村においては、政令の定めるところにより、納入義務者から証券の提供を受け、その証券の取立て及びその取り立てた金銭による納付の委託を受けることができる。
- (指定納付受託者に対する納付の委託)
- 第二百三十二条の二の二** 普通地方公共団体の歳入(第二百三十五条の四第三項に規定する歳入歳出現金を含む。以下「歳入等」という。)を納付しようとする者は、次の各号のいずれかに該当するときは、指定納付受託者(次条第一項に規定する指定納付受託者をいう。第二号において同じ。)に納付を委託することができる。
- 一 歳入等の納付の通知に係る書面で総務省令で定めるものに基づき納付しようとするとき。
- 二 電子情報処理組織を使用して行う指定納付受託者に対する通知で総務省令で定めるものに基づき納付しようとするとき。
- (指定納付受託者)
- 第二百三十二条の二の三** 歳入等の納付に関する事務(以下「納付事務」という。)を適かつ確実に遂行することができる者として政令で定める者のうち普通地方公共団体の長が総務省令で定めるところにより指定するもの(以下「指定納付受託者」という。)は、総務省令で定めるところにより、歳入等を納付しようとする者の委託を受けて、納付事務を行うことができる。
- 2 普通地方公共団体の長は、前項の規定による指定をしたときは、指定納付受託者の名称、住所又は事務所の所在地、指定納付受託者が行う納付事務に係る歳入等その他総務省令で定める事項を告示しなければならない。
- 3 指定納付受託者は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、総務省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を普通地方公共団体の長に届け出なければならない。
- 4 普通地方公共団体の長は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を告示しなければならない。
- (納付事務の委託)
- 第二百三十二条の二の四** 第二百三十二条の二の二の規定により歳入等を納付しようとする者の委託を受けた指定納付受託者は、当該委託を受けた納付事務の一部を、納付事務を適かつ確實に遂行することができる者として政令で定める者に委託することができる。
- (指定納付受託者の納付)
- 第二百三十二条の二の五** 指定納付受託者は、第二百三十二条の二の二の規定により歳入等を納付しようとする者の委託を受けたときは、普通地方公共団体が指定する日までに当該委託を受けた
- 3 第一項の場合において、当該指定納付受託者が同項の指定する日までに当該歳入等を納付したときは、当該委託を受けた日に当該歳入等の納付がされたものとみなす。

(指定納付受託者の帳簿保存等の義務)

- 第二百三十二条の二の六** 指定納付受託者は、総務省令で定めるところにより、帳簿を備え付け、これに納付事務に関する事項を記載し、及びこれを保存しなければならない。
- 2 普通地方公共団体の長は、前三条、この条及び第二百三十二条の四の規定を施行するため必要があると認めるときは、その必要な限度で、その職員に、指定納付受託者の事務所に立ち入り、指定納付受託者の帳簿書類(その作成又は保存に代えて電磁的記録の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。第二百四十三条の二の二第三項において同じ。)その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。
- 3 普通地方公共団体の長は、前三条、この条及び第二百三十二条の四の規定を施行するため必要があると認めるときは、その必要な限度で、総務省令で定めるところにより、指定納付受託者に対し、報告をさせることができる。
- 4 前項の規定により立入検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。
- 5 第三項に規定する権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。
- (指定納付受託者の指定の取消し)
- 第二百三十二条の二の七** 普通地方公共団体の長は、指定納付受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、総務省令で定めるところにより、第二百三十二条の二の三第一項の規定による指定を取り消すことができる。
- 一 第二百三十二条の二の三第一項に規定する政令で定める者に該当しなくなつたとき。
- 二 第二百三十二条の二の五第二項又は前条第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
- 3 前条第一項の規定に違反して、帳簿を備え付けず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。
- 4 前条第三項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。
- 2 普通地方公共団体の長は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を告示しなければならない。
- (督促、滞納処分等)
- 第二百三十二条の三** 分担金、使用料、加入金、手数料、過料その他の普通地方公共団体の歳入を納期限までに納付しない者があるときは、普通地方公共団体の長は、期限を指定してこれを督促しなければならない。
- 2 普通地方公共団体の長は、前項の歳入について同項の規定による督促をした場合には、条例で定めるところにより、手数料及び延滞金を徴収することができる。
- 3 普通地方公共団体の長は、分担金、加入金、過料又は法律で定める使用料その他の普通地方公共団体の歳入(以下この項及び次条第一項において「分担金等」という。)につき第一項の規定による督促を受けた者が同項の規定により指定された期限までにその納付すべき金額を納付しないときは、当該分担金等並びに当該分担金等に係る前項の手数料及び延滞金について、地方税の滞納処分の例により処分することができます。この場合におけるこれらの徴収金の先取特權の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。
- 4 第一項の歳入並びに第二項の手数料及び延滞金の還付並びにこれら徴収金の徴収又は還付にかかる書類の送達及び公示送達については、地方税の例による。
- 5 普通地方公共団体の長以外の機関が行った前各項の規定による処分についての審査請求は、普通地方公共団体の長が当該機関の最上級行政庁でない場合においても、当該普通地方公共団体の長に対してもするものとする。
- 6 第三項の規定により普通地方公共団体の長が地方税の滞納処分の例によりした処分についての審査請求については、地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第十九条の四の規定を準用する。

7	普通地方公共団体の長は、第一項から第四項までの規定による処分についての審査請求がされた場合には、当該審査請求が不適法であり、却下するときを除き、議会に諮問した上、当該審査請求に対する裁決をしなければならない。
8	議会は、前項の規定による諮問を受けた日から二十日以内に意見を述べなければならない。
9	普通地方公共団体の長は、第七項の規定による諮問をしないで同項の審査請求を却下したときは、その旨を議会に報告しなければならない。
10	第七項の審査請求に対する裁決を経た後でなければ、第一項から第四項までの規定による処分については、裁判所に出訴することができない。
11	第三項の規定による処分中差押物件の公売は、その処分が確定するまで執行を停止する。
12	第三項の規定による処分は、当該普通地方公共団体の区域外においても、することができる。 (指定納付受託者からの歳入等の徴収等)
13	第二百三十二条の四 指定納付受託者が第二百三十二条の二の五第一項の歳入等(分担金等であるものに限る。以下この項において同じ。)を同条第一項の指定する日までに納付しない場合における当該歳入等の徴収については、地方税法第十三条の四の規定を準用する。この場合における当該歳入等に係る徴収金の先取特權の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。
14	普通地方公共団体の長以外の機関がした前項前段において準用する地方税法第十三条の四第一項の規定による処分についての審査請求は、普通地方公共団体の長が当該機関の最上級行政庁でない場合においても、当該普通地方公共団体の長にに対してするものとする。
15	第一項前段において準用する地方税法第十三条の四第一項の規定により普通地方公共団体の長がした処分についての審査請求については、同法第十九条の四の規定を準用する。
16	普通地方公共団体の長は、第一項前段において準用する地方税法第十三条の四第一項の規定による処分についての審査請求がされた場合には、当該審査請求が不適法であり、却下するときを除き、議会に諮問した上、当該審査請求に対する裁決をしなければならない。
17	普通地方公共団体の長は、前項の規定による諮問を受けた日から二十日以内に意見を述べなければならない。
18	普通地方公共団体の長は、第四項の規定による諮問をしないで同項の審査請求を却下したときは、その旨を議会に報告しなければならない。
19	第四項の審査請求に対する裁決を経た後でなければ、第一項前段において準用する地方税法第十三条の四第一項の規定による処分については、裁判所に出訴することができない。
20	第一項前段において準用する地方税法第十三条の四第一項の規定による処分中差押物件の公売は、その処分が確定するまで執行を停止する。

第四節 支出

(経費の支弁等)

1	第二百三十二条 普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体の事務を処理するために必要な経費その他法律又はこれに基づく政令により当該普通地方公共団体の負担に属する経費を支弁するものとする。
2	法律又はこれに基づく政令により普通地方公共団体に対し事務の処理を義務付ける場合においては、国は、そのためをする経費の財源につき必要な措置を講じなければならない。 (寄附又は補助)
3	第二百三十二条の一 普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。 (支出負担行為)
4	第二百三十二条の三 普通地方公共団体の支出の原因となるべき契約その他の行為(これを支出負担行為といふ。)は、法令又は予算の定めるところに従い、これをしなければならない。 (支出の方法)
5	第二百三十二条の四 会計管理者は、普通地方公共団体の長の政令で定めるところによる命令がなければ、支出をすることができない。

2	会計管理者は、前項の命令を受けた場合においても、当該支出負担行為が法令又は予算に違反していないこと及び当該支出負担行為に係る債務が確定していることを確認したうえでなければ、支出をすることができない。
3	第二百三十二条の五 普通地方公共団体の支出は、債権者のためでなければ、これをすることができない。

(決算)

1	第二百三十三条 会計管理者は、毎会計年度、政令で定めるところにより、決算を調製し、出納の閉鎖後三箇月以内に、証書類その他政令で定める書類と併せて、普通地方公共団体の長に提出しなければならない。
2	普通地方公共団体の長は、決算及び前項の書類を監査委員の審査に付さなければならない。
3	普通地方公共団体の長は、前項の規定により監査委員の審査に付した決算を監査委員の意見を手を振り出し、又は公金振替書を当該金融機関に交付してこれをするものとする。ただし、小切手を振り出すべき場合において、債権者から申出があるときは、会計管理者は、自ら現金で小口の支払をし、又は当該金融機関をして現金で支払をさせることができる。
4	前項の金融機関は、会計管理者の振り出した小切手の提示を受けた場合において、その小切手が振出日付から十日以上を経過しているものであつても一年を経過しないものであるときは、その支払をしなければならない。

第五節 決算

1	第二百三十三条 第二項の規定による意見の決定は、監査委員の合議によるものとする。
2	普通地方公共団体の長は、第三項の規定により決算を監査委員の審査に付するに当たつては、当該決算に係る会計年度における主要な施策の成果を説明する書類その他政令で定める書類を併せて提出しなければならない。
3	普通地方公共団体の長は、第三項の規定により議会の認定に付した決算の要領を住民に公表しなければならない。
4	普通地方公共団体の長は、第三項の規定による決算の認定に関する議案が否決された場合において、当該議決を踏まえて必要と認める措置を講じたときは、速やかに、当該措置の内容を議会に報告するとともに、これを公表しなければならない。
5	(歳計剩余金の処分) 第二百三十三条の二 各会計年度において決算上剩余金を生じたときは、翌年度の歳入に編入しなければならない。ただし、条例の定めるところにより、又は普通地方公共団体の議会の議決によれば、剩余金の全部又は一部を翌年度に繰り越さないで基金に編入することができる。

第六節 契約

1	(契約の締結) 第二百三十四条 売買、貸借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする。
2	前項の指名競争入札、随意契約又はせり売りは、政令で定める場合に該当するときに限り、これによることができる。
3	普通地方公共団体は、一般競争入札又は指名競争入札(以下この条において「競争入札」という。)に付する場合においては、政令の定めるところにより、契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最高又は最低の価格をもつて申込みをした者を契約の相手方とするものとする。ただし、普通地方公共団体の支出の原因となる契約については、政令の定めるところにより、予定

価格の制限の範囲内の価格をもつて申込みをした者のうち最低の価格をもつて申込みをした者以外の者を契約の相手方とすることができる。	3 2	前項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、予算でこれを定めなければならない。
普通地方公共団体が競争入札につき入札保証金を納付させた場合において、落札者が契約を締結しないときは、その者の納付に係る入札保証金（政令の定めるところによりその納付に代えて提供された担保を含む。）は、当該普通地方公共団体に帰属するものとする。	4	第一項の規定による一時借入金は、その会計年度の歳入をもつて償還しなければならない。
普通地方公共団体が契約につき契約書又は契約内容を記録した電磁的記録を作成する場合においては、当該普通地方公共団体の長又はその委任を受けた者が契約の相手方とともに、契約書に記名押印し、又は契約内容を記録した電磁的記録に当該普通地方公共団体の長若しくはその委任を受けた者及び契約の相手方の作成に係るものであることを示すために講ずる措置であつて、当該電磁的記録が改変されているかどうかを確認することができる等これらの者の作成に係るものであることを確実に示すことができるものとして総務省令で定めるものを講じなければ、当該契約は、確定しないものとする。	5	普通地方公共団体の歳入歳出に属する現金（以下「歳計現金」という。）は、政令の定めるところにより、最も確実かつ有利な方法によりこれを保管しなければならない。（現金及び有価証券の保管）
競争入札に加わろうとする者に必要な資格、競争入札における公告又は指名の方法、随意契約及びせり売りの手続その他契約の締結の方法に関し必要な事項は、政令でこれを定める。（契約の履行の確保）	6	普通地方公共団体が工事若しくは製造その他についての請負契約又は物件の買入れその他の契約を締結した場合においては、当該普通地方公共団体の職員は、政令の定めるところにより、契約の適正な履行を確保するため又はその受け取る給付の完了の確認（給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において行なう工事若しくは製造の既済部分又は物件の既納部分の確認を含む。）をするため必要な監督又は検査をしなければならない。
普通地方公共団体が契約の相手方をして契約保証金を納付させた場合において、契約の相手方が契約上の義務を履行しないときは、その契約保証金（政令の定めるところによりその納付に代えて提供された担保を含む。）は、当該普通地方公共団体に帰属するものとする。ただし、損害の賠償又は違約金について契約で別段の定めをしたときは、その定めたところによるものとする。	2	普通地方公共団体が契約を締結した場合には、当該普通地方公共団体の職員は、政令の定めるところにより、契約の適正な履行を確保するため又はその受け取る給付の完了の確認（給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において行なう工事若しくは製造の既済部分又は物件の既納部分の確認を含む。）をするため必要な監督又は検査をしなければならない。
（長期継続契約）		
第二百三十四条の三 普通地方公共団体は、第二百四条の規定にかかわらず、翌年度以降にわたり、電気、ガス若しくは水の供給若しくは電気通信役務の提供を受ける契約又は不動産を借りる契約その他政令で定める契約を締結することができる。この場合においては、各年度におけるこの収納又は支払の予算の範囲内においてその給付を受けなければならない。	3	第二百三十六条 金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利は、時効に關し他の法律に定めがあるものを除くほか、これを行使することができる時から五年間行使しないときは、時効によつて消滅する。普通地方公共団体に対する権利で、金銭の給付を目的とするものについても、また同様とする。
第七節 現金及び有価証券	4	金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利について、消滅時効の完成猶予、更新その他の定めがある場合を除くほか、時効の援用を要せず、また、その利益を放棄することができないものとする。普通地方公共団体に対する権利で、金銭の給付を目的とするものについても、また同様とする。
（金融機関の指定）	5	金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利について、消滅時効の完成猶予、更新その他の事項（前項に規定する事項を除く。）に関して、適用すべき法律の規定がないときは、民法（明治二十九年法律第八十九号）の規定を準用する。普通地方公共団体に対する権利で、金銭の給付を目的とするものについても、また同様とする。
（現金出納の検査及び公金の収納等の監査）	6	法令の規定により普通地方公共団体がする納入の通知及び督促は、時効の更新の効力を有する。
第二百三十五条の一 普通地方公共団体の現金の出納は、毎月例日を定めて監査委員がこれを検査しなければならない。	7	第二百三十七条 この法律において「財産」とは、公有財産、物品及び債権並びに基金をいう。
2 監査委員は、必要があると認めるとき、又は普通地方公共団体の長の要求があるときは、前条の規定により指定された金融機関が取り扱う当該普通地方公共団体の公金の収納又は支払の事務について監査することができる。	2	第二百三十八条の四第一項の規定の適用がある場合を除き、普通地方公共団体の財産は、条例又は議会の議決による場合でなければ、これを交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けてはならない。
3 監査委員は、第一項の規定による検査の結果に関する報告又は前項の規定による監査の結果に関する報告を普通地方公共団体の議会及び長に提出しなければならない。	3	普通地方公共団体の財産は、第二百三十八条の五第一項の規定の適用がある場合で議会の議決によるとき又は同条第三項の規定の適用がある場合でなければ、これを信託してはならない。
（時借入金）	4	（第一款 公有財産）
第二百三十五条の三 普通地方公共団体の長は、歳出予算内の支出をするため、一時借入金を借り入れることができる。	5	（公有財産の範囲及び分類）
（時借入金）	6	第二百三十八条 この法律において「公有財産」とは、普通地方公共団体の所有に属する財産のうち次に掲げるものの（基金に属するものを除く。）をいう。
（時借入金）	7	船舶、浮標、浮桟橋及び浮ドック並びに航空機
（時借入金）	8	前二号に掲げる不動産及び動産の從物
（時借入金）	9	地上権、地役権、鉱業権その他これらに準ずる権利
（時借入金）	10	特許権、著作権、商標権、実用新案権その他これらに準ずる権利
（時借入金）	11	株式、社債（特別の法律により設立された法人の発行する債券に表示されるべき権利を含み、短期社債等を除く。）、地方債及び国債その他これらに準ずる権利
（時借入金）	12	出資による権利

八 財産の信託の受益権

2 前項第六号の「短期社債等」とは、次に掲げるものをいう。

一 社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第六十六条第一号に規定する短期社債

二 投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十九号）第三百三十九条の十二

第一項に規定する短期投資法人債

三 信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第五十四条の四第一項に規定する短期債

四 保険業法（平成七年法律第五百五号）第六十一条の十第一項に規定する短期社債

五 資産の流動化に関する法律（平成十年法律第五百五号）第二条第八項に規定する特定短期社債

六 農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第六十二条の二第一項に規定する短期農林債

七 公有財産とは、これを行政財産と普通財産とに分類する。

八 行政財産とは、普通地方公共団体において公用又は公用に供し、又は供することと決定した財産をいい、普通財産とは、行政財産以外の一切の公有財産をいう。

（公有財産に関する長の総合調整権）

第二百三十八条の二 普通地方公共団体の長は、公有財産の効率的運用を図るため必要があると認めるときは、委員会若しくは委員又はこれららの管理に属する機関で権限を有するものに対し、公有財産の取得又は管理について、報告を求め、実地について調査し、又はその結果に基づいて必要な措置を講ずべきことを求めることができる。

2 普通地方公共団体の委員会若しくは委員又はこれららの管理に属する機関で権限を有するものは、公有財産を取得し、又は行政財産の用途を変更し、若しくは第二百三十八条の四第二項若しくは第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定による行政財産である土地の貸付け若しくはこれに対する地上権若しくは地役権の設定若しくは同条第七項の規定による行政財産の使用の許可で当該普通地方公共団体の長が指定するものをしようとするときは、あらかじめ当該普通地方公共団体の委員会若しくは委員又はこれららの管理に属する機関で権限を有するものは、その管理に属する行政財産の用途を廃止したときは、直ちにこれを当該普通地方公共団体の長に引き継がなければならない。

（職員の行為の制限）

第二百三十八条の三 公有財産に関する事務に従事する職員は、その取扱いに係る公有財産を譲り受け、又は自己の所有物と交換することができない。

2 前項の規定に違反する行為は、これを無効とする。

（行政財産の管理及び処分）

第二百三十八条の四 行政財産は、次項から第四項までに定めるものを除くほか、これを貸し付け、又は交換し、売り払い、譲与し、出資の目的とし、若しくは信託し、又はこれに私権を設定することができない。

2 行政財産は、次に掲げる場合には、その用途又は目的を妨げない限度において、貸し付け、又は私権を設定することができる。

（行政財産の管理及び処分）

第二百三十八条の四 行政財産は、次項から第四項までに定めるものを除くほか、これを貸し付け、又は交換し、売り払い、譲与し、出資の目的とし、若しくは出資の目的とし、又はこれに私権を設定することができる。

2 当該普通地方公共団体以外の者が行政財産である土地の上に政令で定める堅固な建物その他の土地に定着する工作物であつて当該行政財産である土地の供用の目的を効果的に達成することに資すると認められるものを所有し、又は所有しようとする場合（当該普通地方公共団体と一棟の建物を区分して所有する場合を除く。）において、その者（当該行政財産を管理する普通地方公共団体が当該行政財産の適正な方法による管理を行う上で適當と認める者に限る。）に当該土地を貸し付けるとき。

2 普通地方公共団体が国、他の地方公共団体又は政令で定める法人と行政財産である土地の一棟の建物を区分して所有するためその者に当該土地を貸し付ける場合

3 普通地方公共団体が行政財産である土地及びその隣接地の上に当該普通地方公共団体以外の者と一棟の建物を区分して所有するためその者（当該建物のうち行政財産である部分を管理す

る普通地方公共団体が当該行政財産の適正な方法による管理を行なう上で適當と認める者に限る。）に当該土地を貸し付ける場合

4 行政財産のうち戸舎その他の建物及びその附帯施設並びにこれらの敷地（以下この号において「戸舎等」という。）についてその床面積又は敷地に余裕がある場合として政令で定める場合において、当該普通地方公共団体以外の者（当該戸舎等を管理する普通地方公共団体が当該戸舎等の適正な方法による管理を行う上で適當と認める者に限る。）に当該余裕がある部分を貸し付けるとき（前三号に掲げる場合に該当する場合を除く。）。

5 行政財産である土地を国、他の地方公共団体又は政令で定める法人の経営する鉄道、道路その他政令で定める施設の用に供する場合において、その者のために当該土地に地上権を設定するとき。

6 行政財産である土地を国、他の地方公共団体又は政令で定める法人の使用する電線路その他の施設の用に供する場合において、その者のために当該土地に地役権を設定するとき。

7 行政財産である土地を国、他の地方公共団体又は政令で定める法人の使用する場合において、その者のために当該土地の貸付けを受けた者が当該土地の上に所有する一棟の建物の一部（以下この項及び次項において「特定施設」という。）を当該普通地方公共団体以外の者に譲渡しようとするときは、当該特定施設を譲り受けようとする者（当該行政財産を管理する普通地方公共団体が当該行政財産の適正な方法による管理を行う上で適當と認める者に限る。）に当該土地を貸し付けることができる。

8 前項の規定は、同項（この項において準用する場合を含む。）の規定により行政財産である土地の貸付けを受けた者が当該特定施設を譲渡しようとする場合について準用する。

9 前項の規定においては、次条第四項及び第五項の規定を準用する。

10 第一項の規定による許可を受けてする行政財産の使用については、借地借家法（平成三年法律第九十号）の規定は、これを適用しない。

11 第七項の規定により行政財産の使用を許可した場合において、公用若しくは公用に供するため必要を生じたとき、又は許可の条件に違反する行為があると認めるときは、普通地方公共団体の長又は委員会は、その許可を取り消すことができる。

（普通財産の管理及び処分）

第二百三十八条の五 普通財産は、これを貸し付け、交換し、売り払い、譲与し、若しくは出資の目的とし、又はこれに私権を設定することができる。

2 普通財産である土地（その土地の定着物を含む。）は、当該普通地方公共団体を受益者として政令で定める信託の目的により、これを信託することができる。

3 普通財産のうち国債その他の政令で定める有価証券（以下この項において「国債等」という。）は、当該普通地方公共団体を受益者として、指定金融機関その他の確実な金融機関に国債等をその価額に相当する担保の提供を受けて貸し付ける方法により当該国債等を運用することを信託の目的とする場合に限り、信託することができる。

4 普通財産を貸し付けた場合において、その貸付期間中に国、地方公共団体その他公共団体において公用又は公用に供するため必要を生じたときは、普通地方公共団体の長は、その契約を解除することができる。

5 前項の規定により契約を解除した場合においては、借受人は、これによつて生じた損失につきその補償を求めることができる。

6 普通地方公共団体の長が一定の用途並びにその用途に供しなければならない期日及び期間を指定して普通財産を貸し付けた場合において、借受人が指定された期日を経過してもなおこれをその用途に供せず、又はこれをその用途に供した後指定された期間内にその用途を廃止したときは、当該普通地方公共団体の長は、その契約を解除することができる。

- 7 第四項及び第五項の規定は貸付け以外の方法により普通財産を使用させる場合に、前項の規定
8 は普通財産を売り払い、又は譲与する場合に準用する。
9 第四項から第六項までの規定は、普通財産である土地（その土地の定着物を含む。）を信託す
る場合に準用する。
（旧慣による公有財産の使用）
2 前項の公有財産をあらたに使用しようとする者があるときは、市町村の議会
の議決を経なければならない。
2 前項の公有財産をあらたに使用しようとするときは、市町村の議会
で、これを許可することができる。
（行政財産を使用する権利に関する処分についての審査請求）
第二百三十八条の七 第二百三十八条の四の規定により普通地方公共団体の長以外の機関がした行
政財産を使用する権利に関する処分についての審査請求は、普通地方公共団体の長が当該機関の
最上級行政庁でない場合においても、当該普通地方公共団体の長に対してもするものとする。
2 普通地方公共団体の長は、行政財産を使用する権利に関する処分についての審査請求がされた
場合には、当該審査請求が不適法であり、却下するときを除き、議会に諮問した上、当該審査請
求に対する裁決をしなければならない。
3 議会は、前項の規定による諮問を受けた日から二十日以内に意見を述べなければならない。
4 普通地方公共団体の長は、第二項の規定による諮問をしないで同項の審査請求を却下したとき
は、その旨を議会に報告しなければならない。

第二款 物品

(物品)

- 第二百三十九条** この法律において「物品」とは、普通地方公共団体の所有に属する動産で次の各
号に掲げるもの及び普通地方公共団体が使用のために保管する動産（政令で定める動
産を除く。）をいう。
一 現金（現金に代えて納付される証券を含む。）
二 公有財産に属するもの
三 基金に属するもの

(住民監査請求)

- 2 物品に関する事務に従事する職員は、その取扱いに係る物品（政令で定める物品を除く。）を
普通地方公共団体から譲り受けることができない。
3 前項の規定に違反する行為は、これを無効とする。
4 前二項に定めるもののほか、物品の管理及び処分に關し必要な事項は、政令でこれを定める。
5 普通地方公共団体の所有に属しない動産で普通地方公共団体が保管するもの（使用のために保
管するものを除く。）のうち政令で定めるもの（以下「占有動産」という。）の管理に關し必要な
事項は、政令でこれを定める。

第三款 債権

(債権)

- 第二百四十条** この章において「債権」とは、金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利を
いう。
2 普通地方公共団体の長は、債権について、政令の定めるところにより、その督促、強制執行そ
の他その保全及び取立てに關し必要な措置をとらなければならない。
3 普通地方公共団体の長は、債権について、政令の定めるところにより、その徵收停止、履行期
限の延長又は当該債権に係る債務の免除をすることができる。
4 前二項の規定は、次の各号に掲げる債権については、これを適用しない。
一 地方税法の規定に基づく徵收金に係る債権

- 二 過料に係る債権
三 証券に化体されている債権（国債に関する法律（明治三十九年法律第三十四号）の規定によ
り登録されたもの及び社債、株式等の振替に関する法律の規定により振替口座簿に記載され、
又は記録されたものを含む。）
四 電子記録債権法（平成十九年法律第二号）第二条第一項に規定する電子記録債権
五 預金に係る債権
六 歳入歳出外現金となるべき金銭の給付を目的とする債権
七 寄附金に係る債権
八 基金に属する債権
(基金)
第二百四十二条 普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、特定の目的のために財産を維
持し、資金を積み立て、又は定額の資金を運用するための基金を設けることができる。
2 基金は、これを前項の条例で定める特定の目的に応じ、及び確実かつ効率的に運用しなければ
ならない。
3 第一項の規定により特定の目的のために財産を取得し、又は資金を積み立てるための基金を設
けた場合においては、当該目的のためでなければこれを処分することができない。
4 基金の運用から生ずる収益及び基金の管理に要する経費は、それぞれ毎会計年度の歳入歳出予
算に計上しなければならない。
5 第一項の規定により特定の目的のために定額の資金を運用するための基金を設けた場合におい
ては、普通地方公共団体の長は、毎会計年度、その運用の状況を示す書類を作成し、これを監査
委員の審査に付し、その意見を付けて、第二百三十三条第五項の書類と併せて議会に提出しなけ
ればならない。
6 前項の規定による意見の決定は、監査委員の合議によるものとする。
7 基金の管理については、基金に属する財産の種類に応じ、収入若しくは支出の手続、歳計現金
の出納若しくは保管、公有財産若しくは物品の管理若しくは処分又は債権の管理の例による。
8 第二項から前項までに定めるもののほか、基金の管理及び処分に關し必要な事項は、条例でこ
れを定めなければならない。

第十節 住民による監査請求及び訴訟

- 第二百四十二条** 普通地方公共団体の住民は、当該普通地方公共団体の長若しくは委員会若しくは
委員又は当該普通地方公共団体の職員について、違法若しくは不當な公金の支出、財産の取得、
管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担がある（当該行為
がななされることが相当の確實さをもつて予測される場合を含む。）と認めるとき、又は違法若しく
は不當に公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実（以下「怠る事実」という。）
があると認めるときは、これらを証する書面を添え、監査委員に対し、監査を求め、当該行為を
防止し、若しくは是正し、若しくは当該怠る事実を改め、又は当該行為若しくは怠る事実によつ
て当該普通地方公共団体の被つた損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求するこ
とができる。
2 前項の規定による請求は、当該行為のあつた日又は終わつた日から一年を経過したときは、こ
れをすることができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。
3 第一項の規定による請求があつたときは、監査委員は、直ちに当該請求の要旨を当該普通地方
公共団体の議会及び長に通知しなければならない。
4 第一項の規定による請求があつた場合において、当該行為が違法であると思料するに足りる相
当な理由があり、当該行為により当該普通地方公共団体に生ずる回復の困難な損害を避けるため
緊急の必要があり、かつ、当該行為を停止することによつて人の生命又は身体に対する重大な危
害の発生の防止その他公共の福祉を著しく阻害するおそれがないと認めるときは、監査委員は、

当該普通地方公共団体の長その他の執行機関又は職員に対し、理由を付して次項の手続が終了するまでの間当該行為を停止すべきことを勧告することができる。この場合において、監査委員は、当該勧告の内容を第一項の規定による請求人（以下この条において「請求人」という。）に通知するとともに、これを公表しなければならない。

第一項の規定による請求があつた場合には、監査を行い、当該請求に理由がないと認めるときは、理由を付してその旨を書面により請求人に通知するとともに、これを公表しなければならない。

当該請求に理由があると認めるときは、当該普通地方公共団体の議会、長その他の執行機関又は職員に対し期間を示して必要な措置を講すべきことを勧告するとともに、当該勧告の内容を請求人に通知し、かつ、これを公表しなければならない。

前項の規定による監査委員の監査及び勧告は、第一項の規定による請求があつた日から六十日以内に行わなければならない。

監査委員は、第五項の規定による監査を行うに当たつては、請求人に証拠の提出及び陳述の機会を与えるなければならない。

監査委員は、前項の規定による陳述の聴取を行う場合又は関係のある当該普通地方公共団体の長その他の執行機関若しくは職員の陳述の聴取を行ふ場合において、必要があると認めるときは、関係のある当該普通地方公共団体の長その他の執行機関若しくは職員又は請求人を立ち会わせることがある。

監査委員は、第五項の規定による監査委員の勧告があつたときは、当該勧告を受けた議会、長その他の執行機関又は職員は、当該勧告に示された期間内に必要な措置を講ずるとともに、その旨を監査委員に通知しなければならない。この場合において、監査委員は、当該通知に係る事項を請求人に通知するとともに、これを公表しなければならない。

普通地方公共団体の議会は、第一項の規定による請求があつた後に、当該請求に係る行為又は怠る事実に関する損害賠償又は不当利得返還の請求権その他の権利の放棄に関する議決をしようとするときは、あらかじめ監査委員の意見を聴かなければならぬ。

第一項の規定による勧告、第五項の規定による監査及び勧告並びに前項の規定による意見についての決定は、監査委員の合議によるものとする。

（住民訴訟）

第二百四十二条の一 普通地方公共団体の住民は、前条第一項の規定による請求をした場合において、同条第五項の規定による監査委員の監査の結果若しくは勧告若しくは同条第九項の規定による普通地方公共団体の議会、長その他の執行機関若しくは職員の措置に不服があるとき、又は監査委員が同条第五項の規定による監査若しくは勧告を同条第六項の期間内に行わないとき、若しくは議会、長その他の執行機関若しくは職員が同条第九項の規定による措置を講じないときは、裁判所に対し、同条第一項の請求に係る違法な行為又は怠る事実につき、訴えをもつて次に掲げる請求をすることができる。

一 当該執行機関又は職員に対する当該行為の全部又は一部の差止めの請求

二 行政処分たる当該行為の取消し又は無効確認の請求

三 当該執行機関又は職員に対する当該怠る事実の違法確認の請求

四 当該職員又は当該行為若しくは怠る事実に係る相手方に損害賠償又は不当利得返還の請求をするなどを当該普通地方公共団体の執行機関又は職員に対して求める請求。ただし、当該職員又は当該行為若しくは怠る事実に係る相手方が第二百四十三条の二の八第三項の規定による賠償の命令の対象となる者である場合には、当該賠償の命令をすることを求める請求

一 前項の規定による訴訟は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める期間内に提起しなければならない。

一 監査委員の監査の結果又は勧告に不服がある場合 当該監査の結果又は当該勧告の内容の通

知があつた日から三十日以内

二 監査委員の勧告を受けた議会、長その他の執行機関又は職員の措置に不服がある場合 当該措置に係る監査委員の通知があつた日から三十日以内

三 監査委員が請求をした日から六十日を経過しても監査又は勧告を行わない場合 当該六十日を経過した日から三十日以内

四 監査委員の勧告を受けた議会、長その他の執行機関又は職員が措置を講じない場合 当該勧告に示された期間を経過した日から三十日以内

五 第一項の規定による訴訟は、当該普通地方公共団体の事務所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に専属する。

六 第一項第一号の規定による請求に基づく差止めは、当該行為を差し止めることによつて人の生命又は身体に対する重大な危害の発生の防止その他公共の福祉を著しく阻害するおそれがあると認めることは、することができない。

七 第一項第四号の規定による訴訟が提起された場合には、当該職員又は当該行為若しくは怠る事実の相手方に対し、当該普通地方公共団体の執行機関又は職員は、遅滞なく、その訴訟の告知をしなければならない。

八 前項の訴訟告知があつたときは、第一項第四号の規定による訴訟が終了した日から六月を経過するまでの間は、当該訴訟に係る損害賠償又は不当利得返還の請求権の時効は、完成しない。

九 民法第百五十三条第二項の規定は、前項の規定による時効の完成猶予について準用する。

十 第一項に規定する違法な行為又は怠る事実については、民事保全法（平成元年法律第九十一号）に規定する仮処分をすることができない。

十一 第二項から前項までに定めるもののほか、第一項の規定による訴訟については、行政事件訴訟法第四十三条の規定の適用があるものとする。

十二 第一項の規定による訴訟を提起した者が勝訴（一部勝訴を含む。）した場合において、弁護士、弁護士法人又は弁護士・外国法事務弁護士共同法人に報酬を支払うべきときは、当該普通地方公共団体に對し、その報酬額の範囲内で相当と認められる額の支払を請求することができる。

第二百四十二条の三 前条第一項第四号本文の規定による訴訟について、損害賠償又は不当利得返還の請求を命ずる判決が確定した場合においては、普通地方公共団体の長は、当該判決が確定した日から六十日以内の日を期限として、当該請求に係る損害賠償金又は不当利得の返還金の支払を請求しなければならない。

二 前項に規定する場合において、当該判決が確定した日から六十日以内に当該請求に係る損害賠償金又は不当利得による返還金が支払われないときは、当該普通地方公共団体は、当該損害賠償又は不当利得返還の請求を目的とする訴訟を提起しなければならない。

三 前項の訴訟の提起については、第九十六条第一項第十二号の規定にかかわらず、当該普通地方公共団体の議決を要しない。

四 前条第一項第四号本文の規定による訴訟の裁判が同条第七項の訴訟告知を受けた者に対してもその効力を有するときは、当該訴訟の裁判は、当該普通地方公共団体と当該訴訟告知を受けた者との間ににおいてもその効力を有する。

五 前条第一項第四号本文の規定による訴訟について、普通地方公共団体の執行機関又は職員に損害賠償又は不当利得返還の請求を命ずる判決が確定した場合において、当該普通地方公共団体がその長に対し当該損害賠償又は不当利得返還の請求を目的とする訴訟を提起するときは、当該訴訟については、代表監査委員が当該普通地方公共団体を代表する。

第十一節 雜則

（私人の公金取扱いの制限）

第二百四十三条 普通地方公共団体は、法律若しくはこれに基づく政令に特別の定めがある場合又は次条第一項の規定により委託する場合を除くほか、公金の徴収若しくは収納又は支出の権限を私人に委任し、又は私人をして行わせてはならない。

(指定公金事務取扱者)

第二百四十三条の二 普通地方公共団体の長は、公金の徴収若しくは収納又は支出に関する事務

(以下この条及び次条第一項において「公金事務」という。)を適切かつ確実に遂行することができる者として政令で定める者のうち当該普通地方公共団体の長が総務省令で定めるところにより、公金事務を委託するものに、この条から第二百四十三条の二の六までの規定の定めるところにより、公金事務を委託することができる。

第二百四十三条の二の三 普通地方公共団体の長は、指定公金事務取扱者が次の各号のいずれかに該当するときは、総務省令で定めるところにより、第二百四十三条の二第一項の規定による指定を取り消すことができる。

5 第三項に規定する権限は、犯罪搜査のために認められたものと解してはならない。

(指定公金事務取扱者の指定の取消し)

第二百四十三条の二の四 普通地方公共団体の長は、前項の規定による委託をしたときは、当該委託を受けた者(以下「指定公金事務取扱者」という。)の名称、住所又は事務所の所在地、指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等又は歳出その他総務省令で定める事項を告示しなければならない。

3 指定公金事務取扱者は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、総務省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を普通地方公共団体の長に届け出なければならぬ。

4 普通地方公共団体の長は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を告示しなければならない。

5 指定公金事務取扱者は、第一項の規定により委託を受けた公金事務の一部について、公金事務を適切かつ確実に遂行することができる者として政令で定める者に委託をすることができる。この場合において、指定公金事務取扱者は、あらかじめ、当該委託について普通地方公共団体の長の承認を受けなければならない。

6 前項の規定により公金事務の一部の委託を受けた者は、当該委託を受けた公金事務の一部について、公金事務を適切かつ確実に遂行することができる者として政令で定める者に委託をすることができる。この場合において、指定公金事務取扱者は、あらかじめ、当該再委託について普通地方公共団体の長の承認を受けなければならない。

7 前項の規定により公金事務の一部の再委託を受けた者は、当該公金事務の一部の委託を受けた者とみなして、同項の規定を適用する。

8 会計管理者は、指定公金事務取扱者について、定期及び臨時に公金事務の状況を検査しなければならない。

9 会計管理者は、前項の規定による検査をしたときは、その結果に基づき、指定公金事務取扱者に対して必要な措置を講ずべきことを求めることができる。

10 監査委員は、第八項の規定による検査について、会計管理者に対し報告を求めることができる。

(指定公金事務取扱者の帳簿保存等の義務)

第二百四十三条の一の二 指定公金事務取扱者は、総務省令で定めるところにより、帳簿を備え付け、これに公金事務に関する事項を記載し、及びこれを保存しなければならない。

2 普通地方公共団体の長は、前条、この条及び第二百四十三条の二の四から第二百四十三条の二の六までの規定を施行するため必要があると認めるときは、その必要な限度で、総務省令で定めるところにより、指定公金事務取扱者に対し、報告をさせることができる。

3 普通地方公共団体の長は、前条、この条及び第二百四十三条の二の四から第二百四十三条の二の六までの規定を施行するため必要があると認めるときは、その必要な限度で、その職員に、指定公金事務取扱者の事務所に立ち入り、指定公金事務取扱者の帳簿書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

4 前項の規定により立入検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

5 第三項に規定する権限は、犯罪搜査のために認められたものと解してはならない。

(指定公金事務取扱者の指定の取消し)

一 第二百四十三条の二第一項に規定する政令で定める者に該当しなくなつたとき。
二 前条第一項の規定に違反して、帳簿を備え付けず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。

三 前条第一項又は第二百四十三条の二の六第三項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

四 前条第三項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

五 普通地方公共団体の長は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を告示しなければならない。

(公金の徴収の委託)

第二百四十三条の二の五 普通地方公共団体の長が第二百四十三条の二第一項の規定によりその徴収に関する事務を委託することができる歳人は、他の法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、政令で定めるものとする。

2 指定公金事務取扱者(歳入の徴収に関する事務の委託を受けた者に限る。以下この条において「指定公金事務取扱者」といふ。)は、現金の納付その他総務省令で定める方法により納入義務者から歳入の納付を受けるものとする。

3 前項の場合において、普通地方公共団体の歳入の納入義務は、納入義務者が指定公金事務取扱者に当該歳入を納付したときに履行されたものとする。

4 指定公金事務取扱者は、政令の定めるところにより、その徴収した歳入を普通地方公共団体に払い込まれなければならない。

(公金の収納の委託)

第二百四十三条の二の六 普通地方公共団体の長が第二百四十三条の二第一項の規定によりその収納に関する事務を委託することができる歳人等は、次の各号のいずれにも該当するものとして当該普通地方公共団体の長が定めるものとする。

1 指定公金事務取扱者が収納することにより、その収入の確保及び住民の便益の増進に寄与すると認められるもの。

2 その性質上その収納に関する事務を委託することが適當でないものとして総務省令で定めるもの以外のもの。

3 前条第二項から第四項までの規定は、指定公金事務取扱者が歳入等の収納をする場合について準用する。

(公金の支出の委託)

第二百四十三条の二の六 普通地方公共団体の長が第二百四十三条の二第一項の規定によりその支

出に関する事務を委託することができる歳出は、他の法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、政令で定めるものとする。

2 普通地方公共団体の長は、指定公金事務取扱者(歳出の支出に関する事務の委託を受けた者に限る。次項において同じ。)に対し、当該支出に必要な資金を交付するものとする。

3 指定公金事務取扱者は、普通地方公共団体の規則の定めるところにより、その支出の結果を会計管理者に報告しなければならない。

(普通地方公共団体の長等の損害賠償責任の一部免責)

第二百四十三条の二の七 普通地方公共団体は、条例で、当該普通地方公共団体の長若しくは委員会の委員若しくは委員又は当該普通地方公共団体の職員(次条第三項の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下この項において「普通地方公共団体の長等」という。)の当該普通地方公共団体に対する損害を賠償する責任を、普通地方公共団体の長等が職務を行うにつき善意で

かつ重大な過失がないときは、普通地方公共団体の長等が賠償の責任を負う額から、普通地方公団体の長等の職員その他の事情を考慮して政令で定める基準を参考して、政令で定める額以上で当該条例で定める額を控除して得た額について免れさせる旨を定めることができる。

2 普通地方公共団体の議会は、前項の条例の制定又は改廃に関する議決をしようとするときは、あらかじめ監査委員の意見を聴かなければならない。

3 前項の規定による意見の決定は、監査委員の合議によるものとする。

(職員の賠償責任)

第二百四十三条の一の八 会計管理者若しくは会計管理者の事務を補助する職員、資金前渡を受けた職員、占有動産を保管している職員又は物品を使用している職員が故意又は重大な過失（現金については、故意又は過失）により、その保管に係る現金、有価証券、物品（基金に属する動産を含む）。若しくは占有動産又はその使用に係る物品を失し、又は損傷したときは、これによつて生じた損害を賠償しなければならない。次に掲げる行為をする権限を有する職員又はその権限に属する事務を直接補助する職員で普通地方公共団体の規則で指定したもののが故意又は重大な過失により法令の規定に違反して当該行為をしたことにより普通地方公共団体に損害を与えたときも、同様とする。

1 支出負担行為
2 第二百三十二条の四第一項の命令又は同条第二項の確認
3 支出又は支払

4 第二百三十四条の二第一項の監督又は検査

2 前項において、その損害が二人以上の職員の行為により生じたものであるときは、当該職員は、それぞれの職分に応じ、かつ、当該行為が当該損害の発生の原因となつた程度に応じて賠償の責めに任ずるものとする。

3 普通地方公共団体の長は、第一項の職員が同項に規定する行為により当該普通地方公共団体に損害を与えたと認めるときは、監査委員に対し、その事実があるかどうかを監査し、賠償責任の有無及び賠償額を決定することを求め、その決定に基づき、期限を定めて賠償を命じなければならぬ。

4 第二百四十二条の二第一項第四号ただし書の規定による訴訟について、賠償の命令を命ずる判断が確定した場合には、普通地方公共団体の長は、当該判断が確定した日から六十日以内の日を期限として、賠償を命じなければならない。この場合においては、前項の規定による監査委員の監査及び決定を求めることが要しない。

5 前項の規定により賠償を命じた場合において、当該判断が確定した日から六十日以内に当該賠償の命令に係る損害賠償金が支払われないときは、当該普通地方公共団体は、当該損害賠償の請求を目的とする訴訟を提起しなければならない。

6 前項の訴訟の提起については、第九十六条第一項第十二号の規定にかかわらず、当該普通地方公共団体の議決を要しない。

7 第二百四十二条の二第一項第四号ただし書の規定による訴訟の判決に従いなされた賠償の命令について取消訴訟が提起されているときは、裁判所は、当該取消訴訟の判決が確定するまで、当該賠償の命令に係る損害賠償の請求を目的とする訴訟の訴訟手続を中止しなければならない。

8 第三項の規定により監査委員が賠償責任があると決定した場合において、普通地方公共団体の長は、当該職員からなされた当該損害が避けられることのできない事故その他やむを得ない事情によるものであるとの証明を相当と認めるときは、議会の同意を得て、賠償責任の全部又は一部を免除することができる。この場合においては、あらかじめ監査委員の意見を聴き、その意見を付けて議会に付議しなければならない。

9 第三項の規定による決定又は前項後段の規定による意見の決定は、監査委員の合議によるものとする。

10 第二百四十二条の二第一項第四号ただし書の規定による訴訟の判決に従い第三項の規定による処分がなされた場合には、当該処分については、審査請求をすることができない。

11 普通地方公共団体の長は、第三項の規定による処分についての審査請求がされた場合には、当該審査請求が不適法であり、却下するときを除き、議会に諮問した上、当該審査請求に対する裁決をしなければならない。

12 普通地方公共団体の長は、第十一項の規定による諮問を受けた日から二十日以内に意見を述べなくてはならない。

13 普通地方公共団体の長は、第一項の規定による諮問を受けた日から二十日以内に意見を述べなくてはならない。

14 第一項の規定により損害を賠償しなければならない場合には、同項の職員の賠償責任については、賠償責任に関する民法の規定は、適用しない。

(財政状況の公表等)

第二百四十三条の三 普通地方公共団体の長は、条例の定めるところにより、毎年二回以上歳入歳出予算の執行状況並びに財産、地方債及び一時借入金の現在高その他財政に関する事項を住民に公表しなければならない。

2 普通地方公共団体の長は、第二百二十二条第三項の法人について、毎事業年度、政令で定める

3 その経営状況を説明する書類を作成し、これを次の議会に提出しなければならない。

2 普通地方公共団体の長は、第二百二十二条第三項の信託について、信託契約に定める計算期ごとに、当該信託に係る事務の処理状況を説明する政令で定める書類を作成し、これを次の議会に提出しなければならない。

(普通地方公共団体の財政の運営に関する事項等)

第二百四十三条の四 普通地方公共団体の財政の運営、普通地方公共団体の財政と国の財政との関係等に関する基本原則については、この法律に定めるもののほか、別に法律でこれを定める。

第二百四十三条の五 歳入及び歳出の会計年度所属区分、予算及び決算の調製の様式、過年度収入及び過年度支出並びに翌年度歳入の繰上充用その他財務に関する必要な事項は、この法律に定めるもののはか、政令でこれを定める。

第十一章 公の施設

(公の施設の設置、管理及び廃止)

第二百四十四条 普通地方公共団体は、住民の福祉を増進する目的をもつてその利用に供するための施設（これを公の施設という。）を設けるものとする。

2 普通地方公共団体（次条第三項に規定する指定管理者を含む。次項において同じ。）は、正当な理由がない限り、住民が公の施設を利用するなどを拒んではならない。

3 普通地方公共団体は、住民が公の施設を利用することについて、不当な差別的取扱いをしてはならない。

(公の施設の設置、管理及び廃止)

第二百四十四条の二 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

2 普通地方公共団体は、条例で定める重要な公の施設のうち条例で定める特に重要なものについて、これを廃止し、又は条例で定める長期かつ独占的な利用をさせようとするときは、議会において出席議員の三分の二以上の者の同意を得なければならぬ。

3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるとときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第二百四十四条の四において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。

4 前項の条例には、指定管理者の指定の手続、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項を定めるものとする。

5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。

普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公団体の議決を経なければならない。

- 7 指定管理者は、毎年度終了後、その管理する公の施設の管理の業務に關し事業報告書を作成し、当該公の施設を設置する普通地方公共団体に提出しなければならない。
- 8 普通地方公共団体は、適当と認めるときは、指定管理者にその管理する公の施設の利用に係る料金（次項において「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として收受させることができること。
- 9 前項の場合における利用料金は、公益上必要があると認める場合を除くほか、条例の定めるところにより、指定管理者が定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金について当該普通地方公共団体の承認を受けなければならない。
- 10 普通地方公共団体の長又は委員会は、指定管理者の管理する公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対して、当該管理の業務又は経理の状況に關し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。
- 11 普通地方公共団体は、指定管理者が前項の指示に従わないときその他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。
- （公の施設の区域外設置及び団体の公の施設の利用）
- 第二百四十四条の三** 普通地方公共団体は、その区域外においても、また、関係普通地方公共団体との協議により、公の施設を設けることができる。
- 2 普通地方公共団体は、他の普通地方公共団体との協議により、当該他の普通地方公共団体の公の施設を自己の住民の利用に供させることができる。
- 3 前二項の協議については、関係普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。
- （公の施設を利用する権利に関する処分についての審査請求）
- 第二百四十四条の四** 普通地方公共団体の長以外の機関（指定管理者を含む。）がした公の施設を利用する権利に関する処分についての審査請求は、普通地方公共団体の長が当該機関の最上級行政府でない場合においても、当該普通地方公共団体の長に対してもうものとする。
- 2 普通地方公共団体の長は、公の施設を利用する権利に関する処分についての審査請求がされた場合には、当該審査請求が不適法であり、却下するときを除き、議会に諮問した上、当該審査請求に対する裁決をしなければならない。
- 3 議会は、前項の規定による諮問を受けた日から二十日以内に意見を述べなければならない。
- 普通地方公共団体の長は、第二項の規定による諮問をしないで同項の審査請求を却下したときは、その旨を議会に報告しなければならない。
- 第十一章 国と普通地方公共団体との関係及び普通地方公共団体相互間の関係**
- 第一節 普通地方公共団体に対する国又は都道府県の関与等**
- 第一款 普通地方公共団体に対する国又は都道府県の関与等**
- （関与の意義）
- 第二百四十五条** 本章において「普通地方公共団体に対する国又は都道府県の関与」とは、普通地方公共団体の事務の処理に關し、國の行政機関（内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第十四条第三項に規定する事務をつかさどる機関たる内閣府、官内庁、同法第四十九条第一項若しくは第二項に規定する機関、デジタル庁設置法（令和三年法律第三十六号）第四条第二項に規定する事務をつかさどる機関たるデジタル庁、国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百二十号）第三条第二項に規定する機関、法律の規定に基づき内閣の所轄の下に置かれる機関又はこれらに置かれる機関をいう。以下本章において同じ。）又は都道府県の機関が行う次に掲げる行為（普通地方公共団体がその固有の資格において当該行為の名で人となるものに限り、国又は都道府県の普通地方公共団体に対する支出金の交付及び返還に係るものを除く。）をいう。
- 1 普通地方公共団体に対する次に掲げる行為
- イ 助言又は勧告
- ロ 資料の提出の要求
- ハ 是正の要求（普通地方公共団体の事務の処理が法令の規定に違反しているとき又は著しく適正を欠き、かつ、明らかに公益を害しているときに当該普通地方公共団体に対して行われる

る当該違反のは正又は改善のため必要な措置を講すべきことの求めであつて、当該求めを受けた普通地方公共団体がその違反のは正又は改善のため必要な措置を講じなければならないものをいう。）

二 同意

ホ 許可、認可又は承認

三 指示

ト 代執行（普通地方公共団体の事務の処理が法令の規定に違反しているとき又は当該普通地方公共団体がその事務の処理を怠つているときに、その是正のための措置を当該普通地方公共団体に代わって行うことをいう。）

二 普通地方公共団体との協議

ト 前二号に掲げる行為のほか、一定の行政目的を実現するため普通地方公共団体に対して具体的かつ個別的に關わる行為（相反する利害を有する者の間の利害の調整を目的としてされる裁定その他の行為（その双方を名あて人とするものに限る。）及び審査請求その他の不服申立てに対する裁決、決定その他の行為を除く。）

（関与の法定主義）

第二百四十五条の二 普通地方公共団体は、その事務の処理に關し、法律又はこれに基づく政令によらなければ、普通地方公共団体に対する国又は都道府県の関与を受け、又は要することとされることはない。

（関与の基本原則）

第二百四十五条の三 国は、普通地方公共団体が、その事務の処理に關し、普通地方公共団体に対する国又は都道府県の関与を受け、又は要することとする場合には、その目的を達成するために必要な最小限度のものとするとともに、普通地方公共団体の自主性及び自立性に配慮しなければならない。

2 国は、できる限り、普通地方公共団体が、自治事務の処理に關しては普通地方公共団体に対する国又は都道府県の関与のうち第二百四十五条第一号と及び第三号に規定する行為を、法定受託事務の処理に關しては普通地方公共団体に対する国又は都道府県の関与のうち同号に規定する行為を受け、又は要することとすることのないようにならなければならない。

3 国は、国又は都道府県の計画と普通地方公共団体の計画との調和を保つ必要がある場合等国又は都道府県の施策と普通地方公共団体の施策との間の調整が必要な場合を除き、普通地方公共団体の事務の処理に關し、普通地方公共団体が、普通地方公共団体に対する国又は都道府県の関与のうち第二百四十五条第二号に規定する行為を要することとすることのないようにならなければならない。

4 国は、法令に基づき国がその内容について財政上又は税制上の特例措置を講ずるものとされるる計画を普通地方公共団体が作成する場合又は都道府県の施策と普通地方公共団体の施策との整合性を確保しなければこれらの施策の実施に著しく支障が生ずると認められる場合を除き、自治事務の処理に關し、普通地方公共団体が、普通地方公共団体に対する国又は都道府県の関与のうち第二百四十五条第一号ニに規定する行為を要することとすることのないようにしなければならない。

5 国は、普通地方公共団体が特別の法律により法人を設立する場合等自治事務の処理について国の行政機関又は都道府県の機関の許可、認可又は承認を要することとすること以外の方法によつてその処理の適正を確保することが困難であると認められる場合を除き、自治事務の処理に關し、普通地方公共団体が、普通地方公共団体に対する国又は都道府県の関与のうち第二百四十五条第一号ホに規定する行為を要することとすることのないようにならなければならない。

6 国は、国民の生命、身体又は財産の保護のため緊急に自治事務的確な処理を確保する必要がある場合等特に必要と認められる場合を除き、自治事務の処理に關し、普通地方公共団体が、普通地方公共団体に対する国又は都道府県の関与のうち第二百四十五条第一号ヘに規定する行為に従わなければならないこととすることのないようにならなければならない。

(技術的な助言及び勧告並びに資料の提出の要求)

第二百四十五条の四 各大臣(内閣府設置法第四条第三項若しくはデジタル府設置法第四条第二項に規定する事務を分担管理する大臣たる内閣総理大臣又は国家行政組織法第五条第一項に規定する各省大臣をいう。以下本章、次章及び第十四章において同じ。)又は都道府県知事その他の都道府県の執行機関は、その担任する事務に関する、普通地方公共団体に対し、普通地方公共団体の運営その他の事項について適切と認める技術的な助言若しくは勧告をし、又は当該助言若しくは勧告をするため若しくは普通地方公共団体の事務の適正な処理に関する情報を提供するため必要な資料の提出を求めることができる。

2 各大臣は、その担任する事務に関する、都道府県知事その他の都道府県の執行機関に対し、前項の規定による市町村に対する助言若しくは勧告又は資料の提出の求めに關し、必要な指示をすることができる。

3 普通地方公共団体の長その他の執行機関は、各大臣又は都道府県知事その他の都道府県の執行機関に対し、その担任する事務の管理及び執行について技術的な助言若しくは勧告又は必要な情報の提供を求めることができる。

(是正の要求)

第二百四十五条の五 各大臣は、その担任する事務に関する、都道府県の自治事務の処理が法令の規定に違反していると認めるとき、又は著しく適正を欠き、かつ、明らかに公益を害していると認めるときは、当該都道府県に対し、当該自治事務の処理について違反の是正又は改善のため必要な措置を講ずべきことを求めることができる。

2 各大臣は、その担任する事務に関する、市町村の次の各号に掲げる事務の処理が法令の規定に違反していると認めるとき、又は著しく適正を欠き、かつ、明らかに公益を害していると認めるときは、当該各号に定める都道府県の執行機関に対し、当該事務の処理について違反の是正又は改善のため必要な措置を講ずべきことを当該市町村に求めるよう指示をすることができる。

3 一 市町村長その他の市町村の執行機関(教育委員会及び選挙管理委員会を除く。)の担任する事務(第一号法定受託事務を除く。次号及び第三号において同じ。) 都道府県知事
二 市町村教育委員会の担任する事務 都道府県教育委員会
三 市町村選挙管理委員会の担任する事務 都道府県選挙管理委員会

反していと認めると、又は著しく適正を欠き、かつ、明らかに公益を害していると認めると、又は、当該各号に定める都道府県の執行機関に対し、当該事務の処理について違反の是正又は改善のため必要な措置を講ずべきことを当該市町村に求めるよう指示をすることができる。

4 一 市町村長その他の市町村の執行機関(教育委員会及び選挙管理委員会を除く。)の担任する事務(第一号法定受託事務を除く。次号及び第三号において同じ。) 都道府県知事
二 市町村教育委員会の担任する事務 都道府県教育委員会
三 市町村選挙管理委員会の担任する事務 都道府県選挙管理委員会

前項の指示を受けた都道府県の執行機関は、当該市町村に対し、当該事務の処理について違反の是正又は改善のため必要な措置を講ずべきことを求めなければならない。

4 各大臣は、第一項の規定によるほか、その担任する事務に関する、市町村の事務(第一号法定受託事務を除く。)の処理が法令の規定に違反していると認める場合、又は著しく適正を欠き、かつ、明らかに公益を害していると認める場合において、緊急を要するときその他特に必要がある場合は、当該各号に定める都道府県の執行機関に対し、同項の規定による市町村に対する指示

5 一 市町村長その他の市町村の執行機関(教育委員会及び選挙管理委員会を除く。)の担任する事務(第一項、第三項又は前項の規定による求めを受けたときは、当該事務の処理について違反の是正又は改善のため必要な措置を講じなければならない。) (是正の勧告)

第二百四十五条の六 次の各号に掲げる都道府県の執行機関は、市町村の当該各号に定める自治事務の処理が法令の規定に違反していると認めるとき、又は著しく適正を欠き、かつ、明らかに公益を害していると認めるときは、当該市町村に対し、当該自治事務の処理について違反の是正又は改善のため必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

5 普通地方公共団体は、第一項、第三項又は前項の規定による求めを受けたときは、当該事務の処理について違反の是正又は改善のため必要な措置を講じなければならない。

(是正の勧告)

第二百四十五条の六 次の各号に掲げる都道府県の執行機関は、市町村の当該各号に定める自治事務の処理が法令の規定に違反していると認めるとき、又は著しく適正を欠き、かつ、明らかに公益を害していると認めるときは、当該市町村に対し、当該自治事務の処理について違反の是正又は改善のため必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

5 一 都道府県知事 市町村長その他の市町村の執行機関(教育委員会及び選挙管理委員会を除く。)の担任する自治事務
二 都道府県教育委員会 市町村教育委員会の担任する自治事務
三 都道府県選挙管理委員会 市町村選挙管理委員会の担任する自治事務

(是正の指示)

第二百四十五条の七 各大臣は、その所管する法律又はこれに基づく政令に係る都道府県の法定受託事務の処理が法令の規定に違反していると認めるとき、又は著しく適正を欠き、かつ、明らかに公益を害していると認めるときは、当該都道府県知事に代わって当該事務を行なうことができる。この場合においては、各大臣は、あらかじめ当該都道府県知事に対し、当該事務を行なう日時、場所及び方法を通知しなければならない。

5 一 都道府県知事 市町村長その他の市町村の執行機関(教育委員会及び選挙管理委員会を除く。)の担任する自治事務
二 都道府県教育委員会 市町村教育委員会の担任する自治事務
三 都道府県選挙管理委員会 市町村選挙管理委員会の担任する自治事務

(是正の指示)

第二百四十五条の七 各大臣は、その所管する法律又はこれに基づく政令に係る都道府県の法定受

託事務の処理が法令の規定に違反していると認めるとき、又は著しく適正を欠き、かつ、明らかに公益を害していると認めるときは、当該都道府県知事に代わって当該事務を行なうことができる。この場合においては、各大

臣は、あらかじめ当該都道府県知事に対し、当該事務を行なう日時、場所及び方法を通知しなけれ

ばならない。

5 一 第三項の訴えに係る高等裁判所の判決に対する上告の期間は、一週間とする。

に公益を害していると認めるときは、当該都道府県に対し、当該法定受託事務の処理について違反の是正又は改善のため講ずべき措置に關し、必要な指示をすることができる。

2 次の各号に掲げる都道府県の執行機関は、市町村の当該各号に定める法定受託事務の処理が法令の規定に違反していると認めるとき、又は著しく適正を欠き、かつ、明らかに公益を害していると認めるときは、当該市町村に対し、当該法定受託事務の処理について違反の是正又は改善のため講ずべき措置に關し、必要な指示をすることができる。

1 都道府県知事 市町村長その他の市町村の執行機関(教育委員会及び選挙管理委員会を除く。)の担任する法定受託事務

2 都道府県教育委員会 市町村教育委員会の担任する法定受託事務

3 都道府県選挙管理委員会 市町村選挙管理委員会の担任する法定受託事務

4 各大臣は、前項の規定によるほか、その所管する法律又はこれに基づく政令に係る市町村の第一号法定受託事務の処理が法令の規定に違反していると認める場合、又は著しく適正を欠き、かつ、明らかに公益を害していると認める場合は、当該各号に定める都道府県の執行機関に対し、同項の規定による市町村に対する指示に關し、必要な指示をすることができる。

5 各大臣は、その所管する法律又はこれに基づく政令に係る市町村の第一号法定受託事務の処理が法令の規定に違反していると認める場合において、緊急を要するときその他特に必要があると認めるときは、自ら当該市町村に対し、当該第一号法定受託事務の処理について違反の是正又は改善のため講ずべき措置に關し、必要な指示をすることができる。

(代執行等)

第二百四十五条の八 各大臣は、その所管する法律若しくはこれに基づく政令に係る都道府県知事の法定受託事務の管理若しくは執行が法令の規定若しくは当該各大臣の处分に違反するものがある場合又は当該法定受託事務の管理若しくは執行を怠るものがある場合において、本項から第八項までに規定する措置以外の方法によつてその是正を図ることが困難であり、かつ、それを放置することにより著しく公益を害することが明らかであるときは、文書により、当該都道府県知事に對して、その旨を指摘し、期限を定めて、当該違反を是正し、又は当該怠る法定受託事務の管理若しくは執行を改めるべきことを勧告することができる。

5 各大臣は、都道府県知事が前項の期限までに同項の規定による勧告に係る事項を行わないときは、文書により、当該都道府県知事に對し、期限を定めて当該事項を行なうべきことを指示することができる。

3 各大臣は、都道府県知事が前項の期限までに当該事項を行わないときは、高等裁判所に對し、訴えをもつて、当該事項を行うべきことを命ずる旨の裁判を請求することができる。

4 各大臣は、高等裁判所に對し前項の規定により訴えを提起したときは、直ちに、文書により、その旨を当該都道府県知事に通告するとともに、当該高等裁判所に對し、その通告をした日時、場所及び方法を通知しなければならない。

5 当該高等裁判所は、第三項の規定により訴えが提起されたときは、速やかに口頭弁論の期日を定め、当事者を呼び出さなければならぬ。その期日は、同項の訴えの提起があつた日から十五日以内の日とする。

6 当該高等裁判所は、各大臣の請求に理由があると認めるときは、当該都道府県知事に對し、期限を定めて当該事項を行うべきことを命ずる旨の裁判をしなければならない。

7 第三項の訴えは、当該都道府県の区域を管轄する高等裁判所の専属管轄とする。

8 各大臣は、都道府県知事が第六項の裁判に従い同項の期限までに、なお当該事項を行わないときは、当該都道府県知事に代わつて当該事項を行うことができる。この場合においては、各大

臣は、あらかじめ当該都道府県知事に對し、当該事項を行なう日時、場所及び方法を通知しなけれ

ばならない。

9 第三項の訴えに係る高等裁判所の判決に対する上告の期間は、一週間とする。

- 11 各大臣の請求に理由がない旨の判決が確定した場合において、既に第八項の規定に基づき第二項の規定による指示に係る事項が行われているときは、都道府県知事は、当該判決の確定後三月以内にその処分を取り消し、又は原状の回復その他必要な措置を執ることができる。

12 前各項の規定は、市町村長の法定受託事務の管理若しくは執行が法令の規定若しくは各大臣若しくは都道府県知事の処分に違反するものがある場合又は当該法定受託事務の管理若しくは執行を怠るものがある場合において、本項に規定する措置以外の方法によつてその是正を図ることができ。理又は執行について、都道府県知事に対し、前項において準用する第一項から第八項までの規定による措置に關し、必要な指示をすることはできる。

13 第三項（第十二項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の訴えについては、行政事件訴訟法第四十一条第二項の規定は、準用しない。

14 前各項に定めるもののほか、第三項の訴えについては、主張及び証拠の申出の時期の制限その他審理の促進に關し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。
(處理基準)

15 第二百四十五条の九 各大臣は、その所管する法律又はこれに基づく政令に係る都道府県の法定受託事務の処理について、都道府県が当該法定受託事務を処理するに当たりるべき基準を定めることができる。

16 次の各号に掲げる都道府県の執行機関は、市町村の当該各号に定める法定受託事務の処理について、市町村が当該法定受託事務を処理するに当たりるべき基準を定めることができる。この場合において、都道府県の執行機関の定める基準は、次項の規定により各大臣の定める基準に抵触するものであつてはならない。

17 都道府県知事 市町村長その他の市町村の執行機関（教育委員会及び選挙管理委員会を除く。）の担任する法定受託事務

二 都道府県教育委員会 市町村教育委員会の担任する法定受託事務

三 都道府県選挙管理委員会 市町村選挙管理委員会の担任する法定受託事務

18 各大臣は、特に必要があると認めるときは、その所管する法律又はこれに基づく政令に係る市町村の第一号法定受託事務の処理について、市町村が当該第一号法定受託事務を処理するに当たりるべき基準を定めることができる。

19 各大臣は、その所管する法律又はこれに基づく政令に係る市町村の第一号法定受託事務の処理について、第二項各号に掲げる都道府県の執行機関に対し、同項の規定により定める基準に關し、必要な指示をすることができる。

20 第一項から第三項までの規定により定める基準は、その目的を達成するために必要な最小限度のものでなければならぬ。

第二款 普通地方公共団体に対する国又は都道府県の関与等の手続
(普通地方公共団体に対する国又は都道府県の関与の手続の適用)

21 第二百四十六条 次条から第二百五十条の五までの規定は、普通地方公共団体に対する国又は都道府県の関与について適用する。ただし、他の法律に特別の定めがある場合は、この限りでない。
(助言等の方式等)

第二百五十条の三　^(許認可等の標準処理期間)　^国の行政機関の事務所に到達して間（法令により当該国の行っている場合は、併せて、当

機関又は都道府県の機関は、申請等が当該国の行政機関又は都道府県から当該申請等に係る許認可等をするまでに通常要すべき標準的な期成績機関又は都道府県の機関と異なる機関が当該申請等の提出先とされ該申請等が当該提出先とされている機関の事務所に到達してから当該

3

るより努めなければならぬ
　　国の行政機関又は都道府
当該許認可等又は許認可等
　　らない。

県の機関は、普通地方公共団体に対し、「許認可等の取消し等のその他これ及び第二百五十条の四において「許認可等の取消し等」という。」をす
従つて判断するため必要とされる基準を定め、かつ、これを公表す

で「申請等」という一ヵ字を
行為（以下この款及び第二
かどうかを法令の定めに従
障があるときを除き、これ

められた場合において、詔書、認可、承認、同意その他のこれらに類する百五十二条の十七の三第三項において「許認可等」という。)をするつて判断するために必要とされる基準を定め、かつ、行政上特別の支を公表しなければならない。

二百五十九条の二 国の行政 請又は協議の申出（以下この百五十一条の五第一項、第

機関又は都道府県の機関は、普通地方公共団体からの法令に基づく申の款、第二百五十条の十三第二項、第二百五十一条の三第二項、第二二百五十二条の六第一項及び第二百五十二条の十七の三第三項において

2　　国の行政機関又は都道府
べた場合において、当該普
書面の交付を求められたと
(千五百三十九回)

県の機関は、普通地方公共団体の申し出に基づく協議について意見を述べ、普通地方公共団体から当該協議に関する意見の趣旨及び内容を記載したときは、これを交付しなければならない。

（協議の方式）

第二百五十条 普通地方公共
たときは、国の行政機関又
ニ、担当の期間内に当該協

2 交付しなければならない。
要がある場合は、この限り
前項ただし書の場合にお
相当の期間内に、同項の書

ただし、当該書面を交付しないで是正の要求等をすべき差し迫つた必要ない。

(是正の要求等の方式)
第二百四十九条 国の行政機
示その他これらに類する行
要求等一」という。)をするし

関又は都道府県の機関は、普通地方公共団体に対し、是正の要求、指為（以下本条及び第二百五十二条の十七の三第二項において「是正のときは、同時に、当該是正の要求等の内容及び理由を記載した書面を

求その他これに類する行為の要求等」という。)を書該資料の提出の要求等の趣なければならぬ。

（以下本条及び第二百五十二条の十七の三第一項において「資料の提供」に係る書面によらないで行つた場合において、当該普通地方公共団体から当旨及び内容を記載した書面の交付を求められたときは、これを交付し

二 既に書面により当該普
3 国又は都道府県の職員は
等に従わなかつたことを理
(資料の提出の要求等の方
三百四十八条 国の行政機

(六) 通地方公共団体に通知されている事項と同一の内容であるもの、普通地方公共団体が国の行政機関又は都道府県の機関が行つた助言由として、不利益な取扱いをしてはならない。

この行政機関又は都道府県の機関の事務所に到達するまでに通常要すべき標準的な期間)を定め、かつこれを公表するよう努めなければならない。

関の事務所に到達したときは、遅滞なく当該申請等に係る許認可等をするための事務を開始しなければならない。

(許認可等の取消し等の方式)
第二百五十条の四 国の行政機関又は都道府県の機関は、普通地方公共団体に対し、申請等に係る

許認可等を拒否するときは、当該許認可等を拒否する処分をするとき又は許認可等の取消し等をするときは、該処分又は該取消し等の内容及び理由を記載した書面を交付しなければならない。

(届出) 第二百五十条の五 普通地方公共団体から国の行政機関又は都道府県の機関への届出が届出書の記

届出事項に不備がないことと届出書に必要な書類が添付されていることその他の法令に定められた届出の形式上適合している場合は、当該届出が該届出の提出先とされる。但し、前記の幾週の事務所に到達しない場合、当該届出は手書きにより該届出の提出先とされる。

(国の行政機関が公的業務として同一の事務を自己に属する事務所が併存する場合の方式) 二百五十九条の六 国の二つ又幾種は、自台事務として普通地方公共団本が処理している事務と同一

の内容の事務を法令の定めるところにより、自らの権限に属する事務として処理するときは、あらかじめ当該普通地方公共団体に対し、当該事務の処理の内容及び理由を記載した書面により通知する。

しなければならない。ただし、当該通知をしないで当該事務を処理すべき差し迫つた必要がある場合は、この限りでない。

前項ただし書の場合においては、国の行政機関は、自ら当該事務を処理した後相当の期間内に、同項の通知をしなければならない。

第二節 国と普通地方公共団体との間並びに普通地方公共団体相互間及び普通地方公共団体の機関相互間の紛争処理

(設置及び権限) 第二款 国地方係争処理委員会

総務省に、国地方係争処理委員会（以下本節において「委員会」という。）を置く。

委員会は、普通地方公共団体に対する国又は都道府県の関与のうち、国の行政機関が行うもの（以下「民間」といって、「民間の関与」とい）に關する審査の申出につき、この法律の規定によりそ

の権限に肩させられた事項を処理する
（組織）

（委員）
（委員は、非常勤とする。ただし、そのうち二人以内は、常勤とすることができる。

委員は、優れた識見を有する者のうちから、両議院の同意を得て、総務大臣が任命する。

委員の任命については、そのうち三人以上が同一の政党その他の政治団体に属することとなつてはならない。

委員の任期が満了し、又は欠員を生じた場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができないときは、総務大臣は、第一項の規定にかかわらず、同項に定

れる資格を有する者のうちから、委員を任命することができる。

い。この場合において、両議院の事後の承認が得られないときは、総務大臣は、直ちにその委員を罷免しなければならない。

委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

委員は、再任されることができる。

委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行ふものとする。

8 総務大臣は、委員が破産手続開始の決定を受け、又は禁錮以上の刑に処せられたときは、その委員を罷免しなければならない。

9 総務大臣は、両議院の同意を得て、次に掲げる委員を罷免するものとする。

一 委員のうち何人も属していなかつた同一の政党その他の政治団体に新たに三人以上の委員が属するに至つた場合においては、これらの者のうち二人を超える員数の委員

二 委員のうち一人が既に属している政党その他の政治団体に新たに二人以上の委員が属するに至つた場合においては、これらの者のうち一人を超える員数の委員

10 総務大臣は、委員のうち二人が既に属している政党その他の政治団体に新たに属するに至つた委員を直ちに罷免するものとする。

11 総務大臣は、委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認めるときは、両議院の同意を得て、その委員の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認めるときは、両議院の同意を得て、その委員を罷免することができる。

12 委員は、第四項後段及び第八項から前項までの規定による場合を除くほか、その意に反して罷免されることはない。

13 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

14 委員は、在任中、政党その他の政治団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。

15 常勤の委員は、在任中、総務大臣の許可がある場合を除き、報酬を得て他の職務に従事し、又は営利事業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行つてはならない。

16 委員は、自己に直接利害関係のある事件については、その議事に参与することができない。

17 委員の給与は、別に法律で定める。

(委員長)

第二百五十条の十 委員会に、委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

1 委員長は、会務を總理し、委員会を代表する。

2 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第二百五十条の十一 委員会は、委員長が招集する。

1 委員会は、委員長及び二人以上の委員の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができるない。

2 委員会の議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

3 委員長に事故がある場合の第一項の規定の適用については、前条第三項に規定する委員は、委員長とみなす。

(政令への委任)

第二百五十条の十二 この法律に規定するもののほか、委員会に関し必要な事項は、政令で定める。

(国と関与に関する審査の申出)

第一款 国地方係争処理委員会による審査の手続

（国と関与に関する審査の申出）

第二百五十条の十三 普通地方公共団体の長その他の執行機関は、その担任する事務に関する国の関与のうち是正の要求、許可の拒否その他の処分その他公権力の行使に当たるもの（次に掲げるものを除く。）に不服があるときは、委員会に対し、当該国の関与を行つた国の行政庁を相手方として、文書で、審査の申出をすることができる。

一 第二百四十五条の八第二項及び第十三項の規定による指示

二 第二百四十五条の八第八項の規定に基づき都道府県知事に代わつて同条第一項の規定による指示に係る事項を行うこと。

- 三 第二百五十二条の十七の四第二項の規定により読み替えて適用する第一百四十五条の八第十
二項において準用する同条第二項の規定による指示
- 四 第二百五十二条の十七の四第二項の規定により読み替えて適用する第二百四十五条の八第十
二項において準用する同条第八項の規定に基づき市町村長に代わって前号の指示に係る事項を
行うこと。
- 2 普通地方公共団体の長その他の執行機関は、その担任する事務に関する国の不作為（国の行政
府が、申請等が行われた場合において、相当の期間内に何らかの国の関与のうち許可その他の処
分その他公権力の行使に当たるものをするべきにかかるず、これをしないことをいう。以下本節
において同じ。）に不服があるときは、委員会に対し、当該国の不作為に係る国行政を相手
方として、文書で、審査の申出をすることができる。
- 3 普通地方公共団体の長その他の執行機関は、その担任する事務に関する当該普通地方公共団体
の法令に基づく協議の申出が国の行政府に対して行われた場合において、当該協議に係る当該普
通地方公共団体の義務を果たしたと認めるにもかかわらず当該協議が調わないときは、委員会に
対し、当該協議の相手方として、文書で、審査の申出をすることができる。
- 4 第一項の規定による審査の申出は、当該国の関与があつた日から三十日以内にしなければなら
ない。ただし、天災その他同項の規定による審査の申出をしなかつたことについてやむを得ない
理由があるときは、この限りでない。
- 5 前項ただし書の場合における第一項の規定による審査の申出は、その理由がやんだ日から一週
間以内にしなければならない。
- 6 第一項の規定による審査の申出に係る文書を郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法
律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項
に規定する特定信書便事業者による同条第二項に規定する信書便（第二百六十条の二第十二項に
おいて「信書便」という。）で提出した場合における前二項の期間の計算については、送付に要
した日数は、算入しない。
- 7 普通地方公共団体の長その他の執行機関は、第一項から第二項までの規定による審査の申出
（以下本款において「国の関与に関する審査の申出」という。）をしようとするときは、相手方と
なるべき国の行政府に対し、その旨をあらかじめ通知しなければならない。
- （審査及び勧告）
- 第二百五十条の十四 委員会は、自治事務に関する国との関与について前条第一項の規定による審
査の申出があつた場合には、審査を行い、相手方である国の行政府の行つた国の関与が違法又
は普通地方公共団体の自主性及び自立性を尊重する観点から不當でないと認めるとき
は、理由を付してその旨を当該審査の申出をした普通地方公共団体の長その他の執行機関及び
当該国行政府に通知するとともに、これを公表し、当該国行政府の行つた国の関与が違法又
は普通地方公共団体の自主性及び自立性を尊重する観点から不當であると認めるときは、当該国
行政府に対し、理由を付し、かつ、期間を示して、必要な措置を講すべきことを勧告するとと
もに、当該勧告の内容を当該普通地方公共団体の長その他の執行機関に通知し、かつ、これを公
表しなければならない。
- 2 委員会は、法定受託事務に関する国との関与について前条第一項の規定による審査の申出があつ
た場合には、審査を行い、相手方である国の行政府の行つた国の関与が違法でないと認め
るとときは、理由を付してその旨を当該審査の申出をした普通地方公共団体の長その他の執行機
関及び当該国行政府に通知するとともに、これを公表し、当該国行政府の行つた国の関与が違
法であると認めるときは、当該国行政府に対し、理由を付し、かつ、期間を示して、必要な措
置を講すべきことを勧告するとともに、当該勧告の内容を当該普通地方公共団体の長その他の執
行機関に通知し、かつ、これを公表しなければならない。
- 3 委員会は、前条第二項の規定による審査の申出があつた場合においては、審査を行い、当該審
査の申出に理由がないと認めるときは、理由を付してその旨を当該審査の申出をした普通地方公

共団体の長その他の執行機関及び相手方である国の行政府に通知するとともに、これを公表し、
当該審査の申出に理由があると認めるときは、当該国行政府に対し、理由を付し、かつ、期間
を示して、必要な措置を講べきことを勧告するとともに、当該勧告の内容を当該普通地方公共
団体の長その他の執行機関に通知し、かつ、これを公表しなければならない。

2 委員会は、前条第三項の規定による審査の申出があつたときは、当該審査の申出に係る協議に
ついて当該協議に係る普通地方公共団体がその義務を果たしているかどうかを審査し、理由を付
してその結果を当該審査の申出をした普通地方公共団体の長その他の執行機関及び相手方である
国の行政府に通知するとともに、これを公表しなければならない。

3 前各項の規定による審査及び勧告は、審査の申出があつた日から九十日以内に行わなければ
ならない。

（関係行政機関の参加）

第二百五十条の十五 委員会は、関係行政機関を審査の手続に参加させる必要があると認めるとき
は、国の関与に関する審査の申出をした普通地方公共団体の長その他の執行機関、相手方である
国の行政府若しくは当該関係行政機関の申立てにより又は職権で、当該関係行政機関を審査の手
続に参加させることができる。

2 委員会は、前項の規定により関係行政機関を審査の手続に参加させるときは、あらかじめ、当
該国行政府に通知するとともに、参考人としてその知つている事実を陳述させ、又は鑑定を求める
こと。（証拠調べ）

第二百五十条の十六 委員会は、審査を行うため必要があると認めるときは、国の関与に関する審
査の申出をした普通地方公共団体の長その他の執行機関、相手方である国の行政府若しくは前条
第一項の規定により当該審査の手続に参加した関係行政機関（以下本条において「参加行政機
関」という。）の申立てにより又は職権で、次に掲げる証拠調べをすることができる。

2 適当と認める者に、参考人としてその知つている事実を陳述させ、又は鑑定を求める
こと。（証拠調べ）

第二百五十条の十七 国の関与に関する審査の申出をした普通地方公共団体の長その他の執行機
関、相手方である国の行政府及び参加行政機関に証拠の提出及び陳述の機会を
与えなければならない。

2 委員会は、審査を行うに当たつては、国の関与に関する審査の申出をした普通地方公共団体の
長その他の執行機関、相手方である国の行政府及び参加行政機関に証拠の提出及び陳述の機会を
与えなければならない。

3 必要な場所につき検証をすること。

四 国の関与に関する審査の申出をした普通地方公共団体の長その他の執行機関、相手方である
国の行政府若しくは参加行政機関又はこれらの職員を審尋すること。

第二百五十条の十八 第二百五十条の十四第一項から第四項までの規定による審査の結果の通知若しくは勧告があ
るまで又は第二百五十条の十九第二項の規定により調停が成立するまでは、いつでも当該国行政
府に通知する審査の申出を取り下げることができる。

2 国の関与に関する審査の申出の取下げは、文書でしなければならない。

（国の行政府の措置等）

第二百五十条の十九 第二百五十条の十四第一項から第三項までの規定による委員会の勧告があ
ったときは、当該勧告を受けた国の行政府は、当該勧告に示された期間内に、当該勧告に即して必
要な措置を講ずるとともに、その旨を委員会に通知しなければならない。この場合においては、
委員会は、当該通知に係る事項を当該勧告に係る審査の申出をした普通地方公共団体の長その他の
執行機関に通知し、かつ、これを公表しなければならない。

2 委員会は、前項の勧告を受けた国の行政府に対し、同項の規定により講じた措置についての説
明を求めることができる。

(調停)

第二百五十条の十九

委員会は、国の関与に関する審査の申出があつた場合において、相当であると認めるときは、職権により、調停案を作成して、これを当該国の関与に関する審査の申出をした普通地方公共団体の長その他の執行機関及び相手方である国の行政庁に示し、その受諾を勧告するとともに、理由を付してその要旨を公表することができる。

前項の調停案に係る調停は、調停案を示された普通地方公共団体の長その他の執行機関及び国（政令への委任）の行政庁から、これを受諾した旨を記載した文書が委員会に提出されたときに成立するものとする。この場合においては、委員会は、直ちにその旨及び調停の要旨を公表するとともに、当該普通地方公共団体の長その他の執行機関及び国の行政庁にその旨を通知しなければならない。

第二百五十条の二十 この法律に規定するもののほか、委員会の審査及び勧告並びに調停に關し必要な事項は、政令で定める。**第三款 自治紛争処理委員**

(自治紛争処理委員)

第二百五十二条 自治紛争処理委員は、この法律の定めるところにより、普通地方公共団体相互の間又は普通地方公共団体の機関相互の間の紛争の調停、普通地方公共団体に対する国又は都道府県の関与のうち都道府県の機関が行うもの（以下この節において「都道府県の関与」という。）に関する審査、第二百五十二条の二第一項に規定する連携協約に係る紛争を処理するための方策の提示及び第一百四十三条规定（第二百八十九条の五第八項及び第二百八十九条第二項において準用する場合を含む。）の審査請求又はこの法律の規定による審査の申立て若しくは審決の申請に係る審理を処理する。

自治紛争処理委員は、非常勤とする。

自治紛争処理委員は、次の各号のいずれかに該当するときは、その職を失う。

1 当事者が次条第二項の規定により調停の申請を取り下げたとき。

2 自治紛争処理委員が次条第六項の規定により当事者に調停を打ち切つた旨を通知したとき。

3 総務大臣又は都道府県知事が次条第七項又は第二百五十三条の三第十三項の規定により調停

が成立した旨を当事者に通知したとき。

4 市町村長その他の市町村の執行機関が第二百五十三条の三第五項から第七項までにおいて準

用する第二百五十条の十七の規定により自治紛争処理委員の審査に付することを求める旨の申

出を取り下げたとき。

5 若しくは第二項若しくは第二百五十三条の三第六項において準用する第二百五十条の十四第三

項の規定による審査の結果の通知若しくは勧告及び勧告の内容の通知又は第二百五十条の三

第七項において準用する第二百五十条の十四第四項の規定による審査の結果の通知をし、かつ、これらを公表したとき。

6 普通地方公共団体が第二百五十条の三の二第二項の規定により同条第一項の処理方策の提

示を求める旨の申請を取り下げたとき。

7 自治紛争処理委員が第二百五十条の三の二第三項の規定により当事者である普通地方公共

団体に同条第一項に規定する処理方策を提示するとともに、総務大臣又は都道府県知事にその旨及び当該処理方策を通知し、かつ、公表したとき。

8 第二百五十五条の五第一項の規定による審理に係る審査請求、審査の申立て又は審決の申請をした者が、当該審査請求、審査の申立て又は審決の申請を取り下げたとき。

9 第二百五十五条の五第一項の規定による審理を経て、総務大臣又は都道府県知事が審査請求に対する裁決をし、審査の申立てに対する裁決若しくは裁定をし、又は審決をしたとき。

5 総務大臣又は都道府県知事は、自治紛争処理委員が当該事件に直接利害関係を有することとな

ったときは、当該自治紛争処理委員を罷免しなければならない。

6 第二百五十条の九第二項、第八項、第九項（第二号を除く。）及び第十項から第十四項までの規定は、自治紛争処理委員に準用する。この場合において、同条第二項中「三人以上」とあるのは「二人以上」と、同条第八項中「総務大臣」とあるのは「総務大臣又は都道府県知事」と、同条第九項中「総務大臣は、両議院の同意を得て」とあるのは「総務大臣又は都道府県知事は」と、「三人以上」とあるのは「二人以上」と、「二人」とあるのは「一人」と、同条第十項中「総務大臣」とあるのは「総務大臣又は都道府県知事」と、「二人」とあるのは「一人」と、同条第十一項中「総務大臣」とあるのは「総務大臣又は都道府県知事」と、「両議院の同意を得て、その委員を」とあるのは「その自治紛争処理委員を」と、同条第十二項中「第四項後段及び第八項から前項まで」とあるのは「第八項、第九項（第二号を除く。）、第十項及び前項並びに第二百五十二条第五項」と読み替えるものとする。

第四款 自治紛争処理委員による調停、審査及び処理方策の提示の手続

(調停)

第二百五十二条の二 普通地方公共団体相互の間又は普通地方公共団体の機関相互の間に紛争があ

るときは、この法律に特別の定めがあるものの除くほか、都道府県又は都道府県の機関が当事者となるものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事は、当事者の文書による申請に基づき又は職権により、紛争の解決のため、前条第二項の規定により自治紛争処理委員を任命し、その調停に付することができる。

2 当事者の申請に基づき開始された調停においては、当事者は、総務大臣又は都道府県知事の同意を得て、当該申請を取り下げることができる。

3 自治紛争処理委員は、調停案を作成して、これを当事者に示し、その受諾を勧告するとともに、理由を付してその要旨を公表することができる。

4 自治紛争処理委員は、前項の規定により調停案を当事者に示し、その受諾を勧告したときは、直ちに調停案の写しを添えてその旨及び調停の経過を総務大臣又は都道府県知事に報告しなければならない。

5 自治紛争処理委員は、調停による解決の見込みがないと認めるときは、総務大臣又は都道府県知事の同意を得て、調停を打ち切り、事件の要点及び調停の経過を公表することができる。

6 自治紛争処理委員は、前項の規定により調停を打ち切つたときは、その旨を当事者に通知しなければならない。

7 第一項の調停は、当事者のすべてから、調停案を受諾した旨を記載した文書が総務大臣又は都道府県知事に提出されたときに成立するものとする。この場合においては、総務大臣又は都道府県知事は、直ちにその旨及び調停の要旨を公表するとともに、当事者に調停が成立した旨を通知しなければならない。

8 総務大臣又は都道府県知事は、前項の規定により当事者から文書の提出があつたときは、その旨を自治紛争処理委員に通知するものとする。

9 自治紛争処理委員は、第三項に規定する調停案を作成するため必要があると認めるときは、当事者及び関係人の出頭及び陳述を求め、又は当事者及び関係人並びに紛争に係る事件に關係のある者に対し、紛争の調停のため必要な記録の提出を求めることができる。

10 第三項の規定による調停案の作成及びその要旨の公表についての決定、第五項の規定による調停の打切りについての決定並びに事件の要点及び調停の経過の公表についての決定並びに前項の規定による出頭、陳述及び記録の提出の求めについての決定は、自治紛争処理委員の合議によるものとする。

（審査及び勧告）

第二百五十二条の三 総務大臣は、市町村長その他の市町村の執行機関が、その担任する事務に關する都道府県の関与のうち是正の要求、許可の拒否その他の処分その他公権力の行使に当たるも（次に掲げるものを除く。）に不服があり、文書により、自治紛争処理委員の審査に付するこ

ときは、第二百五十二条第二項の規定により自治紛争処理委員を任命し、処理方策を定めさせなければならない。

2 前項の申請をした普通地方公共団体は、総務大臣又は都道府県知事の同意を得て、当該申請を取り下げることができる。

3 自治紛争処理委員は、処理方策を定めたときは、これを当事者である普通地方公共団体に提示するとともに、その旨及び当該処理方策を総務大臣又は都道府県知事に通知し、かつ、これらを公表しなければならない。

4 自治紛争処理委員は、処理方策を定めるため必要があると認めるときは、当事者及び関係人の出頭及び陳述を求め、又は当事者及び関係人並びに紛争に係る事件に關係のある者に対し、処理方策を定めるため必要な記録の提出を求めることができる。

5 第三項の規定による処理方策の決定並びに前項の規定による出頭、陳述及び記録の提出の求めについての決定は、自治紛争処理委員の合議によるものとする。

6 第三項の規定により処理方策の提示を受けたときは、当事者である普通地方公共団体は、これを尊重して必要な措置を執るようにしなければならない。

(政令への委任)

第二百五十二条の四 この法律に規定するもののほか、自治紛争処理委員の調停、審査及び勧告並びに処理方策の提示に關し必要な事項は、政令で定める。

第五款 普通地方公共団体に対する国又は都道府県の関与に関する訴え

(国の関与に関する訴えの提起)

第二百五十二条の五 第二百五十条の十三第一項又は第二項の規定による審査の申出をした普通地方公共団体の長その他の執行機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、高等裁判所に對し、当該審査の申出の相手方となつた国の行政庁(「国の関与があつた後又は申請等が行われた後に当該行政庁の権限が他の行政庁に承継されたときは、当該他の行政庁」)を被告として、訴えをもつて当該審査の申出に係る違法な国の関与の取消し又は当該審査の申出に係る国の不作為の違法の確認を求めることができる。ただし、違法な国の関与の取消しを求める訴えを提起する場合において、被告とすべき行政庁がないときは、当該訴えは、国を被告として提起しなければならない。

一 第二百五十条の十四第一項から第三項までの規定による委員会の審査の結果又は勧告に不服があるとき。

二 第二百五十条の十八第一項の規定による国行政庁の措置に不服があるとき。

三 当該審査の申出をした日から九十日を経過しても、委員会が第二百五十条の十四第一項から第三項までの規定による審査又は勧告を行わないとき。

四 国の行政庁が第二百五十条の十八第一項の規定による措置を講じないとき。

2 前項の訴えは、次に掲げる期間内に提起しなければならない。

一 前項第一号の場合、第二百五十条の十八第一項の規定による委員会の審査

二 前項第二号の場合、第二百五十条の十八第一項の規定による委員会の通知があつた日から三十日以内

三 前項第三号の場合、当該審査の申出をした日から九十日を経過した日から三十日以内

四 前項第四号の場合、第二百五十条の十八第一項の規定による委員会の通知があつた日から三十日以内

五 前項第五号の場合、当該審査の申出をした日から九十日を経過した日から三十日以内

四 前項第四号の場合は、第二百五十条の十八第一項の規定による委員会の勧告

五 前項第五号の場合は、当該審査の申出をした日から九十日を経過した日から三十日以内

四 前項第四号の場合は、第二百五十条の十四第一項から第三項までの規定による委員会の勧告に示された期間を経過した日から三十日以内

五 前項第五号の場合は、当該普通地方公共団体の区域を管轄する高等裁判所の管轄に専属する。

第一項の訴えは、当該普通地方公共団体の区域に對し、その通知をした日時、場所及び方法を通知しなければならない。

当該高等裁判所は、第一項の訴えが提起されたときは、速やかに口頭弁論の期日を指定し、当事者を呼び出さなければならない。その期日は、同項の訴えの提起があつた日から十五日以内日とする。

第一項の訴えに係る高等裁判所の判決に対する上告の期間は、一週間とする。

国(「国の関与を取り消す判決は、關係行政機関に對しても効力を有する。」)

第一項の訴えのうち違法な都道府県の関与の取消しを求めるものについては、行政事件訴訟法第四十三条第一項の規定にかかるまで、第三十二条及び第三十四条の規定は、準用しない。

第一項の訴えのうち都道府県の不作為の違法の確認を求めるものについては、行政事件訴訟法第四十三条第三項の規定にかかるまで、第三十二条及び第三十四条の規定は、準用しない。

前各項に定めるもののほか、第一項の訴えについては、主張及び証拠の申出の時期の制限その他審理の促進に關する必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

(都道府県の関与に関する訴えの提起)

第二百五十二条の六 第二百五十一条の三第一項又は第二項の規定による申出をした市町村長その他の市町村の執行機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、高等裁判所に對し、当該申出の相手方となつた都道府県の行政庁(「都道府県の関与があつた後又は申請等が行われた後に当該行政庁の権限が他の行政庁に承継されたときは、当該他の行政庁」)を被告として、訴えをもつて当該申出に係る違法な都道府県の不作為の違法の確認を求めることができる。ただし、違法な都道府県の取消しを求める訴えを提起する場合において、被告とすべき行政庁がないときは、当該訴えは、当該都道府県を被告として提起しなければならない。

一 第二百五十二条の三第五項において準用する第二百五十条の十四第一項若しくは第二項又は第二百五十一条の三第六項において準用する第二百五十条の十四第三項の規定による自治紛争処理委員の審査の結果又は勧告に不服があるとき。

二 第二百五十二条の三第九項の規定による都道府県の行政庁の措置に不服があるとき。

三 当該申出をした日から九十日を経過しても、自治紛争処理委員が第二百五十一条の三第五項において準用する第二百五十条の十四第一項若しくは第二百五十一条の三第六項において準用する第二百五十条の十四第三項の規定による審査又は勧告を行わないとき。

四 都道府県の行政庁が第二百五十一条の三第九項の規定による措置を講じないとき。

一 前項の訴えは、次に掲げる期間内に提起しなければならない。

二 前項第一号の場合、第二百五十一条の三第五項において準用する第二百五十条の十四第一項若しくは第二百五十一条の三第六項において準用する第二百五十条の十四第三項の規定による自治紛争処理委員の審査の結果又は勧告の内容の通知があつた日から三十日以内

三 前項第三号の場合、当該申出をした日から九十日を経過した日から三十日以内

四 前項第四号の場合、第二百五十一条の三第六項において準用する第二百五十条の十四第三項若しくは第二百五十一条の三第五項において準用する第二百五十条の十四第一項の規定による自治紛争処理委員の勧告に示された期間を経過した日から三十日以内

五 前項第三項から第七項までの規定は、第一項の訴えに準用する。

二 前項第二号の場合、第二百五十一条の三第九項の規定による総務大臣の通知があつた日から三十日以内

三 前項第三号の場合、当該申出をした日から九十日を経過した日から三十日以内

四 前項第四号の場合、第二百五十一条の三第六項において準用する第二百五十条の十四第三項の規定による自治紛争処理委員の勧告に示された期間を経過した日から三十日以内

五 前項第三項から第七項までの規定は、第一項の訴えに準用する。

前各項に定めるもののほか、第一項の訴えについては、主張及び証拠の申し出の時期の制限その

（普通地方公共団体の不作為に關する國の訴えの提起）
第二百五十二条の七 第二百四十五条の五第一項若しくは第四項の規定による是正の要求又は第一

二 市町村長その他の市町村の執行機関が当該は正の要求に関する第二百五十二条の三第一項の規定による申出をした場合において、次に掲げるとき。

規定による申出をした場合には、次に掲げるとき

百四十五条の七第一項若しくは第四項の規定による指示を行つた各大臣は、次の各号のいずれかに該当するときは、高等裁判所に対し、当該は正の要求又は指示を受けた普通地方公共団体の不作為（是正の要求又は指示を受けた普通地方公共団体の行政守が、相当の期間内に是正の要求）

十三第一項の規定による審査の申出をせず（審査の申出後に第二百五十条の十七第一項の規定により当該審査の申出が取り下げられた場合を含む。）、かつ、当該是正の要求に応じた措置又は旨（ニミツ）旨（ニミツ）。

二　は指示に係る措置を講じないとき。

十三　普通地方公共団体の長その他の執行機関が当該は正の要求又は指示に関する第二百五十条の第一項の規定による審査の申出をした場合において、次に掲げるとき。

イ　委員会が第二百五十条の十四第一項又は第二項の規定による審査の結果又は勧告の内容の通知をした場合において、当該普通地方公共団体の長その他の執行機関が第二百五十五条の第一項の規定による当該は正の要求又は指示の取消しを求める訴えの提起をせず（訴えの提起後に当該訴えが取り下げられた場合を含む。口において同じ。）、かつ、当該は正の要求に応じた措置又は指示に係る措置を講じないとき。

ロ　委員会が当該審査の申出をした日から九十日を経過しても第二百五十条の十四第一項又は

次に掲げる期間が経過するまでは提起することができない。

三二一 前項第一号の場合には、第二百五十九条の第三第四項本文の期間前項第一号イの場合は、第二百五十九条の第五第二項本文の期間前項第一号ヨの場合は、第二百五十九条の第五第二項本文の期間前項第一号ヲの場合は、第二百五十九条の第五第二項第三号に該する期間

三 前項第一号の場合は、第二百五十一多の五第二項第三号に掲げる期間
四 第二百五十五条の五第三項から第六項までの規定は、第一項の訴えについて準用する。
第一項の訴えについては、行政事件訴訟法第四十三条第三項の規定にかかわらず、同法第四十

5 条第二項及び第四十一条第二項の規定は、準用しない。前各項に定めるもののはか、第一項の訴えについては、主張及び証拠の申出の時期の制限その他審理の足徴に関する事項は、最高裁判所規則で定める。

(市町村の不作為に関する都道府県の訴えの提起)

するときは、同条第三項の規定による是正の要求を行つた都道府県の執行機関に対し、高等裁判所に対し、当該は正の要求を受けた市町村の不作為に係る市町村の行政庁（当該は正の要求があつた後に当該行政庁の権限が他の行政庁に承継されたときは、当該他の行政庁。次項において同

じ。) を被告として、訴えをもつて当該市町村の不作為の違法の確認を求めるよう指示をする、とができる。

一 市町村長その他の市町村の執行機関が当該是正の要求に関する第二百五十五条の三第一項の規定による申出をせず(申出後に同条第五項において準用する第二百五十条の十七第一項の規定により当該申出が取り下げられた場合を含む。)、かつ、当該是正の要求に応じた措置を講じないとき。

二 市町村長その他の市町村の執行機関が当該是正の要求に關する第一百五十二条の三第一項の

規定による申出をした場合には、次に掲げるとき

の市町村の執行機関が第二百五十五条の六第一項の規定による当該は正の要求の取消しを求める訴えの提起をせず（訴えの提起後に当該訴えが取り下げられた場合を含む。）口においてこと。いふ、かつ、当該是正の要求に告白を尋ねること。

口 同じ事が、当該是正の要求に応じた措置を講じないとき
自治紛糾處理委員が当該申出をした日から九十日を経過しても第二百五十五条の三第五項
において準用する第二百五十条の十四第一項の規定による審査又は勧告を行わない場合において、当該市町村長その他の市町村の執行機關が第二百五十五条の六第一項の規定による当該是正の要求の取消しを求める訴えの提起をせず、かつ、当該是正の要求に応じた措置を講じないとき。

前項の旨と受け、郡道守県の丸了幾月は、高等裁判所に對し、当該市町村の作為に係る方

² 前項の指示を受けて了都道府県の執行機関は、高等裁判所に申し、当該市町村の不作為に係る市町村の行政訴訟を被告として、訴えをもつて当該市町村の不作為の違法の確認を求めるべきである。

第一百四十五条の七第二項の規定による指示を行つた都道府県の執行機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、高等裁判所に対し、当該指示を受けた市町村の不作為に係る市町村の行政（当該指示があつた後に当該行政の権限が他の行政に承継されたときは、当該他の行政）を被告として、訴えをもつて当該市町村の不作為の違法の確認を求めることができる。

一 市町村長その他の市町村の執行機関が当該指示に関する第二百五十二条の三第一項の規定による申出をせず（申出後に同条第五項において準用する第二百五十条の十七第一項の規定により当該申出が取り下げられた場合を含む。）、かつ、当該指示に係る措置を講じないとき。

二 市町村長その他の市町村の執行機関が当該指示に関する第二百五十二条の三第一項の規定に

イ)を申出をした場合には次に掲げるとき
　　イ、自治紛争処理委員が第二百五十二条の三第五項において準用する第二百五十条の十四第二項の規定による審査の結果又は勧告の内容の通知をした場合において、当該市町村長その他市町村の執行機関が第二百五十二条の六第一項の規定による当該指示の取消しを求める訴えの提起をせず(訴えの提起後に当該訴えが取り下げられた場合を含む。口において同じ。)、かつ、右訴えに係る事件

口 かつて当該指示に係る措置を講じないとき、
自治紛争処理委員が当該申出をした日から九十日を経過しても第二百五十五条の三第五項
において準用する第二百五十五条の十四第二項の規定による審査又は勧告を行わない場合にお

いて、当該市町村長その他の市町村の執行機関が第一百五十五条の六第一項の規定による当該指示の取消しを求める訴えの提起をせず、かつ、当該指示に係る措置を講じないとき。

第二百四十五条の七第三項の指示を行つた大臣は、前項の者達府県の執行機関に対し、同項の規定による訴えの提起に関し、必要な指示をすることができる。

第一項第一号及び第三項第一号の場合は、第二百五十二条の三第五項において準用する第二百五十条の十三第四項本文の期間

第二百五十二条の六第一項第一号第二号又は第三項第一号及び第三項第二号の場合は、第一項第二号に掲げる期間は第四号に掲げる期間

期間 第二百五十五条の第三項から第六項までの規定は、第二項及び第三項の訴えについて準用す。

る。この場合において、同条第三項中「当該普通地方公共団体の区域」とあるのは、「当該市町村の区域」と読み替えるものとする。

8 前各項に定めるもののほか、第一項及び第三項の訴えについては、主張及び証拠の申出の時期の制限その他審理の促進に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第三節 普通地方公共団体相互間の協力

第一款 連携協約

(連携協約)

第二百五十二条の二 普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体及び他の普通地方公共団体の区域における当該普通地方公共団体及び当該他の普通地方公共団体の事務の処理に当たつての当該他の普通地方公共団体との連携を図るため、協議により、当該普通地方公共団体及び当該他の普通地方公共団体が連携して事務を処理するに当たつての基本的な方針及び役割分担を定める協約（以下「連携協約」という。）を当該他の普通地方公共団体と締結することができる。

2 普通地方公共団体は、連携協約を締結したときは、その旨及び当該連携協約を告示するとともに、都道府県が締結したものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事に届け出なければならない。

3 第一項の協議については、関係普通地方公共団体の議決を経なければならない。

4 普通地方公共団体は、連携協約を変更し、又は連携協約を廃止しようとするときは、前三項の例によりこれを行わなければならない。

5 公益上必要がある場合においては、都道府県が締結するものについては総務大臣、その他のものについては都道府県知事は、関係のある普通地方公共団体に対し、連携協約を締結すべきことを勧告することができる。

6 連携協約を締結した普通地方公共団体は、当該連携協約に基づいて、当該連携協約を締結した他の普通地方公共団体と連携して事務を処理するに当たつて当該普通地方公共団体に對し、連携協約を締結すべき役割を果たすため必要な措置を執るようにならなければならない。

7 連携協約を締結した普通地方公共団体相互の間に連携協約に係る紛争があるときは、当事者である普通地方公共団体は、都道府県が当事者となる紛争にあつては総務大臣、その他の紛争については都道府県知事に対し、文書により、自治紛争処理委員による当該紛争を処理するための方策の提示を求める旨の申請をすることができる。

(協議会の設置)

第二百五十二条の一の二 普通地方公共団体は、普通地方公共団体の事務の一部を共同して管理し及び執行し、若しくは普通地方公共団体の事務の管理及び執行について連絡調整を図り、又は広域にわたる総合的な計画を共同して作成するため、協議により規約を定め、普通地方公共団体の協議会を設けることができる。

2 普通地方公共団体は、協議会を設けたときは、その旨及び規約を告示するとともに、都道府県の加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事に届け出なければならない。

3 第一項の協議については、関係普通地方公共団体の議決を経なければならない。ただし、普通地方公共団体の事務の管理及び執行について連絡調整を図るため普通地方公共団体の協議会を設ける場合は、この限りでない。

4 公益上必要がある場合においては、都道府県の加入するものについては総務大臣、その他のものについては都道府県知事は、関係のある普通地方公共団体に対し、普通地方公共団体の協議会を設けるべきことを勧告することができる。

5 普通地方公共団体の協議会が広域にわたる総合的な計画を作成したときは、関係普通地方公共団体は、当該計画に基づいて、その事務を処理するようにしなければならない。

6 普通地方公共団体の協議会は、必要があると認めるときは、関係のある公の機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

(協議会の組織)

第二百五十二条の三

普通地方公共団体の協議会は、会長及び委員をもつてこれを組織する。

2 普通地方公共団体の協議会の会長及び委員は、規約の定めるところにより常勤又は非常勤とし、関係普通地方公共団体の職員のうちから、これを選任する。

3 普通地方公共団体の協議会の会長は、普通地方公共団体の協議会の事務を掌理し、協議会を代表する。

(協議会の規約)

第二百五十二条の四 普通地方公共団体の協議会の規約には、次に掲げる事項につき規定を設ければならない。

一 協議会の名称

二 協議会を設ける普通地方公共団体

2 普通地方公共団体の事務の一部を共同して管理し及び執行するため普通地方公共団体の協議会を設ける場合には、協議会の規約には、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項につき規定を設ければならない。

三 協議会の管理及び執行し、若しくは協議会において連絡調整を図る関係普通地方公共団体の事務又は協議会の作成する計画の項目

四 協議会の組織並びに会長及び委員の選任の方法

五 協議会の経費の支弁の方法

2 普通地方公共団体の事務の一部を共同して管理し及び執行するため普通地方公共団体の協議会を設ける場合には、協議会の規約には、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項につき規定を設ければならない。

一 協議会の管理し及び執行する関係普通地方公共団体の事務（以下本項中「協議会の担任する事務」という。）の管理及び執行の方法

二 協議会の担任する事務を管理し及び執行する場所

2 普通地方公共団体の事務の一部を共同して管理し及び執行するため普通地方公共団体の協議会を設ける場合には、協議会の規約には、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項につき規定を設ければならない。

一 協議会の管理し及び執行する関係普通地方公共団体の事務（以下本項中「協議会の担任する事務」という。）の管理及び執行の方法

2 普通地方公共団体の事務の一部を共同して管理し及び執行するため普通地方公共団体の協議会を設ける場合には、協議会の規約には、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項につき規定を設ければならない。

三 協議会の担任する事務に従事する関係普通地方公共団体の事務（以下本項中「協議会の担任する事務」という。）の管理及び執行の方法

2 普通地方公共団体の事務の一部を共同して管理し及び執行するため普通地方公共団体の協議会を設ける場合には、協議会の規約には、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項につき規定を設ければならない。

四 協議会の担任する事務の用に供する関係普通地方公共団体の財産の取得、管理及び処分又は公の施設の設置、管理及び廃止の方法

2 普通地方公共団体の事務の一部を共同して管理し及び執行するため普通地方公共団体の協議会を設ける場合には、協議会の規約には、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項につき規定を設ければならない。

五 前各号に掲げるものを除くほか、協議会と協議会を設ける関係普通地方公共団体との関係その他協議会に関する必要な事項

2 普通地方公共団体の事務の用に供する関係普通地方公共団体の財産の取得、管理及び処分又は公の施設の設置、管理及び廃止の方法

2 普通地方公共団体の事務の一部を共同して管理し及び執行するため普通地方公共団体の協議会を設ける場合には、協議会の規約には、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項につき規定を設ければならない。

六 前各号に掲げるものを除くほか、協議会と協議会を設ける関係普通地方公共団体との関係その他協議会に関する必要な事項

（協議会の事務の管理及び執行の効力）

第二百五十二条の五 普通地方公共団体の協議会が関係普通地方公共団体又は関係普通地方公共団体の長その他の執行機関の名においてした事務の管理及び執行は、関係普通地方公共団体の長その他の執行機関が管理し及び執行したものとしての効力を有する。

（協議会の組織の変更及び廃止）

第二百五十二条の六 普通地方公共団体は、普通地方公共団体の協議会を設ける普通地方公共団体の数を増減し、若しくは協議会の規約を変更し、又は協議会を廃止しようとするときは、第二百五十二条の二の二第一項から第三項までの例によりこれを行わなければならない。

（脱退による協議会の組織の変更及び廃止の特例）

第二百五十二条の六の二 前条の規定にかかるわらず、協議会を設ける普通地方公共団体は、その議会の議決を経て、脱退する日の二年前までに他の全ての関係普通地方公共団体に書面で予告することにより、協議会から脱退することができる。

2 前項の予告を受けた関係普通地方公共団体は、当該予告をした普通地方公共団体が脱退する時までに、第二百五十二条の二の二第一項から第三項までの例により、当該脱退により必要となる規約の変更を行わなければならない。ただし、第二百五十二条の四第一項第二号に掲げる事項のみに係る規約の変更については、第二百五十二条の二第三項本文の例によらないものとする。

3 第一項の予告の撤回は、他の全ての関係普通地方公共団体が議会の議決を経て同意をした場合に限り、することができる。この場合において、同項の予告をした普通地方公共団体が他の関係普通地方公共団体に当該予告の撤回について同意を求めるに当たつては、あらかじめ、その議会の議決を経なければならない。

4 普通地方公共団体は、第一項の規定により協議会から脱退したときは、その旨を告示しなければならない。

第一項の規定による脱退により協議会を設ける普通地方公共団体が一となつたときは、当該協議会は廃止されるものとする。この場合において、当該普通地方公共団体は、その旨を告示するとともに、第二百五十二条の二の二第二項の例により、総務大臣又は都道府県知事に届け出なければならない。

第三款 機関等の共同設置

(機関等の共同設置)

第二百五十二条の七 普通地方公共団体は、協議により規約を定め、共同して、第一百三十八条第一項若しくは第二項に規定する事務局若しくはその内部組織(次項及び第二百五十二条の十三において「議会事務局」という)、第一百三十八条の四第一項に規定する委員会若しくは委員、同条第一項に規定する附属機関、第一百五十六条第一項に規定する行政機関、第一百五十八条第一項に規定する内部組織、委員会若しくはその内部組織(次項及び第二百五十二条の十三において「委員会事務局」という)、普通地方公共団体の議会、長、委員会若しくは委員の事務を補助する職員、第一百七十四条第一項に規定する専門委員又は第二百条の二第一項に規定する監査専門委員を置くことができる。ただし、政令で定める委員会については、この限りでない。

2 前項の規定による議会事務局、執行機関、附属機関、行政機関、内部組織、委員会事務局若しくは職員を共同設置する普通地方公共団体の数を増減し、若しくはこれらの議会事務局、執行機関、附属機関、行政機関、内部組織、委員会事務局若しくは職員の共同設置に関する規約を変更し、又はこれらの議会事務局、執行機関、附属機関、行政機関、内部組織、委員会事務局若しくは職員の共同設置を廃止しようとするときは、関係普通地方公共団体は、同項の例により、協議してこれを行わなければならない。

3 第二百五十二条の二の二第二項及び第三項本文の規定は前二項の場合について、同条第四項の規定は第一項の場合について、それぞれ準用する。
 (脱退による機関等の共同設置の変更及び廃止の特例)

第二百五十二条の七の二 前条第二項の規定にかかるわらず、同条第一項の規定により機関等を共同設置する普通地方公共団体は、その議会の議決を経て、脱退する日の二年前にて他の全ての関係普通地方公共団体に書面で予告することにより、共同設置から脱退することができる。

2 前項の予告を受けた関係普通地方公共団体は、当該予告をした普通地方公共団体が脱退する時までに、協議して当該脱退により必要となる規約の変更を行わなければならない。

3 第二百五十二条の二の二第二項及び第三項本文の規定は、前項の場合について準用する。ただし、次条第二号(第二百五十二条の十三において準用する場合を含む。)に掲げる事項のみに係る規約の変更については、第二百五十二条の二の二第三項本文の規定は、準用しない。

4 第一項の予告の撤回は、他の全ての関係普通地方公共団体が議会の議決を経て同意をした場合に限り、することができる。この場合において、同項の予告をした普通地方公共団体が他の関係普通地方公共団体に当該予告の撤回について同意を求めるに当たつては、あらかじめ、その議会の議決を経なければならぬ。

5 普通地方公共団体は、第一項の規定により機関等の共同設置から脱退したときは、その旨を告示しなければならない。
 6 第一項の規定による脱退により機関等を共同設置する普通地方公共団体が一となつたときは、当該共同設置は廃止されるものとする。この場合において、当該普通地方公共団体は、その旨を告示するとともに、第二百五十二条の二の二第二項の例により、総務大臣又は都道府県知事に届け出なければならない。
 (機関の共同設置に関する規約)

第二百五十二条の八 第二百五十二条の七の規定により共同設置する普通地方公共団体の委員会若しくは委員又は附属機関(以下この条において「共同設置する機関」という。)の共同設置に関する規約には、次に掲げる事項につき規定を設けなければならない。
 一 共同設置する機関の名称

二 共同設置する機関を設ける普通地方公共団体
 三 共同設置する機関の執務場所
 四 共同設置する機関を組織する委員その他の構成員の選任の方法及びその身分取扱い
 五 前各号に掲げるものを除くほか、共同設置する機関と関係普通地方公共団体との関係その他共同設置する機関に關し必要な事項

(共同設置する機関の委員等の選任及び身分取扱い)

第二百五十二条の九 普通地方公共団体が共同設置する委員会の委員で、普通地方公共団体の議会が選舉すべきものの選任については、規約で、次の各号のいずれの方法によるかを定めるものとする。

一 規約で定める普通地方公共団体の議会が選舉すること。

二 関係普通地方公共団体の長が協議により定めた共通の候補者について、すべての関係普通地方公共団体の議会が選舉すること。

3 普通地方公共団体が共同設置する委員会の委員(教育委員会にあつては、教育長及び委員)若しくは委員又は附属機関の委員その他の構成員で第一項又は第二項の規定により選任するものの各号のいずれの方針によるかを定めるものとする。

一 規約で定める普通地方公共団体の長、委員会又は委員が選任すること。

二 関係普通地方公共団体の長、委員会又は委員が協議により定めた者について、規約で定める普通地方公共団体の長が当該普通地方公共団体の議会の同意を得た上、規約で定める普通地方公共団体の長が選任すること。

3 普通地方公共団体が共同設置する委員会の委員若しくは委員又は附属機関の委員その他の構成員で、普通地方公共団体の長、委員会又は委員が選任すべきものの選任については、規約で、次の各号のいずれの方針によるかを定めるものとする。

4 普通地方公共団体が共同設置する委員会の委員(教育委員会にあつては、教育長及び委員)若しくは委員又は附属機関の委員その他の構成員で第一項又は第二項の規定により選任するものの身分取扱いについては、規約で定める普通地方公共団体の議会が選舉し又は規約で定める普通地方公共団体の長が選任する場合においては、当該普通地方公共団体の職員とみなし、全ての関係普通地方公共団体の議会が選舉する場合においては、規約で定める普通地方公共団体の職員とみなす。

5 普通地方公共団体が共同設置する委員会の委員若しくは委員又は附属機関の委員その他の構成員で第三項の規定により選任するものの身分取扱いについては、これらの人を選任する普通地方公共団体の長、委員会又は委員の属する普通地方公共団体の職員とみなす。

(共同設置する機関の委員等の解職請求)

第二百五十二条の十 普通地方公共団体が共同設置する委員会の委員(教育委員会にあつては、教育長及び委員)若しくは委員又は附属機関の委員その他の構成員で、法律の定めるところにより選挙権を有する者の請求に基づき普通地方公共団体の議会の議決によりこれを解職することができるものの解職については、関係普通地方公共団体における選挙権を有する者が、政令の定めるところにより、その属する普通地方公共団体の長に対し、解職の請求を行い、二の普通地方公共団体の共同設置する場合においては全ての関係普通地方公共団体の議会において解職に同意する旨の議決があつたときは、当該解職は、成立するものとする。

(共同設置する機関の補助職員等)

第二百五十二条の十一

普通地方公共団体が共同設置する委員会又は委員の事務を補助する職員は、第二百五十二条の九第四項又は第五項の規定により共同設置する委員会の委員（教育委員会においては、教育長及び委員）又は委員が属するものとみなされる普通地方公共団体（以下この条において「規約で定める普通地方公共団体」という。）の長の補助機関である職員をもつて充て、普通地方公共団体が共同設置する附属機関の庶務は、規約で定める普通地方公共団体の執行機関においてこれをつかさどるものとする。

- 2 普通地方公共団体が共同設置する委員会若しくは委員又は附属機関に要する経費は、関係普通地方公共団体がこれを負担し、規約で定める普通地方公共団体の歳入歳出予算にこれを計上して支出するものとする。
- 3 普通地方公共団体が共同設置する委員会が徴収する手数料その他の収入は、規約で定める普通地方公共団体の収入とする。

- 4 普通地方公共団体が共同設置する委員会が行う関係普通地方公共団体の財務に関する事務の執行及び関係普通地方公共団体の経営に係る事業の管理の通常の監査は、規約で定める普通地方公共団体の監査委員が毎会計年度少なくとも一回以上期日を定めてこれを行うものとする。この場合において、規約で定める普通地方公共団体の監査委員は、第一百九十九条第九項の規定による監査の結果に関する報告を他の関係普通地方公共団体の長に提出するとともに、これを公表しなければならない。

- 5 前項の場合において、規約で定める普通地方公共団体の監査委員は、第一百九十九条第九項の規定による監査の結果に関する報告の決定について、各監査委員の意見が一致しないことにより、同条第十二項の合議により決定することができない事項がある場合には、その旨及び当該事項についての各監査委員の意見を他の関係普通地方公共団体の長に提出するとともに、これらを公表しなければならない。（共同設置する機関に対する法令の適用）

- 6 第二百五十二条の十二 普通地方公共団体が共同設置する委員会若しくは委員又は附屬機関は、この法律その他これらの機関の権限に属する事務の管理及び執行に関する法令、条例、規則その他の規程の適用については、この法律に特別の定めがあるものを除くほか、それぞれ関係普通地方公共団体の委員会若しくは委員又は附屬機関とみなす。（議会事務局等の共同設置に関する準用規定）

- 7 第二百五十二条の十三 第二百五十二条の人から前条までの規定は、政令で定めるところにより、この規定の適用については、この法律に特別の定めがあるものを除くほか、それぞれ関係普通地方公共団体の議会、長、委員会若しくは委員の事務を補助する職員、専門委員又は監査専門委員の共同設置について準用する。

第四款 事務の委託

- 8 第二百五十二条の十四 普通地方公共団体は、協議により規約を定め、普通地方公共団体の事務の一部を、他の普通地方公共団体に委託して、当該他の普通地方公共団体の長又は同種の委員会若しくは委員をして管理し及ぼし執行させること（以下本条中「委託事務」）の委託に関する規約には、次に掲げる事項につき規定を設けることができる。

- 9 前項の規定により委託した事務を変更し、又はその事務の委託を廃止しようとするときは、関係普通地方公共団体は、同項の例により、協議してこれを行わなければならない。

- 10 第二百五十二条の二の二第二項及び第三項本文の規定は前二項の規定により事務の代替執行を変更し、又は代替執行事務を廃止し、若しくは事務の代替執行を廃止する場合に、同条第四項の規定による求めに応じて派遣される職員は、派遣を受けた普通地方公共団体の職員の身分をあわせ有することとなるものとし、その給料、手当（退職手当を除く。）及び旅費は、当該職員の派遣を受けた普通地方公共団体の負担とし、退職手当及び退職年金又は退職一時金は、当該職員の派遣をした普通地方公共団体の負担とする。ただし、当該派遣が長期間にわたることその他特別の事情があるときは、当該職員の派遣を求める普通地方公共団体及びその求めに応じ

（事務の委託の規約）

- 11 第二百五十二条の十五 前条の規定により委託する普通地方公共団体の事務（以下本条中「委託事務」）の委託に関する規約には、次に掲げる事項につき規定を設けなければならない。

- 12 委託する普通地方公共団体及び委託を受ける普通地方公共団体

二 委託事務の範囲並びに委託事務の管理及び執行の方法

第三 委託事務に要する経費の支弁の方法

四 前各号に掲げるもののほか、委託事務に關し必要な事項

（事務の委託の効果）

- 1 第二百五十二条の十六 普通地方公共団体の事務を、他の普通地方公共団体に委託して、当該他の普通地方公共団体の長又は同種の委員会若しくは委員をして管理し及び執行させる場合においては、当該事務の管理及び執行に関する法令中委託した普通地方公共団体又はその執行機関に適用すべき規定は、当該委託された事務の範囲内において、その事務の委託を受けた普通地方公共団体又はその執行機関について適用があるものとし、別に規約で定めをするものを除くほか、事務の委託を受けた普通地方公共団体の当該委託された事務の管理及び執行に関する条例、規則又はその機関の定める規程は、委託した普通地方公共団体の条例、規則又はその機関の定める規程としての効力を有する。

第五款 事務の代替執行

（事務の代替執行）

- 1 第二百五十二条の十六の二 普通地方公共団体は、他の普通地方公共団体の求めに応じて、協議により規約を定め、当該他の普通地方公共団体の事務の一部を、当該他の普通地方公共団体又は当該他の普通地方公共団体の長若しくは同種の委員会若しくは委員の名において管理し及び執行すること（以下この条及び次条において「事務の代替執行」という。）ができる。

- 2 前項の規定により事務の代替執行をする事務（以下この款において「代替執行事務」という。）を変更し、又は事務の代替執行を廃止しようとするときは、関係普通地方公共団体は、同項の例により、協議してこれを行わなければならない。

- 3 第二百五十二条の二の二第二項及び第三項本文の規定は前二項の規定により事務の代替執行を変更し、又は代替執行事務を廃止し、若しくは事務の代替執行を廃止する場合に、同条第四項の規定は第一項の場合に準用する。（事務の代替執行の規約）

第六款 事務の代替執行

（事務の代替執行事務の範囲並びに代替執行事務の管理及び執行の方法）

三 代替執行事務に要する経費の支弁の方法

四 前三号に掲げるもののほか、事務の代替執行に關し必要な事項

（代替執行事務の管理及び執行の効力）

- 1 第二百五十二条の十六の四 第二百五十二条の十六の二の規定により普通地方公共団体が他の普通地方公共団体又は他の普通地方公共団体の長若しくは同種の委員会若しくは委員の名において管理し及び執行した事務の管理及び執行は、当該他の普通地方公共団体の長又は同種の委員会若しくは委員が管理し及び執行したものとしての効力を有する。

第七款 職員の派遣

（職員の派遣）

- 1 第二百五十二条の十七 普通地方公共団体の長又は委員会若しくは委員は、法律に特別の定めがあるものを除くほか、当該普通地方公共団体の事務の処理のため特別の必要があると認めるときは、他の普通地方公共団体の長又は委員会若しくは委員に対し、当該普通地方公共団体の職員の派遣を求めることができる。

- 2 前項の規定による求めに応じて派遣される職員は、派遣を受けた普通地方公共団体の職員の身分をあわせ有することとなるものとし、その給料、手当（退職手当を除く。）及び旅費は、当該職員の派遣を受けた普通地方公共団体の負担とし、退職手当及び退職年金又は退職一時金は、当該職員の派遣をした普通地方公共団体の負担とする。ただし、当該派遣が長期間にわたることその他特別の事情があるときは、当該職員の派遣を求める普通地方公共団体及びその求めに応じ

4	区長又は区の事務所の出張所の長は、当該普通地方公共団体の長の補助機関である職員をもつて充てる。
5	区に選挙管理委員会を置く。
6	第四条第二項の規定は第二項の区の事務所又はその出張所の位置及び所管区域に、第百七十五条第一項の規定は区長又は第四項の区の事務所の出張所の長に、第二編第七章第三節中市の選挙管理委員会に関する規定は前項の選挙管理委員会について、これを準用する。
7	指定都市は、必要と認めるときは、条例で、区ごとに区地域協議会を置くことができる。この場合において、その区域内に地域自治区が設けられる区には、区地域協議会を設けないことができる。
8	第二百二条の五第二項から第五項まで及び第二百二条の六から第二百二条の九までの規定は、区地域協議会に準用する。
9	指定都市は、地域自治区を設けるときは、その区域は、区の区域を分けて定めなければならない。
10	第七項の規定に基づき、区に区地域協議会を置く指定都市は、第二百二条の四第一項の規定にかかわらず、その一部の区の区域に地域自治区を設けることができる。
11	前各項に定めるものほか、指定都市の区に関し必要な事項は、政令でこれを定める。
12	（総合区の設置）
13	第二百五十二条の二十の二 指定都市は、その行政の円滑な運営を確保するため必要があると認めるとときは、前条第一項の規定にかかわらず、市長の権限に属する事務のうち特定の区の区域内にに関するものを第八項の規定により総合区長に執行させるため、条例で、当該区に代えて総合区を設け、総合区の事務所又は必要があると認めるときはその出張所を置くことができる。
14	総合区の事務所又はその出張所の位置、名称及び所管区域並びに総合区の事務所が分掌する事務は、条例でこれを定めなければならない。
15	総合区にその事務所の長として総合区長を置く。
16	総合区長は、市長が議会の同意を得てこれを選任する。
17	総合区長の任期は、四年とする。ただし、市長は、任期中ににおいてもこれを解職することができる。
18	総合区の事務所の職員のうち、総合区長があらかじめ指定する者は、総合区長に事故があるとき又は総合区長が欠けたときは、その職務を代理する。
19	第一百四十二条 第百四十二条、第一百五十九条、第一百六十四条、第一百六十五条第二項、第一百六十一条第一項及び第三項並びに第一百七十五条第二項の規定は、総合区長について準用する。
20	総合区長は、総合区の区域内に係る政策及び企画をつかさどるほか、法律若しくはこれに基づく政令又は条例により総合区長が執行することとされた事務及び市長の権限に属する事務のうち主として総合区の区域内に住するもので次に掲げるものを執行し、これらの事務の執行について当該指定都市を代表する。ただし、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがある場合は、この限りではない。
21	総合区の区域内に住所を有する者の意見を反映させて総合区の区域のまちづくりを推進する事務（法律若しくはこれに基づく政令又は条例により市長が執行することとされたものを除く。）
22	総合区の区域内に住所を有する者相互間の交流を促進するための事務（法律若しくはこれに基づく政令又は条例により市長が執行することとされたものを除く。）
23	社会福祉及び保健衛生に関する事務（法律若しくはこれに基づく政令又は条例により市長が執行することとされたものを除く。）
24	前三号に掲げるもののほか、主として総合区の区域内に関する事務で条例で定めるもの
25	総合区長は、総合区の事務所又はその出張所の職員（政令で定めるものを除く。）を任免する。ただし、指定都市の規則で定める主要な職員を任免する場合においては、あらかじめ、市長の同意を得なければならない。
26	（政令への委任）
27	第二百五十二条の二十一 法律又はこれに基づく政令に定めるもののほか、第二百五十二条の十九第一項の規定による指定都市の指定があつた場合において必要な事項は、政令でこれを定める。
28	（指定都市都道府県調整会議）
29	第二百五十二条の二十一の二 指定都市及び当該指定都市を包括する都道府県（以下この条から二百五十二条の二十一の四までにおいて「包括都道府県」という。）は、指定都市及び包括都道府県の事務の処理について必要な協議を行うため、指定都市都道府県調整会議を設ける。
30	指定都市都道府県調整会議は、次に掲げる者をもつて構成する。
31	（一）指定都市の市長
32	（二）包括都道府県の知事
33	（三）指定都市の市長及び包括都道府県の知事は、必要と認めるときは、協議して、指定都市都道府県調整会議に、次に掲げる者を構成員として加えることができる。
34	（一）指定都市の市長以外の指定都市の執行機関が当該執行機関の委員長（教育委員会にあつては、教育長）、委員若しくは当該執行機関の事務を補助する職員又は当該執行機関の管理に属する機関の職員のうちから選任した者
35	（二）指定都市の市長がその補助機関である職員のうちから選任した者
36	（三）指定都市の議会が当該指定都市の議会の議員のうちから選挙により選出した者
37	（四）包括都道府県の知事以外の包括都道府県の執行機関が当該執行機関の委員長（教育委員会にあつては、教育長）、委員若しくは当該執行機関の事務を補助する職員又は当該執行機関の管理に属する機関の職員のうちから選任した者
38	（五）包括都道府県の知事がその補助機関である職員のうちから選任した者
39	（六）包括都道府県の議会が当該包括都道府県の議会の議員のうちから選挙により選出した者
40	（七）学識経験を有する者
41	（四）指定都市の市長又は包括都道府県の知事は、指定都市の市長又は包括都道府県の知事以外の執行機関の権限に属する事務の処理について、指定都市都道府県調整会議における協議を行ふ場合には、指定都市都道府県調整会議に、当該執行機関が当該執行機関の委員長（教育委員会にあつては、教育長）、委員若しくは当該執行機関の事務を補助する職員又は当該執行機関の管理に属する機関の職員のうちから選任した者を構成員として加えるものとする。
42	（五）指定都市の市長又は包括都道府県の知事は、第二条第六項又は第十四項の規定の趣旨を達成するため必要があると認めるときは、指定都市の市長又は包括都道府県の事務に關し当該包括都道府県の知事に對して、包括都道府県の知事にあつては指定都市の事務に關し当該指定都市の市長に對して、指定都市都道府県調整会議において協議を行うことを求めることができる。
43	（六）前項の規定による求めを受けた指定都市の市長又は包括都道府県の知事は、当該求めに係る協議に応じなければならぬ。
44	（七）前各項に定めるもののほか、指定都市都道府県調整会議に關し必要な事項は、指定都市都道府県調整会議が定める。
45	（指定都市と包括都道府県の間の協議に係る勧告）
46	第二百五十二条の二十一の三 指定都市の市長又は包括都道府県の知事は、前条第五項の規定による求めに係る協議を調えるため必要があると認めるときは、総務大臣に対し、文書で、当該指定

都市及び包括都道府県の事務の処理に關し当該協議を調えるため必要な勧告を行うことを求めることができる。

- 2 指定都市の市長又は包括都道府県の知事は、前項の規定による勧告の求め（以下この条及び次条において「勧告の求め」という。）をしようとするときは、あらかじめ、当該指定都市又は包括都道府県の議会の議決を経なければならない。
- 3 指定都市の市長又は包括都道府県の知事は、勧告の求めをしようとするときは、指定都市の市长にあつては包括都道府県の知事、包括都道府県の知事にあつては指定都市の市長に対し、その旨をあらかじめ通知しなければならない。
- 4 勧告の求めをした指定都市の市長又は包括都道府県の知事は、総務大臣の同意を得て、当該勧告の求めを取り下げることができる。

- 5 総務大臣は、勧告の求めがあつた場合には、これを国の関係行政機関の長に通知するとともに、次条第二項の規定により指定都市都道府県勧告調整委員を任命し、当該勧告の求めに係る総務大臣の勧告について意見を求めなければならない。
- 6 前項の規定により通知を受けた国の関係行政機関の長は、総務大臣に対し、文書で、当該勧告の求めについて意見を申し出ることができる。
- 7 総務大臣は、前項の意見の申出があつたときは、当該意見を指定都市都道府県勧告調整委員に通知するものとする。

- 8 総務大臣は、指定都市都道府県から意見が述べられたときは、遅滞なく、指定都市の市長及び包括都道府県の知事に対し、第二条第六項又は第十四項の規定の趣旨を達成するため必要な勧告をするとともに、当該勧告の内容を国の関係行政機関の長に通知し、かつ、これを公表しなければならない。
- 9 指定都市都道府県勧告調整委員は、前条第五項の規定による総務大臣からの意見の求めに応じ、総務大臣に対し、勧告の求めがあつた事項に關して意見を述べる。
- 10 指定都市都道府県勧告調整委員は、三人とし、事件ごとに、優れた識見を有する者のうちから、総務大臣がそれぞれ任命する。
- 11 指定都市都道府県勧告調整委員は、非常勤とする。

（指定都市都道府県勧告調整委員）

- 12 指定都市都道府県勧告調整委員は、三人とし、事件ごとに、優れた識見を有する者のうちから、総務大臣がそれぞれ任命する。
- 13 指定都市都道府県勧告調整委員は、非常勤とする。
- 14 知事が前条第四項の規定により勧告の求めを取り下げたとき又は同条第五項の規定による総務大臣からの意見の求めに応じ、総務大臣に対し、勧告の求めがあつた事項に關して意見を述べたときは、その職を失う。
- 15 総務大臣は、指定都市都道府県勧告調整委員が当該事件に直接利害關係を有することとなつたときは、当該指定都市都道府県勧告調整委員を罷免しなければならない。
- 16 第二百五十二条の二十一の四 指定都市都道府県勧告調整委員が準用する。この場合において、同条第二項中「三人以上」とあるのは、「二人以上」と、同条第九項中「総務大臣は、両議院の同意を得て」とあるのは、「総務大臣は」と、「三人以上」とあるのは、「二人以上」と、「二人」とあるのは、「一人」と、同条第十項中「二人」とあるのは、「一人」と、同条第十一項中「両議院の同意を得て、その委員を」とあるのは、「その指定都市都道府県勧告調整委員を」と、同条第十二項中「第四項後段及び第八項から前項まで」とあるのは、「第八項、第九項（第二号を除く。）第十項及び前項並びに第二百五十二条の二十一の四第五項」と読み替えるものとする。（政令への委任）

- 17 第二百五十二条の二十一の五 前二条に規定するもののほか、第二百五十二条の二十一の三第一項に規定する総務大臣の勧告に關し必要な事項は、政令で定める。

第二節 中核市に関する特例

（中核市の権能）

- 18 第二百五十二条の二十二 政令で指定する人口二十万以上の市（以下「中核市」という。）は、第二百五十二条の十九第一項の規定により指定都市が處理することができる事務のうち、都道府県

がその区域にわたり一体的に処理することが中核市が処理することに比して効率的な事務その他の中核市において処理することが適當でない事務以外の事務で政令で定めるものを、政令で定めることにより、処理することができる。

- 19 都道府県がその事務を処理するに當たつて、法律又はこれに基づく政令の定めるところにより都道府県知事の改善、停止、制限、禁止その他これらに類する指示その他の命令を受けるものとされている事項で政令で定めるものについては、政令の定めるところにより、これらの指示その他の命令に關する法令の規定を適用せず、又は都道府県知事の指示その他の命令に代えて、各大臣の指示その他の命令を受けるものとする。

第二百五十二条の二十三 削除

（中核市の指定に係る手続）

- 20 第二百五十二条の二十四 総務大臣は、第二百五十二条の二十二第一項の中核市の指定に係る政令の立案をしようとするときは、関係市からの申出に基づき、これを行うものとする。

- 21 前項の規定による申出をしようとするときは、関係市は、あらかじめ、当該市議会の議決を経て、都道府県の同意を得なければならぬ。

- 22 前項の同意については、当該都道府県の議決を経なければならない。

（政令への委任）

- 23 第二百五十二条の二十五 第二百五十二条の二十一の規定は、第二百五十二条の二十二第一項の規定による中核市の指定があつた場合について準用する。

- 24 第二百五十二条の二十六 中核市に指定された市について第二百五十二条の十九第一項の規定による中核市の指定があつた場合は、当該市に係る第二百五十二条の二十二第一項の規定による中核市の指定は、その効力を失うものとする。

- 25 第二百五十二条の二十六の二 第七条第一項又は第三項の規定により中核市に指定された市の区域の全部を含む区域をもつて市を設置する处分について同項の規定により総務大臣に届出又は申請があつた場合は、第二百五十二条の二十四第一項の関係市からの申出があつたものとみなす。

- 26 第十三章 外部監査契約に基づく監査

第一節 通則

（外部監査契約）

- 27 第二百五十二条の二十七 この法律において「外部監査契約」とは、包括外部監査契約及び個別外部監査契約をいう。

- 28 この法律において「包括外部監査契約」とは、第二百五十二条の三十六第一項各号に掲げる普通地方公共団体及び同条第二項の条例を定めた同条第一項第二号に掲げる市以外の市又は町村

- 29 規定は、指定都市都道府県勧告調整委員に準用する。この場合において、同条第二項中「三人以上」とあるのは、「二人以上」と、同条第九項中「総務大臣は、両議院の同意を得て」とあるのは、「総務大臣は」と、「三人以上」とあるのは、「二人以上」と、「二人」とあるのは、「一人」と、同条第十項中「二人」とあるのは、「一人」と、同条第十一項中「両議院の同意を得て、その委員を」とあるのは、「その指定都市都道府県勧告調整委員を」と、同条第十二項中「第四項後段及び第八項から前項まで」とあるのは、「第八項、第九項（第二号を除く。）第十項及び前項並びに第二百五十二条の二十一の四第五項」と読み替えるものとする。（政令への委任）
- 30 第二百五十二条の二十一の五 前二条に規定するもののほか、第二百五十二条の二十一の三第一項に規定する総務大臣の勧告に關し必要な事項は、政令で定める。

- 31 第二節 中核市に関する特例

（中核市の権能）

- 32 第二百五十二条の二十二 政令で指定する人口二十万以上の市（以下「中核市」という。）は、第二百五十二条の四十二第一項に規定する普通地方公共団体 第百九十九条第六項の要求

- 33 第二百五十二条の四十二第一項に規定する普通地方公共団体 第百九十九条第七項の要求

- 34 第二百五十二条の四十三第一項に規定する普通地方公共団体 第二百四十二条第一項の請求

(外部監査契約を締結できる者)

第二百五十二条の二十八 普通地方公共団体が外部監査契約を締結できる者は、普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者であつて、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- 一 弁護士（弁護士となる資格を有する者を含む。）
- 二 公認会計士（公認会計士となる資格を有する者を含む。）
- 三 国の行政機関において会計検査に関する行政事務に從事した者又は地方公共団体において監査若しくは財務に関する行政事務に從事した者又は地方公共団体において監査若しくは財務に関する行政事務に從事した者であつて、監査に関する実務に精通しているものとして政令で定めるもの
- 四 普通地方公共団体は、外部監査契約を円滑に締結し、又はその適正な履行を確保するため必要と認めるときは、前項の規定にかかるらず、同項の識見を有する者であつて税理士（税理士となる資格を有する者を含む。）であるものと外部監査契約を締結することができる。前二項の規定にかかるらず、普通地方公共団体は、次の各号のいずれかに該当する者と外部監査契約を締結してはならない。

 - 一 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつてから三年を経過しない者
 - 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - 三 国家公務員法（昭和二十一年法律第二百二十号）又は地方公務員法の規定により懲戒免職の处分を受け、当該処分の日から三年を経過しない者
 - 四 弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）、公認会計士法（昭和二十三年法律第二百三号）又は税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）の規定による懲戒处分により、弁護士会からの除名、公認会計士の登録の抹消又は税理士の業務の禁止の処分を受けた者で、これらの処分を受けた日から三年を経過しないもの（これらの法律の規定により再び業務を営むことができることとなつた者を除く。）
 - 五 税理士法第四十八条第一項の規定により同法第四十四条第三号に掲げる处分を受けるべきであつたことについて決定を受けた者で、当該決定を受けた日から三年を経過しないもの
 - 六 懲戒処分により、弁護士、公認会計士又は税理士の業務を停止された者で、現にその処分を受けているもの
 - 七 税理士法第四十八条第一項の規定により同法第四十四条第二号に掲げる处分を受けるべきであつたことについて決定を受けた者で、同項後段の規定により明らかにされた期間を経過しないもの
 - 八 当該普通地方公共団体の議会の議員
 - 九 当該普通地方公共団体の職員
 - 十 当該普通地方公共団体の職員で政令で定めるものであつた者
 - 十一 当該普通地方公共団体の長、副知事若しくは副市町村長、会計管理者又は監査委員と親子、夫婦又は兄弟姉妹の関係にある者
 - 十二 当該普通地方公共団体に対し請負（外部監査契約に基づくものを除く。）をする者及びその支配人又は主として同一の行為をする法人の無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれらに準すべき者 支配人及び清算人
 - (特定の事件についての監査の制限)

(監査の実施に伴う外部監査人と監査委員相互間の配慮)

第二百五十二条の三十 外部監査人（包括外部監査人及び個別外部監査人をいう。以下本章において同じ。）は、監査を実施するに当たつては、監査委員にその旨を通知する等相互の連絡を図ることともに、監査委員の監査の実施に支障を来さないよう配慮しなければならない。

監査委員は、監査を実施するに当たつては、外部監査人の監査の実施に支障を来さないよう配慮しなければならない。

(監査の実施に伴う外部監査人の義務)

第二百五十二条の三十一 外部監査人は、外部監査契約の本旨に従い、善良な管理者の注意をもつて、誠実に監査を行う義務を負う。

第二百五十二条の三十二 外部監査人は、監査の事務を他の者に補助させることができる。この場合においては、外部監査人は、政令の定めるところにより、あらかじめ監査委員に協議しなければならない。

外部監査人は、監査の事務を補助する者が外部監査人の監査の事務を補助できる期間を告示しなければならない。

外部監査人の監査の事務の補助

第二百五十二条の三十三 普通地方公共団体が外部監査人の監査を受けるに当たつては、当該普通地方公共団体の議会長その他の執行機関又は職員は、外部監査人の監査の適正かつ円滑な遂行に協力するよう努めなければならない。

外部監査委員は、外部監査人の求めに応じ、監査委員の監査の事務に支障のない範囲内において、監査委員の事務局長、書記その他の職員、監査専門委員又は第一百八十条の三の規定による職員を外部監査人の監査の事務に協力させることができる。

外部監査人の監査への協力

第二百五十二条の三十四 普通地方公共団体が外部監査人の監査を受けるに当たつては、当該普通地方公共団体の議会長その他の執行機関又は職員は、外部監査人の監査の適正かつ円滑な遂行に協力するよう努めなければならない。

外部監査委員は、外部監査人の求めに応じ、監査委員の監査の事務に支障のない範囲内において、監査委員の事務局長、書記その他の職員、監査専門委員又は第一百八十条の三の規定による職員を外部監査人の監査の事務に協力させることができる。

(議会による説明の要求又は意見の陳述)

第二百五十二条の三十四 普通地方公共団体の議会は、外部監査人の監査に關し必要があると認めるとときは、外部監査人又は外部監査人であった者の説明を求めることができる。

2 普通地方公共団体の議会は、外部監査人の監査に關し必要があると認めるときは、外部監査人に対し意見を述べることができる。

(外部監査契約の解除)

第二百五十二条の三十五 普通地方公共団体の長は、外部監査人が第二百五十二条の二十八第一項各号のいずれにも該当しなくなつたとき（同条第二項の規定により外部監査契約が締結された場合にあつては、税理士（税理士となる資格を有する者を含む。）でなくなつたとき）、又は同条第三項各号のいずれかに該当するに至つたときは、当該外部監査人と締結している外部監査契約を解除しなければならない。

2 普通地方公共団体の長は、外部監査人が心身の故障のため監査の遂行に堪えないと認めるとき、外部監査人にこの法律若しくはこれに基づく命令の規定又は外部監査契約に係る義務に違反する行為があると認めるときは、他の外部監査人と外部監査契約を締結していることが著しく不適当と認めるときは、外部監査契約を解除することができる。この場合においては、あらかじめ監査委員の意見を聽くとともに、その意見を付けて議会の同意を得なければならない。

3 外部監査人が、外部監査契約を解除しようとするときは、普通地方公共団体の長の同意を得なければならぬ。この場合においては、当該普通地方公共団体の長は、あらかじめ監査委員の意見を聴かなければならぬ。

4 前二項の規定による意見は、監査委員の合議によるものとする。

5 普通地方公共団体の長は、第一項若しくは第二項の規定により外部監査契約を解除したとき、又は第三項の規定により外部監査契約を解除されたときは、直ちに、その旨を告示するとともに、遅滞なく、新たに外部監査契約を締結しなければならない。

6 外部監査契約の解除は、将来に向かつてのみその効力を生ずる。

第二節 包括外部監査契約に基づく監査

(包括外部監査契約の締結)

第二百五十二条の三十六 次に掲げる普通地方公共団体の長は、政令で定めるところにより、毎会計年度、当該会計年度に係る包括外部監査契約を、速やかに、一の者と締結しなければならない。この場合においては、あらかじめ監査委員の意見を聽くとともに、議会の議決を経なければならぬ。

1 都道府県

2 政令で定める市

2 前項第二号に掲げる市以外の市又は町村で、契約に基づく監査を受けることを条例により定めたものの長は、同項の政令で定めるところにより、条例で定める会計年度において、当該会計年度に係る包括外部監査契約を、速やかに、一の者と締結しなければならない。この場合においては、あらかじめ監査委員の意見を聽くとともに、議会の議決を経なければならない。

3 前二項の規定による意見の決定は、監査委員の合議によるものとする。

4 第一項又は第二項の規定により包括外部監査契約を締結する場合には、第一項各号に掲げる普通地方公共団体及び第二項の条例を定めた第一項第二号に掲げる市以外の市又は町村（以下「包括外部監査対象団体」という。）は、連続して四回、同一の者と包括外部監査契約を締結してはならない。

5 包括外部監査契約には、次に掲げる事項について定めなければならない。

1 包括外部監査契約の期間の始期

2 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の額の算定方法

3 前二号に掲げる事項のほか、包括外部監査契約に基づく監査のために必要な事項として政令で定めるもの

6 包括外部監査対象団体の長は、包括外部監査契約を締結したときは、前項第一号及び第二号に掲げる事項その他政令で定める事項を直ちに告示しなければならない。

7 包括外部監査契約の期間の終期は、包括外部監査契約に基づく監査を行なるべき会計年度の末日とする。

8 包括外部監査対象団体は、包括外部監査契約の期間を十分に確保するよう努めなければならない。

(包括外部監査人の監査)

第二百五十二条の三十七 包括外部監査人は、包括外部監査対象団体の財務に関する事務の執行及び包括外部監査対象団体の経営に係る事業の管理のうち、第二条第十四項及び第十五項の規定の趣旨を達成するため必要と認める特定の事件について監査するものとする。

2 包括外部監査人は、前項の規定による監査をするに当たつては、当該包括外部監査対象団体の財務に関する事務の執行及び当該包括外部監査対象団体の経営に係る事業の管理が第二条第十四項及び第十五項の規定の趣旨にのつとてなされているかどうかに、特に、意を用いなければならない。

3 包括外部監査人は、包括外部監査契約で定める包括外部監査契約の期間内に少なくとも一回以上第一項の規定による監査をしなければならない。

4 包括外部監査対象団体は、当該包括外部監査対象団体が第百九十九条第七項に規定する財政的援助を与えているもの出納その他の事務の執行で当該財政的援助に係るもの、当該包括外部監査対象団体が出資しているもので同項の政令で定めるものの出納その他の事務の執行で当該出資に係るもの、当該包括外部監査対象団体が借入金の元金若しくは利子の支払を保証しているものの出納その他の事務の執行で当該保証に係るもの、当該包括外部監査対象団体が受益権を有する信託で同項の政令で定めるものの受託者の出納その他の事務の執行で当該信託に係るもの又は当該包括外部監査対象団体が第二百四十四条の二第二項の規定に基づき公の施設の管理を行なせているものの出納その他の事務の執行で当該管理の業務に係るものについて、包括外部監査人が必要があると認めるときは監査することができる。

5 包括外部監査人は、包括外部監査契約で定める包括外部監査契約の期間内に、監査の結果に関する報告を決定し、これを包括外部監査対象団体の議会、長及び監査委員並びに関係のある教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会その他の法律に基づく委員会又は委員に提出しなければならない。

6 第二百五十二条の三十八 包括外部監査人は、監査のため必要があると認めるときは、当該包括外部監査対象団体の組織及び運営の合理化に資するため、監査の結果に関する報告に添えてその意見を提出することができる。

3 監査委員は、前条第五項の規定により監査の結果に関する報告の提出があつたときは、これを公表しなければならない。

4 監査委員は、包括外部監査人の監査の結果に關し必要があると認めるときは、当該包括外部監査対象団体の議会及び長並びに関係のある教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会その他法律に基づく委員会又は委員にその意見を提出することができる。

5 第一項の規定による協議又は前項の規定による意見の決定は、監査委員の合議によるものとする。

6 前条第五項の規定による監査の結果に関する報告の提出があつた場合において、当該監査の結果に関する報告の提出を受けた包括外部監査対象団体の議会、長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会その他法律に基づく委員会又は委員にその意見を公表しなければならない。

第五項中「第一項の規定による請求」とあるのは「第二百五十二条の四十三第四項の規定による監査の結果に関する報告の提出」と、「監査を行い」とあるのは「当該監査の結果に関する報告に基づき」と、「請求人に通知する」とあるのは「同条第二項に規定する住民監査請求に係る個別外部監査の請求に係る請求人（以下この条において「請求人」という。）に通知すると、同条第六項中「監査委員の監査」とあるのは「請求に理由があるかどうかの決定」と、「第一項の規定による」であるのは「第二百五十二条の四十三第二項に規定する住民監査請求に係る個別外部監査の」と、「六十日」とあるのは「九十日」と、同条第七項中「監査委員は、第五項」とあるのは「第二百五十二条の四十三第三項において準用する第二百五十二条の三十九第五項の個別外部監査契約を締結した者は、第二百五十二条の四十三第四項」と、同条第十一項中「第四項の規定による勧告、第五項」とあるのは「第五項」と、「監査及び勧告並びに前項の規定による意見」とあるのは「請求に理由があるかどうかの決定及び勧告」と、第二百四十二条の二第一項中「前条第一項の規定による」とあるのは「第二百五十二条の四十三第二項に規定する住民監査請求に係る個別外部監査の」と、「同条第五項の規定による監査委員の監査の結果」とあるのは「前条第五項の規定による請求に理由がない旨の決定」と、「監査若しくは」とあるのは「請求に理由がない旨の決定若しくは」と、「同条第一項」とあるのは「第二百五十二条の四十三第二項に規定する住民監査請求に係る個別外部監査」と、同条第二項第一号中「の監査の結果」とあるのは「の請求に理由がない旨」と、同項第三号中「六十日」と、「監査又は」とあるのは「当該請求に理由がない旨」と、同項第三号中「九十日」と、「監査又は」とあるのは「当該請求に理由がない旨」と、同項第三号中「六十日」とあるのは「九十日」と、「監査又は」とあるのは「当該請求に理由がない旨の決定又は」とする。

6 第二百五十二条の三十八第一項、第二項及び第五項の規定は、住民監査請求に係る個別外部監

7 査の請求に係る事項についての個別外部監査人の監査について準用する。この場合において、同条第二項中「包括外部監査対象団体」とあるのは、「個別外部監査契約を締結した普通地方公共団体」と読み替えるものとする。個別外部監査人は、第五項において読み替えて適用する第二百四十二条第七項の規定による陳述の聴取を行う場合又は関係のある当該普通地方公共団体の長その他の執行機関若しくは職員の陳述の聴取を行う場合において、必要があると認めるときは、監査委員と協議して、関係のある当該普通地方公共団体の長その他の執行機関若しくは職員又は請求人を立ち会わせることができ。前項の規定による協議は、監査委員の合議によるものとする。

8 住民監査請求に係る個別外部監査の請求があつた場合において、監査委員が当該住民監査請求に係る個別外部監査の請求があつた日から二十日以内に、当該普通地方公共団体の長に第二項前段の規定による通知を行わないときは、当該住民監査請求に係る個別外部監査の請求は、初めから第一項の規定により個別外部監査契約に基づく監査によることが求められていない第二百四十二条第一項の請求があつたものとみなす。この場合において、監査委員は、同条第五項の規定による通知を行うときには、併せて当該普通地方公共団体の長に第二項前段の規定による通知を行わないと認められる場合に、当該住民監査請求に係る個別外部監査の請求に係る請求人に通知する（個別外部監査契約の解除）。

9 第二百五十二条の四十四 第二百五十二条の三十五第二項、第四項及び第五項の規定は、個別外部監査人が第二百五十二条の二十九の規定により監査することができなくなつたと認められる場合について準用する。

第四節 雜則

（一部事務組合等に関する特例）

第二百五十二条の四十五 一部事務組合又は広域連合に係る包括外部監査契約に基づく監査については、一部事務組合又は広域連合を第二百五十二条の三十六第一項第二号に掲げる市以外の市又（政令への委任）

第二百五十二条の四十六 この法律に規定するもののほか、外部監査契約に基づく監査に關し必要な事項その他本章の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

第十四章 補則

第二百五十三条 都道府県知事の権限に属する市町村に關する事件で数都道府県にわたるものがあるときは、関係都道府県知事の協議により、その事件を管理すべき都道府県知事を定めることができる。

第二百五十四条 この法律における人口は、官報で公示された最近の国勢調査又はこれに準ずる全国的な人口調査の結果による人口による。

第二百五十五条 この法律に規定するものを除くほか、第六条第一項及び第二項、第六条の二第一項並びに第七条第一項及び第三項の場合において必要な事項は、政令でこれを定める。
第二百五十五条の二 法定受託事務に係る次の各号に掲げる処分及びその不作為についての審査請求は、他の法律に特別の定めがある場合を除くほか、当該各号に定める者に対してするものとする。この場合において、不作為についての審査請求は、他の法律に特別の定めがある場合を除くほか、当該各号に定める者に代えて、当該不作為に係る執行機関に対してすることもできる。
一 都道府県知事その他の都道府県の執行機関の処分 当該処分に係る事務を規定する法律又はこれに基づく政令を所管する各大臣

二 市町村長その他の市町村の執行機関（教育委員会及び選挙管理委員会を除く。）の処分 都道府県知事

三 市町村教育委員会の処分 都道府県教育委員会

四 市町村選挙管理委員会の処分 都道府県選挙管理委員会

2 普通地方公共団体の長その他の執行機関が法定受託事務に係る処分をする権限を當該執行機関の事務を補助する職員若しくは當該執行機関の管理に属する機関の職員又は當該執行機関の管理に属する行政機関の長に委任した場合において、委任を受けた職員又は行政機関の長がその委任に基づいてした処分に係る審査請求につき、當該委任をした執行機関が裁決をしたときは、他の法律に特別の定めがある場合を除くほか、當該裁決に不服がある者は、再審査請求をすることができる。この場合において、當該再審査請求は、當該委任をした執行機関が自ら當該処分をしたものとした場合におけるその処分に係る審査請求をすべき者に對してするものとする。

第二百五十五条の三 普通地方公共団体の長が過料の処分をしようとする場合においては、過料の処分を受ける者に対し、あらかじめその旨を告知するとともに、弁明の機會を与えない場合は、

第二百五十五条の四 法律の定めるところにより異議の申出、審査請求、再審査請求又は審査の申立てをすることができる場合を除くほか、普通地方公共団体の事務についてこの法律の規定により普通地方公共団体の機関がした処分により違法に権利を侵害されたとする者は、その処分があつた日から二十一日以内に、都道府県の機関がした処分については、總務大臣、市町村の機関がした処分については都道府県知事に審決の申請をることができる。

第二百五十五条の五 総務大臣又は都道府県知事に對して第百四十三条第三項（第百八十条の五第八項及び第百八十四条第二項において準用する場合を含む。）の審査請求又はこの法律の規定による審査の申立て若しくは審決の申請があつた場合には、總務大臣又は都道府県知事は、第二百五十五条第二項の規定により自治紛争処理委員を任命し、その審理を経た上、審査請求に對する裁決をし、審査の申立てに對する裁決若しくは裁定をし、又は審決をするものとする。ただし、行政不服審査法第二十四条（第二百五十八条第一項において準用する場合を含む。）の規定により当該審査請求、審査の申立て又は審決の申請を却下する場合は、この限りでない。

2 前項に規定する審査請求については、行政不服審査法第九条、第十七条及び第四十三条の規定は、適用しない。この場合における同法の他の規定の適用についての必要な技術的読み替えは、政令で定める。

3 第一項に規定する審査の申立て又は審決の申請について、第二百五十八条第一項において準用する行政不服審査法第九条の規定は、適用しない。この場合における同項において準用する行政不服審査法の他の規定についての必要な技術的読替えは、政令で定める。

4 前項に規定するものほか、第一項の規定による自治紛争処理委員の審理に関し必要な事項は、政令で定める。

第二百五十六条

市町村の境界に関する裁定若しくは決定又は市町村の境界の確定、普通地方公共団体における直接請求の署名簿の署名、直接請求に基づく議会の解散又は議員若しくは長の解職の投票及び副知事、副市町村長、指定都市の総合区長、選舉管理委員、監査委員又は公安委員会の委員の解職の議決、議会において行う選挙若しくは決定又は再議決若しくは再選挙、選挙管理委員会において行う資格の決定その他のこの法律に基づく住民の賛否の投票に関する効力は、この法律に定める争訟の提起期間及び管轄裁判所に関する規定によることによつてのみこれを争うことができる。

第二百五十七条

この法律に特別の定めがあるものを除くほか、この法律の規定による審査の申立てに対する裁決は、その申立てを受理した日から九十日以内にこれをしなければならない。

この法律の規定による異議の申出又は審査の申立てに対して決定又は裁決をすべき期間内に決定又は裁決がないときは、その申出又は申立てをしりぞける旨の決定又は裁決があつたものとなすことができる。

第二百五十八条

この法律又は政令に特別の定めがあるものを除くほか、この法律の規定による異

議の申出、審査の申立て又は審決の申請については、行政不服審査法第九条から第十四条まで、

第十八条第一項ただし書及び第三項、第十九条第一項、第二項、第四項及び第五項第三号、第二

十一条、第二十二条第一項から第三項まで及び第五項、第二十三条から第三十八条まで、第四十

一条から第四十二条まで、第四十四条、第四十五条、第四十六条第一項、第四十七条、第四十八条

並びに第五十条から第五十三条までの規定を準用する。

2 前項において準用する行政不服審査法の規定に基づく处分及びその不作為については、行政不

服審査法第二条及び第三条の規定は、適用しない。

第二百五十九条

郡の区域をあらたに画し若しくはこれを廃止し、又は郡の区域若しくはその名称

を変更しようとするときは、都道府県知事が、当該都道府県の議会の議決を経てこれを定め、総務大臣に届け出なければならない。

郡の区域内において市の設置があつたとき、又は郡の境界にわたつて市町村の境界の変

更があつたときは、郡の区域も、また、自ら変更する。

郡の区域の境界にわたつて町村が設置されたときは、その町村の属すべき郡の区域は、第一項

の例によりこれを定める。

第一項から第三項までの場合においては、総務大臣は、直ちにその旨を告示するとともに、こ

れを國の関係行政機関の長に通知しなければならない。第七条第八項の規定は、第一項又は前項

の規定により郡の区域をあらたに画し、若しくはこれを廃止し、又は郡の区域を変更する場合に

これを準用する。

第一項乃至第三項の場合において必要な事項は、政令でこれを定める。

第二百六十条 市町村長は、政令で特別の定めをする場合を除くほか、市町村の区域内の町若しく

は字の区域を新たに画し若しくはこれを廃止し、又は町若しくは字の区域若しくはその名称を変

更しようとするときは、当該市町村の議決を経て定めなければならない。

前項の規定による処分をしたときは、市町村長は、これを告示しなければならない。

第一項の規定による処分は、政令で特別の定めをする場合を除くほか、前項の規定による告示によりその効力を生ずる。

第二百六十条の二 町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体（以下本条において「地縁による団体」という。）は、地域的な共同活動を円滑に行うため市町村長の認可を受けたときは、その規約に定める目的の範囲内において、権利を有し、義務を負う。

前項の認可は、地縁による団体のうち次に掲げる要件に該当するものについて、その団体の代表者が総務省令で定めるところにより行う申請に基づいて行う。

- 1 その区域に住所を有するすべての個人は、構成員となることができるものとし、その相当数の者が現に構成員となつていること。
- 2 その区域が、住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること。
- 3 その区域に住所を有するすべての個人は、構成員となることができるものとし、その相当数の者が現に構成員となつていること。
- 4 規約を定めていること。
- 5 規約には、次に掲げる事項が定められていないなければならない。
 - （一）規約を定めていること。
 - （二）規約を定められていなければならないこと。

二 目的

二 名称

三 区域

四 主たる事務所の所在地

五 構成員の資格に関する事項

六 代表者に関する事項

七 会議に関する事項

八 資産に関する事項

第二項第二号の区域は、当該地縁による団体が相当の期間間にわたつて存続している区域の現況によらなければならぬ。

市町村長は、地縁による団体が第二項各号に掲げる要件に該当していると認めるときは、第一項の認可をしなければならない。

第一項の認可は、当該認可を受けた地縁による団体を、公共団体その他の行政組織の一部とすることを意味するものと解釈してはならない。

第一項の認可を受けた地縁による団体（以下「認可地縁団体」という。）は、正当な理由がない限り、その区域に住所を有する個人の加入を拒んではならない。

認可地縁団体は、民主的な運営の下に、自主的に活動するものとし、構成員に対し不当な差別的取扱いをしてはならない。

認可地縁団体は、特定の政党のために利用してはならない。

市町村長は、第一項の認可をしたときは、総務省令で定めるところにより、これを告示しなければならない。告示した事項に変更があつたときは、また同様とする。

認可地縁団体は、前項の規定に基づいて告示された事項に変更があつたときは、総務省令で定めるところにより、市町村長に届け出なければならない。

何人も、市町村長に対し、総務省令で定めるところにより、第十項の規定により告示した事項に関する証明書の交付を請求することができる。この場合において、当該請求をしようとする者は、郵便又は信書便により、当該証明書の送付を求めることができる。

認可地縁団体は、第十項の告示があるまでは、認可地縁団体となつたこと及び同項の規定に基づいて告示された事項をもつて第三者に対抗することができない。

市町村長は、認可地縁団体が第二項各号に掲げる要件のいずれかを欠くこととなつたとき、又は不正な手段により第一項の認可を受けたときは、その認可を取り消すことができる。

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）第四条及び第七十

八条の規定は、認可地縁団体に準用する。

認可地縁団体は、法人税法（昭和四十年法律第三十四号）その他法人税に関する法令の規定の適用については、同法第二条第六号に規定する公益法人等とみなす。この場合において、同法第三十七条の規定を適用する場合には同条第四項中「公益法人等」とあるのは「公益法人等（地方法」（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条の二第七項に規定する認可地縁団体（以下「認可地縁団体」という。）並びに」と、同法第六十六条规定を適用する場合には同条第一

項中「普通法人」とあるのは「普通法人（認可地縁団体を含む。）」と、同条第二項中「除く」とあるのは「除くものとし、認可地縁団体を含む」と、同条第三項中「公益法人等」とあるのは「公益法人等（認可地縁団体及び）とする」。

認可地縁団体は、消費税法（昭和六十三年法律第八号）その他消費税に関する法令の規定の適用については、同法別表第三に掲げる法人とみなす。

第二百六十条の三 認可地縁団体の規約は、総構成員の四分の三以上の同意があるときに限り、変更することができる。ただし、当該規約に別段の定めがあるときは、この限りでない。

前項の規定による規約の変更是、市町村長の認可を受けなければ、その効力を生じない。

第二百六十条の四 認可地縁団体は、認可を受ける時及び毎年一月から三月までの間に財産目録を作成し、常にこれをその主たる事務所に備え置かなければならない。ただし、特に事業年度を設けるものは、認可を受ける時及び毎事業年度の終了の時に財産目録を作成しなければならない。

認可地縁団体は、構成員名簿を備え置き、構成員の変更があることに必要な変更を加えなければならない。

第二百六十条の五 認可地縁団体には、一人の代表者を置かなければならぬ。

第二百六十条の六 認可地縁団体の代表者は、認可地縁団体のすべての事務について、認可地縁団体を代表する。ただし、規約の規定に反することはできず、また、総会の決議に従わなければならぬ。

第二百六十条の七 認可地縁団体の代表者の代表権に加えた制限は、善意の第三者に対抗することができない。

第二百六十条の八 認可地縁団体の代表者は、規約又は総会の決議によつて禁止されていない限り、特定の行為の代理を他人に委任することができる。

第二百六十条の九 認可地縁団体の代表者が欠けた場合において、事務が遅滞することにより損害を生ずるおそれがあるときは、裁判所は、利害関係人又は検察官の請求により、仮代表者を選任しなければならない。

第二百六十条の十 認可地縁団体と代表者の利益が相反する事項については、代表者は、代表権を有しない。この場合においては、裁判所は、利害関係人又は検察官の請求により、特別代理人を選任しなければならない。

第二百六十条の十一 認可地縁団体には、規約又は総会の決議で、一人又は数人の監事を置くことができる。

第二百六十条の十二 認可地縁団体の監事の職務は、次のとおりとする。

- 一 財産の状況を監査すること。
- 二 代表者の業務の執行の状況を監査すること。
- 三 財産の状況又は業務の執行について、法令若しくは規約又は総会の決議で、一人又は数人の監事を置くことができる。

第二百六十条の十三 認可地縁団体の代表者は、少なくとも毎年一回、構成員の通常総会を開かなければならぬ。

第二百六十条の十四 認可地縁団体の代表者は、必要があると認めるときは、いつでも臨時総会を招集することができる。

第二百六十条の十五 認可地縁団体の総会の通知は、総会の日より少なくとも五日前に、その会議の目的である事項を示し、規約で定めた方法に従つてしまなければならない。

第二百六十条の十六 認可地縁団体の事務は、規約で代表者その他の役員に委任したものを除き、すべて総会の決議によつて行う。

第二百六十条の十七 認可地縁団体の総会においては、第二百六十条の十五の規定によりあらかじめ通知をした事項についてのみ、決議をすることができる。ただし、規約に別段の定めがあるときは、この限りでない。

項中「普通法人」とあるのは「普通法人（認可地縁団体を含む。）」と、同条第二項中「除く」とあるのは「除くものとし、認可地縁団体を含む」と、同条第三項中「公益法人等」とあるのは「公益法人等（認可地縁団体及び）とする」。

認可地縁団体の総会に出席しない構成員は、書面で、又は代理人によつて表決をすることができる。

前項の構成員は、規約又は総会の決議により、同項の規定による書面による表決に代えて、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて総務省令で定めるものをいう。第二百六十条の十九の二において同じ。）により表決をすることができる。

前三項の規定は、規約に別段の定めがある場合には、適用しない。

第二百六十条の十九 認可地縁団体と特定の構成員との関係について議決をする場合には、その構成員は、表決権を有しない。

第二百六十条の十九の二 この法律又は規約により総会において決議をする場合において、構成員全員の承諾があるときは、書面又は電磁的方法による決議をすることができる。ただし、電磁的方法による決議に係る構成員の承諾については、総務省令で定めるところによらなければならぬ。

この法律又は規約により総会において決議すべきものとされた事項についての書面又は電磁的方法による決議は、総会の決議と同一の効力を有する。

総会に関する規定は、書面又は電磁的方法による決議について準用する。

第二百六十条の二十 認可地縁団体は、次に掲げる事由によつて解散する。

- 一 規約で定めた解散事由の発生
- 二 破産手続開始の決定
- 三 第二百六十条の二第十四項の規定による同条第一項の認可の取消し
- 四 総会の決議
- 五 構成員が欠けたこと。
- 六 合併（合併により当該認可地縁団体が消滅する場合に限る。）

第二百六十条の二十一 認可地縁団体は、総構成員の四分の三以上の賛成がなければ、解散の決議をすることができない。ただし、規約に別段の定めがあるときは、この限りでない。

第二百六十条の二十二 認可地縁団体がその債務につきその財産をもつて完済することができなくなつた場合には、裁判所は、代表者若しくは債権者の申立てにより又は職権で、破産手続開始の決定をする。

前項に規定する場合には、代表者は、直ちに破産手続開始の申立てをしなければならない。

第二百六十条の二十三 解散した認可地縁団体は、清算の目的の範囲内において、その清算の結了に至るまではなお存続するものとみなす。

第二百六十条の二十四 認可地縁団体が解散したときは、破産手続開始の決定及び合併による解散の場合を除き、代表者がその清算人となる。ただし、規約に別段の定めがあるとき、又は総会において代表者以外の者を選任したときは、この限りでない。

第二百六十条の二十五 前条の規定により清算人となる者がないとき、又は清算人が欠けたため損害を生ずるおそれがあるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、清算人を選任することができる。

第二百六十条の二十六 重要な事由があるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、認可地縁団体の清算人を解任することができる。

第二百六十条の二十七 認可地縁団体の清算人の職務は、次のとおりとする。

- 一 現務の結了
- 二 債権の取立て及び債務の弁済
- 三 残余財産の引渡し

清算人は、前項各号に掲げる職務を行ふために必要な一切の行為をすることができる。

第二百六十条の三十九 認可地縁団体が合併しようとするときは、総会の決議を経なければならない。

対し、一定の期間内にその債権の申出をすべき旨の催告をしなければならない。この場合において、その期間は、二月を下ることができない。

前項の公告には、債権者がその期間内に申出をしないときは清算から除外されるべき旨を付記しなければならない。ただし、清算人は、知っている債権者を除斥することができない。

認可地縁団体の清算人は、知っている債権者には、各別にその申出の催告をしなければならない。

第一項の公告は、官報に掲載してする。

第二百六十条の二十九 前条第一項の期間の経過後に申出をした債権者は、認可地縁団体の債務が完済された後まだ権利の帰属すべき者に引き渡されていない財産に対しても、請求をすることができる。

第二百六十条の三十 清算中に認可地縁団体の財産がその債務を完済するのに足りないことが明らかになつたときは、清算人は、直ちに破産手続開始の申立てをし、その旨を公告しなければならない。

清算人は、清算中の認可地縁団体が破産手続開始の決定を受けた場合において、破産管財人にその事務を引き継いだときは、その任務を終了したものとする。

前項に規定する場合において、清算中の認可地縁団体が既に債権者に支払い、又は権利の帰属すべき者に引き渡したものがあるときは、破産管財人は、これを取り戻すことができる。

第二百六十条の三十一 解散した認可地縁団体の財産は、破産手続開始の決定及び合併による解散の場合を除き、規約で指定した者に帰属する。

第二百六十条の三十二 認可地縁団体の解散及び清算は、裁判所の監督に属する。

第二百六十条の三十三 認可地縁団体の清算が結了したときは、清算人は、その旨を市町村長に届け出なければならない。

第二百六十条の三十四 認可地縁団体に係る次に掲げる事件は、その主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

一 仮代表者又は特別代理人の選任に関する事件
二 解散及び清算の監督に関する事件

第二百六十条の三十五 認可地縁団体の清算人の選任の裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

第二百六十条の三十六 裁判所は、第二百六十条の二十五の規定により清算人を選任した場合は、認可地縁団体が当該清算人に対して支払う報酬の額を定めることができる。この場合においては、裁判所は、当該清算人（監事を置く認可地縁団体にあつては、当該清算人及び監事）の陳述を聽かなければならない。

第二百六十条の三十七 裁判所は、認可地縁団体の解散及び清算の監督に必要な調査をさせるため、検査役を選任することができる。前二条の規定は、前項の規定により裁判所が検査役を選任した場合について準用する。この場合において、前条中「清算人（監事を置く認可地縁団体にあつては、当該清算人及び監事）」とあるのは、「認可地縁団体及び検査役」と読み替えるものとする。

第二百六十条の三十八 認可地縁団体は、同一市町村内の他の認可地縁団体と合併することができない。

第二百六十条の四十一 債権者が前条第二項の期間内に異議を述べなかつたときは、合併を承認しない。

前項の決議は、総構成員の四分の三以上の多数をもつてしなければならない。ただし、規約に別段の定めがあるときは、この限りでない。

合併は、市町村長の認可を受けなければ、その効力を生じない。

第二百六十条の四十二 認可地縁団体は、前条第三項の認可があつたときは、その認可の通知のあつた日から二週間以内に、財産目録を作成し、次項の規定により債権者が異議を述べることができるものとする。

第二百六十条の二第二項及び第五項の規定は、前項の認可について準用する。この場合において、同条第二項第一号中「現にその活動を」とあるのは、「合併しようとする各認可地縁団体が連携して当該目的に資する活動を現に」と読み替えるものとする。

第二百六十条の四十三 合併後存続する認可地縁団体又は合併により設立した認可地縁団体は、合併により消滅した認可地縁団体の一切の権利義務（当該認可地縁団体がその行う活動に關し行政の債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社若しくは信託業務を営む金融機関に相当の財産を信託しなければならない。ただし、合併をしてもその債権者を害するおそれがないときは、この限りでない）。

合併しようとする各認可地縁団体は、前条及び前二項の規定による手続が終了した場合には、総務省令で定めるところにより、共同で、遅滞なく、その旨を市町村長に届け出なければならない。

第二百六十条の四十四 市町村長は、第二百六十条の四十一第三項の認可をした旨その他総務省令では、当該届出に係る合併について第二百六十条の三十九第三項の認可をした旨その他総務省令で定める事項を告示しなければならない。

認可地縁団体の合併は、前項の規定による告示によりその効力を生ずる。

合併により設立した団体は、第一項の規定による告示の日において認可地縁団体となつたものとみなす。

第一項の規定により告示した事項は、第一百六十条の二第十項の規定により告示した事項とみなす。この場合において、合併後存続する認可地縁団体に係る同項の規定による従前の告示は、その効力を失う。

第二百六十条の四十五 市町村長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第二百六十条の三十九第三項の認可を取り消すことができる。

一 第二百六十条の三十九第三項の認可をした日から六月を経過しても第二百六十条の四十一第一三項の規定による届出がないとき。
二 認可地縁団体が不正な手段により第二百六十条の三十九第三項の認可を受けたとき。

前条第一項の規定による告示後に前項（第二号に係る部分に限る。）の規定により第二百六十条の三十九第三項の認可が取り消されたときは、当該認可に係る合併をした認可地縁団体は、当

該合併の効力が生じた日後に合併後存続した認可地縁団体又は合併により設立した認可地縁団体が負担した債務について、連帶して弁済する責任を負う。

前項に規定する場合には、当該合併の効力が生じた日後に合併後存続した認可地縁団体又は合併により設立した認可地縁団体が取得した財産は、当該合併をした認可地縁団体の共有に属する。

第二百六十条の四十六 認可地縁団体が所有する不動産であつて表題部所有者（不動産登記法（平成十六年法律第二百二十三号）第二条第十号に規定する表題部所有者をいう。以下この項において同じ。）又は所有権の登記名義人の全てが当該認可地縁団体の構成員又はかつて当該認可地縁団体の構成員であった者であるもの（当該認可地縁団体によつて、十年以上所有の意思をもつて平穩かつ公然と占有されているものに限る。）について、当該不動産の表題部所有者若しくは所有権の登記名義人又はこれらの相続人（以下この条において「登記関係者」という。）の全部又は一部の所在が知れない場合において、当該認可地縁団体が登記名義人とする当該不動産の所有権の保存又は移転の登記をしようとするときは、当該認可地縁団体は、総務省令で定めるところにより、当該不動産に係る次項の公告を求める旨を市町村長に申請することができる。この場合において、当該申請を行う認可地縁団体は、次の各号に掲げる事項を説明するに足りる資料を添付しなければならない。

- 一 当該認可地縁団体が当該不動産を所有していること。
- 二 当該認可地縁団体が当該不動産を十年以上所有の意思をもつて平穩かつ公然と占有していること。
- 三 当該不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人の全てが当該認可地縁団体の構成員又はかつて当該認可地縁団体の構成員であった者であること。
- 四 当該不動産の登記関係者の全部又は一部の所在が知れないこと。

市町村長は、前項の申請を受けた場合において、当該申請を相当と認めるときは、総務省令で定めるところにより、当該申請を行つた認可地縁団体が同項に規定する不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることについて異議のある当該不動産の登記関係者又は当該不動産の所有権を有することを疎明する者（次項から第五項までにおいて「登記関係者等」という。）は、当該市町村長に対し異議を述べるべき旨を公告するものとする。この場合において、公告の期間は、三月を下つてはならない。

前項の公告に係る登記関係者等が同項の期間内に同項の異議を述べなかつたときは、第一項に規定する不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることについて当該公告に係る登記関係者の承諾があつたものとみなす。

市町村長は、前項の規定により第一項に規定する不動産の所有権の保存又は移転の登記をするに付随する登記関係者の承諾があつたものとみなされた場合には、総務省令で定めるところにより、当該市町村長が第二項の規定による公告をしたこと及び登記関係者等が同項の期間内に異議を述べなかつたことを証する情報を第一項の規定により申請を行つた認可地縁団体に提供するものとする。

第一項の公告に係る登記関係者等が同項の期間内に同項の異議を述べたときは、市町村長は、総務省令で定めるところにより、その旨及びその内容を第一項の規定により申請を行つた認可地縁団体に通知するものとする。

第二百六十条の四十七 不動産登記法第七十四条第一項の規定にかかるわらず、前条第四項に規定する証する情報を提供された認可地縁団体が申請情報（同法第十八条に規定する申請情報をいう。次項において同じ。）と併せて当該証する情報を登記所に提供するときは、当該認可地縁団体が当該証する情報に係る前条第一項に規定する不動産の所有権の保存の登記を申請することができ。不動産登記法第六十条の規定にかかわらず、前条第四項に規定する証する情報を提供された認可地縁団体が申請情報と併せて当該証する情報を登記所に提供するときは、当該認可地縁団体の

みで当該証する情報に係る同条第一項に規定する不動産の所有権の移転の登記を申請することができる。

第二百六十条の四十八 次の各号のいずれかに該当する場合には、認可地縁団体の代表者又は清算人は、非訟事件手続法（平成二十三年法律第五十一年号）により、五十万円以下の過料に処する。

一 第二百六十条の二十二第二項又は第二百六十条の三十第一項の規定による破産手続開始の申立てを怠つたとき。

二 第二百六十条の二十八第一項又は第二百六十条の三十第一項の規定による公告を怠り、又は

不正の公告をしたとき。

三 第二百六十条の四十第一項の規定に違反して、財産目録を作成せず、若しくは備え置かず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をしたとき。

四 第二百六十条の四十第二項又は第二百六十条の四十一第二項の規定に違反して、合併をしたとき。

第二百六十二条 政令で特別の定をするものを除く外、公職選挙法中普通地方公共団体の選挙に関する規定は、前条第三項の規定による投票にこれを準用する。

前条第三項の規定による投票は、政令の定めるところにより、普通地方公共団体の選挙又は第七十六条第三項の規定による解散の投票若しくは第八十条第三項及び第八十一条第二項の規定による解職の投票と同時にこれを行ふことができる。

第二百六十三条 普通地方公共団体の経営する企業の組織及びこれに従事する職員の身分取扱並びに財務その他企業の経営に関する特例は、別に法律でこれを定める。

第二百六十三条の二 普通地方公共団体は、議会の議決を経て、その利益を代表する全国的な公益的法人に委託することにより、他の普通地方公共団体と共同して、火災、水災、震災その他の災害に因る財産の損害に対する相互救済事業を行うことができる。

前項の公益的法人は、毎年一回以上定期に、その事業の経営状況を関係普通地方公共団体の長に通知するとともに、これを適当と認める新聞紙に二回以上掲載しなければならない。

第一項の相互救済事業で保険業に該当するものについては、保険業法は、これを適用しない。又は町村長若しくは町村の議会の議長が、その相互間の連絡を緊密にし、並びに共通の問題を協議し、及び処理するためのそれぞれの全国的連合組織を設けた場合においては、当該連合組織の代表者は、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

前項の連合組織で同項の規定による届出をしたものは、地方自治に影響を及ぼす法律又は政令その他の事項に関し、総務大臣を経由して内閣に対し意見を申し出、又は国会に意見書を提出することができる。

内閣は、前項の意見の申出を受けたときは、これに遅滞なく回答するよう努めるものとする。前項の場合において、当該意見が地方公共団体に対し新たに事務又は負担を義務付けると認められる國の施策に関するものであるときは、内閣は、これに遅滞なく回答するものとする。

各大臣は、その担任する事務に関し地方公共団体に対し新たに事務又は負担を義務付けると認められる施策の立案をしようとする場合には、第二項の連合組織が同項の規定により内閣に対し意見を申し出ができるよう、当該連合組織に当該施策の内容となるべき事項を知らせるために適切な措置を講ずるものとする。

第三編 特別地方公共団体

第一章 削除

第二百六十四条乃至第二百八十条 削除

第二章 特別区

（特別区）

第二百八十二条 都の区は、これを特別区という。

2 特別区は、法律又はこれに基づく政令により都が処理することとされているものを除き、地域における事務並びにその他の事務で法律又はこれに基づく政令により市が処理することとされるもの及び法律又はこれに基づく政令により特別区が処理することとされるものを処理する。（都と特別区との役割分担の原則）

第二百八十三条の二 都は、特別区の存する区域において、特別区を包括する広域の地方公共団体における事務並びにその他の事務で法律又はこれに基づく政令により市が処理することとされるもの及び法律又はこれに基づく政令により特別区が処理することとされるものを処理する。

2 特別区は、基礎的な地方公共団体として、前項において特別区の存する区域を通じて都が一体的に処理するものとされているものを除き、一般的に、第二条第三項において市町村が処理するものとされている事務を処理するものとする。

3 都及び特別区は、その事務を処理するに当たつては、相互に競合しないようにしなければならない。（特別区の廃置分合又は境界変更）

第二百八十三条の三 第七条の規定は、特別区については、適用しない。

第二百八十四条の四 市町村の廃置分合又は境界変更を伴わない特別区の廃置分合又は境界変更是、関係特別区の申請に基づき、都知事が都の議会の議決を経てこれを定め、直ちにその旨を総務大臣に届け出なければならない。

2 前項の規定により特別区の廃置分合をしようとするときは、都知事は、あらかじめ総務大臣に協議し、その同意を得なければならぬ。

3 都と道府県との境界にわたる特別区の境界変更是、関係特別区及び関係のある普通地方公共団体の申請に基づき、総務大臣がこれを定める。

4 第一項の場合において財産処分を必要とするときは関係特別区が、前項の場合において財産処分を必要とするときは関係特別区及び関係市町村が協議してこれを定める。

5 第一項、第三項及び前項の申請又は協議について、関係特別区及び関係のある普通地方公共団体の議決を経なければならぬ。

6 第一項の規定による届出を受理したとき、又は第三項の規定による処分をしたときは、総務大臣は、直ちにその旨を告示するとともに、これを国の関係行政機関の長に通知しなければならない。

7 第一項又は第三項の規定による処分は、前項の規定による告示によりその効力を生ずる。

8 都内の市町村の区域の全部又は一部による特別区の設置は、当該市町村の申請に基づき、都知事が都の議会の議決を経てこれを定め、直ちにその旨を総務大臣に届け出なければならない。

9 第二項及び第五項から第七項までの規定は、前項の規定による特別区の設置について準用する。この場合において、第二項中「前項」とあるのは「第八項」と、「廃置分合」とあるのは「設置」と、第五項中「第一項、第三項及び前項の申請又は協議」とあるのは「第八項の申請」と、「第八項の申請」と、「廃置分合」とあるのは「当該市町村」と、第六項中「第一項の規定による届出を受理したとき、又は第三項の規定による処分をしたとき」とあるのは「第八項の規定による届出を受理したとき」と、第七項中「第一項又は第三項」とあるのは「次項と、「前項」とあるのは「第九項において準用する前項」と読み替えるものとする。

10 都内の市町村の廃置分合又は境界変更を伴う特別区の境界変更で市町村の設置を伴わないものは、関係特別区及び関係市町村の申請に基づき、都知事が都の議会の議決を経てこれを定め、直ちにその旨を総務大臣に届け出なければならない。

11 第二項及び第四項から第七項までの規定は、前項の規定による特別区の境界変更について準用する。この場合において、第二項中「前項」とあるのは「第十項」と、「廃置分合」とあるのは「境界変更」と、第四項中「第一項」とあるのは「第十項」と、「関係特別区が、前項の場合において財産処分を必要とするときは関係特別区」とあるのは「関係特別区」と、第五項中「第一項、第三項及び前項の申請又は協議」とあるのは「第十項の申請又は第十一項において準用する前項の協議」と、「関係のある普通地方公共団体」とあるのは「関係市町村」と、第六項中「第一項の規定による届出を受理したとき、又は第三項の規定による処分をしたとき」とあるのは「第十項の規定による届出を受理したとき」と、第七項中「第一項又は第三項」とあるのは「第十項」と、「前項」とあるのは「第十一項において準用する前項」と読み替えるものとする。

12 この法律に規定するものを除くほか、第一項、第三項、第八項及び第十項の場合において必要な事項は、政令でこれを定める。

第二百八十五条 第二百八十三条第一項の規定による特別区についての第九条第七項、第九条の三第一項、第二項及び第六項並びに第九十一条第三項及び第五項の規定の適用については、第九条第七項中「第七条第一項又は第三項及び第七項」とあるのは「第二百八十二条の四第一項若しくは第三項及び第六項又は同条第十項及び同条第十一項において準用する同条第六項」と、第九条の三第一項中「第七条第一項」とあるのは「第二百八十二条の四第一項及び第十項」と、同条第二項中「第七条第三項」とあるのは「第二百八十二条の四第三項」と、同条第六項中「第七条第七項及び第八項」とあるのは「第二百八十二条の四第六項及び第七項」と、第九十一条第三項中「第七条第一項又は第三項」とあるのは「第二百八十二条の四第一項、第三項、第八項又は第十項」と、同条第五項中「第七条第一項」とあるのは「第二百八十二条の四第一項及び第十項」と、同条第七項及び第八項」とあるのは「第二百八十二条の四第六項及び第七項」と、第九十一条第三項中「第七条第一項又は第三項」とあるのは「第二百八十二条の四第一項、第三項、第八項又は第十項」と、同条第五項中「第七条第一項又は第三項」とあるのは「第二百八十二条の四第一項」とあるのは「第二百八十二条の四第一項」とする。

（都と特別区及び特別区相互の間の調整）

2 前項の規定について、その処理の基準を示す等必要な助言又は勧告をすることができる。

第二百八十六条 都知事は、特別区に対し、都と特別区及び特別区相互の間の調整上、特別区の事務の処理について、その処理の基準を示す等必要な助言又は勧告をすることができる。

2 前項の特別区財政調整交付金とは、地方税法第五条第二項に掲げる税のうち同法第七百三十四条第一項及び第二項（第二号に係る部分に限る。）の規定により都が課するものの収入額と法人の行う事業に対する事業税の収入額（同法第七百三十二条の二十四の七第九項の規定により同条第一項から第五項までに規定する標準税率を超える税率で事業税を課する場合には、法人の行う事業に対する事業税の収入額に相当する額から当該額に同法第七百三十四条第四項に規定する政令で定めるところにより算定した率を乗じて得た額を控除した額）に同項に規定する政令で定める率

- | |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 3 総務大臣は、第二百八十四条第三項の許可をしたときは直ちにその旨を告示するとともに、国 |
| の関係行政機関の長に通知し、前項の規定による報告を受けたときは直ちにその旨を国の関係行 |
| 政機関の長に通知しなければならない。 |
| 第二節 一部事務組合 |
| 第三章 地方公共団体の組合 |
| 第一節 総則 |
| (組合の種類及び設置) |
| 第二百八十三条 この法律又は政令で特別の定めをするものを除くほか、第二編及び第四編中市に |
| 関する規定は、特別区にこれを適用する。 |
| 2 他の法令の市に関する規定中法律又はこれに基づく政令により市が処理することとされているもの |
| は、特別区にこれを適用する。 |
| 3 前項の場合において、都と特別区又は特別区相互の間の調整上他の法令の市に関する規定をそ |
| のまま特別区に適用しがたいときは、政令で特別の定めをすることができる。 |
| 第二百八十四条 地方公共団体の組合は、一部事務組合及び広域連合とする。 |
| 2 普通地方公共団体及び特別区は、その事務の一部を共同処理するため、その協議により規約を |
| 定め、都道府県の加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事の許 |
| 可を得て、一部事務組合を設けることができる。この場合において、一部事務組合内の地方公共 |
| 団体につきその執行機関の権限に属する事項がなくなつたときは、その執行機関は、一部事務組 |
| 合の成立と同時に消滅する。 |
| 3 普通地方公共団体及び特別区は、その事務で広域にわたり処理することが適當であると認める |
| ものに關し、広域にわたる総合的な計画（以下「広域計画」という。）を作成し、その事務の管 |
| 理及び執行について広域計画の実施のために必要な連絡調整を図り、並びにその事務の一部を広 |
| 域にわたり総合的かつ計画的に処理するため、その協議により規約を定め、前項の例により、總 |
| 務大臣又は都道府県知事の許可を得て、広域連合を設けることができる。この場合においては、 |
| 同項後段の規定を準用する。 |
| 4 総務大臣は、前項の許可をしようとするときは、國の関係行政機関の長に協議しなければなら |
| ない。 |
| 第二百八十五条 市町村及び特別区の事務に關し相互に関連するものを共同処理するための市町村 |
| 及び特別区の一部事務組合については、市町村又は特別区の共同処理しようとする事務が他の市 |
| 町村又は特別区の共同処理しようとする事務と同一の種類のものでない場合においても、これを |
| 設けることを妨げるものではない。 |
| （設置の勧告等） |
| 第二百八十五条の二 公益上必要がある場合においては、都道府県知事は、關係のある市町村及び |
| 特別区に対し、一部事務組合又は広域連合を設けるべきことを勧告することができる。 |
| 2 都道府県知事は、第二百八十四条第三項の許可をしたときは直ちにその旨を公表するとともに、 |
| 総務大臣に報告しなければならない。 |
| （都区協議会） |
| 第二百八十二条の二 都及び特別区の事務の処理について、都と特別区及び特別区の従業者数で按分して得た額のうち特別区に係る額との合算額に条例で定める割合を乗じて得た額で特別区がひとしくその行うべき事務を遂行することができるよう都が交付する交付金をいう。 |
| 3 都は、政令で定めるところにより、特別区財政調整交付金に関する事項について総務大臣に報 |
| 告しなければならない。 |
| 4 総務大臣は、必要があると認めるときは、特別区財政調整交付金に関する事項について必要な助言又は勧告をすることができる。 |
| （都区協議会） |
| 第二百八十二条の二 都及び特別区の事務の処理について、都と特別区及び特別区の従業者数で按分して得た額のうち特別区に係る額との合算額に条例で定める割合を乗じて得た額で特別区がひとしくその行うべき事務を遂行することができるよう都が交付する交付金をいう。 |
| 3 都は、政令で定めるところにより、特別区財政調整交付金に関する事項について総務大臣に報 |
| 告しなければならない。 |
| 4 総務大臣は、第二百八十四条第三項の許可をしたときは直ちにその旨を告示するとともに、国 |
| の関係行政機関の長に通知し、前項の規定による報告を受けたときは直ちにその旨を国の関係行 |
| 政機関の長に通知しなければならない。 |
| （特例一部事務組合） |
| 第二節 一部事務組合 |
| 第三章 地方公共団体の組合 |
| 第一節 総則 |
| (組合の種類及び設置) |
| 第二百八十六条 第二百八十七条第一項第一号、第四号又は第七号に掲げる事項のみに係る一部事務組合の規約を変更しようとするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定め、都道府県の加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、第二百八十七条第一項第一号、第四号又は第七号に掲げる事項のみに係る一部事務組合の規約を変更しようとするときは、この限りでない。 |
| 2 一部事務組合は、第二百八十七条第一項第一号、第四号又は第七号に掲げる事項のみに係る一部事務組合の規約を変更しようとするときは、構成団体の協議によりこれを定め、前項本文の例により、直ちに総務大臣又は都道府県知事に届出をしなければならない。 |
| (脱退による組織、事務及び規約の変更の特例) |
| 第二百八十六条の二 前条第一項本文の規定にかかるわらず、構成団体は、その議会の議決を経て、一部事務組合から脱退する日の二年前までに他の全ての構成団体に書面で予告をすることにより、一部事務組合から脱退することができる。 |
| 2 前項の予告を受けた構成団体は、当該予告をした構成団体が脱退する時までに、前条の例により、当該脱退により必要となる規約の変更を行わなければならない。この場合において、同条中「第二百八十七条第一項第一号」とあるのは、「第二百八十七条第一項第一号、第二号」とする。 |
| 3 第二項の予告の撤回は、他の全ての構成団体が議会の議決を経て同意をした場合に限り、することができる。この場合において、同項の予告をした構成団体が他の構成団体に当該予告の撤回について同意を求めるに当たつては、あらかじめ、その議会の議決を経なければならない。 |
| 4 第一項の規定による脱退により一部事務組合の構成団体が一となつたときは、当該一部事務組合は解散するものとする。この場合において、当該構成団体は、前条第一項本文の例により、総務大臣又は都道府県知事に届け出なければならない。 |
| (規約等) |
| 第二百八十七条 一部事務組合の規約には、次に掲げる事項につき規定を設けなければならない。 |
| 2 一部事務組合の名称 |
| 2 一部事務組合の構成団体 |
| 3 一部事務組合の共同処理する事務 |
| 4 一部事務組合の事務所の位置 |
| 5 一部事務組合の議会の組織及び議員の選挙の方法 |
| 6 一部事務組合の執行機関の組織及び選任の方法 |
| 7 一部事務組合の経費の支弁の方法 |
| 2 一部事務組合の議会の議員又は管理者（第二百八十七条の三第二項の規定により管理者に代え |
| て理事会を置く第二百八十五条の一部事務組合にあつては、理事）その他職員は、第九十二条に規定する場合に設けられたもの及び次条第二項の規定により管理する職員をもつて組織することができる。 |
| 2 前項の規定によりその議会を構成団体の議会をもつて組織することとした一部事務組合（以下この条において「特例一部事務組合」という。）の管理者は、この法律その他の法令の規定によ |

り一部事務組合の管理者が一部事務組合の議会に付議することとされている事項があるときは、構成団体の長を通じて、当該事件に係る議案を全ての構成団体の議会に提出しなければならない。

3 前項の規定により同項に規定する事件に係る議案の提出を受けた構成団体の議会は、当該事件を議決するものとする。

4 構成団体の議会の議長は、前項の議決があつたときは、当該構成団体の長を通じて、議決の結果を特例一部事務組合の管理者に送付しなければならない。

5 特例一部事務組合にあつては、第二項に規定する事件の議会の議決は、当該議会を組織する構成団体の議会の一致する議決によらなければならない。

6 特例一部事務組合にあつては、この法律その他の法令の規定により一部事務組合の執行機関が一部事務組合の議会に通知し、報告し、提出し、又は勧告することとされている事項の議会への通知、報告、提出又は勧告は、当該特例一部事務組合の執行機関が構成団体の長を通じて当該事項を全ての構成団体の議会に通知し、報告し、提出し、又は勧告することにより行うものとする。

とあり、並びに第二百四十二条の二第一項中「普通地方公共団体の議会」とあり、及び「議会」とあるのは「特例一部事務組合の構成団体の議会」と、第七百七十六条第五項中「都道府県知事にあつては」とあるのは「都道府県の加入する特例一部事務組合の管理者にあつては」と、「市町村長」とあるのは「都道府県の加入しない特例一部事務組合の管理者」と、第七百七十九条第一項中「議会の」とあるのは「特例一部事務組合の構成団体の議会の」と、「議会を招集する」とあるのは「議決を経る」と、「議会に」とあるのは「特例一部事務組合の構成団体の議会に」と、「を処分する」とあるのは「について第二百八十七条の二第三項の議決があつたものとみなす」と、第七百八十七条第一項中「これを専決処分にする」とあるのは「これについて第二百八十七条の二第三項の議決があつたものとみなす」と、同条第二項中「専決処分をしたときは」とあるのは「議決があつたものとみなしたときは」と、第二百十九条第二項中「前項の規定により予算」とあるのは「第二百八十七条の二第四項の規定により特例一部事務組合の全ての構成団体の議会の議長から予算に関する議決の結果」と、「その要領」とあるのは「当該予算の要領」と、第二百五十二条の四十第四項中「議会から」とあるのは「特例一部事務組合の構成団体の議会から」と読み替えるものとする。

前編第六章第一節（第九十二条の二に限る）、第二節（第一百条第十四項から第二十項までを除く。）、第七節及び第十二節の規定は、特例一部事務組合の議会について準用する。この場合において、第九十二条の二、第九十九条、第一百条の二及び第一百条第二十五项中「普通地方公共団体の議会」とあり、第九十八条第一項及び第一百条第一項中「普通地方公共団体の議会」とあり、及び「議会」とあり、第九十八条第二項並びに第一百条第二項から第五項まで及び第八項から第十三項までの規定中「議会」とあり、並びに第一百三十八条の二第一項及び第二項中「議会等」とあるのは「特例一部事務組合の構成団体の議会」と、第九十七条第一項中「法律」とあるのは「規約で定めるところにより、法律」と、第二百二十四条中「議員」とあるのは「特例一部事務組合の構成団体の議会の議員」と、「請願書」とあるのは「当該構成団体の議会に請願書」と読み替えるも

議決事件の通知

第二百八十七条の四 部事務組合の管理者（前条第一項の規定により管理者に代えて理事会を置く第二百八十五条の一部事務組合にあつては、理事会。第二百九十二条第一項及び第二項においては、第一項第一款の規定による）は、

会」とあるのは「全ての構成団体の議会」と、第二百五十二条の三十八第六項中「議会」とあるのは「構成団体の議会」と読み替えるものとする。

て同じことは、当該一部事務組合の議会の議決すべき事件のうち政令で定める重要なものについて当該議会の議決を求めるとするときは、あらかじめ、これを当該一部事務組合の構成団体の長に通知しなければならない。当該議決の結果についても、同様とする。

第二百八十八條 一部事務組合を解散しようとするときは、構成団体の協議により、
条第二項の例により、総務大臣又は都道府県知事に届出をしなければならない。

第二百八十九条 第二百八十六条、第二百八十六条の二又は前条の場合において、財産処分を必要

とするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定める。

その例によることとされる場合（同項の規定による規約の変更が第二百八十七条第一項第二号に掲げる事項のみに係るものである場合を除く。）を含む。）及び前二条の協議については、関係地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

項、第二百五十二条の三十四及びに第二百五十二条の四十第一項中「普通地方公共団体の議会」とあり、第一百七十六条第二項、第五項、第六項及び第八項、第一百七十七条第一項、第一百七十九条第二項から第四項まで、第一百八十一条第二項、第二百四十二条第九項、第一百四十二条の二第二項、第二百五十二条の四十第二項、第三項、第五項及び第六項並びに第二百五十六条中「議会」

第二百九十一條 一部事務組合の経費の分担に關し、違法又は錯誤があると認めるときは、一部事務組合の構成団体は、その告知を受けた日から三十日以内に当該一部事務組合の管理者に異議を申し出ることができる。

- 2 前項の規定による異議の申出があつたときは、一部事務組合の管理者は、その議会に諮つてこれを決定しなければならない。
- 3 一部事務組合の議会は、前項の規定による諮問があつた日から二十日以内にその意見を述べなければならない。
- 第三節 広域連合**
- (広域連合による事務の処理等)
- 第二百九十二条の二** 国は、その行政機関の長の権限に属する事務のうち広域連合の事務に関連するものを、別に法律又はこれに基づく政令の定めるところにより、当該広域連合が処理することとすることができる。
- 2 都道府県は、その執行機関の権限に属する事務のうち都道府県の加入しない広域連合の事務に関連するものを、条例の定めるところにより、当該広域連合が処理することとができる。
- 3 第二百五十二条の十七の二第二項、第二百五十二条の十七の三及び第二百五十二条の十七の四の規定は、前項の規定により広域連合が都道府県の事務を処理する場合について準用する。
- 4 都道府県の加入する広域連合の長（第二百九十二条の十三において準用する第二百八十七条の三第二項の規定により長に代えて理事会を置く広域連合については、理事会。第二百九十二条の四第四項、第二百九十五条の六第一項及び第二百九十五条の八第二項を除き、以下同じ。）は、その議会の議決を経て、国の行政機関の長に対し、当該広域連合の事務に密接に関連する国の行政機関の長の権限に属する事務の一部を当該広域連合が処理することとするよう要請することができる。
- 5 都道府県の加入しない広域連合の長は、その議会の議決を経て、都道府県に対し、当該広域連合の事務に密接に関連する都道府県の事務の一部を当該広域連合が処理することとするよう要請することができる。
- 第二百九十三条** 広域連合は、これを組織する地方公共団体の数を増減し若しくは処理する事務を変更し、又は広域連合の規約を変更しようとするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定め、都道府県の加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事の許可を受けなければならぬ。ただし、次条第一項第六号若しくは第九号に掲げる事項又は第一条第一項若しくは第二項の規定により広域連合が新たに事務を処理することとされた場合（変更された場合を含む。）における当該事務のみに係る広域連合の規約を変更しようとするときは、この限りでない。
- 2 総務大臣は、前項の許可をしようとするときは、国の関係行政機関の長に協議しなければならない。
- 3 広域連合は、次条第一項第六号又は第九号に掲げる事項のみに係る広域連合の規約を変更しようとするとときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定め、第一項本文の例により、直ちに総務大臣又は都道府県知事に届出をしなければならない。
- 4 前条第一項又は第二項の規定により広域連合が新たに事務を処理することとされたとき（変更されたときを含む。）は、広域連合の長は、直ちに次条第一項第四号又は第九号に掲げる事項に係る規約につき必要な変更を行ひ、第一項本文の例により、総務大臣又は都道府県知事に届出をするとともに、その旨を当該広域連合を組織する地方公共団体の長に通知しなければならない。
- 5 都道府県知事は、第一項の許可をしたとき、又は第三項若しくは前項の届出を受理したときは、直ちにその旨を公表するとともに、総務大臣に報告しなければならない。
- 6 総務大臣は、第一項の許可をしたとき又は第三項若しくは第四項の届出を受理したときは直ちにその旨を告示するとともに、これを国の関係行政機関の長に通知し、前項の規定による報告を受けたときは直ちにその旨を国の関係行政機関の長に通知しなければならない。
- 7 広域連合の長は、広域計画に定める事項に関する事務を総合的かつ計画的に処理するため必要があると認めるときは、その議会の議決を経て、当該広域連合を組織する地方公共団体に対し、当該広域連合の規約を変更するよう要請することができる。

8 前項の規定による要請があつたときは、広域連合を組織する地方公共団体は、これを尊重して必要な措置を執るようにならなければならぬ。

(規約等)

第二百九十四条 広域連合の規約には、次に掲げる事項につき規定を設けなければならない。

- 1 広域連合の名称
- 2 広域連合を組織する地方公共団体
- 3 広域連合の区域
- 4 広域連合の処理する事務
- 5 広域連合の作成する広域計画の項目
- 6 広域連合の事務所の位置
- 7 広域連合の議員の選挙の方法
- 8 広域連合の組織及び議員会その他執行機関の組織及び選任の方法
- 9 広域連合の経費の支弁の方法
- 2 前項第三号に掲げる広域連合の区域は、当該広域連合を組織する地方公共団体の区域を合わせた区域を定めるものとする。ただし、都道府県の加入する広域連合について、当該広域連合の処理する事務が当該都道府県の区域の一部のみに係るものであることとの他の特別の事情があるときは、当該都道府県の包括する市町村又は特別区で当該広域連合を組織しないものの一部又は全部の区域を除いた区域を定めることができる。
- 3 広域連合の長は、広域連合の規約が定められ又は変更されたときは、速やかにこれを公示しなければならない。
- 4 広域連合の議員又は長（第二百九十五条の十三において準用する第二百八十七条の三第二項の規定により長に代えて理事会を置く広域連合については、理事。次条第二項及び第二百九十五条の六第一項において同じ。）その他の職員は、第九十二条第二項、第一百四十二条第二項及び第一百九十六条第三項（これらの規定を適用し又は準用する場合を含む。）の規定にかかるわらず、当該広域連合を組織する地方公共団体の議員又は長その他の職員と兼ねることができる。（議会の議員及び長の選挙）
- 5 広域連合の議員は、政令で特別の定めをするものを除くほか、広域連合の規約で定めるところにより、広域連合の選挙人（広域連合を組織する普通地方公共団体又は特別区の議会の議員及び長の選挙権）が投票により又は広域連合を組織する地方公共団体の議会においてこれを選挙する。この限りでない。
- 2 広域連合の長は、政令で特別の定めをするものを除くほか、広域連合の規約で定めるところにより、広域連合の選挙人が投票により又は広域連合を組織する地方公共団体の長が投票によりこれを選挙する。（直接請求）
- 第二百九十五条** 前編第五章（第七十五条第六項後段、第八十条第四項後段、第八十五条及び第八十六条第四項後段を除く。）及び第二百五十二条の三十九（第十四項を除く。）の規定は、政令で特別の定めをするものを除くほか、広域連合の条例（地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。）の制定若しくは改廃、広域連合の事務の執行に関する監査、広域連合の議会の解散又は広域連合の議員の若しくは長その他広域連合の職員で政令で定めるものの解職の請求について準用する。この場合において、同章（第七十四条第一項を除く。）の規定中「選挙権を有する者」とあるのは、「請求権を有する者」と、第七十四条第一項中「普通地方公共団体の議員及び長の選挙権を有する者（以下この編において「選挙権を有する者」という。）」とあるのは、「広域連合を組織する普通地方公共団体又は特別区の議員及び長の選挙権を有する者で当該広域連合の区域内に住所を有するもの（以下「請求権を有する者」という。）」と、同条第六項第一号（第七十五条第六項前段、第七十六条第四項、第八十条第四項前段、第八十一条第二項及び第八十六条第四項前段において準用する場合を含む。）中「に

係る」とあるのは「の加入する広域連合に係る」と、「された者」とあるのは「された者のうち当該広域連合の区域内に住所を有するもの」と、第七十四条第六項第三号（第七十五条第六項前段、第七十六条第四項、第八十一条第二項及び第八十六条第四項前段において準用する場合を含む。）中「普通地方公共団体（当該普通地方公共団体が、都道府県である場合には当該都道府県とあるのは「広域連合（当該広域連合）」と、「以下この号において「指定都市」という。」の区及び総合区を含み、指定都市である場合には当該市の区及び総合区」とあるのは「の区及び総合区」と、第八十条第四項前段において準用する第七十四条第六項第三号中「普通地方公共団体（当該普通地方公共団体が、都道府県である場合には当該都道府県とあるのは「広域連合（当該広域連合が、広域連合の選挙人の投票により当該広域連合の議員を選挙する場合に当該選挙区の区域の全部又は一部が含まれる」と、「を含み、指定都市である場合には当該市の区及び総合区」とあるのは「（選挙区がないときは当該広域連合の区域に市町村並びに指定都市の区及び総合区）を含み、広域連合を組織する地方公共団体の議会において当該広域連合の議員を選挙する広域連合である場合には当該議員を選挙した議会が置かれている地方公共団体の区域内の市町村並びに指定都市の区及び総合区（当該広域連合の区城内にあるものに限る。）」と、第二百五十二条の三十九第一項中「選挙権を有する者」とあるのは「請求権を有する者」と読み替えるほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。前項に定めるもののほか、広域連合を組織する普通地方公共団体又は特別区の議員及び長の選挙権を有する者で当該広域連合の区域内に住所を有するもの（第五項前段において「請求権を有する者」という。）は、政令で定めるところにより、その総数の三分の一（その総数が四十万を超えて八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）以上の者の連署をもつて、その代表者から、当該広域連合の長に対し、当該広域連合の規約の変更を要請するよう請求することができる。前項の規定による請求があつたときは、広域連合の長は、直ちに、当該請求の要旨を公表するとともに、当該広域連合を組織する地方公共団体に対し、当該請求に係る広域連合の規約を変更するよう要請しなければならない。この場合においては、当該要請をした旨を同項の代表者に通知しなければならない。

4 前項の規定による要請があつたときは、広域連合を組織する地方公共団体は、これを尊重して必要な措置を執るようになければならない。

5 第七十四条第五項の規定は請求権を有する者及びその総数の三分の一の数（その総数が四十万を超えて八十万以下の場合にはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）について、同条第六項の規定は第二項の代表者について、同条第七項から第九項まで及び第七十四条の二から第七十四条の四までの規定は第二項の規定による請求者の署名について、それぞれ準用する。この場合において、第七十四条第五項中「第一項の選挙権を有する者」とあるのは「第二百九十二条の六第二項に規定する広域連合を組織する普通地方公共団体又は特別区の議員及び長の選挙権を有する者で当該広域連合の区域内に住所を有するもの（以下「請求権を有する者」という。）と、同条第六項中「選挙権を有する者」とあるのは「請求権を有する者」と、同項第一号中「に係る」とあるのは「の加入する広域連合に係る」と、「された者」とあるのは「された者のうち当該広域連合の区域内に住所を有するもの」と、同項第三号中「普通地方公共団体（当該普通地方公共団体が、都道府県である場合には当該都道府県」とあるのは「広域連合（当該広域連合）」と、「以下この号において「指定都市」という。」の区及び総合区を含み、指定都市である場合には当該市の区及び総合区」とあるのは「（選挙区がないときは当該広域連合の区域に市町村並びに指定都市の区及び総合区）を含み、広域連合を組織する地方公共団体の議会において当該広域連合の議員を選挙する場合には当該議員を選挙した議会が置かれている地方公共団体の区域内の市町村並びに指定都市の区及び総合区（当該広域連合の区城内にあるものに限る。）」と、第二百五十二条の三十九第一項中「選挙権を有する者」とあるのは「請求権を有する者」と読み替えるほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。前項に定めるもののほか、広域連合を組織する普通地方公共団体又は特別区の議員及び長の選挙権を有する者で当該広域連合の区域内に住所を有するもの（第五項前段において「請求権を有する者」という。）は、政令で定めるところにより、その総数の三分の一（その総数が四十万を超えて八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）以上の者の連署をもつて、その代表者から、当該広域連合の長に対し、当該広域連合の規約の変更を要請するよう請求することができる。前項の規定による請求があつたときは、広域連合の長は、直ちに、当該請求の要旨を公表するとともに、当該広域連合を組織する地方公共団体に対し、当該請求に係る広域連合の規約を変更するよう要請しなければならない。この場合においては、当該要請をした旨を同項の代表者に通知しなければならない。

4 前項の規定による要請があつたときは、広域連合を組織する地方公共団体は、これを尊重して必要な措置を執るようになければならない。

5 第七十四条第五項の規定は請求権を有する者及びその総数の三分の一の数（その総数が四十万を超えて八十万以下の場合にはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）について、同条第六項の規定は第二項の代表者について、同条第七項から第九項まで及び第七十四条の二から第七十四条の四までの規定は第二項の規定による請求者の署名について、それぞれ準用する。この場合において、第七十四条第五項中「第一項の選挙権を有する者」とあるのは「第二百九十二条の六第二項に規定する広域連合を組織する普通地方公共団体又は特別区の議員及び長の選挙権を有する者で当該広域連合の区域内に住所を有するもの（以下「請求権を有する者」という。）と、同条第六項中「選挙権を有する者」とあるのは「請求権を有する者」と、同項第一号中「に係る」とあるのは「の加入する広域連合に係る」と、「された者」とあるのは「された者のうち当該広域連合の区域内に住所を有するもの」と、同項第三号中「普通地方公共団体（当該普通地方公共団体が、都道府県である場合には当該都道府県」とあるのは「広域連合（当該広域連合）」と、「以下この号において「指定都市」という。」の区及び総合区を含み、指定都市である場合には当該市の区及び総合区」とあるのは「（選挙区がないときは当該広域連合の区域に市町村並びに指定都市の区及び総合区）を含み、広域連合を組織する地方公共団体の議会において当該広域連合の議員を選挙する場合には当該議員を選挙した議会が置かれている地方公共団体の区域内の市町村並びに指定都市の区及び総合区（当該広域連合の区城内にあるものに限る。）」と、第二百五十二条の三十九第一項中「選挙権を有する者」とあるのは「請求権を有する者」と読み替えるほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。前項に定めるもののほか、広域連合を組織する普通地方公共団体又は特別区の議員及び長の選挙権を有する者で当該広域連合の区域内に住所を有するもの（第五項前段において「請求権を有する者」という。）は、政令で定めるところにより、その総数の三分の一（その総数が四十万を超えて八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）以上の者の連署をもつて、その代表者から、当該広域連合の長に対し、当該広域連合の規約の変更を要請するよう請求することができる。前項の規定による請求があつたときは、広域連合の長は、直ちに、当該請求の要旨を公表するとともに、当該広域連合を組織する地方公共団体に対し、当該請求に係る広域連合の規約を変更するよう要請しなければならない。この場合においては、当該要請をした旨を同項の代表者に通知しなければならない。

6 第二百九十二条の七 広域連合は、当該広域連合が設けられた後、速やかに、その議会の議決を経て、広域計画を作成しなければならない。

7 広域計画は、第二百九十二条の二第一項又は第二項の規定により広域連合が新たに事務を処理することとされたとき（変更されたときを含む。）その他これを変更することが適当であると認められるときは、変更することができる。

8 前項の投票は、政令で定めるところにより、広域連合の選挙人による選挙と同時にを行うことができる。（広域計画）

6 広域連合は、広域計画を変更しようとするときは、その議会の議決を経なければならない。広域連合及び該広域連合を組織する地方公共団体は、広域計画に基づいて、その事務を処理することとされたとき（変更されたときを含む。）その他これを変更することが適当であると認められるときは、変更することができる。

7 広域連合の長は、当該広域連合を組織する地方公共団体の事務の処理が広域計画の実施に支障があり又は支障があるおそれがあると認めるときは、当該広域連合の議会の議決を経て、当該広域連合を組織する地方公共団体に対し、当該広域計画の実施に関し必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

8 広域連合の長は、前項の規定による勧告を行つたときは、当該勧告を受けた地方公共団体に対して、当該勧告に基づいて講じた措置について報告を求めることができる。（協議会）

第二百九十二条の八 広域連合は、広域計画に定める事項を一体的かつ円滑に推進するため、広域連合の条例で、必要な協議を行うための協議会を置くことができる。

2 前項の協議会は、広域連合の長（第二百九十二条の十三において準用する第二百八十七条の三第二項の規定により長に代えて理事会を置く広域連合にあつては、理事）及び国の地方行政機関の長、都道府県知事（当該広域連合を組織する地方公共団体である都道府県の知事を除く。）、広域連合の区域内の公共的団体等の代表者は学識経験を有する者のうちから広域連合の長（第二百九十二条の十三において準用する第二百八十七条の三第二項の規定により長に代えて理事会を置く広域連合にあつては、理事）が任命する者をもつて組織する。

3 前項に定めるもののほか、第一項の協議会の運営に關し必要な事項は、広域連合の条例で定めることとする。

（広域連合の分賦金）

第二百九十二条の九 第二百九十二条の四第一項第九号に掲げる広域連合の経費の支弁の方法として、広域連合を組織する普通地方公共団体又は特別区の分賦金に關して定める場合には、広域連合が作成する広域計画の実施のために必要な連絡調整及び広域計画に基づく総合的かつ計画的な事務の処理に資するため、当該広域連合を組織する普通地方公共団体又は特別区の人口、面積、地方税の収入額、財政力その他の客観的な指標に基づかなければならぬ。

2 前項の規定により定められた広域連合の規約に基づく地方公共団体の分賦金については、当該地方公共団体は、必要な予算上の措置をしなければならない。

第二百九十二条の十 広域連合を解散しようとするときは、関係地方公共団体の協議により、第二百九十二条の二第二項の例により、総務大臣又は都道府県知事の許可を受けなければならない。

2 総務大臣は、前項の許可をしようとするときは、国の関係行政機関の長に協議しなければならない。

3 都道府県知事は、第一項の許可をしたときは、直ちにその旨を公表するとともに、総務大臣に報告しなければならない。

4 総務大臣は、第一項の許可をしたときは直ちにその旨を告示するとともに、これを国の関係行政機関の長に通知し、前項の規定による報告を受けたときは直ちにその旨を国の関係行政機関の長に通知しなければならない。

(議会の議決を要する協議)

第二百九十二条の十一 第二百八十四条第三項、第二百九十五条の三第一項及び第三項、前条第一項及び第二百九十五条の十三において準用する第二百八十九条の協議については、関係地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

(経費分賦等に関する異議)

第二百九十三条の十二 広域連合の経費の分賦に関し、違法又は錯誤があると認めるときは、広域連合を組織する地方公共団体は、その告知を受けた日から三十日以内に当該広域連合の長に異議を申し出ることができる。

第二百九十五条の十三 第二百九十五条の三第四項の規定による異議の申出があつたときは、広域連合の長は、第一項の規定による異議の申出があつたときは当該広域連合の議会に諮つてこれを決定し、前項の規定による異議の申出があつたときは当該広域連合の議会に諮つて規約の変更その他必要な措置を執らなければならない。

第二百九十五条の十四 広域連合の議会は、前項の規定による諮問があつた日から二十日以内にその意見を述べなければならない。

(一部事務組合に関する規定の準用)

第二百九十六条の十三 第二百八十七条の三第二項、第二百八十七条の四及び第二百八十九条の規定は、広域連合について準用する。この場合において、第二百八十七条の三第二項中「第二百八十五条の一部事務組合」とあるのは「広域連合」と、第二百八十九条中「第二百八十六条、第二百八十六条の二又は前条」とあるのは「第二百九十五条の三第一項、第三項若しくは第四項又は第二百九十五条の十第一項」と読み替えるものとする。

第四節 雜則

(普通地方公共団体に関する規定の準用)

第二百九十七条の十三 第二百八十七条の三第二項、第二百八十七条の四及び第二百八十九条の規定は、市町村及び特別区の組合について準用するもので、都道府県の加入しないものにあつては市にに関する規定、その他のものにあつては町にに関する規定を準用する。(数都道府県にわたる組合に関する特例)

第二百九十八条の十三 市町村及び特別区の組合で数都道府県にわたるものに係る第二百八十四条第二項及び第三項、第二百八十六条第一項本文、第二百九十五条の三第一項本文並びに第二百九十五条の十第一項の許可並びに第二百八十五条の二第一項の規定による勧告は、これらの規定にかかるまゝ、政令で定めるところにより、総務大臣が関係都道府県知事の意見を聴いてこれを行い、市町村及び特別区の組合で数都道府県にわたるものに係る第二百八十六条第二項、第二百八十八条並びに第二百九十五条の三第三項及び第四項の届出は、これらの規定にかかわらず、関係都道府県知事を経て総務大臣にこれをしなければならない。(政令への委任)

第二百九十九条の二 この法律に規定するもののほか、地方公共団体の組合の規約に関する事項その他本章の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第四章 財産区

第二百九十四条 法律又はこれに基く政令に特別の定があるものを除く外、市町村及び特別区の一部で財産を有し若しくは公の施設を設けているもの又は市町村及び特別区の廃置分合若しくは境界変更の場合におけるこの法律若しくはこれに基く政令の定める財産処分に関する協議に基づき市町村及び特別区の一部が財産を有し若しくは公の施設を設けるものとなるもの(これらを財産区といふ)があるときは、その財産又は公の施設の管理及び処分又は廃止については、この法律中地方公共団体の財産又は公の施設の管理及び処分又は廃止に関する規定による。

前項の財産又は公の施設に關し特に要する経費は、財産区の負担とする。前二項の場合においては、地方公共団体は、財産区の収入及び支出については会計を分別しなければならない。

第二百九十五条 財産区の財産又は公の施設に關し必要があると認めるときは、都道府県知事は、都道府県に開設して市町村又は特別区の議会の議決を経て財産区に開設し市町村又は特別区の議会の議決すべき事項を議決させることができる。

第二百九十六条 財産区の議員の定数、任期、選挙権、被選挙権及び選挙人名簿に関する事項は、前条の条例中にこれを規定しなければならない。財産区の総会の組織に關する事項についても、また、同様とする。

前項に規定するものを除く外、財産区の議員の選挙については、公職選挙法第二百六十八条の定めるところによる。

財産区の議会又は総会に關しては、第二編中町村の議会に開する規定を準用する。

第二百九十七条の二 市町村及び特別区は、条例で、財産区に財産区管理会を置くことができる。但し、市町村及び特別区の廃置分合又は境界変更の場合において、この法律又はこれに基く政令の定める財産処分に関する協議により財産区を設けるときは、その協議により当該財産区に財産区管理会を置くことができる。

前項に規定するものの除外を除く外、財産区の議員の選挙については、公職選挙法第二百六十八条の定めるところによる。

財産区の議会又は総会に開しては、第二編中町村の議会に開する規定を準用する。

第二百九十八条の二 市町村及び特別区は、条例で、財産区に財産区管理会を置くことができる。但し、市町村及び特別区の廃置分合又は境界変更の場合において、この法律又はこれに基く政令の定める財産処分に関する協議により財産区を設けるときは、その協議により当該財産区に財産区管理会を置くことができる。

前項に規定するものを除く外、財産区の議員の選挙については、公職選挙法第二百六十八条の定めるところによる。

財産区管理委員は、非常勤とし、その任期は、四年とする。

第二百九十五条の規定により財産区の議会又は総会を設ける場合においては、財産区管理会を置くことができる。

第二百九十九条の三 市町村長及び特別区の区長は、財産区の財産又は公の施設の管理及び処分の廃止で条例又は前条第一項但書に規定する協議で定める重要なものについては、財産区管理会の同意を得なければならない。

市町村長及び特別区の区長は、財産区の財産又は公の施設の管理に関する事務の全部又は一部を財産区管理会の同意を得て、財産区管理会又は財産区管理委員に委任することができる。

財産区管理会は、当該財産区の事務の処理について監査することができる。

第二百九十六条の四 前二項に定めるものを除く外、財産区管理委員の選任、財産区管理会の運営その他の財産区管理会に關し必要な事項は、条例でこれを定める。但し、第二百九十六条の二第一項但書の規定により財産区管理会を置く場合においては、同項但書に規定する協議によりこれを定めることができる。

市町村長及び特別区の区長は、財産区管理会の同意を得て、条例で第二百九十六条の二第一項但書に規定する協議の内容を変更することができる。

第二百九十七条の五 財産区は、その財産又は公の施設の管理及び処分又は廃止については、その他の財産区管理会に關し必要な事項は、条例でこれを定める。但し、第二百九十六条の二第一項但書の規定により財産区管理会を置く場合においては、同項但書に規定する協議によりこれを定めなければならない。

財産区のある市町村又は特別区は、財産区と協議して、当該財産区の財産又は公の施設から生ずる收入の全部又は一部を市町村又は特別区の事務に要する経費の一部に充てることができる。この場合においては、当該市町村又は特別区は、その充当した金額の限度において、財産区の住民に対して不均一の課税をし、又は使用料その他の徴収金について不均一の徴収をすることがで

市町村の退職年金条例の規定により退職年金及び退職一時金の基礎となるべき都道府県の職員又は市町村の教育職員としての在職年月数は、同法の規定による恩給の基礎となるべき在職年数に通算する。但し、市町村の教育職員としての在職年月数については、当該市町村の教育職員に適用される退職年金条例の規定が政令で定める基準に従つて定められていないときは、この限りでない。なお、恩給法第二条第一項に規定する普通恩給を受ける権利を有する都道府県の職員又は市町村の教育職員が公務員となつた場合においては、その普通恩給の基礎となつた都道府県の職員又は市町村の教育職員としての在職年月数以外の都道府県の職員又は市町村の教育職員としての在職年月数は、恩給法の規定による恩給の基礎となるべき在職年数に通算しない。

都道府県の職員又は市町村の教育職員が引き続いだ公務員となつた場合について前項の規定を適用するときは、恩給法第二条第一項に規定する一時恩給又は一時扶助料に関する同法の規定の適用又は準用については、これを勤続とみなす。

前二項に定めるもの之外、恩給の基礎となる在職年の通算に關し必要な事項は、政令でこれを定める。

第八条 削除

第九条 この法律に定めるものを除くほか、地方公共団体の長の補助機関である職員、選挙管理委員及び選挙管理委員会の書記並びに監査委員及び監査委員の事務を補助する書記の分限、給与、服務、懲戒等に關しては、別に普通地方公共団体の職員に關して規定する法律が定められるまでの間は、從前の規定に準じて政令でこれを定める。

この法律に定めるものを除くほか、監査専門委員の分限、給与、服務、懲戒等に關しては、前項の規定を準用する。

第十条 都道府県は、軍人軍属であつた者の身上の取扱に關する事務及び未引揚邦人の調査に關する事務を処理しなければならない。但し、政令で特例を設けることができる。

前項の事務の処理に關しては、政令で必要な規定を設けることができる。

第一項の事務を処理するための要する経費は、国庫の負担とする。

第十一条 従前の東京都制、道府県制、市制若しくは町村制又はこれらの法律に基いて発する命令によつてした手続その他の行為は、これをこの法律又はこれに基いて発する命令中の相当する規定によつてした手続その他の行為とみなす。

第十三条 他の法令中地方長官、東京都長官、北海道庁長官又は都道府県若しくは東京都の区の官吏に關する規定は、政令で特別の規定を設ける場合を除くほか、それぞれ都道府県知事、都知事、道知事又は都道府県若しくは特別区の相当する都道府県知事若しくは特別区の区長の補助機関である職員に關する規定とみなす。

第十四条 他の法令中都道府県参事会若しくは都道府県参事會員又は市参事会若しくは市參事會員に關する規定は、この法律による都道府県若しくは市の議会又はこれらの議会の議員に關する規定において、この法律中これらとの規定に相当する規定があるときは、政令で特別の規定を設ける場合を除く外、各々この法律中のこれらの規定に相当する規定を指しているものとする。

第十五条 他の法令中東京都制、道府県制、府県制、市制又は町村制の規定を掲げている場合に於ける規定は、この法律による都道府県若しくは市の議会又はこれらの議会の議員に關する規定とみなす。

第十六条 他の法令中の從前の市制第六条の市又は市制第八十二条第一項若しくは市制第八十二条第三項の市に關する規定は、指定都市に關する規定とみなす。

第十七条 他の法令中從前郡長の管轄した区域に關する規定は、郡に關する規定とみなす。但し、政令で特別の規定を設けることができる。

第十八条 他の法令中都議会議員選挙管理委員会、道府県会議員選挙管理委員会、市町村会議員選挙管理委員会若しくは市町村会議員選挙管理委員会に準ずる選挙管理委員会に關する規定は、都道府県又は市町村に準ずるものの選挙管理委員会に關する規定とみなす。

第十九条 戸籍法の適用を受けない者の選挙権及び被選挙権は、當分の間、これを停止する。

第二十条 第二十一條 第一號 法定受託事務（第二条関係）

この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる法律における用語の意義及び字句の意味によるものとする。

法律	別表第一	備考
砂防法（明治三十一年法律第二十九号）	この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる法律における用語の意義及び字句の意味によるものとする。	事務
運河法（大正二年法律第十号）	一 この法律の規定により地方公共団体が処理することとされている事務のうち次に掲げるもの イ 第四条第一項、第五条、第六条第二項、第七条、第八条、第十一条ノ二第一項、第十五条规定から第十七条まで、第十八条第二項、第二十二条、第二十三条第一項、第二十八条规定から第三十条まで、第三十二条第二項、第三十六条规定から第三十八条第二項、第七条及び第二十三条规定により都道府県が処理することとされている事務 ロ 第六条第二項、第七条及び第二十三条规定により都道府県が処理することとされている事務	事務
公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）	二 他の法律及びこれに基づく政令の規定により都道府県が第二条により国土交通大臣の指定した土地の管理に關し処理することとされている事務 この法律の規定により地方公共団体が処理することとされている事務のうち次に掲げるもの イ 第二条、第三条第二項、第四条第一項から第四項まで（運河の効用に妨げがあるかどうかについて争いがある場合における決定に係る部分に限る）、第五条から第十条まで、第十八条及び第十九条ノ三の規定により都道府県が処理することとされている事務 ロ 第二条第一項及び第二項（第四十二条第三項において準用する場合を含む）、第三条第一項から第三項まで（第十三条ノ二第二項及び第四十二条第三項において準用する場合を含む）、第十三条、第十三条ノ二第一項（第四十二条第三項において準用する場合を含む）、第十四条第一項（第四十二条第三項において準用する場合を含む）、第十六条第一項、第二十条、第二十二条第一項、同条第二項（竣工認可の告示に係る部分に限る）、第二十五条、第三十二条第一項（第三十六条において準用する場合を含む）、第三十二条第二項、第三十四条、第三十五条（第三十六条において準用する場合を含む）、第四十二条第一項並びに第四十三条の規定により都道府県又は指定都市が処理することとされている事務 二 第十四条第二項（第四十二条第三項において準用する場合を含む）の規定により市町村が処理することとされている事務	事務
軌道法（大正十年法律第七十六号）	三 第三十一条第一項の規定により都道府県が処理することとされている事務	事務

会計法（昭和二十二年法律第三十五号）	船員法（昭和二十二年法律第二百号）	第四十八条第一項の規定により都道府県が行うこととされる事務
会計法（昭和二十二年法律第三十五号）	災害救助法（昭和二十二年法律第一百八号）	第一百四条第三項の規定により都道府県が処理することとされている事務
会計法（昭和二十二年法律第三十五号）	食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）	この法律の規定により地方公共団体が処理することとされている事務のうち次に掲げるもの
会計法（昭和二十二年法律第三十五号）	戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）	一、第四条第三項、第七条第一項及び第二項、同条第四項において準用する第五条第二項、第七条第五項、第八条、第九条第一項、同条第二項において準用する第五条第二項及び第三項、第十条第一項及び第二項、同条第三項において準用する第六条第三項、第十一条、第十二条並びに第十四条の規定により都道府県等が処理することとされている事務 二、第二条及び第十三条第一項の規定により都道府県が処理することとされている事務 三、第二条の二第一項及び第二項の規定により救助実施市が処理することとされている事務 四、第十三条第二項の規定により災害発生市町村等が処理することとされている事務
会計法（昭和二十二年法律第三十五号）	農業協同組合法（昭和二十二年法律第二百三十二号）	この法律（第九十八条第十五項を除く。）の規定により都道府県が処理することとされている事務（第十条第一項第三号の事業を行う組合に係るものに限る。）
会計法（昭和二十二年法律第三十五号）	最高裁判所裁判官国民審査法（昭和二十二年法律第二百三十六号）	この法律の規定により地方公共団体が処理することとされている事務
会計法（昭和二十二年法律第三十五号）	職業安定法（昭和二十二年法律第二百四十一号）	この法律（第五十六条第一項の規定により市町村が処理することとされている事務）
会計法（昭和二十二年法律第三十五号）	児童福祉法（昭和二十二年法律第二百六十四号）	この法律（第一百七十二条第一項及び第二百二十二条第二項を除く。）の規定により都道府県が処理することとされている事務
会計法（昭和二十二年法律第三十五号）	農業保険法（昭和二十二年法律第二百八十五号）	この法律（第一百七十二条第一項及び第二百二十二条第二項を除く。）の規定により都道府県が処理することとされている事務
会計法（昭和二十二年法律第三十五号）	国庫融資法（昭和二十三年法律第二百九号）	この法律の規定により地方公共団体が処理することとされている事務のうち、の並びに第六条の二第一項及び第二項（第九条において準用する場合を含む。）に規定する職員に係るもの
会計法（昭和二十二年法律第三十五号）	地方財政法（昭和二十三年法律第二百九号）	この法律（五百条の三第一項の規定により処理することとされている事務）
会計法（昭和二十二年法律第三十五号）	農業取締法（昭和二十三年法律第二百九号）	この法律（五百条の三第一項及び五百条の二第一項の規定により都道府県が処理することとされている事務）
会計法（昭和二十二年法律第三十五号）	国有財産法（昭和二十三年法律第二百九号）	この法律（五百条の三第一項及び五百条の二第一項の規定により都道府県が処理することとされている事務）
会計法（昭和二十二年法律第三十五号）	予防接種法（昭和二十三年法律第二百九号）	一、第二十五条第一項（第六十八条第一項及び第三項において準用する場合を含む。）、第二十六条第一項（第六十八条第一項及び第三項において準用する場合を含む。）、第二十七条第一項（第六十八条第一項及び第三項において準用する場合を含む。） 二、第二十八条第一項、第三十条第二項、第五十九条、第六十三条及び第六十八条第一項において準用する場合を含む。同号において同じ。）、第六十三条（第六十八条第一項において準用する場合を含む。以下同じ。）及び第五十九条第一項（第六十八条第一項において準用する場合を含む。同号において同じ。）の規定により都道府県が処理することとされている事務 三、第二十九条第一項及び第二項の規定により都道府県が処理することとされている事務
会計法（昭和二十二年法律第三十五号）	（昭和二十三年法律第二百九号）	四、第四条第一項の規定により保健所を設置する市又は特別区が処理することとされている事務 五、第六条、第九条の三（臨時の予防接種に係る部分に限る。以下同じ。）及び第九条の四（臨時の予防接種に係る部分に限る。以下同じ。）の規定により都道府県が処理することとされている事務並びに第六条第一項から第三項まで、第九条の三、第九条の四、第十五条第一項、第十八条及び第十九条第一項の規定により市町村が処理することとされている事務 六、第九条第三項の規定により都道府県又は市町村が行うこととされる事務

歯科医師法 (昭和二十三年法律第二百二号)	保健師助産師 看護師法(昭和二十三年法律第一百三号)	水産業協同組合法(昭和二十四年法律第二百四十二号)	測量法(昭和二十四年法律第一百八十八号)	土地改良法(昭和二十四年法律第一百六十七号)	漁業法(昭和二十四年法律第二百六十六号)
第六条第三項、第七条第四項及び第八項前段、同条第十項及び第十一項(これらの規定を第七条の二第五項において準用する場合を含む)、第七条第五項において準用する行政手続法第十五条第一項及び第三項(同法第二十二条第三項において準用する場合を含む)、第十六条第四項、第十八条第一項及び第三項(同法第二十二条第三項において準用する場合を含む)、第十九条第一項及び第三項(これららの規定を第十九条第一項、第二十条第六項並びに第二十四条第三項並びに第七条第八項後段において準用する同法第二十二条第三項において準用する同法第十五条第一項の規定により都道府県が処理することとされている事務	第十五条第三項及び第七項前段、同条第九項及び第十項(これららの規定を第十五条の二第七項において準用する場合を含む)、第十五条第四項において準用する行政手続法第十五条第一項及び第三項(同法第二十二条第三項において準用する場合を含む)、第十六条第四項、第十八条第一項及び第三項(同法第二十二条第三項において準用する場合を含む)、第十九条第一項及び第三項(これららの規定を第十九条第一項、第二十条第六項並びに第二十四条第三項並びに第七条第八項後段において準用する同法第二十二条第三項において準用する同法第十五条第一項の規定により都道府県が処理することとされている事務	この法律(第二百二十七条第十五項を除く)の規定により都道府県が処理することとされている事務(第十二条第一項第四号の事業を行う漁業協同組合、第八十七条第一項第四号の事業を行う漁業協同組合連合会、第九十三条第一項第二号の事業を行う水産加工業協同組合又は第九十七条第一項第二号の事業を行う水産加工業協同組合連合会に係るものに限る)。	第十四条第三項(第三十九条において準用する場合を含む)、第二十二条第二項(第二十三条第二項及び第三十九条において準用する場合を含む)、第二十二条第二項(第三十九条において準用する場合を含む)及び第五十五条の十二条第一項の規定により都道府県が処理することとされている事務並びに第二十二条第三項(第三十九条において、測量計画機関が国である公共測量に準用する場合を含む)の規定により市町村(特別区を含む)が処理することとされる事務	第八十五条第八項、第八十五条の二第十項、第八十五条の三第五項及び第十一項並びに第八十五条の四第四項の規定により都道府県が処理することとされている事務(国営土地改良事業に係るものに限る)並びに第八十九条の規定により都道府県が処理することとされる事務	この法律の規定により都道府県が処理することとされている事務のうち、次に掲げるもの
第一、第二章(第十一条、第十五条第四項(同条第六項において準用する場合を含む)及び第三十五条を除く)並びに第五十七条第一項及び第四項から第六項までの規定、第五十八条において準用する第三十八条、第三十九条、第四十条第二項、第四十一条第一項第五号及び第二項、第四十二条(第二項ただし書き及び第三項ただし書きを除く)、第四十三条、第四十四条第一項から第三項まで、第四十五条(第二号及び第三号に係る部分に限る)、第四十六条、第四十七条、第四十八条第二項、第五十条、第五十一条第一項、第五十二条、第五十四条第一項から第三項まで並びに第五十六条の規定並びに第一百十九条第一項、第二項、第七项及び第八項、第一百二十四条第一項、第一百一十五条第一項、第一百一十六条第一項から第三項まで並びに第一百一十七条の規定により都道府県が処理することとされている事務	第一、第二章(第十一条、第十五条第四項(同条第六項において準用する場合を含む)及び第三十五条を除く)並びに第五十七条第一項及び第四項から第六項までの規定、第五十八条において準用する第三十八条、第三十九条、第四十条第二項、第四十一条第一項第五号及び第二項、第四十二条(第二項ただし書き及び第三項ただし書きを除く)、第四十三条、第四十四条第一項から第三項まで、第四十五条(第二号及び第三号に係る部分に限る)、第四十六条、第四十七条、第四十八条第二項、第五十条、第五十一条第一項、第五十二条、第五十四条第一項から第三項まで並びに第五十六条の規定並びに第一百十九条第一項、第二項、第七项及び第八項、第一百二十四条第一項、第一百一十五条第一項、第一百一十六条第一項から第三項まで並びに第一百一十七条の規定により都道府県が処理することとされている事務	第一、第二章(第十一条、第十五条第四項(同条第六項において準用する場合を含む)及び第三十五条を除く)並びに第五十七条第一項及び第四項から第六項までの規定、第五十八条において準用する第三十八条、第三十九条、第四十条第二項、第四十一条第一項第五号及び第二項、第四十二条(第二項ただし書き及び第三項ただし書きを除く)、第四十三条、第四十四条第一項から第三項まで、第四十五条(第二号及び第三号に係る部分に限る)、第四十六条、第四十七条、第四十八条第二項、第五十条、第五十一条第一項、第五十二条、第五十四条第一項から第三項まで並びに第五十六条の規定並びに第一百十九条第一項、第二項、第七项及び第八項、第一百二十四条第一項、第一百一十五条第一項、第一百一十六条第一項から第三項まで並びに第一百一十七条の規定により都道府県が処理することとされている事務	第一、第二章(第十一条、第十五条第四項(同条第六項において準用する場合を含む)及び第三十五条を除く)並びに第五十七条第一項及び第四項から第六項までの規定、第五十八条において準用する第三十八条、第三十九条、第四十条第二項、第四十一条第一項第五号及び第二項、第四十二条(第二項ただし書き及び第三項ただし書きを除く)、第四十三条、第四十四条第一項から第三項まで、第四十五条(第二号及び第三号に係る部分に限る)、第四十六条、第四十七条、第四十八条第二項、第五十条、第五十一条第一項、第五十二条、第五十四条第一項から第三項まで並びに第五十六条の規定並びに第一百十九条第一項、第二項、第七项及び第八項、第一百二十四条第一項、第一百一十五条第一項、第一百一十六条第一項から第三項まで並びに第一百一十七条の規定により都道府県が処理することとされている事務	第一、第二章(第十一条、第十五条第四項(同条第六項において準用する場合を含む)及び第三十五条を除く)並びに第五十七条第一項及び第四項から第六項までの規定、第五十八条において準用する第三十八条、第三十九条、第四十条第二項、第四十一条第一項第五号及び第二項、第四十二条(第二項ただし書き及び第三項ただし書きを除く)、第四十三条、第四十四条第一項から第三項まで、第四十五条(第二号及び第三号に係る部分に限る)、第四十六条、第四十七条、第四十八条第二項、第五十条、第五十一条第一項、第五十二条、第五十四条第一項から第三項まで並びに第五十六条の規定並びに第一百十九条第一項、第二項、第七项及び第八項、第一百二十四条第一項、第一百一十五条第一項、第一百一十六条第一項から第三項まで並びに第一百一十七条の規定により都道府県が処理することとされている事務	第一、第二章(第十一条、第十五条第四項(同条第六項において準用する場合を含む)及び第三十五条を除く)並びに第五十七条第一項及び第四項から第六項までの規定、第五十八条において準用する第三十八条、第三十九条、第四十条第二項、第四十一条第一項第五号及び第二項、第四十二条(第二項ただし書き及び第三項ただし書きを除く)、第四十三条、第四十四条第一項から第三項まで、第四十五条(第二号及び第三号に係る部分に限る)、第四十六条、第四十七条、第四十八条第二項、第五十条、第五十一条第一項、第五十二条、第五十四条第一項から第三項まで並びに第五十六条の規定並びに第一百十九条第一項、第二項、第七项及び第八項、第一百二十四条第一項、第一百一十五条第一項、第一百一十六条第一項から第三項まで並びに第一百一十七条の規定により都道府県が処理することとされている事務

私立学校法 (昭和二十四年法律第二百七十号)	第三項（第四号に係る部分に限る。）の規定、同条第十四項において準用する同条第三項及び第十一項（これらの規定のうち同条第三項（同号に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）の規定並びに第一百八十六条の規定により都道府県が処理することとされている事務（大臣許可漁業、知事許可漁業、第一百九十九条第一項の規定若しくは同条第二項の農林水産省令の規定により農林水産大臣の許可その他の処分を要する漁業又は同条第一項の規定若しくは同条第二項の規則の規定により都道府県知事の許可その他の処分を要する漁業に関するものに限る。）
相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）	第三十一条第一項（第六十四条第五項及び第七項において準用する場合を含む。）、第三十二項（第三十二条第二項、第五十条第三項並びに第六十四条第五項及び第七十項（第三十二条第二項、第五十条第三項において準用する場合を含む。）に係る部分に限る。）の規定並びに第一百八十六条の規定により都道府県が処理することとされている事務（大臣許可漁業、知事許可漁業、第一百九十九条第一項の規定若しくは同条第二項の農林水産省令の規定により農林水産大臣の許可その他の処分を要する漁業又は同条第一項の規定若しくは同条第二項の規則の規定により都道府県知事の許可その他の処分を要する漁業に関するものに限る。）

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十七号）	第三項（第四号に係る部分に限る。）の規定、同条第十四項において準用する同条第三項及び第十一項（これらの規定のうち同条第三項（同号に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）の規定並びに第一百八十六条の規定により都道府県が処理することとされている事務（大臣許可漁業、知事許可漁業、第一百九十九条第一項の規定若しくは同条第二項の農林水産省令の規定により農林水産大臣の許可その他の処分を要する漁業又は同条第一項の規定若しくは同条第二項の規則の規定により都道府県知事の許可その他の処分を要する漁業に関するものに限る。）
公職選挙法（昭和二十五年法律第一百号）	第三項（第四号に係る部分に限る。）の規定、同条第十四項において準用する同条第三項及び第十一項（これらの規定のうち同条第三項（同号に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）の規定並びに第一百八十六条の規定により都道府県が処理することとされている事務（大臣許可漁業、知事許可漁業、第一百九十九条第一項の規定若しくは同条第二項の農林水産省令の規定により農林水産大臣の許可その他の処分を要する漁業又は同条第一項の規定若しくは同条第二項の規則の規定により都道府県知事の許可その他の処分を要する漁業に関するものに限る。）

（昭和二十五年法 第百七十九号）	建築基準法	第五条第三項、第十七条第一項、第十七條の三第二項、第十七条の四第一項後段、第十八条第一項後段及び第二項後段の規定並びに第十九条第七項後段及び第八項後段（これらの規定を第二十条の二第四項及び附則第十五条第四項において準用する場合を含む。）の規定により都道府県が処理することとされている事務	第十五条第四項、第十六条及び第七十七条の六十三の規定により都道府県が処理することとされている事務並びに第十五条第一項から第三項までの規定により市町村が処理することとされている事務	第十五条第四項から第十七項まで、第四条の二第三項から第六項まで、第四条の三第四項、第六項及び第七項、第五条第十六項から第十八項まで並びに第十二条第一項ただし書の規定により都道府県が処理することとされている事務	国會議員の選舉等の執行経費の基準に関する法律（昭和二十五年法 第百七十九号）				
（昭和二十二年法 第二百一十六号）	地方交付税法	第百十一条第一項及び第二項、第一百十二条第一項並びに第百十条第三項及び第百十二条第四項において準用する第一百九条第三項及び第四項の規定により都道府県又は指定都市が処理することとされている事務	第百十一条第一項及び第二項、第一百十二条第一項並びに第百十三条第二項において準用する場合を含む。以下同じ。）、第五项（第九条第二項、第三十三条第二項及び第五十六条第二项（第二百一十八号）	港湾法（昭和二十五年法律 第二百一十六号）	第四条第四項（第九条第二項及び第三十三条第二項において準用する場合を含む。以下同じ。）、第五项（第九条第二項、第三十三条第二項及び第五十六条第二项（第二百一十八号）	第十四条	（昭和二十二年法 第二百一十六号）	（昭和二十二年法 第二百一十六号）	
（昭和二十二年法 第二百一十六号）	文化財保護法	第百十一条第一項及び第二項、第一百十二条第一項並びに第百十条第三項及び第百十二条第四項において準用する第一百九条第三項及び第四項の規定により都道府県又は指定都市が処理することとされている事務	第百十一条第一項及び第二項、第一百十二条第一項並びに第百十三条第二項において準用する場合を含む。以下同じ。）、第五项（第九条第二項、第三十三条第二項及び第五十六条第二项（第二百一十八号）	港湾法（昭和二十五年法律 第二百一十六号）	第四条第四項（第九条第二項及び第三十三条第二項において準用する場合を含む。以下同じ。）、第五项（第九条第二項、第三十三条第二項及び第五十六条第二项（第二百一十八号）	第十四条	（昭和二十二年法 第二百一十六号）	（昭和二十二年法 第二百一十六号）	
（昭和二十二年法 第二百一十六号）	地方税法（昭和二十五年法律 第二百二十号）	この法律の規定により道府県が処理することとされている事務のうち、第三百八十八条第一項の規定により同項に規定する固定資産評価基準の細目を定める事務、第四百十九条第一項に規定する事務及び附則第七十条第二項後段に規定する事務	この法律の規定により道府県が処理することとされている事務のうち、第三百八十八条第一項の規定により同項に規定する固定資産評価基準の細目を定める事務、第四百十九条第一項に規定する事務及び附則第七十条第二項後段に規定する事務	地方税法（昭和二十五年法律 第二百二十号）	（昭和二十二年法 第二百一十六号）	（昭和二十二年法 第二百一十六号）	（昭和二十二年法 第二百一十六号）	（昭和二十二年法 第二百一十六号）	
（昭和二十二年法 第二百一十六号）	狂犬病予防法 （昭和二十二年法 第二百一十六号）	第三条まで、第十四条第一項、第十五条から第十七条まで、第十八条第一項、同条第二項において準用する第六条第二項、第三項、第五項、第七項及び第九項並びに第十八条の二第一項の規定により都道府県が処理することとされている事務、第二条第三項、第八条第一項及び第二項、第九条第二項、第十条から第十三条まで、第十四条第一項、第十五条から第十七条まで、第十八条第一項、同条第二項において準用する第六条第二項、第三項、第五項、第七項及び第九項並びに第十八条の二第一項の規定により地域保健法第五条第一項の規定に基づく政令で定める市又は特別区が処理することとされている事務	第三条まで、第十四条第一項、第十五条から第十七条まで、第十八条第一項、同条第二項において準用する第六条第二項、第三項、第五項、第七項及び第九項並びに第十八条の二第一項の規定により都道府県が処理することとされている事務、第二条第三項、第八条第一項及び第二項、第九条第二項、第十条から第十三条まで、第十四条第一項、第十五条から第十七条まで、第十八条第一項、同条第二項において準用する第六条第二項、第三項、第五項、第七項及び第九項並びに第十八条の二第一項の規定により都道府県が処理することとされている事務	狂犬病予防法 （昭和二十二年法 第二百一十六号）	（昭和二十二年法 第二百一十六号）	（昭和二十二年法 第二百一十六号）	（昭和二十二年法 第二百一十六号）	（昭和二十二年法 第二百一十六号）	

社会福祉法 (昭和二十六年法律第四十 五号)	第三十八条第二項において準用する第六条第七項及び第八項の規定により市町村(地域保健法第五条第一項の規定に基づく政令で定める市を除く。)が処理することとされている事務					
都道府県が第三十一条第一項、第四十二条第二項、第四十五条の六第二項(第四十五条の十七第三項において準用する場合を含む。)、第四十五条の九第五項、第四十五条の三十六第二項及び第四項、第四十六条第一項第六号、第二項及び第三項、第四十六条の六第二項、第五十五条の二第一項、第五十五条の三第一項、第五十五条の四、第五十六条第一項、第四項から第八項まで及び第九項(第五十八条第四項において準用する場合を含む。)、第五十七条、第五十八条第二項、第五十九条、第一百十四条並びに第一百二十一条の規定により処理することとされている事務						
市が第三十一条第一項、第四十二条第二項、第四十五条の六第二項(第四十五条の十七第三項において準用する場合を含む。)、第四十五条の九第五項、第四十五条の三十六第二項及び第四項、第四十六条第一項第六号、第二項及び第三項、第四十六条の六第二項及び第五項、第四十七条の五、第五十条第三項、第五十四条の六第二項、第五十五条の二第一項、第五十五条の三第一項、第五十五条の四、第五十六条第一項、第四項から第八項まで及び第九項(第五十八条第四項において準用する場合を含む。)、第五十七条、第五十八条第二項、第五十九条、第一百十四条並びに第一百二十一条の規定により処理することとされている事務						
市が第五十八条第二項及び同条第四項において準用する第五十六条第九項の規定により処理することとされている事務	三　町村が第五十八条第二項及び同条第四項において準用する第五十六条第九項の規定により処理することとされている事務					
第十三条第一項の規定により都道府県が処理することとされている事務	附則第七項又は第十項の規定により都道府県知事が行う恩給を受ける権利の裁定に関する事務					
第十九条、第四十四条第一項、第二項(第二十八条第二項、第三十九条第二項及び第四十六条第二項において準用する場合を含む。)及び第四項(第二十八条第二項、第三十九条第二項及び第四十六条第二項において準用する場合を含む。)、第二十五条第四項、第二十六条第四項(第三十六条において準用する場合を含む。)、第二十八条第一項、第三十九条第一項、第四十三条第三項、第四十六条第一項、第四十九条第三項、第五十一条第五項及び第六項、第七十八条の二第一項及び第二項(第七十九条第四項及び第八十条第五項において準用する場合を含む。)、第七十九条第一項から第三項まで、第八十条第一項から第三項まで及び第六項、第八十一条第一項、第四項及び第五項並びに第八十二条の規定により都道府県が処理することとされている事務						
宗教法人法 (昭和二十六年法律第二百二十六号)	第十九条、第四十四条第一項、第二項(第二十八条第二項、第三十九条第二項及び第四十六条第二項において準用する場合を含む。)及び第四項(第二十八条第二項、第三十九条第二項及び第四十六条第二項において準用する場合を含む。)、第二十五条第四項、第二十六条第四項(第三十六条において準用する場合を含む。)、第二十八条第一項、第三十九条第一項、第四十三条第三項、第四十六条第一項、第四十九条第三項、第五十一条第五項及び第六項、第七十八条の二第一項及び第二項(第七十九条第四項及び第八十条第五項において準用する場合を含む。)、第七十九条第一項から第三項まで、第八十条第一項から第三項まで及び第六項、第八十一条第一項、第四项及び第五项並びに第八十二条の規定により都道府県が処理することとされている事務					

(号)	森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）	<p>第三項から第六項まで（第八十四条第三項及び第二百二十三条第六項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）、第八十四条第二項、第八十五条第二項、第八十六条第二項、第八十九条第一項、第九十条の三第一項、第九十条の四、第一百条の二第三項において準用する第九十四条第十一項、第一百七条において準用する第十九条、第一百十八条第一項及び第五项、第一百十九条並びに第一百二十三条第一項及び第三項の規定（第一百三十八条第一項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）により処理することとされている事務</p> <p>二 市町村が第十二条第二項、第十四条第一項及び第三項、第二十四条第二項、第二十六条の二第二項、第三十四条の四第二項、第三十六条第四項、第三十六条の二第三項、第四十二条第二項及び第三項（第四十五条第三項及び第四十七条の四第二項において準用する場合を含む。）、第四十五条第二項、第一百二条の二第一項、第一百十八条第二項及び第三項、第一百二十二条第一項及び第三項、第一百二十八条第一項、第一百二十八条第二項において準用する第一百二条の二第三項並びに第一百二十八条第三項及び第四项の規定（第一百三十八条第一項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）により処理することとされている事務</p> <p>この法律の規定により地方公共団体が処理することとされている事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>一 第二十五条の二、第二十六条の二、第二十七条第一項、第三十三条の二及び第三十九条第一項の規定により都道府県が処理することとされている事務（第二十五条第一項第一号から第三号までに掲げる目的を達成するための指定に係る保安林に関するものに限る。）</p> <p>二 第二十七条第二項及び第三項（申請書に意見書を付する事務に関する部分を除く。）、第三十条並びに第三十三条第三項（これららの規定を第三十三条の三において準用する場合を含む。）の規定により都道府県が処理することとされている事務</p> <p>三 第三十条の二第一項、同条第二項において準用する第三十条後段、第三十二条第二項及び第三項並びに第三十三条第六項において準用する同条第一項及び第三項（これらの規定を第三十三条の三において準用する場合を含む。）の規定により都道府県が処理することとされている事務（第二十五条第一項第一号から第三号までに掲げる目的を達成するための指定に係る保安林に関するものに限る。）</p> <p>四 第三十二条第一項（第三十三条の三において準用する場合を含む。）、第三十四条から第三十四条の三まで、第三十八条及び第三十九条の二第一項の規定により都道府県が処理することとされている事務（民有林にあっては、第二十五条第一項第一号から第三号までに掲げる目的を達成するための指定に係る保安林に関するものに限る。）</p> <p>五 第四十四条において準用する第二十七条第二項及び第三項（申請書に意見書を付する事務に関する部分を除く。）、第三十条、第三十一条、第三十二条第一項、第三十三条第三項、第三十四条から第三十四条の三まで並びに第三十九条第一項の規定並びに第四十六条の二第一項の規定により都道府県が処理することとされている事務</p> <p>六 第十条の七の二第二項の規定により市町村が処理することとされている事務（第二十五条第一項第一号から第三号までに掲げる目的を達成するための指定に係る保安林又は保安施設地区の区域内の森林に関するものに限る。）</p>
-----	----------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和二十七年法律第百四十号）	道路法（昭和二十七年法律第百八十八号）	宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十六号）
て準用する土地収用法第八十三条第四項から第六項まで、第二十九条第二項、第三十四条及び第三十七条第二項において準用する同法第九十四条第十一項の規定により都道府県が処理することとされている事務	一 この法律の規定により地方公共団体が処理することとされている事務のうち次に掲げるもの	第八条、第十条及び第十四条の規定により都道府県が処理することとされる事務（国土交通大臣の免許を受けた宅地建物取引業者による宅地建物取引業者名簿の備付け、登載、閲覧、訂正及び消除に関するものに限る。）
本 第九十四条第五項（第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により都道府県が処理することとされている事務	イ この法律の規定により都道府県、指定市又は第七十七条第二項の規定により都道府県の同意を得た市（次号において「都道府県等」という。）が、指定区間外の国道の道路管理者として処理することとされている事務（第二十四条の二第一項及び第三項（第四十八条の三十五第三項において準用する場合を含む。）、第三十九条第一項（第九十一条第二項において準用する場合を含む。）、第四十条第五項から第七項まで（これらの規定を第九十一条第二項において準用する場合を含む。）、第四十七条の二第三項、第四十八条の三十五第一項、第四十九条、第五十四条第一項、同条第二項において準用する第十九条第二項、第五十四条第三項において準用する第七条第六項、第五十四条の二第一項、同条第二項において準用する第十九条の二第二項、第五十四条の二第三項において準用する第七条第六項、第五十五条第一項、同条第二項において準用する第二十条第三項、第五十五条第三項において準用する第七条第六項、第五十八条第一項、第五十九条第一項及び第三項、第六十条、第六十一条第一項、第六十九条第一項、同条第二項において準用する第四十四条第六項及び第七項、第七十条第一項、第三項及び第四项、第七十一条第四項（道路監理員の任命に係る部分に限り、第九十一条第二項において準用する場合を含む。）、第七十二条第一項（第九十一条第一項において準用する場合を含む。）、第七十二条第二項において準用する第四十四条第六項及び第七項並びに第七十二条第三項（これらの規定を第九十一条第二項において準用する場合を含む。）、第七十三条第一項から第三項まで（これらの規定を第九十一条第二項において準用する場合を含む。）、第七十五条第五項並びに同条第六項において準用する第四十四条第六項及び第七項（これらの規定を第九十一条第二項において準用する場合を含む。）、第八十五条第三項、第九十一条第三項並びに同条第四項において準用する第四十四条第六項及び第七項の規定により処理することとされているものを除く。）及び第七十五条第五項並びに同条第六項において準用する第四十四条第六項及び第七項（これらの規定を第九十一条第二項において準用する場合を含む。）、第八十五条第三項、第九十一条第三項並びに同条第四項において準用する第四十四条第六項及び第七項の規定により処理することとされているものを除く。）の規定により処理することとされているものを除く。）	二十七年法律第百八十八号
ニ 第十七条第八項の規定により国道に関して都道府県が処理することとされている事務	ロ 第十三条第二項の規定により都道府県又は指定市が処理することとされる事務（政令で定めるものを除く。）	ハ 第十七条第四項、第四十八条の二十第三項及び第四十八条の二十二第一項の規定により国道に関して指定市以外の市町村が処理することとされている事務（政令で定めるものを除く。）

第一項、第三十四条、第三十五条第一項、第三十六条及び第四十一条第一項の規定により市町村が処理することとされている事務	第十四条(二) 第四十三条第一項の規定により市町村に限る。)が処理することとされている事務
第十五条 第四十二条の規定により市町村が処理することとされている事務	第十六条 第四十三条第一項の規定により市町村(指定市町村に限る。)が処理することとされている事務
第十七条 第四十四条の規定により市町村が処理することとされている事務	第十八条 第四十九条第一項、第三項及び第五項並びに第五十条の規定により都道府県等が処理することとされている事務(第二号、第八号及び次号に掲げる事務に係るものに限る。)
第十九条 第五十一条の規定により都道府県等が処理することとされている事務(第二号及び第八号に掲げる事務に係るものに限る。)	第十九条 第五十一条の規定により都道府県等が処理することとされている事務(第二号及び第八号に掲げる事務に係るものに限る。)
第二十条 第五十二条の二の規定により都道府県又は市町村が処理することとされている事務	第二十条 第五十二条の二の規定により都道府県又は市町村が処理することとされている事務
第二十一条 第五十二条から第五十二条の三までの規定により市町村が処理することとされている事務	第二十一条 第五十二条から第五十二条の三までの規定により市町村が処理することとされている事務
第二十二条 第五十二条の三までの規定により市町村が処理することとされている事務(同条第二項の規定による申請書に意見を記載した書面を添える事務を除く。)	第二十二条 第五十二条の三までの規定により市町村が処理することとされている事務(同条第二項の規定による申請書に意見を記載した書面を添える事務を除く。)
北海道防寒住宅建設等促進法(昭和二十六年法律第十四号)	日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保険条約に基づき日本国におけるアメリカ合衆国の軍隊の水面の使用に伴う漁船の操業制限等に関する法律(昭和二十七年法律第二百四十三号)
第十五条 第四十二条の規定により市町村が処理することとされている事務	第二十四条第二項(第一号に係る部分に限る。)、第二十九条、第三十五条、第三十六条第一項及び第三項(これららの規定を同条第四項において準用する場合を含む。)、第四十六条から第四十九条まで、第五十条の二十二、第五十条の二十四第二項及び第三項、第五十条の三十三、第五十条の三十八第一項及び第二項、第五十条の三十九、第五十八条の二から第五十八条の五まで、第五十八条第一項、第四項、第五項及び第八項、第五十八条の八第一項、同条第二項から第六項まで(これらの規定を第五十八条の九第二項において準用する場合を含む。)、第五十八条の十一、第五十八条の十二並びに第五十八条の十六の規定により都道府県が処理することとされている事務

三十八条の規定により市町村が処理することとされている事務（第五条第二項から第五項まで、第十四条の五第一項、第十五条、第十六条第一項、第十八条第一項、第二項、第四項、第五項及び第七項、同条第八項において準用する第十二条の二第二項及び第三項、第二十条第一項及び第二項、第二十三条の五、第二十三条の六、第三十条、第三十一条第一項、第三十五条第一項及び第三項並びに第三十八条に規定する事務にあつては、海岸保全施設に関する工事に係るものに限る。）	二 他の法律及びこれに基づく政令の規定により、前号に規定する事務に関するものに限る。）	第十二条第一項の規定により都道府県が行うこととされる事務	都道府県又は市町村が処理することとされる事務	第十五条第一項の規定により都道府県が行うこととされる事務	第十二条第一項の規定により都道府県が行うこととされる事務
（昭和三十一年法律第一百三十号）	（昭和三十二年法律第一百四号）	（昭和三十二年法律第一百四号）	（昭和三十二年法律第一百四号）	（昭和三十二年法律第一百四号）	（昭和三十二年法律第一百四号）
租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）	地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第一百六十二号）	安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律（昭和三十二年法律第一百六十号）	国の債権の管理等に関する法律（昭和三十一年法律第一百四十四号）	物品管理条例（昭和三十一年法律第一百三十号）	（昭和三十一年法律第一百四十号）
一 都道府県が処理することとされている第二十八条の四第三項第五号イ、第六号及び第七号イ並びに第三十一条の二第二項第十四号ハ及び第十五号ニに規定する認定の事務、第三十四条の二第二項第十二号及び第十四号に規定する指定の事務、第六十二条の三第四項第十四号ハ及び第十五号ニ並びに第六十三条第三項第五号イ、第六号及び第七号イに規定する認定の事務、第六十五条の四第一項第十二号及び第十四号に規定する指定の事務並びに第七十条の四第三项（第七十条の六第四十一項において準用する場合を含む。）、第七十条の六	二 都道府県が処理することとされている第二十九条第一項の規定により、都道府県が行うこととされている事務	三 都道府県が行うこととされている事務	四 都道府県が行うこととされている事務	五 都道府県が行うこととされている事務	六 都道府県が行うこととされている事務

、有効性及び 安全性の確保 等に関する法 律（昭和三十 五年法律第百 四十五号）	農業協同組合 合併助成法 (昭和三十六 年法律第四十 八号)	農業用地の取 得に関する特 別措置法（昭 和三十六年法 律第一百五十 号）	第八条第五項及び第九条前段、同条第十一項及び第十二項（これらの規定を第 八条の二第五項において準用する場合を含む。）、第八条第六項において準用す る行政手続法第十五条第一項及び第三項（同法第二十二条第三項において準用 する場合を含む。）、第十六条第四項、第十八条第一項及び第三項、第十九条第 一項、第二十条第六項並びに第四十二条第三項、第八条第九項後段において準 用する同法第二十二条第三項において準用する同法第十五条第三項並びに第九 条の規定により都道府県が処理することとされている事務	二、第二十一条、第六十九条第一項、第四項及び第六項、第七十条第一項及び 第三項、第七十一条、第七十二条第三項並びに第七十二条の五の規定により保 健所を設置する市又は特別区が処理することとされている事務
畜産經營の安 定に関する法 律（昭和三十 六年法律第百 五十五号）	社会福祉施設 職員等退職手 当共済法（昭 和三十六年法 律第一百五十五 号）	社会福祉施設 職員等退職手 当共済法（昭 和三十六年法 律第一百五十五 号）	この法律の規定により都道府県が処理することとされている事務のうち、次に 掲げるもの	二、第二十一条、第六十九条第一項、第四項及び第六項、第七十条第一項及び 第三項、第七十一条、第七十二条第三項並びに第七十二条の五の規定により保 健所を設置する市又は特別区が処理することとされている事務
踏切道改良促 進法（昭和三 十六年法律第 一百三十八号）	共同溝の整備 等に関する特 別措置法（昭 和三十八年法 律第八十一号）	新住宅市街地 開発法（昭和 三十八年法律 第一百三十四 号）	この法律の規定により都道府県が処理することとされている事務のうち次 に掲げるもの	二、第二十一条、第六十九条第一項、第四項及び第六項、第七十条第一項及び 第三項、第七十一条、第七十二条第三項並びに第七十二条の五の規定により保 健所を設置する市又は特別区が処理することとされている事務
児童扶養手当 法（昭和三十 六年法律第二 百三十九号）	第三条第二項及び第三項（都道府県公安委員会の意見を聽く事務に係る部分に 限る。）の規定により指定区間内の一般国道の管理を行う都道府県及び指定市が 処理することとされている事務	新住宅市街地 開発法（昭和 三十八年法律 第一百三十四 号）	この法律の規定により都道府県が処理することとされている事務のうち次 に掲げるもの	二、第二十一条、第六十九条第一項、第四項及び第六項、第七十条第一項及び 第三項、第七十一条、第七十二条第三項並びに第七十二条の五の規定により保 健所を設置する市又は特別区が処理することとされている事務
踏切道改良促 進法（昭和三 十六年法律第 一百三十八号）	第三条第二項及び第三項（都道府県公安委員会の意見を聽く事務に係る部分に 限る。）の規定により指定区間内の一般国道の管理を行う都道府県及び指定市が 処理することとされている事務	新住宅市街地 開発法（昭和 三十八年法律 第一百三十四 号）	この法律の規定により都道府県が処理することとされている事務のうち次 に掲げるもの	二、第二十一条、第六十九条第一項、第四項及び第六項、第七十条第一項及び 第三項、第七十一条、第七十二条第三項並びに第七十二条の五の規定により保 健所を設置する市又は特別区が処理することとされている事務
四年法律第百 四十五号）	特別児童扶養 手当等の支給 に関する法律 (昭和三十九 年法律第一百 四十四号)	不動産の鑑定 評価に関する 法律（昭和三 十八年法律第 五百二十二号）	この法律（第二十二条第二項及び第二十五条（第二十六条の五においてこれら の規定を準用する場合を含む。）を除く。）の規定により都道府県、市又は福祉 事務所を管理する町村が処理することとされている事務	二、第二十一条、第六十九条第一項、第四項及び第六項、第七十条第一項及び 第三項、第七十一条、第七十二条第三項並びに第七十二条の五の規定により保 健所を設置する市又は特別区が処理することとされている事務
近畿圏の近郊 都市開発区域及 び整備に関する法 律（昭和三十 九年法律第一百 四十号）	第二十六条第二項の規定により府県が処理することとされている事務（府県が 施行する工業団地造成事業に係るものに限る。）	新住宅市街地 開発法（昭和 三十八年法律 第一百三十四 号）	この法律（第二十二条第二項及び第二十五条（第二十六条の五においてこれら の規定を準用する場合を含む。）を除く。）の規定により都道府県、市又は福祉 事務所を管理する町村が処理することとされている事務	二、第二十一条、第六十九条第一項、第四項及び第六項、第七十条第一項及び 第三項、第七十一条、第七十二条第三項並びに第七十二条の五の規定により保 健所を設置する市又は特別区が処理することとされている事務

公社法（昭和四十年法律第百二十四号）	地方住宅供給 （昭和四十年法律第百二十四号）	流通業務市街地の整備に関する法律（昭和四十一年法律第百十号）	この法律の規定により地方公共団体が処理することとされている事務のうち次に掲げるもの 一 都道府県が第三十条第二項、第三十八条第一項並びに第三十九条第三項及び第四項の規定により処理することとされている事務（都道府県又は機構が施行する流通業務団地造成事業に係るものに限る。） 二 市町村が第三十九条第二項の規定により処理することとされている事務（都道府県又は機構が施行する流通業務団地造成事業に係るものに限る。） 三 他の法律の規定により許可、認可その他の处分をする権限を有する行政機関（地方公共団体に限る。）が第四十六条第二項の規定により処理することとされている事務（他の法律により当該権限に属する事務が第一号法定受託事務とされている場合に限る。）	二 他の法律及びこれに基づく政令の規定により、指定区内内の一級河川及び二級河川の管理に関して都道府県又は指定都市が処理することとされている事務 第四十四条第一項の規定により都道府県又は市が処理することとされている事務			
都市計画法 （昭和四十三年法律第九百八号）	騒音規制法 （昭和四十三年法律第九百八号）	大気汚染防止法（昭和四十年法律第九百十号）	この法律の規定により都道府県が処理することとされている事務のうち、次に掲げるもの 一 第二条及び第四条の規定により都道府県が処理することとされている事務（合併する組合のうちに水産業協同組合法第十一条第一項第四号の事業を行う組合が含まれている場合に限る。） 二 第九条、第十一条及び第十二条の規定により都道府県が処理することとされている事務 付する事務を除く。）	第一項の規定により都道府県が処理することとされている事務（意見書を添付する事務）			
		航空機騒音による障害の防止等に関する法律（昭和四十二年法律第百七十号）	第十一條の規定により都道府県が処理することとされている事務（意見書を添付する事務を除く。）				
		周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律（昭和四十二年法律第百七十号）					

有害物質を含むする家庭用品の規制に関する法律（昭和四十八年法律第一百二十二号）	一項、第四十二条、第四十三条、第四十六条、第一百三十六条から第百三十六条まで、第一百三十九条第一項及び第四項並びに第百四十条第一項の規定により都道府県又は第四条第三項の政令で定める市が処理することとされている事務第六条及び第七条第一項の規定により都道府県、保健所を設置する市又は特別区が処理することとされている事務
伝統的工芸品産業の振興に関する法律（昭和四十九年法律第五十号）	第二条第三項（同条第七項において準用する場合を含む。）、第四条第一項、第五条第二項、第七条第一項、第八条第二項、第九条第一項、第十条第一項、第十五条第一項、第十七条第一項、第十二条第二項、第十三条第一項（第十六条において準用する場合を含む。）及び第二項（第十三条第二項及び第十六条において準用する場合を含む。）、第十三条第一項（第十六条において準用する場合を含む。）並びに第十四条第二項及び第三項の規定により都道府県が処理することとされている事務
防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律（昭和四十九年法律第一百一号）	第二条第三項（同条第七項において準用する場合を含む。）、第四条第一項、第五条第二項、第七条第一項、第八条第二項、第九条第一項、第十条第一項、第十五条第一項、第十七条第一項、第十二条第二項、第十三条第一項（第十六条において準用する場合を含む。）及び第二項（第十三条第二項及び第十六条において準用する場合を含む。）並びに第十四条第二項及び第三項の規定により都道府県が処理することとされている事務
私立学校振興助成法（昭和五十年法律第六十一号）	第二条第三項（同条第七項において準用する場合を含む。）、第四条第一項、第五条第二項、第七条第一項、第八条第二項、第九条第一項、第十条第一項、第十五条第一項、第十七条第一項、第十二条第二項、第十三条第一項（第十六条において準用する場合を含む。）及び第二項（第十三条第二項及び第十六条において準用する場合を含む。）並びに第十四条第二項及び第三項の規定により都道府県が処理することとされている事務
大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和五十年法律第六十号）	第二条第三項（同条第七項において準用する場合を含む。）、第四条第一項、第五条第二項、第七条第一項、第八条第二項、第九条第一項、第十条第一項、第十五条第一項、第十七条第一項、第十二条第二項、第十三条第一項（第十六条において準用する場合を含む。）及び第二項（第十三条第二項及び第十六条において準用する場合を含む。）並びに第十四条第二項及び第三項の規定により都道府県が処理することとされている事務
一 都府県が第五十九条第六項及び第七項（これらの規定を同条第十五項において準用する場合を含む。）、第六十四条第一項、第六十七条第一項、同条第二项において準用する土地区画整理法第七十六条第二項並びに第一百四条第一項及び第二項の規定により処理することとされている事務（都道府県又は機構若しくは地方公社（市のみが設立したものを除く。）が施行する住宅街区整備事業に係るものに限る。）	第二条第三項（同条第七項において準用する場合を含む。）、第四条第一項、第五条第二項、第七条第一項、第八条第二項、第九条第一項、第十条第一項、第十五条第一項、第十七条第一項、第十二条第二項、第十三条第一項（第十六条において準用する場合を含む。）及び第二項（第十三条第二項及び第十六条において準用する場合を含む。）並びに第十四条第二項及び第三項の規定により都道府県が処理することとされている事務
二 市町村が第五十七条において準用する土地区画整理法第五十五条第十項（第五十七条において準用する同法第五十五条第十三項において準用する場合を含む。）、第五十九条第十二項（同条第十五項において準用する場合を含む。）、第六十四条第一項及び第三項並びに第七十一条において準用する同法第七十七条第六項（第一百一条において準用する同法第一百三十三条第二項において準用する場合を含む。）の規定により処理することとされている事務（都道府県又は機構若しくは地方公社（市のみが設立したもの）を除く。）が施行する住宅街区整備事業に係るものに限る。）	第二条第三項（同条第七項において準用する場合を含む。）、第四条第一項、第五条第二項、第七条第一項、第八条第二項、第九条第一項、第十条第一項、第十五条第一項、第十七条第一項、第十二条第二項、第十三条第一項（第十六条において準用する場合を含む。）及び第二項（第十三条第二項及び第十六条において準用する場合を含む。）並びに第十四条第二項及び第三項の規定により都道府県が処理することとされている事務

中小企業の事業活動の機会の確保のための大企業者の事業活動の調整に関する法律（昭和五十二年法律第七号）	第五条第一項及び第六条第二項の規定により都道府県が処理することとされる第五条第一項及び第六条第二項の規定により都道府県が処理することとされる事務
農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十号）	第十一條第一項、第十二条第一項及び第十三条の規定により都道府県が処理することとされている事務
高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）	第十一條第一項、第十二条第一項及び第十三条の規定により都道府県が処理することとされている事務
農業経営改善計画に係るものに限る。）	この法律の規定により地方公共団体が処理することとされている事務のうち、次に掲げるもの
農業経営改善計画に係るものに限る。）	一 第五条第一項、第三項及び第五項から第七項まで、第六条第五項、第八条第一項及び第四項（第九条第二項において準用する場合を含む。）、第九条第一項並びに第十条並びに第十一条第一項の規定により読み替えて適用する農地中間管理事業の推進に関する法律第十三条並びに第三十条第一項及び第二項の規定により都道府県が処理することとされている事務
農業経営改善計画に係るものに限る。）	二 第十二条第六項、第七項及び第十一項、第十三条の二第四項の規定により読み替えて適用する第十二条第六項並びに第十三条の二第六項の規定により読み替えて適用する第十二条第十三項及び第十四項（これらの規定を第十三条第三項において準用する場合を含む。）の規定により都道府県が処理することとさされている事務（第十二条第三項第二号の土地に四ヘクタールを超える農地が含まれる農業経営改善計画に係るものに限る。）
農業経営改善計画に係るものに限る。）	三 第十二条第十三項及び第十四項、第十三条の二第四項の規定により読み替え適用する第十二条第六項並びに第十三条の二第五項の規定により読み替え適用する第十二条第六項及び第十一項（これらの規定を第十三条第三項において準用する場合を含む。）の規定により指定市町村が処理することとされる事務（第十二条第三項第二号の土地に四ヘクタールを超える農地が含まれる農業経営改善計画に係るものに限る。）
日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理制度に関する特	電気通信事業法（昭和五十九年法律第十六号）
日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理制度に関する特	国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）
日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理制度に関する特	大都市地域における優良宅地開発の促進に関する緊急措置法（昭和六十三年法律第四十七号）
日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理制度に関する特	肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和六十三年法律第十九号）
日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理制度に関する特	特定農地貸付けに関する法律（平成元年法律第五十八号）
日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理制度に関する特	第七条第一項、第二項及び第四項（第九条第二項において準用する場合を含む。）、第八条第一項、第九条第一項並びに第十七条第一項の規定により都道府県が処理することとされている事務
日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理制度に関する特	第三条第五項（第七条第二項において準用する場合を含む。）の規定により都府県が処理することとされている事務
日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理制度に関する特	附則第九十七条第一項の規定により都道府県、市（特別区を含む。）及び福祉事務所を管理する町村が処理することとされている第七条の規定による改正前の百三十条第二項及び第三項（これらの規定を第一百三十八条第四項において準用する場合を含む。）の規定により市町村が処理することとされている事務
日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理制度に関する特	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による福祉手当の支給に関する事務

号)	環境基本法 (平成五年法) 律第九十一 号)	特定農山村地 域における農 林業等の活性 化のための基 盤整備の促進 に関する法律 (平成五十年法 律第七十二 号)	第八条第六項の規定により都道府県が処理することとされている事務 (政令で定めるものを除く。)	第一四四条第二項の規定により読み替えて適用される地方住宅供給公社法第四 十四条第一項の規定により市町村が処理することとされている事務
号)	特定農山村地 域における農 林業等の活性 化のための基 盤整備の促進 に関する法律 (平成五十年法 律第七十二 号)	特定農山村地 域における農 林業等の活性 化のための基 盤整備の促進 に関する法律 (平成五十年法 律第七十二 号)	第一四四条第二項の規定により読み替えて適用される地方住宅供給公社法第四 十四条第一項の規定により市町村が処理することとされている事務	第一四四条第二項の規定により読み替えて適用される地方住宅供給公社法第四 十四条第一項の規定により市町村が処理することとされている事務
号)	特定農山村地 域における農 林業等の活性 化のための基 盤整備の促進 に関する法律 (平成五十年法 律第七十二 号)	特定農山村地 域における農 林業等の活性 化のための基 盤整備の促進 に関する法律 (平成五十年法 律第七十二 号)	第一四四条第二項の規定により読み替えて適用される地方住宅供給公社法第四 十四条第一項の規定により市町村が処理することとされている事務	第一四四条第二項の規定により読み替えて適用される地方住宅供給公社法第四 十四条第一項の規定により市町村が処理することとされている事務
号)	特定農山村地 域における農 林業等の活性 化のための基 盤整備の促進 に関する法律 (平成五十年法 律第七十二 号)	特定農山村地 域における農 林業等の活性 化のための基 盤整備の促進 に関する法律 (平成五十年法 律第七十二 号)	第一四四条第二項の規定により読み替えて適用される地方住宅供給公社法第四 十四条第一項の規定により市町村が処理することとされている事務	第一四四条第二項の規定により読み替えて適用される地方住宅供給公社法第四 十四条第一項の規定により市町村が処理することとされている事務

特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法 (平成六年法律第九号)	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律 (平成六年法律第三十号)	不動産特定共同事業法 (平成六年法律第七十七号)	不動産特定共同事業者による登記の処理に関する法律 (平成六年法律第百七号)	密市街地における防災街区の整備の促進に関する法律 (平成九年法律第四十九号)	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律 (平成六年法律第一百七号)	第十八条第三項(第二十九条第三項(第二十七条第七項において適用する場合を含む。)において準用し、及び第二十七条第七項において適用する場合を含む。)、第二十条第二項及び第三十条第二項(これらの規定を第二十七条第七項において適用する場合を含む。)、第三十二条第三項及び第五項並びに第三十七条の規定により都道府県が処理することとされている事務
第十四条第四項(第十五条第三項において準用する場合を含む。)においてその例によるものとされた生活保護法別表第三の下欄に掲げる規定によりそれぞれ同表の上欄に掲げる地方公共団体が処理することとされている事務	第十二条及び第十三条(これらの規定を第五十八条第五項及び第六十条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)並びに第四十九条(第五十八条第六項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により都道府県が処理することとされている事務(第十二条及び第十三条の規定により処理することとされているものについては主務大臣の許可を受けた不動産特定共同事業者に係る不動産特定共同事業者名簿の備付け、登載及び閲覧に、第四十九条の規定により処理することとされているものについては主務大臣の登録を受けた小規模不動産特定共同事業者に係る同条に規定する書類の閲覧に関するものに限る。)	この法律(第三章第五節、第六章及び第四十八条を除く。)の規定により都道府県並びに広島市及び長崎市が処理することとされている事務	この法律の規定により地方公共団体が処理することとされている事務のうち、次に掲げるもの(一)都道府県が第一百九十二条第一項、第一百九十七条第一項から第八項まで、第一百九十九条第二項において準用する土地収用法第三十六条第五項並びに第二百三十三条第二項(第二百四十一條第五項において準用する場合を含む。)及び第三項の規定により処理することとされている事務(都道府県又は都市再生機構等(市ののみが設立した地方住宅供給公社を除く。)が施行する防災街区整備事業に係るものに限る。)			

第五号)	農水産業協同組合の再生手続きの特例等に関する法律(平成十二年法律第二十九号)	農水産業協同組合の再生手続きの特例等に関する法律(平成十三年法律第二十六号)	高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成十三年法律第二十九号)	第五項並びに第二十五条第二項、第二十二条第三項及び第三十条第六項において準用する同法第二十四条第四項及び第五項、第二十三条第一項、第三十六条第一項並びに同条第二項において準用する第三十五条第三項の規定により処理することとされている事務
二十二号)	市町村が第九条において準用する土地収用法第十二条第一項並びに第十四条第一項及び第三項、第二十条において準用する同法第二十四条第二項、第二十二条第二項、第三十条第五項並びに第三十五条第一項から第三項まで、第五項及び第六項の規定により処理することとされている事務			
二十二号)	この法律の規定により都道府県が処理することとされている事務			
五号)	この法律の規定により都道府県が処理することとされている事務			
水産業協同組合法等の一部を改正する法律(平成十四年法律第七十号)	附則第四条第一項の規定により都道府県が処理することとされている事務	第五十八条の規定により国道に関する事務	第五十二条第一項(第十五条において読み替えて準用する場合を含む)及び第二项(第十五条において準用する場合を含む)並びに第二十四条及び第二十五条第一項(これらの規定を第十九条において読み替えて準用する場合を含む)の規定により都道府県が行うこととされている事務	第五項並びに第二十五条第二項、第二十二条第三項及び第三十条第六項において準用する同法第二十四条第四項及び第五項、第二十三条第一項、第三十六条第一項並びに同条第二項において準用する第三十五条第三項の規定により処理することとされている事務
二十二号)	(費用の負担及び徴収に関するものを除く。)	第五十八条の規定により国道に関する事務	第五十二条第一項(第十五条において読み替えて準用する場合を含む)及び第二项(第十五条において準用する場合を含む)並びに第二十四条及び第二十五条第一項(これらの規定を第十九条において読み替えて準用する場合を含む)の規定により都道府県が行うこととされている事務	第五項並びに第二十五条第二項、第二十二条第三項及び第三十条第六項において準用する同法第二十四条第四項及び第五項、第二十三条第一項、第三十六条第一項並びに同条第二項において準用する第三十五条第三項の規定により処理することとされている事務

使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成十四年法律第八十七号）	この法律の規定により都道府県、保健所を設置する市又は特別区（以下この項において「都道府県等」という。）が処理することとされている事務のうち、次に掲げるもの
一 第六十条第一項、第六十一条第一項、第六十二条、第六十三条第一項、第六十四条（第七十二条において準用する場合を含む。）、第六十六条（第七十二条において読み替えて準用する場合を含む。）、第六十七条第一項、第六十八条第一項、第六十九条（第七十条第二項において準用する場合を含む。）、第七十条第一項、第七十一条第一項、第八十八条第四項から第六項まで、第九十条第一項及び第三項、第一百二十五条並びに第一百二十六条の規定により都道府県等が一項と併び第三項、第一百二十五条並びに第一百二十六条の規定により都道府県等が処理することとされている事務	
二 第百三十条第一項及び第二項並びに第一百三十二条第一項の規定により都道府県等が処理することとされている事務（第三章第三節及び第四節並びに第五章の規定の施行に関するものに限る。）	
三 第二十四条第二項並びに第二十八条第一項から第三項まで及び第五項の規定により都道府県が処理することとされている事務	
四 第十条第三項、第十一条第一項及び第六十一条第一項（第六十三条第二項において準用する場合を含む。）の規定により都道府県、保健所を設置する市又は特別区が処理することとされている事務	
特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年法律第七十号）	この法律の規定により地方公共団体が処理することとされている事務のうち次に掲げるもの
一 第三条第三項（同条第五項（同条第十一項において準用する場合を含む。）において準用する場合に限る。）、同条第四項から第七項まで、第九項及び第十项（同条第十一項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）、第四条第一項、同条第四項から第十項まで（同条第十二項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）並びに第七十七条第一項から第三項まで、第五項、第六項及び第八項から第十項まで（同条第一項から第三項まで、第五項、第六項及び第八項から第十項までに規定する事務にあつては、特定都市河川流域の指定に係るものに限る。）の規定により都道府県が処理することとされている事務	
二 第四条第一項及び同条第四項から第十項まで（同条第十二項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定により市町村が処理することとされている事務	
裁判員の参加する刑事裁判に関する法律（平成十六年法律第六十三号）	この法律の規定により地方公共団体が処理することとされている事務（都道府県警察が処理することとされているものを除く。）
武力攻撃事態における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第六十三号）	この法律の規定により地方公共団体が処理することとされている事務（都道府

成十六年法律 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律(平成十六年法律第六百六 年法律第十六号)	日本国憲法の改正手続に関する法律(平成十五年法律第五十一号)	この法律の規定により地方公共団体が処理することとされている事務	第六条第三項及び第二十七条第三項の規定により市町村が処理することとされ ている事務	特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律(平成十六年法律第六百六 年法律第十六号)	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成十八年法律第九十 一年法律第一号)	第三十二条の規定により国道に関して市町村が処理することとされている事務 (費用の負担及び徴収に関するものを除く。)	第六条第三項及び第二十七条第三項の規定により市町村が処理することとされ ている事務	第六条第三項及び第二十七条第三項の規定により市町村が処理することとされ ている事務
成十九年法律第八号)	農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律(平成十九年法律第四十 八年法律第八号)	この法律の規定により地方公共団体が処理することとされている事務	第八条第五項の規定により都道府県が処理することとされている事務	道州制特別区 法律第百十六号)	犯罪による収益の移転防止に関する法律(平成十九年法律第二十二 年法律第二号)	第十二条第一項及び第二項の規定により読み替えて適用する生活保護法の規定 により特定広域団体が処理することとされている特定事務等	第十二条第一項及び第二項の規定により読み替えて適用する生活保護法の規定 により特定広域団体が処理することとされている特定事務等	第十二条第一項及び第二項の規定により都道府県が処理することとされている事務 のうち次に掲げる者に係るもの
更生保護法 (平成十九年法律第八十八号)	農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律(平成十九年法律第四十 八年法律第八号)	この法律の規定により地方公共団体が処理することとされている事務	第八条第五項の規定により都道府県が処理することとされている事務	道州制特別区 法律第百十六号)	犯罪による収益の移転防止に関する法律(平成十九年法律第二十二 年法律第二号)	第十二条第一項及び第二項の規定により読み替えて適用する生活保護法の規定 により特定広域団体が処理することとされている特定事務等	第十二条第一項及び第二項の規定により都道府県が処理することとされている事務 のうち次に掲げる者に係るもの	第十二条第一項及び第二項の規定により都道府県が処理することとされている事務 のうち次に掲げる者に係るもの
第九十八条第二項の規定により市町村が処理することとされている事務	第九十九条第一項及び第二十一 条第一項の規定により都道府県が処理することとされ ている事務	第七条第一項及び第八条の規定により都道府県が処理することとされ ている事務	第七条第一項及び第八条の規定により都道府県が処理することとされ ている事務	同組合連合会 二 水産業協同組合法第十二条第一項第三号の事業を行う農業協同組合及び農業協 同組合連合会 三 水産業協同組合法第八十七条第一項第四号の事業を行う漁業協同組合 四 水産業協同組合法第九十三条第一項第二号の事業を行う水産加工業協同組合 五 水産業協同組合法第九十七条第一項第一号の事業を行う水産加工業協同組合連 合連合会	オウム真理教 の給付金の支給に関する法律(平成二十 年法律第十号)	被害回復分配金の支払等に関する法律(平成十九年法律第百三十三 号)	犯罪利用預金口座等による被 害回復分配金の支払等に関する法律(平成十九年法律第百二十七号)	中国残留邦人等の円滑な帰 国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成十九年法律第百二十七号)
附則第四条第二項において準用する中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに 永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成 十四年法律第百二十九号)	この法律の規定により都道府県が処理することとされ ている事務	この法律の規定により都道府県が処理することとされ ている事務	この法律の規定により都道府県が処理することとされ ている事務	この法律の規定により都道府県が処理することとされ ている事務	この法律の規定により都道府県が処理することとされ ている事務	この法律の規定により都道府県が処理することとされ ている事務	この法律の規定により都道府県が処理することとされ ている事務	この法律の規定により都道府県が処理することとされ ている事務
ハンセン病問題の解決の促進に関する法律(平成二十 年法律第八十 一年法律第八 二号)	特定図書等の普及の促進等に関する法律(平成二十 年法律第八十一 号)	障害のある児童及び生徒のための教科用	第十六条第二項の規定により都道府県が処理することとされ ている事務及び同	第十九条第一項及び第二十一 条第一項の規定により都道府県が処理することとされ ている事務	第十九条第一項及び第二十一 条第一項の規定により都道府県が処理することとされ ている事務	第十九条第一項及び第二十一 条第一項の規定により都道府県が処理することとされ ている事務	附則第四条第二項において準用する中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに 永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成 十四年法律第百二十九号)	附則第四条第二項において準用する中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに 永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成 十四年法律第百二十九号)

消費者安全法 (平成二十一 年法律第五十 号)	出入国管理及 び難民認定法 及び日本国と の平和条約に 基づき日本の 国籍を離脱し た者等の出入 国管理に関する 特例法の一 部を改正する 等の法律(平 成二十一年法 律第七十九 号)	附則第十七条第一項、同条第二項及び附則第十八条第二項において準用する出 入国管理及び難民認定法第十九条の七第二項、附則第十八条第一項、第二十七 条第一項及び第五項、第二十八条第三項及び第四項、第二十九条第一項及び第七 三項並びに第三十条第一項、同条第二項及び附則第三十一条第二項において準 用する日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に 関する特例法第十条第三項並びに附則第三十一条第一項及び第三十三条の規定 により市町村が処理することとされている事務
廃棄物の処理 及び清掃に関 する法律の一 部を改正する 法律(平成二 十二年法律第 三十四号)	附則第六条第一項及び第三項の規定により都道府県が行うこととされている事務	第四十七条第二項の規定により地方公共団体が処理することとされている事務
口蹄疫対策特 別措置法(平 成二十二年法 律第四十四 号)	東日本大震災 による被害を 受けた公共土 木施設の災害 復旧事業等に 係る工事の国 等による代行 に関する法律 (平成二十三 年法律第三十 三号)	第七条第二項及び第四項の規定により県が処理することとされている事務(同 項の規定により県が処理することとされているものについては、政令で定める ものに限る。)
新型インフル エンザ等対策 特別措置法 (平成二十四 年法律第三十 四号)	平成二十三年 三月十一日に 発生した東北 地方太平洋沖 地震に伴う原 子力発電所の 事故により放 出された放射 性物質による 環境の汚染へ の対処に関する 特別措置法 (平成二十三 年法律第一百 十号)	この法律(第二十四条から第二十七条まで及び第三十四条を除く。)の規定によ り市町村が処理することとされている事務(第十六条第二項の規定により読み 替えられた第六条第一項、第七条第一項及び第十三条第一項の規定により都道 府県又は市町村が処理することとされている事務を含む。)
この法律の規定 により地方公共団体が処理することとされている事務(都道府 県警察が処理することとされているものを除く。)	第三十四条第一項から第四項まで、第三十五条第一項(第五号に係る部分に限 る)、第二項及び第三項(同条第一項第五号に係る部分に限る)、第三十六条 第一項、第四項(第三十七条第二項において準用する場合を含む。)及び第五項 (第三十七条第一項において準用する場合を含む。)、第三十七条第一項、第三十 八条第二項(第三十五条第一項第五号に係る土壤等の除染等の措置に係る部分 に限る)、第四項(第三十五条第一項第五号に係る土壤等の除染等の措置に係 る部分に限る)、第七項(第三十五条第一項第五号に係る土壤等の除染等の措 置に係る部分に限る)及び第八項、第三十九条第一項から第四項まで(第三十 五条第一項第五号に掲げる土地における除去土壤等の保管に係る部分に限る) 及び第五项、第四十九条第五项、第五十条第五项並びに第五十二条第三项、第 四项及び第五项の規定により都道府県又は市町村が処理することとされている 事務	

大規模災害からの復興に関する法律(平成二十五年法律第五十五号)	農地中間管理事業の推進に関する法律(平成二十五年法律第一百一号)	農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律(平成二十五年法律第八十一号)	この法律の規定により地方公共団体が処理することとされている事務のうち、次に掲げるもの	第四十八条第二項及び第四項の規定により都道府県が処理することとされているものについての事務(同項の規定により都道府県が処理することとされているものに附する事務(同項の規定により都道府県が処理することとされているものに限る。)は、政令で定めるものに限る。)	第四十九条第二項及び第四項の規定により都道府県が処理することとされているものについての事務(同項の規定により都道府県が処理することとされているものに附する事務(同項の規定により都道府県が処理することとされているものに限る。)は、政令で定めるものに限る。)	第四十九条第二項及び第四項の規定により都道府県が処理することとされているものについての事務(同項の規定により都道府県が処理することとされているものに附する事務(同項の規定により都道府県が処理することとされているものに限る。)は、政令で定めるものに限る。)	第四十九条第二項及び第四項の規定により都道府県が処理することとされているものについての事務(同項の規定により都道府県が処理することとされているものに附する事務(同項の規定により都道府県が処理することとされているものに限る。)は、政令で定めるものに限る。)
行政手続における特定の個人を識別するための番号の提供者が第九条第三項の法務大臣である場合における通知に係る部分に限り、	がん登録等の推進に関する法律(平成二十二年法律第二十七号)	国外犯罪被害者慰金等の支給に関する法律(平成二十二年法律第二十一年号)	民間公益活動の活用に関する法律(平成二十八年法律第一百一号)	この法律の規定により都道府県が処理することとされている事務	第六条(第三項及び第四項を除く。)、第七条、第八条第一項、第十条第二項(第十三条第二項において準用する場合を含む。)及び第十二条の規定により都道府県が処理することとされている事務	第六条(第三項及び第四項を除く。)、第七条、第八条第一項、第十条第二項(第十三条第二項において準用する場合を含む。)及び第十二条の規定により都道府県が処理することとされている事務	第六条(第三項及び第四項を除く。)、第七条、第八条第一項、第十条第二項(第十三条第二項において準用する場合を含む。)及び第十二条の規定により都道府県が処理することとされている事務
行政手続における特定の個人を識別するための番号の提供者が第九条第三項の法務大臣である場合における通知に係る部分に限り、	がん登録等の推進に関する法律(平成二十二年法律第二十七号)	国外犯罪被害者慰金等の支給に関する法律(平成二十二年法律第二十一年号)	民間公益活動の活用に関する法律(平成二十八年法律第一百一号)	この法律の規定により都道府県が処理することとされている事務	第六条(第三項及び第四項を除く。)、第七条、第八条第一項、第十条第二項(第十三条第二項において準用する場合を含む。)及び第十二条の規定により都道府県が処理することとされている事務	第六条(第三項及び第四項を除く。)、第七条、第八条第一項、第十条第二項(第十三条第二項において準用する場合を含む。)及び第十二条の規定により都道府県が処理することとされている事務	第六条(第三項及び第四項を除く。)、第七条、第八条第一項、第十条第二項(第十三条第二項において準用する場合を含む。)及び第十二条の規定により都道府県が処理することとされている事務
行政手続における特定の個人を識別するための番号の提供者が第九条第三項の法務大臣である場合における通知に係る部分に限り、	がん登録等の推進に関する法律(平成二十二年法律第二十七号)	国外犯罪被害者慰金等の支給に関する法律(平成二十二年法律第二十一年号)	民間公益活動の活用に関する法律(平成二十八年法律第一百一号)	この法律の規定により都道府県が処理することとされている事務	第六条(第三項及び第四項を除く。)、第七条、第八条第一項、第十条第二項(第十三条第二項において準用する場合を含む。)及び第十二条の規定により都道府県が処理することとされている事務	第六条(第三項及び第四項を除く。)、第七条、第八条第一項、第十条第二項(第十三条第二項において準用する場合を含む。)及び第十二条の規定により都道府県が処理することとされている事務	第六条(第三項及び第四項を除く。)、第七条、第八条第一項、第十条第二項(第十三条第二項において準用する場合を含む。)及び第十二条の規定により都道府県が処理することとされている事務

二 第三十七条第二項において準用する第二十八条、第二十九条及び第三十条 を受けた事業に関するものに限る。)	二 第三十七条第二項において準用する第二十八条、第二十九条及び第三十条 の規定により国土交通大臣の事業の認定 を受けた事業に関するものに限る。)	二 第三十七条第二項において準用する第二十八条、第二十九条及び第三十条 の規定により国土交通大臣の事業の認定 を受けた事業に関するものに限る。)	二 第三十七条第二項において準用する第二十八条、第二十九条及び第三十条 の規定により国土交通大臣の事業の認定 を受けた事業に関するものに限る。)	二 第三十七条第二項において準用する第二十八条、第二十九条及び第三十条 の規定により国土交通大臣の事業の認定 を受けた事業に関するものに限る。)
年金生活者支 援給付金の支 給に関する法 律(平成二十 四年法律第百 二号)	年金生活者支 援給付金の支 給に関する法 律(平成二十 四年法律第百 二号)	年金生活者支 援給付金の支 給に関する法 律(平成二十 四年法律第百 二号)	年金生活者支 援給付金の支 給に関する法 律(平成二十 四年法律第百 二号)	年金生活者支 援給付金の支 給に関する法 律(平成二十 四年法律第百 二号)
地方税法等の 一部を改正す る等の法律 (平成二十八 年法律第十三 号)	地方税法等の 一部を改正す る等の法律 (平成二十八 年法律第十三 号)	地方税法等の 一部を改正す る等の法律 (平成二十八 年法律第十三 号)	地方税法等の 一部を改正す る等の法律 (平成二十八 年法律第十三 号)	地方税法等の 一部を改正す る等の法律 (平成二十八 年法律第十三 号)
特別法人事業 税及び特別法 人事業譲与税 に関する法律 (平成三十一 年法律第四 号)	特別法人事業 税及び特別法 人事業譲与税 に関する法律 (平成三十一 年法律第四 号)	特別法人事業 税及び特別法 人事業譲与税 に関する法律 (平成三十一 年法律第四 号)	特別法人事業 税及び特別法 人事業譲与税 に関する法律 (平成三十一 年法律第四 号)	特別法人事業 税及び特別法 人事業譲与税 に関する法律 (平成三十一 年法律第四 号)
農林水産物及 び食品の輸出 の促進に関する 法律(令和 元年法律第五 十七号)	農林水産物及 び食品の輸出 の促進に関する 法律(令和 元年法律第五 十七号)	農林水産物及 び食品の輸出 の促進に関する 法律(令和 元年法律第五 十七号)	農林水産物及 び食品の輸出 の促進に関する 法律(令和 元年法律第五 十七号)	農林水産物及 び食品の輸出 の促進に関する 法律(令和 元年法律第五 十七号)

特定不法行為等に係る被害者等の迅速かつ円滑な救済に資するための日本司法支援センターの業務の特例並びに宗教法人による財産の処分及び管理の特例に関する法律(令和五年法律第九号)	第三章の規定により都道府県が処理することとされている事務	これで以外のものにする行為又は同一の事業の目的に供するため四ヘクタールを超える農地を農地若しくはその農地と併せて採草放牧地について農地法第三条第一項本文に規定する権利を取得する行為に係る基盤確立事業実施計画に係るものに限る。)						
森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律(平成三十一年法律第十一号)	第二章の規定により市町村又は都道府県が処理することとされている事務	この法律(第二十六条第二項を除く。)の規定により都道府県が処理することとされている事務						
預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律(令和三年法律第三十九号)	この法律(第二十六条第二項を除く。)の規定により都道府県が処理することとされている事務	この法律(第二十六条第二項を除く。)の規定により都道府県が処理することとされている事務						
別表第二 第二号法定受託事務（第二条関係）	この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる法律における用語の意義及び字句の意味によるものとする。	この法律の規定により地方公共団体が処理することとされている事務のうち、次に掲げるもの						
公職選挙法 (昭和二十五年法律第二百八十八号)	測量法(昭和二十四年法律第二百八十八号)	この法律の規定により地方公共団体が処理することとされている事務のうち、次に掲げるもの						

年法律第百号	都道府県の議会の議員又は長の選挙に関する事務
二市町村が第二百四十七条の規定により処理することとされている事務（都道府県の議会の議員又は長の選挙における公職の候補者又は公職の候補者となるとする者（公職にある者を含む。以下この項において「都道府県の選挙の公職の候補者等」という。）及び当該都道府県の選挙の公職の候補者等に係る後援団体の政治活動のために使用される文書図面に係る事務に限る。）並びに第二百一条の十一第十一項及び第二百一条の十四第二項の規定により処理することとされている事務（都道府県の議会の議員又は長の選挙の期日の告示の日から選挙の当日までの間ににおける事務に限る。）	二市町村が第二百四十七条の規定により処理することとされている事務（都道府県の議会の議員又は長の選挙における公職の候補者又は公職の候補者となるとする者（公職にある者を含む。以下この項において「都道府県の選挙の公職の候補者等」という。）及び当該都道府県の選挙の公職の候補者等に係る後援団体の政治活動のために使用される文書図面に係る事務に限る。）並びに第二百一条の十一第十一項及び第二百一条の十四第二項の規定により処理することとされている事務（都道府県の議会の議員又は長の選挙の期日の告示の日から選挙の当日までの間ににおける事務に限る。）
建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）	第七十条第四項（第七十四条第二項（第七十六条の三第六項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）及び第七十六条の三第四項において準用する場合を含む。）、第七十一条（第七十四条第二項及び第七十六条の三第四項において準用する場合を含む。）、第七十二条（同条第二項の規定により建築協定書に意見を付する事務に係る部分を除き、第七十四条第二項及び第七十六条の三第四項において準用する場合を含む。）及び第七十三条第三項（第七十四条第二項、第七十五条の二第四項及び第七十六条の三第四項において準用する場合を含む。）の規定により市町村（建築主事等を置かない市町村に限る。）が処理することとされている事務
土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）	この法律の規定により地方公共団体が処理することとされている事務のうち、市町村が第二十二条第二項、第十四条第一項及び第三項、第二十四条第二項、第二十六条の二第二項、第三十四条の四第二項、第三十六条第四項、第三十六条の二第三項、第四十二条第二項及び第三項（第四十五条第三項及び第四十七条の四第二項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）、第四十五条第二項、第一百二条の二第一項、第一百十八条第二項及び第三項、第一百二十二条第一項及び第三項、第一百二十八条第一項、第一百二十八条第二項において準用する第一百二条の二第三項並びに第一百二十八条第三項及び第四項の規定（第一百三十八条第一項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）により処理することとされている事務（第十七条第二項に規定する事業（第二十七条第二項又は第四項の規定により国土交通大臣の事業の認定を受けた事業を除く。）に関するものに限る。）
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）	第十条の七の二第二項の規定により市町村が処理することとされている事務（第二十五条第一項第四号から第十一号までに掲げる目的を達成するための指定に係る保安林に関するものに限る。）
農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）	この法律の規定により市町村が処理することとされている事務のうち、次に掲げるもの 一 第四条第一項第七号の規定により市町村（指定市町村を除く。）が処理することとされている事務（同一の事業の目的に供するため四ヘクタールを超える農地を農地以外のものにする行為に係るもの）を除く。） 二 第四条第三項の規定により市町村（指定市町村を除く。）が処理することとされている事務（申請書を送付する事務（同一の事業の目的に供するため四ヘクタールを超える農地を農地以外のものにする行為に係るもの）を除く。）に限る。 三 第五条第一項第六号の規定により市町村（指定市町村を除く。）が処理することとされている事務（同一の事業の目的に供するため四ヘクタールを超える農地又はその農地と併せて採草放牧地について第三条第一項本文に掲げる権利を取得する行為に係るもの）を除く。）

四 第五条第三項において準用する第四条第三項の規定により市町村（指定市町村を除く。）が処理することとされている事務（申請書を送付する事務（同一の事業の目的に供するため四ヘクタールを超える農地又はその農地と併せて採草放牧地について第三条第一項本文に掲げる権利を取得する行為に係るもの）を除く。）に限る。）
五 第四十三条第一項の規定により市町村（指定市町村を除く。）が処理することとされている事務（同一の事業の目的に供するため四ヘクタールを超える農地をコンクリートその他これに類するもので覆う行為に係るもの）を除く。）
この法律の規定により市町村が処理することとされている事務のうち次に掲げるもの
九 九年法律第百 十九号 土地区画整理法（昭和二十 九年法律第百 十九号）
<p>一 第四条第一項後段、第九条第四項（第十条第三項において準用する場合を含む。）、第十条第一項後段、第十一条第五項及び第七項、第十三条第一項後段、第十四条第一項後段（同条第二項において準用する場合を含む。）及び第三项後段、第十九条第一項及び第三项（これらの規定を第三十九条第二項及び第五十条の七第二項（第五十一条の十第二項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）ににおいて準用する場合を含む。）、第四十五条第二項後段、第五十一条の二第一項後段（第五十一条の十一第二項において準用する場合を含む。）、第五十一条の八第一項（第五十一条の十第二項において準用する場合を含む。）、第五十一条の九第四項（第五十一条の十第二項において準用する場合を含む。）、第五十一条の十七第一項後段、第五十一条の十三第一項後段、第五十二条第一項後段、第七十七条第八项後段、第八十六条第二項並びに第九十七条第一項後段に規定する事務</p> <p>二 第五十五条第十項（同条第十三項において準用する場合を含む。）及び第七十二条第六項及び第七十七条第六項（第一百三十三条第一項において準用する場合を含む。）に規定する事務（個人実行者組合、区画整理会社、市町村又は市ののみが設立した地方公社が施行する土地区画整理事業に係るものに限る。）</p> <p>三 第七十二条第六項及び第七十七条第六項（第一百三十三条第一項において準用する場合を含む。）に規定する事務（個人実行者組合、区画整理会社、市町村又は市ののみが設立した地方公社が施行する土地区画整理事業に係るものに限る。）</p> <p>四 第二十六条第二項の規定により市町村が処理することとされる事務（都県が造成した造成工場敷地に係るものに限る。）</p> <p>五 第三十四条第二項の規定により市町村が処理することとされている事務（地方公共団体（都道府県を除く。）、地方住宅供給公社（市ののみが設立したものに限る。）又は第四十五条第一項の規定による施行者が施行する新住宅市街地開発事業に係るものに限る。）</p>
号 新住宅市街地開発法（昭和三十八年法律第百三十四号）
三十三年法律（昭和三十三年法律第九十八号）
首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律（昭和三十三年法律第九十八号）
新住宅市街地開発法（昭和三十八年法律第百三十四号）

近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律（昭和三十九年法律第百四十五号）	第三十五条第二項の規定により市町村が処理することとされている事務（府県地の整備に関する法律（昭和四十一年法律第百十号）と昭和四十年法律第百号）	この法律の規定により市町村が処理することとされている事務のうち次に掲げるもの 一 第三十九条第二項に規定する事務（都道府県以外の地方公共団体が施行する流通業務市街地造成工場敷地に係るものに限る。） 二 他の法律の規定により許可、認可その他の処分をする権限を有する市町村が第四十六条第二項の規定により処理することとされている事務（他の法律により当該権限に属する事務が第二号法定受託事務とされている場合に限る。）
都市計画法（昭和四十三年法律第百号）	都市再開発法（昭和四十四年法律第三十号）	一 第二十条第二項（都道府県から送付を受けた図書の写しを公衆の縦覧に供する事務に係る部分に限り、第二十一条第二項において準用する場合を含む。）及び第六十二条第二項（都道府県知事から送付を受けた図書の写しを公衆の縦覧に供する事務に係る部分に限り、第六十三条第二項において準用する場合を含む。）の規定により市町村が処理することとされている事務 二 第六十九条の規定により適用される土地収用法の規定により地方公共団体が処理することとされている事務のうち、同法第百三十九条の三第二号に掲げる事務（この法律第五十九条第一項又は第四項の規定による都道府県知事の認可を受けた都市計画事業に係るものに限る。） この法律の規定により市町村が処理することとされている事務のうち次に掲げるもの 一 第七条の九第二項（第七条の十六第二項、第七条の二十第二項、第十一條第四項、第三十八条第二項、第四十五条第五項、第五十条の二第二項、第五十条の九第二項、第五十条の十二第二項及び第五十条の十五第二項において準用する場合を含む。）、第七条の十五第三項（第七条の十六第二項において準用する場合を含む。）、第七条の十七第五項及び第七項、第十五条第二項（第三十八条第二項において準用する場合を含む。）及び第五十条の五第二項（第五十条の九第二項において準用する場合を含む。）において準用する第七条の三第二項及び第三項、第十六条第一項（第三十八条第二項、第五十条の六及び第五十条の九第二項において準用する場合を含む。）、第十九条第四項（第三十八条第二項において準用する場合を含む。）、第二十八条第一項、第四十一条第二項（第五十条の十一第二項（第一百六条第七項（第一百八十八条の二十四第二項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）及び第一百六条第六項において準用する場合を含む。）第十九条第一項（これらの規定を第百八十八条の三十第二項において準用する場合を含む。）及び第百八十四条第一項（五百六十六条において準用する場合を含む。）並びに第百二十四条第一項に規定する事務 二 第五十五条第二項（第五十六条において準用する場合を含む。）、第五十八条第三項及び第四项において準用する第十六条第一項（ただし書を除く。）及び第十九条第四项並びに第百十八条の二十八第二項において準用する第九十九条の八第五項において準用する第九十八条第一項並びに第九十九条第一項及び第

新都市基盤整備法（昭和四十七年法律第八十六号）	公有地の拡大の推進に関する法律（昭和四十六年法律第六号）	この法律の規定により市町村が処理することとされている事務のうち次に掲げるもの 一 第二十五条第一項において準用する土地区画整理法第五十五条第十項（同条第十三項において準用する場合を含む。）の規定により処理することとされる事務（市町村が施行する新都市基盤整備事業に係るものに限る。） 二 第二十九条において準用する土地区画整理法第七十二条第六項及び第七十七条第六項の規定により処理することとされている事務（市町村が施行する新都市基盤整備事業に係るものに限る。）
国土利用計画法（昭和四十年法律第九号）	公有地の拡大の推進に関する法律（昭和四十六年法律第六号）	この法律の規定により市町村が処理することとされている事務のうち次に掲げるもの 一 第三十三条第二項（第二十七条第二項において準用する場合を含む。）、第三十六条において準用する土地区画整理法第九条第四項（第三十六条において準用する同法第十条第三項において準用する場合を含む。）、同法第十条第一項後段、同法第十一条第五項及び第七項並びに同法第十三条第一項後段、第五十条第四項において準用する同法第四十一条第三項（第七十一条において準用する同法第七十八条第四項及び第八十三条において準用する同法第一百十条第七項において準用する場合を含む。）、第五十二条第一項において準用する同法第十九条第二項及び第三項、同法第二十条第一項並びに同法第二十二条第六項（これらの規定を第五十一条において準用する同法第三十九条第二項において準用する場合を含む。）、同法第二十九条第一項、同法第三十九条第一項後段並びに同法第四十五条第二項後段、第六十三条第一項、第七十一条において準用する同法第十九条第二項及び第三項、同法第二十条第一項並びに同法第二十二条第六項（これらの規定を第五十一条において準用する同法第三十九条第二項において準用する場合を含む。）、同法第二十九条第一項、同法第三十九条第一項後段並びに同法第四十五条第二項後段、第七十二条第二項において準用する同法第八十六条第二項、第八十一条第二項において準用する同法第九十七条第一項後段並びに第十五条第一項に規定する事務 二 第五十七条において準用する土地区画整理法第五十五条第十項（第五十七条において準用する同法第五十五条第十三項において準用する場合を含む。）及び第五十九条第十二項（同条第十五項において準用する場合を含む。）に規定す

附 則（昭和二十三年五月一日法律第三二号）
この法律は、公布の日から、これを施行する。

附 則（昭和二十三年六月三日法律第五二号）
この法律は、公布の日から、これを施行する。但し、第九十四条の規定は、昭和二十三年十一月一日から、これを施行する。

附 則（昭和二三年七月二十日法律第一七九号）
抄

第一条 この法律は、昭和二十三年八月一日から、これを施行する。

第二条 この法律施行の際現に地方公共団体の議会の議員と当該地方公共団体以外の地方公共団体の長、副知事若しくは助役又は出納長若しくは副出納長若しくは収入役若しくは副収入役その他の有給の職員を兼ねるものについては、これらの職を兼ねている間に限り、地方自治法第九十二条第二項及び第一百四十二条第一項の改正規定（これららの規定を適用又は準用する規定を含む。）はこれを適用しない。この法律施行の際現に同法第五十五条第二項及び第六十五条第十ー項の規定の適用又は準用を受ける得票者についても、また、同様とする。

第三条 法律又は政令に特別の定がある場合を除く外、この法律施行の際現になされている地方公共団体の財産又は當造物の使用の許可で改正後の地方自治法第二百十三条第二項の規定に基く条例により定められた独占的な使用の許可に該当するものは、この法律施行の日から十年以内に、夫々改正後の同条の規定による手続を経て必要な同意を得なければ、この法律施行の日から十年を経過したときは、将来に向つてその効力を失う。但し、造林を目的とする土地の使用の許可是、この法律施行の際現にその土地の上に生育している造林に係る立木がその時までに森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第七条第四項第四号の適正伐期齡級以上の齡級に達していない場合においては、その立木が生育している土地の区域については、その達する時まで（その以前にその主伐が完了したときはその時まで）は、その効力を失わない。

第五条 この法律の施行に関する必要な事項は、政令でこれを定める。

附 則（昭和二三年七月二十日法律第一八〇号）

この法律は、昭和二十三年九月一日から、これを施行する。

附 則（昭和二三年一二月一日法律第二一六号）

この法律は、公布の日から、これを施行する。
この法律は、公職選挙法施行の日から施行する。
この法律は、公職選挙法施行の日から施行する。但し、この法律が施行される日の前日までに選任された地方公共団体の選舉管理委員については、その選任の日に遡つてこれを適用する。但しては、この限りでない。

附 則（昭和二三年一二月二九日法律第二八〇号）

この法律は、昭和二十四年一月一日から施行する。

附 則（昭和二四年五月三日法律第一六一号）

この法律は、昭和二十四年六月一日から施行する。

附 則（昭和二四年六月一〇日法律第二〇七号）

この法律は、公布の日から施行する。

附 則（昭和二五年四月一五日法律第一〇一号）

この法律は、電波法施行の日から施行する。

附 則（昭和二五年五月二日法律第一三三号）
抄

この法律は、昭和二十五年五月十五日から施行する。但し、附則第六項の規定は、昭和二十五年四月三十日から適用する。

4 この法律施行の際現に地方自治法の一部を改正する法律（昭和二十三年法律第百七十九号）附則第二条第二項の規定に基きその手続を開始している請求については、改正後の同条の規定にかかる。改定にかかる。なお、従前の例による。

5 前項の規定は、この法律施行の際現に、地方自治法の一部を改正する法律（昭和二十三年法律第百七十九号）附則第二条第二項の規定に基く請求に係る市町村の廃置分合又は境界変更で改正前の同条第五項の規定により当該都道府県の議会の議決において出席議員の過半数の同意が得られなかつたもの又は同条第二項の規定に基くその手続を開始している請求に係る市町村の廃置分合又は境界変更について、改正後の同条の規定に基くあらたな請求をすることを妨げるものと解してはならない。

7 改正後の地方自治法第二百五十五条の二（地方自治法の一部を改正する法律（昭和二十三年法律第百七十九号）附則第二条第十項において準用する場合を含む。）に規定する争訟で、この法律施行の際現に裁判所にかかっているものは、同条の規定にかかる。改定にかかる。なお、従前の例による。

8 この法律の実施のための手続その他その執行について必要な事項は、政令で定める。

附 則（昭和二五年五月三日法律第二一〇号）
抄

この法律は、公布の日から施行する。

附 則（昭和二六年五月一八日法律第一六〇号）
抄

この法律は、公布の日から施行する。

附 則（昭和二六年六月七日法律第二〇八号）
抄

この法律は、昭和二十六年六月一日から施行する。

附 則（昭和二六年六月七日法律第二一〇三号）
抄

この法律は、公布の日から施行する。

附 則（昭和二七年七月三日法律第二一六二号）
抄

この法律は、昭和二十七年七月一日から施行する。

附 則（昭和二七年七月三日法律第二五一号）
抄

この法律は、公社法の施行の日から施行する。

附 則（昭和二七年七月三日法律第二一六二号）
抄

この法律は、自治府設置法（昭和二十七年法律第二百六十一号）施行の日から施行する。

1 (施行期日)
この法律は、公布の日から起算して三月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第二百四条第一項の次に一項を加える改正規定中薪炭手当に係る部分は、国家公務員に対し薪炭手当を支給することを定める法律が施行される日から施行する。(法律の廃止)

2 五大都市行政監督に関する法律(大正十一年法律第一号)は、廃止する。
(契約の方法に関する経過措置)
この法律の施行後新法第二百四十三条第一項ただし書の規定による条例が制定施行されるまでの間は、同条同項に規定する契約の方法については、なお、従前の例による。

3 指定都市への事務引継に伴う経過措置
前項に規定する事務に従事している都道府県の職員で政令で定める基準によりもつばら指定都市の区域内に係る同項の事務に従事していると認められるものは、同項の規定による事務の引継とともに、都道府県において正式任用されていた者にあつては、引き続き指定都市の相当の職員に正式任用され、都道府県において条件附採用期間中であつた者にあつては、引き続き条件附で指定都市の相当の職員となるものとする。この場合において、その者の指定都市における条件附採用の期間には、その者の都道府県における条件附採用の期間を通算するものとする。

4 前項の規定により指定都市の職員となる者が受けるべき給料の額が、指定都市の職員となる際その者が従前都道府県において受けっていた給料の額に達しないこととなる場合においては、その採用の期間には、その者の都道府県における条件附採用の期間を通算するものとする。

5 前項の規定により指定都市の職員となる者が受けるべき給料の額が、指定都市の職員となる際その者が都道府県において受けている場合においては、その採用の期間には、その者の都道府県における条件附採用の期間を通算するものとする。

6 前項の規定により指定都市の職員となる者は、政令で定めるところにより、その選択によつて、都道府県の退職手当を受け、又は受けないことができるものとし、指定都市は、都道府県の退職手当を受けない者について、その者が都道府県の職員として在職した期間を当該指定都市の職員としての在職期間に通算する措置を講ずるものとする。

7 恩給法の一部を改正する法律(昭和二十二年法律第七十七号)附則第十条の規定の適用又は準用を受ける者が附則第十項の規定により指定都市の職員となつた場合においては、その職員が新法第二百五十二条の十九第一項各号に掲げる事務に従事する間に限り、これに恩給法の一部を改正する法律(昭和二十二年法律第七十七号)附則第十条の規定を準用する。この場合においては、同条第三項中「俸給を給する都道府県」とあるのは「俸給を給する地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市を包括する都道府県」と、同条第四項中「都道府県」とあるのは「地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市」と、「国庫」とあるのは「国庫又は地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市を包括する都道府県」と、「歳入徵収官」とあるのは「歳入徵収官又は地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市を包括する都道府県の出納長」と読み替えるものとする。

8 前項の規定に該当する場合を除くほか、都道府県の職員が附則第十項の規定により引き続いて指定都市の職員となつた場合(その者が引き続いて都道府県の職員となり、更に引き続いて指定都市の職員となつた場合を含む)におけるその者の退職年金又は退職一時金の支給に関するその者の在職期間については、都道府県及び指定都市は、相互にその者の在職期間を通算する措置を講ずるものとする。

9 前六項に規定するもののほか、新法第二百五十二条の十九第一項に掲げる事務の指定都市又は指定都市の市長若しくは指定都市の委員会その他の機関への引継に伴う必要な経過措置は、政令で定める。(争訟に関する経過措置)

10 この法律の施行の際現に旧法の規定により提起されている地方公共団体又はその機関の行為に係る争訟については、なお、従前の例による。(政令への委任)

11 前各項に定めるもののほか、この法律の施行のため必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (昭和三一年六月三〇日法律第一六三号) 抄
(施行期日)

1 この法律は、昭和三十一年十月一日から施行する。ただし、第一条中地方自治法第二十条、第一百二十二条及び附則第六条の改正規定、第二条、第四条中教育公務員特例法第十六条、第十七条及び第二十二条の四の改正規定、第五条中文部省設置法第五条第一項第十九号の次に二号を加える改正規定中第十九号の三に係る部分及び第八条の改正規定、第七条、第十五条、第十六条及び第三項及び第四項の改正規定(附則第五項の改正規定中教育長又は指導主事に係る部分を含む)並びに附則第六項から第九項までの規定は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六六二号)附則第一条に規定する教育委員会の設置関係規定の施行の日から施行する。

(選挙期日が告示されている場合の教育委員会の委員の選挙の経過措置)

2 この法律(附則第一項ただし書に係る部分に限る。以下同じ。)の施行の際、すでに選挙の期日の告示されている教育委員会の委員の選挙については、改正後の公職選挙法の規定にかかるわらず、なお、従前の例による。

(助役が兼ねている教育長の経過措置)
この法律の施行の際、現に改正前の地方自治法附則第六条の規定によつて教育長を兼ねている助役は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律附則第一条に規定する教育委員会の設置関係規定の施行の際現に在任する教育長とみなして、同法附則第十条の規定を適用する。

附 則 (昭和三一年五月二七日法律第一一三号) 抄
(施行期日)

1 この法律は、昭和三十二年八月一日から施行する。
附 則 (昭和三一年五月三一日法律第一五四号) 抄

1 (施行期日)
この法律は、公布の日から施行し、附則第四十項及び附則第四十一項の規定を除くほか昭和三十一年四月一日から適用する。

附 則 (昭和三一年六月一一日法律第一五四号) 抄
(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行し、附則第四十項及び附則第四十一項の規定を除くほか昭和三十一年六月三日から適用する。

附 則 (昭和三一年六月三日法律第一六三号) 抄
(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して三箇月をこえない範囲内で政令で定める日から施行する。

附 則 (昭和三一年四月五日法律第五三号) 抄
(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。
(市の人口要件の特例)

2 地方自治法第七条第一項の規定による関係市町村の区域の全部若しくは一部をもつて市を設置する処分又は同法第八条第三項の規定による町村を市とする処分については、昭和三十三年九月三十日までにその申請がなされ、かつ、その申請の際当該市となるべき普通地方公共団体の人口が三万以上であるものに限り、同法第八条第一項第一号の規定にかかるわらず、市となるべき普通地方公共団体の人口に関する要件は三万以上とする。ただし、地方自治法の一部を改正する法律(昭和二十九年法律第九十号)附則第二項の規定によることを妨げるものではない。

3 前項の人口は、地方自治法第二百五十四条及びに第二百五十五条及びこれに基く政令の定めるところによる。

附 則 (昭和三一年四月二二日法律第七五号) 抄
(施行期日)

		1 この法律は、昭和三十三年六月一日から施行する。ただし、衆議院議員の選挙に関するものについては、改正後の公職選挙法第百九十九条の四の規定は次の総選挙の公示の日から、その他の規定は次の総選挙から施行する。
	附 則	(昭和三十三年四月二三日法律第七六号) 抄
1	(施行期日)	この法律は、公布の日から起算して三箇月をこえない範囲内で政令で定める日から施行する。
1	附 則	(昭和三十三年四月二五日法律第八七号) 抄
1	(施行期日)	この法律は、公布の日から施行する。
1	附 則	(昭和三十三年八月一日から施行する。)
1	(施行期日)	この法律は、公布の日から起算して三箇月をこえない範囲内で政令で定める日から施行する。
1	附 則	(昭和三十三年四月一日から施行する。)
1	(施行期日)	この法律は、公布の日から施行する。
1	附 則	(昭和三四年四月一一日法律第八七号) 抄
1	(施行期日)	この法律は、公布の日から施行する。
1	附 則	(昭和三四年三月一一日法律第一二号) 抄
1	(施行期日)	この法律は、公布の日から起算して三月をこえない範囲内で政令で定める日から施行する。
1	附 則	(昭和三四年四月一一日法律第八七号) 抄
1	(施行期日)	この法律は、公布の日から施行する。
1	附 則	(昭和三五年三月三二日法律第四二号) 抄
1	(施行期日)	この法律は、昭和三十五年四月一日から施行する。
1	附 則	(昭和三五年四月二六日法律第五七号) 抄
1	(施行期日)	この法律は、公布の日から起算して三箇月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。
1	附 則	(昭和三五年六月三〇日法律第一一三号) 抄
1	(施行期日)	この法律は、昭和三十五年七月一日から施行する。
第一條	(この法律は、昭和三十五年七月一日から施行する。)	
	(経過規定)	
第三条	この法律の施行の際現にこの法律による改正前のそれぞれの法律の規定により内閣総理大臣若しくは自治庁長官又は国家消防本部においてした許可、認可その他これらに準ずる处分は、この法律による改正後のそれぞれの法律の相当規定に基づいて、自治大臣がし、又は消防庁においてした許可、認可その他これらに準ずる処分とみなす。	
2	この法律の施行の際現にこの法律による改正前のそれぞれの法律の規定により内閣総理大臣若しくは自治庁長官又は国家消防本部においてした許可、認可その他これらに準ずる処分の申請届出その他の行為は、この法律による改正後のそれぞれの法律の相当規定に基づいて、自治大臣がし、又は消防庁に対してもした許可、認可その他これらに準ずる処分の申請、届出その他の行為とみなす。	
第四条	この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。	
	(施行期日)	
1	この法律は、公布の日から施行し、昭和三十五年十月一日から適用する。ただし、第一条中一般職の職員の給与に関する法律(以下「法」という。)第五条、第九条及び第九条の二の改正規定並びに同法第十条の二の次に一条を加える改正規定並びに附則第十二項及び附則第十三項の規定は、昭和三十六年四月一日から施行する。	
附 則	(昭和三五年一二月二二日法律第一五〇号) 抄	
8	前項ただし書の場合には、行政事件訴訟法第十八条後段及び第二十一条第二項から第五項までの規定を準用する。	
1	附 則	(昭和三七年九月八日法律第一五三号) 抄
1	この法律は、昭和三十七年十二月一日から施行する。	
附 則	(昭和三七年九月一五日法律第一六一号) 抄	
	附 則	(昭和三六年六月一六日法律第一四一号) 抄
	(施行期日)	
1	この法律中第四条第四項及び第十八条の規定、第二十三条の規定(地方公共団体に係る部分に限る。)並びに附則第七項の規定は昭和三十七年四月一日から、その他の規定は公布の日から起算して三箇月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。	
2	この法律は、公布の日から施行する。	
1	附 則	(昭和三六年一月二〇日法律第二三五号) 抄
1	(施行期日)	この法律は、災害対策基本法の施行の日から施行する。
1	附 則	(昭和三七年五月八日法律第一〇九号) 抄
1	(施行期日)	この法律は、公布の日から起算して十月をこえない範囲内において、各規定につき、政令で定める日から施行する。
1	附 則	(昭和三七年五月一五日法律第一三二号) 抄
1	(施行期日)	この法律は、公布の日から施行する。
1	附 則	(昭和三七年五月一六日法律第一四〇号) 抄
1	(施行期日)	この法律は、昭和三十七年十月一日から施行する。
1	附 則	(昭和三七年五月一六日法律第一四〇号) 抄
1	(施行期日)	この法律は、昭和三十七年十月一日から施行する。
2	この法律による改正後の規定は、この附則に特別の定めがある場合を除き、この法律の施行前に生じた事項にも適用する。ただし、この法律による改正前の規定によつて生じた効力を妨げない。	
3	この法律の施行の際現に係属している訴訟については、当該訴訟を提起することができない旨を定めるこの法律による改正後の規定にかかるわらず、なお従前の例による。	
4	この法律による改正後の規定にかかるわらず、なお従前の例による。	
4	この法律の施行の際現に係属している訴訟の管轄については、当該管轄を専属管轄とする旨のこの法律による改正後の規定にかかるわらず、なお従前の例による。	
5	この法律の施行の際現にこの法律による改正前の規定による出訴期間が進行している处分又は裁決に関する訴訟の出訴期間については、なお従前の例による。ただし、この法律による改正後の規定による出訴期間がこの法律による改正前の規定による出訴期間より短い場合に限る。	
6	この法律の施行前にされた処分又は裁決に関する当事者訴訟で、この法律による改正により出訴期間が定められたものについての出訴期間は、この法律の施行の日から起算する。	
7	この法律の施行の際現に係属している処分又は裁決の取消しの訴えについては、当該法律関係の当事者の一方を被告とする旨のこの法律による改正後の規定にかかるわらず、なお従前の例による。ただし、裁判所は、原告の申立てにより、決定をもつて、当該訴訟を当事者訴訟に変更することを許すことができる。	

2 1 この法律は、昭和三十七年十月一日から施行する。

3 この法律による改正後の規定は、この附則に特別の定めがある場合を除き、この法律の施行前にされた行政の処分、この法律の施行前にされた申請に係る行政の不作為その他この法律の施行前に生じた事項についても適用する。ただし、この法律による改正前の規定によつて生じた効力を妨げない。

4 前項に規定する訴願等で、この法律の施行後は行政不服審査法による不服申立てをすることはできないこととなる处分に係るものは、同法以外の法律の適用については、行政不服審査法による不服申立てとみなす。

5 第三項の規定によりこの法律の施行後にされる審査の請求、異議の申立てその他の不服申立てについては、行政不服審査法による不服申立てをすることができない。

6 この法律の施行前にされた行政の処分で、この法律による改正前の規定により訴願等をすることができるものとされ、かつ、その提起期間が定められていないかたるものについて、行政不服審査法による不服申立てをすることができる期間は、この法律の施行の日から起算する。

7 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

8 前八項に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

9 この法律及び行政事件訴訟法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（昭和三十七年法律第百四十号）に同一の法律についての改正規定がある場合においては、当該法律は、この法律によつてまず改正され、次いで行政事件訴訟法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律によつて改正されるものとする。

10 この法律は、昭和三十八年四月一日から施行する。

附 則（昭和三八年六月八日法律第九号）抄
(施行期日及び適用区分)

第一条 この法律中目次の改正規定（第三編第四章の次に一章を加える部分に限る。）、第一条の二の改正規定、第二条第三項第八号の改正規定（第一百六十三年の二の次に一条を加える改正規定）、第三編第四章の次に一章を加える改正規定、附則第二十条の二の次に一条を加える改正規定及び別表の改正規定並びに附則第十五条から附則第十八条まで、附則第二十四条（地方開発事業団に関する部分に限る。）、附則第二十五条（地方開発事業団に関する部分に限る。）及び附則第三編第四章の次に一章を加える改正規定（以下「財務以外の改正規定等」という。）は公布の日から、普通地方公共団体に係る会計の区分、予算の調製及び議決、継続費、繰越明許費、債務負担行為、予算の内容、歳入歳出予算の区分、予備費、補正予算及び暫定予算、地方債並びに一時借入金に関する改正規定（以下「予算関係の改正規定等」という。）は昭和三十九年一月一日から、その他の改正規定並びに附則第二条、附則第三条、附則第五条第三項、附則第六条第二項及び第三項、附則第七条、附則第九条から附則第十四条まで、附則第十九条から附則第二十三条まで、附則第二十四条（地方開発事業団に関する部分を除く。）、附則第二十五条（地方開発事業団に関する部分を除く。）並びに附則第二十六条から附則第三十四条までの規定は同年四月一日から施行する。ただし、改正後の地方自治法（以下「新法」という。）の規定中普通地方公共団体に係る会計の区分、予算の調製及び議決、継続費、繰越明許費、債務負担行為、予算の内容、歳入歳出予算の区分、予備費、補正予算及び暫定予算、地方債並びに一時借入金並びに決算に係る部分（債務負担行為、予算の内容、歳入歳出予算の区分、地方債及び一時借入金に関する部分については、当該部分が地方開発事業団に準用される場合を含む。）は、昭和三十九年度の予算及び決算から適用する。

（監査の請求に関する経過措置）

第二条 この法律（財務以外の改正規定等及び予算関係の改正規定を除く。以下同じ。）の施行前に改正前の地方自治法（以下「旧法」という。）第七十五条第四項の規定により市町村長に対し施した監査の請求については、新法第七十五条の規定にかかるず、なお従前の例による。

（収入に関する経過措置）

第六条 昭和三十八年度分以前の地方債については、新法第二百三十条の規定にかかるず、なお従前の例による。

2 この法律の施行前に旧法第二百十八条の規定により賦課又は徴収した夫役現品については、なお従前の例による。

（時効に関する経過措置）

第八条 昭和三十八年度分の一時の借入れについては、新法第二百三十五条の三の規定にかかるらず、なお従前の例による。

（時効に関する経過措置）

第九条 この法律の施行の際既に進行を開始している地方公共団体の徴収金及び支払金の時効については、新法第二百三十六条の四第三項の規定にかかるわらず、なお従前の例による。

（財産に関する経過措置）

第十条 この法律の施行の際現に使用させている新法第二百三十八条第三項に規定する行政財産については、新法第二百三十八条の四第三項の規定による許可により使用させているものとみなす。

2 新法第二百三十八条の五第二項から第五項までの規定は、この法律の施行の際現に貸し付け、又は貸付け以外の方針により使用させている新法第二百三十八条第三項に規定する普通財産についても適用する。

（住民による監査請求及び訴訟に関する経過措置）

第十一條 新法第二百四十二条及び第二百四十二条の二の規定は、次項に定める場合を除き、この法律の施行前にされた公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行又は債務その他の義務の負担及びこの法律の施行前から引き続いている怠る事実についても適用する。

この場合において、新法第二百四十二条第二項の期間は、この法律の施行の日から起算する。（住民による監査請求及び訴訟に関する経過措置）

2 この法律の施行前に旧法第二百四十三条の二第二項の規定によりした請求又はこの法律の施行の際現に係属している同条第四項の裁判については、新法第二百四十二条及び第二百四十二条の二の規定にかかるわらず、なお従前の例による。

（職員の賠償責任に関する経過措置）

第十二条 この法律の施行前の事實に基づく地方公共団体の職員の賠償責任については、新法第二百四十三条の二の規定にかかるわらず、なお従前の例による。

（公の施設に関する経過措置）

第十三条 新法第九十六条第一項第八号及び第二百四十四条の二第二項の規定は、この法律の施行前に旧法第二百四十三条第二項に規定する使用の許可を受けた當造物を、この法律の施行後引き続き当該許可を受けた期間中使用する場合においては、適用しない。

（不服申立てに関する経過措置）

第十四条 この法律の施行前に旧法第二百十五条、第二百二十三条又は第二百二十四条の規定により提起された審査請求、異議申立て又は再審査請求については、なお従前の例による。

附 則（昭和三八年七月一日法律第一三三号）抄
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一箇月をこえない範囲内において政令で定める日から施行し、この法律による改正後の公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第四十九条の規定は、この法律の施行の日から起算して三箇月を経過した日後にその期日が公示され、又は告示される選挙から適用する。

政令で定めるところにより、道府県知事が第三百八十八条第一項の固定資産評価基準によつて決定した価格に相当する額を」とあるのは、「当該建築施設の部分の価格に同法第四十六条(防災建築街区造成法第五十五条第一項において準用する場合を含む。)の規定により確定した当該建築施設の部分の価額に対するその者が市街地改造事業又は防災建築街区造成事業を施行する土地の区域内に有していた土地、借地権又は建築物の対價の額の割合を乗じて得た額を当該建築施設の部分の」とする。

附 則 (昭和四五年三月一二日法律第一号)

(昭和四五年三月二八日法律第八号) 抄

(施行期日) この法律は、昭和四十五年五月一日から施行する。

第一条 この法律は、昭和四五年五月一日から施行する。

附 則 (昭和四五年五月二七日法律第一〇五号) 抄

(施行期日) この法律は、公布の日から起算して十月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (昭和四五年六月一日法律第一〇九号) 抄

(施行期日) この法律は、公布の日から起算して十月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (昭和四五年一月七日法律第一一九号) 抄

(施行期日) この法律は、公布の日から起算して一年をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (昭和四七年六月二六日法律第一〇六号) 抄

(施行期日) この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (昭和四七年六月二六日法律第一〇六号) 抄

(施行期日) この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (昭和四八年一〇月五日法律第一一一号) 抄

(施行期日) この法律は、公布の日から起算して一年をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (昭和四八年一〇月五日法律第一一一号) 抄

(施行期日) この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二百八十二条、第二百八十三条の三、第二百八十二条第二項、第二百八十二条の二第二項及び第二百八十三条第二項の改正規定、附則第

二百八十二条第二項、第二百八十二条の二第二項及び第二百八十三条第二項の改正規定、附則第一

十七条から第十九条までに係る改正規定並びに附則第二条、附則第七条から第十一条まで及び附則第十三条から第二十四条までの規定(以下「特別区に関する改正規定」という。)は、昭和五十年四月一日から施行する。

(旧東京都制の効力)

第二条 地方自治法附則第二条ただし書の規定によりなおその効力を有することとされる旧東京都制(昭和十八年法律第八十九号)第一百九十二条の規定は、法律又はこれに基づく政令により市に属する事務で改正後の地方自治法第二百八十二条第二項の規定により特別区が処理することとされているもの並びに同法第二百八十二条の三第一項の規定により特別区の区長が管理し、及び執行することとされている事務に關しては、その適用はないものとする。

(職員の引継ぎ)

第五条 特別区に関する改正規定の施行日の前日において現に都又は都知事若しくは都の委員会その他の機関が処理し、又は管理し、及び執行している事務で特別区に関する改正規定の施行の日以後法律又はこれに基づく政令により特別区又は特別区の区長若しくは特別区の委員会その他の機関が処理し、又は管理し、及び執行することとなるものに専ら從事していると認められる都の職員は、同日において都において正式任用された者にあつては引き続き当該特別区の相当の職員に正式任用され、都において条件付採用期間中であつた者にあつては引き続き条件付きで当該特別区の相当の職員となるものとする。この場合において、その者の当該特別区における条件付採用期間には、その者の都における条件付採用期間を通算するものとする。

第六条 前各条に定めるもののほか、この法律の施行のため必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (昭和五〇年三月三一日法律第九号) 抄

(施行期日) この法律は、公布の日から施行し、この法律による改正後的一般職の職員の給与に関する法律、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)、市町村立学校職員給与負担法(昭和二十三年法律第百三十五号)、国家公務員災害補償法(昭和二十六年法律第一百九十二条)及び地方公務員災害補償法(昭和四十二年法律第一百二十一号)の規定は、昭和五十年一月一日から適用する。

附 則 (昭和五〇年七月一日法律第五九号) 抄

(施行期日) この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

附 則 (昭和五〇年七月一日法律第六三号) 抄

(施行期日) この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

附 則 (昭和五〇年七月一日法律第五九号) 抄

(施行期日) この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (昭和五〇年七月一日法律第六四号) 抄

(施行期日) この法律による改正後的地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第一百二十八条及び第一百四十四条の規定は、施行日以後その選挙の期日を告示された選挙において選挙された地方公共団体の議会の議員及び長について適用し、施行日の前日までにその選挙の期日を告示された選挙において選挙された地方公共団体の議員及び長については、なお従前の例による。

第一条 この法律は、昭和五十一年一月一日から施行する。

附 則 (昭和五一年五月二七日法律第四六号)

この法律は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五二一年一二月二一日法律第八八号）抄

1 (施行期日等) この法律は、公布の日から施行し、改正後の一般職の職員の給与に関する法律（以下「改正後の法」という。）の規定（第十九条の二の規定及び附則第七項から第十一項までの規定を除く。）は昭和五十二年四月一日から、改正後の法附則第七項から第十一項までの規定並びに改正後の地方自治法（昭和二十一年法律第六十七号）及び市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第一百三十五号）の規定は昭和五十一年四月一日から適用する。

附 則（昭和五五年三月三一日法律第一三号）抄
(施行期日) (施行期日) (昭和五五年五月六日法律第四〇号)抄

1 (この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。)

附 則（昭和五五年五月六日法律第四〇号）抄
(施行期日) (施行期日)

第一条 この法律は、条約が日本国について効力を生ずる日から施行する。

附 則（昭和五五年一月一九日法律第八五号）抄
(施行期日)

第一条 この法律は、昭和五十六年四月一日から施行する。

附 則（昭和五六六年六月一日法律第七九号）抄
(施行期日)

第一条 この法律は、昭和五十七年四月一日から施行する。

附 則（昭和五七年七月一六日法律第六六号）抄
(施行期日)

第一条 この法律は、昭和五十七年十月一日から施行する。

附 則（昭和五七年八月二十四日法律第八一号）抄
(施行期日等)

第一条 この法律は、昭和五十七年四月一日から施行する。

附 則（昭和五八年一二月一〇日法律第八三号）抄
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

附 則（昭和五八年一二月一〇日法律第八三号）抄
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

附 則（昭和五九年一二月二四日法律第八一号）抄
(施行期日等)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五九年一二月二四日法律第八一号）抄
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五九年一二月二四日法律第八一号）抄
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五九年五月八日法律第二五号）抄
(施行期日)

第一条 この法律は、昭和五十九年七月一日から施行する。

附 則（昭和五九年六月三〇日法律第五一号）抄
(施行期日)

1 (施行期日) この法律は、昭和五十九年七月一日から施行する。
附 則（昭和五九年八月一〇日法律第六七号）抄
(施行期日)

第一条 (この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。)
(経過措置)

第十条 (この法律による改正後の運輸省設置法第四十三条第一項の地方運輸局の陸運支局及び陸運支局の自動車検査登録事務所並びにこの法律による改正後の沖縄開発庁設置法第十条第一項の沖縄総合事務局の事務所及び事務所の支所（地方運輸局の陸運支局において所掌することとされている事務を分掌するものに限る。）であつて、この法律の施行の際この法律による改正前の地方自治法の一部を改正する法律附則第三項の事務所（次条において「陸運事務所」という。）の位置と同一の位置に設けられるものについては、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百五十六条第六項の規定は、適用しない。)

附 則（昭和五九年一二月二五日法律第八七号）抄
(施行期日)

第一条 (この法律は、昭和六十年四月一日から施行する。)
(政令への委任)

附 則（昭和六〇年七月一二日法律第九〇号）抄
(施行期日)

第一条 (この法律は、昭和六十年四月一日から施行する。)

附 則（昭和六〇年七月一二日法律第九〇号）抄
(施行期日)

第一条 (この法律は、昭和六一年四月一日から施行する。)
(その他の経過措置の政令への委任)

附 則（昭和六〇年一二月二七日法律第一〇八号）抄
(施行期日)

第一条 (この法律は、昭和六一年四月一日から施行する。)
(その他の経過措置の政令への委任)

附 則（昭和六一年一二月二七日法律第一〇八号）抄
(施行期日)

第一条 (この法律は、昭和六一年四月一日から施行する。)
(地方自治法の一部改正に伴う経過措置)

附 則（昭和六一年五月三〇日法律第七五号）抄
(施行期日)

第一条 (この法律は、公布の日から施行する。)

附 則（昭和六一年一二月四日法律第九三号）抄
(施行期日)

第一条 (この法律は、昭和六十二年四月一日から施行する。)

(政令への委任)

第四十二条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

一及び二 略

附 則 (昭和六一年一二月二六日法律第一〇九号) 抄

(施行期日) この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の地方自治法第四条の二第一項の規定による条例が制定施行されるまでの間は、地方公共団体の休日は、この法律の施行の際現に休日とされている日によるものとする。

附 則 (平成元年一一月一三日法律第七三号) 抄

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第五条第一項の改正規定並びに附則第九項から第十二項までの規定を加える改正規定並びに第十九条の六第一項の改正規定並びに附則第九項から第十二項までの規定は、平成二年四月一日から施行する。

附 則 (平成元年一一月一九日法律第八〇号) 抄

1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二年六月二九日法律第五八号) 抄

1 この法律は、平成三年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(施行期日)

第一条 この法律は、平成三年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一及び二 略

三 第二条の規定(前号に掲げるものを除く)、第四条及び第六条の規定、第九条中社会福祉事業法第十三条、第十七条及び第二十条の改正規定並びに第十条の規定並びに附則第七条、第十一条及び第二十三条の規定、附則第二十四条中地方税法第二十三条及び第二百九十二条の改正規定並びに附則第二十八条、第三十一条、第三十二条及び第三十六条の規定 平成五年四月一日

附 則 (平成三年四月二日法律第二四号) 抄

(施行期日) この法律は、公布の日から施行する。ただし、第百四十六条の改正規定、第百五十一条の次に一条を加える改正規定及び附則第三条から第五条までの規定は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行の際現に在職する監査委員は、その任期が満了するまでの間、改正後の地方自治法第一百九十六条第一項の規定により選任された監査委員とみなす。改定後の地方自治法第一百九十六条第二項及び第五項の規定は、この法律の施行の際現に在職する監査委員(議員のうちから選任された監査委員を除く)のうちこの法律の施行の日以後最初に任期が満了する監査委員の当該任期が満了するまでの間においては、当該監査委員が選任されている地方公共団体については適用しない。

(政令への委任)

第十三条 附則第二条及び第十条に定めるもののほか、この法律の施行に関する必要な経過措置その他事項は、政令で定める。

附 則 (平成三年四月一七日法律第三一号) 抄

(施行期日) この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

(条例の罰則に関する経過措置)

1 条例の罰則でこの法律の施行の際現に効力を有するものについては、この法律による改正後の刑法第十五条及び第十七条の規定にかかわらず、この法律の施行の日から一年を経過するまでの期限の経過後においても、同様とする。

附 則 (平成三年五月二一日法律第七九号) 抄

(施行期日) この法律は、公布の日から施行する。

(地方自治法の一部改正に伴う経過措置)

第四条 第二十三条の規定の施行の際現に同条の規定による改正前の地方自治法(以下この条において「旧法」という)、第二百八十六条第一項の規定によりされている旧法第二百八十七条第一項第一号、第四号又は第七号に掲げる事項のみに係る一部事務組合の規約の変更についての許可の申請は、第二十三条の規定による改正後の地方自治法(以下この条において「新法」という)第二百八十六条第二項の規定によりされた届出とみなす。

2 第二十三条の規定の施行の際現に旧法第二百九十八条第二項の規定によりされている旧法第二百九十九条第一号、第三号又は第七号に掲げる事項のみに係る地方開発事業団の規約の変更についての認可の申請は、新法第二百九十八条第三項の規定によりされた届出とみなす。

(その他の処分、申請等に係る経過措置)

第六条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び次条において同じ)の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為(以下この条において「処分等の行為」という)又はこの法律の施行の際現に改正前のそれぞれの法律の規定によりされている許可等の申請その他の行為(以下この条において「申請等の行為」という)でのこの法律の施行の日においてこれららの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第一条から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む)の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用については、改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

附 則 (平成三年一〇月四日法律第九〇号) 抄

(施行期日) この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成三年一二月二四日法律第一〇二号) 抄

(施行期日) この法律は、公布の日から施行する。ただし、第五条第一項の改正規定、第十一条第四項を削る改正規定、第十三条の四第六項並びに第十九条の二第一項及び第二項の改正規定、第十九条の七を第十九条の八とする改正規定、第十九条の六の改正規定、同条を第十九条の七とし、第十九条の五を第十九条の六とし、第十九条の四を第十九条の五とし、第十九条の三を第十九条の四と

びに附則第二項から第二十項までの規定は、平成四年一月一日から施行する。

附 則 (平成三年一二月二四日法律第一一〇号) 抄

<p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、平成五年五月二一日法律第五一号）抄</p> <p>附 則 (平成五年五月二六日法律第五三号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。</p>	<p>附 則 (平成五年五月二六日法律第五三号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。</p>
<p>附 則 (平成五年六月一八日法律第七〇号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この法律は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則 (平成五年六月一八日法律第七三号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この法律は、公布の日から施行する。</p>	<p>附 則 (平成五年六月一八日法律第七〇号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第一条中精神保健法の目次の改正規定（第五章 医療及び保護（第二十条—第五十一条））を「第八章 雜則（第五十一条の十二）」に改める部分に限る。及び第五章の次に二章を加える改正規定（第八章に係る部分に限る。）並びに附則第六条中地方自治法（昭和二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項第十一号の次に一号を加える改正規定は、平成八年四月一日から施行する。</p>
<p>附 則 (平成五年一一月一九日法律第九二号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第六条中地方自治法別表第七第一号の表の改正規定、第十条中大気汚染防止法第五条の三第二項の改正規定、第十二条中公害防止事業費事業者負担法第二十条の改正規定（第十四条の規定、第十五条中水質汚濁防止法第二十一条の改正規定並びに第十六条中農用地の土壤の汚染防止等に関する法律第三条第三項及び第五条第五項の改正規定は、環境基本法附則ただし書に規定する日から施行する。</p> <p>附 則 (平成五年一二月三日法律第九四号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、目次の改正規定（「心身障害者対策協議会」を「障害者施策推進協議会」に改める部分に限る。）、第七条の次に一条を加える改正規定、第四章の章名の改正規定、第二十七条の前の見出し並びに同条第一項及び第二項の改正規定、第二十八条第二項及び第四項の改正規定、第三十条の改正規定並びに次項から附則第四項までの規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。</p>	<p>附 則 (平成五年一一月一九日法律第九二号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第六条中地方自治法別表第七第一号の表の改正規定、第十条中大気汚染防止法第五条の三第二項の改正規定、第十二条中公害防止事業費事業者負担法第二十条の改正規定（第十四条の規定、第十五条中水質汚濁防止法第二十一条の改正規定並びに第十六条中農用地の土壤の汚染防止等に関する法律第三条第三項及び第五条第五項の改正規定は、環境基本法附則ただし書に規定する日から施行する。</p>
<p>附 則 (平成六年二月一一日法律第一号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、公布の日から起算して六十日を経過した日から施行する。</p> <p>附 則 (平成六年二月四日法律第二号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、公職選挙法の一部を改正する法律の一部を改正する法律（平成六年法律第四号）の公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。</p> <p>附 則 (平成六年二月四日法律第四号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、平成五年四月一日から施行する。</p> <p>附 則 (平成六年六月三日法律第六七号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、平成四年七月一日から施行する。</p>	<p>附 則 (平成六年二月一一日法律第一号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、公布の日から起算して六十日を経過した日から施行する。</p> <p>附 則 (平成六年二月四日法律第二号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、公職選挙法の一部を改正する法律の一部を改正する法律（平成六年法律第四号）の公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。</p>

(施行期日)
第一条 この法律は、公職選挙法の一部を改正する法律（平成六年法律第二号）の施行日の属する年の翌年の一月一日から施行する。

附 則 (平成六年三月一二日法律第一二号)

この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (平成六年六月二九日法律第四八号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において、各規定につき、政令で定める日から施行する。ただし、第十五条第二項、第七十四条、第七十四条の四、第七十五条第五項、第七十六条第四項、第八十条第四項、第八十一条第二項、第八十六条第四項、第一百条第三項、第一百五十九条第二項、第二百二十八条第三項、第二百四十二条の二及び第二百四十四条の二第七項の改正規定並びに別表第一から別表第七までの改正規定（別表第二第一号（十一）の改正規定（同号（十二）の次に次のように加える改正規定（中核市に係る部分に限る。）、別表第四第一号（一の四）中「指定都市」の下に「及び中核市」を加え、同号中（一の四）を（一の五）とし、（一の三）を（一の四）とし、（一の二）の次に次のように加える改正規定（指定都市）の下に「及び中核市」を加える部分に限る。）、同号（十七）の改正規定（指定都市）の下に「及び中核市」を加える部分に限る。）、同号（十九の七）、（十九の九）、（十九の十一）、（二十一の二）及び（二十三）の改正規定（同号（二十三）の次に次のように加える改正規定、同表第三号（四）の改正規定並びに別表第七第二号の表の改正規定を除く。）並びに次項から附則第四項までの規定は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。（直接請求に関する経過措置）

2 改正後の地方自治法第七十四条第六項及び第七項の規定は、前項ただし書に規定する規定の施行の際現にその手続が開始されている直接請求については、適用しない。
 3 前項に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。
附 則 (平成六年六月二九日法律第五六号) 抄
 (施行期日)

第一条 この法律は、平成六年十月一日から施行する。

第一条 (平成六年七月一八日法律第八四号) 抄
 (施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から施行する。
 (その他の経過措置の政令への委任)

第十五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。
附 則 (平成六年七月一八日法律第八四号) 抄
 (施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成六年一一月一一日法律第九七号) 抄
 (施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (平成六年一一月二五日法律第一〇四号)

この法律中、第一条の規定は公布の日から、第一条の規定は公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(施行期日)
附 則 (平成六年一二月一六日法律第一一七号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、平成七年七月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

附 則 (平成七年三月三一日法律第五二号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成七年四月一九日法律第六八号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成七年四月一九日法律第七一号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、平成八年四月一日から施行する。

附 則 (平成七年五月一九日法律第九三号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、平成七年七月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

附 則 (平成七年五月一九日法律第九四号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、平成七年七月一日から施行する。

附 則 (平成七年五月二四日法律第一〇一号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、保険業法（平成七年法律第百五号）の施行の日から施行する。

第七条 附則第一条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成七年六月七日法律第一〇六号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (平成七年一二月二〇日法律第一三五号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (平成八年三月三一日法律第一四号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、平成九年四月一日から施行する。

附 則 (平成八年三月三一日法律第二三号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成八年三月三一日法律第二八号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、平成八年四月一日から施行する。

附 則 (平成八年五月二四日法律第四六号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、平成八年四月一日から施行する。

（施行期日）

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（平成八年五月二十四日法律第四八号）抄
（施行期日）

附則（平成八年五月三一日法律第五五号）抄

1 (施行期日) この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内で政令で定める日から施行する。

附 則
(平成八年六月二六日法律第一〇五号)
抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する（施行期日）。

（平成八年六月二六日法律第一〇七号）抄
附則

第一条 (施行期日) この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定め

る日から施行する。

第七条の規定（社会福祉事業法第十六条の改正規定を除く。）
團法第二十八条の改正規定並びに附則第三条及び第七条の規定
平成九年四月一日 第九条中社会福祉・医療事業

同法第二八条の改正規定並に同法第二三九条及び第一三〇条の規定
立法院会四月一日

第十四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定め。

附則（平成九年三月三一日法律第一八号）抄

(施行期日) 二〇二〇年三月三十日

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

行
文
附
則
(平成九年五月一四日法律第五二号)
抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則
(平成九年六月四日法律第六七号)
抄

(施行期日) 二〇一〇年五月一日から西暦一二〇〇年三月三十日まで記載する旨とする。

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第七十五条第四項、第一百九十五条第二項、第一百九十六条第二項、第一百九十九条、第二百条第

二項、第四項及び第五項、第二百三十三条第四項、第二百四十二条第六項、第二百四十二条第六項並びに第二百四十三条の二第五項の文王規定並びに次条第一項及び第二項、付則第三条並

六項並ては第二百四十三条の二第五項の改正規定並ては次条第一項及び第二項
びに第四条の規定 平成十年四月一日

二 目次の改正規定、第二編中第十三章を第十四章とし、第十二章の次に一章を加える改正規定

及び第二百九十五条の改正規定並びに次条第三項の規定を超えない範囲内において政令で定める日

(経過措置) 第二条 改正後の地方自治法(以下「新法」という。)第一百九十六条第二項の規定にかかるつづき、

第二条 亞正律の地ノ目添添（以「新添」）**第三十一条** 第百九十九条第二項の規定にかかる限り、前条第一号に掲げる規定の施行の際現に在職する監査委員（議員のうちから選任された監査委員

2 新法第百九十九条第十二項の規定は、前条第一款（監査の結果に関する報告について適用する。を除く。）は、その任期が満了するまでの間は、在職することができる。

新法第二百五十二条の三十六第一項の規定による包括外部監査契約の締結については、前条第二号に掲げる規定の施行の日から平成十一年三月三十一日までの間に限り、新法第二百五十二条の三十六第一項中「速やかに、一の者と締結しなければならない」とあるのは、「一の者と締結することができる」とする。

4 新法第二百五十二条の三十六第一項の規定による包括外部監査契約の締結については、普通地方公共団体の長は、前条第二号に掲げる規定の施行前においても監査委員の意見を聞くとともに、議会の議決を経ることができる。

5 前各項に定めるもののほか、この法律の施行に関する必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成九年六月一日法律第七四号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、平成十年四月一日から施行する。

附 則 (平成九年六月一八日法律第九二号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、平成十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条(次号に掲げる改正規定を除く)、第三条(次号に掲げる改正規定を除く)、第五条、第六条、第七条(次号に掲げる改正規定を除く)並びに附則第三条、第六条、第七条、第十条及び第十四条(次号に掲げる改正規定を除く)の規定 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

附 則 (平成九年一二月一〇日法律第一一二号) 抄

(施行期日等) 1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中一般職の職員の給与に関する法律(以下「給与法」という。)第五条第一項の改正規定(「同じ。」の下に「ハワイ観測所勤務手当」を加える部分を除く。)、給与法第十九条の二第一項及び第二項の改正規定、給与法第十九条の四第二項の改正規定(「百分の五十」を「百分の五十五」に改める部分を除く。)、給与法第十九条の七第二項及び第十九条の十の改正規定、同条を給与法第十九条の十一とする改正規定、給与法第十九条の九第一項の改正規定、同条を給与法第十九条の十とし、給与法第十九条の八を給与法第十九条の九とし、給与法第十九条の七の次に一条を加える改正規定並びに給与法第二十三条第二項、第三項、第五項、第七項及び第八項の改正規定並びに附則第三項、第十項、第十三項、第十四項及び第十六項から第二十項までの規定 平成十年一月一日

附 則 (平成一〇年三月三一日法律第二九号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、平成十年四月一日から施行する。

附 則 (平成一〇年三月三一日法律第三二号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一〇年五月六日法律第四七号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成一〇年五月八日法律第五四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、第一条中地方自治法別表第一か

正規定、同表第二十号の五の改正規定、別表第二第二号（十の三）の改正規定並びに別表第三第一号の改正規定を除く。）並びに附則第七条及び第九条の規定は、公布の日から施行する。

（旧東京都の効力）

制(昭和十八年法律第八十九号)、第一百九十一条の規定は、法律又はこれに基づく政令により市町村が第一條の規定による改正後第一百八十九条第二項の規定により特別区に適用するものとし、第一項の規定により特別区に適用するものとする。

が処理する、とされてゐることのとされてゐる事務に関しては、その適用はないものとする。
（職員の引継ぎに関する事項の政令への委任）

第七条 施行日の前日において現に都又は都知事若しくは都の委員会その他の機関が処理し、又は管理し、及び執行している事務で施行日以後法律又はこれに基づく政令により特別区又は特別区

の区長若しくは特別区の委員会その他の機関が処理し、又は管理し、及び執行することとなるものに從事している都の職員の特別区への引継ぎに関して必要な事項は、政令で定める。
(元リ「第一回」、「各款の主張」)

第八条 [管轄] に附す。総括措置) この法律の施行前にした行為及びこの法律の附則において従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第九条 (政令への委任) 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行のため必要な経過措置は、

政令で定める。
附 則 (平成一〇年五月八日法律第五五号) 抄

第一（施行期日）**の法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。**

(施行期日) (平成一〇年六月一二日法律第一〇〇号) (抄)
附則

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第一条の規定は公布の日から、第二条並びに次条から附則第六条まで、第八条まで

付則(平成二年六月一日法律第二〇号) 少
から第十一條まで、第十二条、第十四条及び第十五条の規定は公布の日から起算して一年を超えない範囲内において、政令で定める日から施行する。

（施行期日）
第一条 本法律は、平成十一年四月一日から施行する。

附 則（平成一〇年九月二八日法律第一一〇号）
この法律は、平成十一年四月一日から施行する。

附 則（平成二〇年一〇月二日法律第一一四号）抄
（施行期日）

抄
（施行期日）（平成一〇年一〇月一九日法律第一三五号）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二条及び第五条並びに附則第四条から第六条まで、第九条、第十四条及び第十八条の規定は、平成十一年三月一日から施行する。

附 則（平成一〇年一二月一八日法律第一四八号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施
行する。

行
付
附
則
(平成一年三月三一日法律第一五号)
抄

第一条 この法律は、平成十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 目次の改正規定、第四百十一条第一項後段を削る改正規定、第四百十五条规定及び第四百三十九条第三項の改正規定、第四百二十二条の二の次に一条を加える改正規定、第三章第二節中第六款を第七款とし、第四百二十三条の前に款名を付する改正規定、第四百二十三条及び第四百二十四条の改正規定、第四百二十四条の二を削る改正規定、第四百二十八条から第四百三十三条まで、第四百三十五条及び第四百三十六条の改正規定、附則第三条の二の改正規定、同条を附則第三条の二の二とし、附則第三条の次に一条を加える改正規定並びに附則第十二条第二項の改正規定並びに次条、附則第九条、第十六条及び第十八条の規定 平成十二年一月一日

附 則 (平成一年三月三日法律第二〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第十二条から第四十九条までの規定は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成一年六月四日法律第六五号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第十七条から第七十一条までの規定は、平成十四年四月一日から施行する。ただし、第二条から第四条までの規定並びに附則第四条及び第十二条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

附 則 (平成一年七月一三日法律第七六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一から三まで 略

四 第二十三条及び附則第四条の規定 平成十二年四月一日又は前号に定める日のいずれか遅い日

附 則 (平成一年七月一六日法律第八七号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中地方自治法第二百五十条の次に五条、節名並びに二款及び款名を加える改正規定（同法第二百五十条の九第一項に係る部分（両議院の同意を得ることに係る部分に限る。）に限り、）第四十条中自然公園法附則第九項及び第十項の改正規定（同法附則第十項に係る部分に限る。）、第二百四十四条の規定（農業改良助長法第十四条の三の改正規定に係る部分を除く。）並びに第二百七十二条の規定（市町村の合併の特例に関する法律第六条、第八条及び第十七条の改正規定に係る部分を除く。）並びに附則第七条、第十条、第十二条、第五十九条（ただし書、第六十条第四項及び第五項、第七十三条、第七十七条、第一百五十七条第四項から第六項まで、第一百六十条、第一百六十三条、第一百六十四条並びに第二百二条の規定）公布の日

二 第二百条の規定並びに附則第一百六十八条规定及び第二百八十二条の五及び第二百八十二条の六の規定 第一百四十一号の項の改正規定、第一百七十七条、第二百五十五条、第二百六条及び第二百五十五条の規定 平成十四年四月一日

三 第二百六条の規定及び附則第一百六十八条中地方自治法別表第一児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十九号）の項の改正規定 平成十四年八月一日

四 第一条中地方自治法第九十条、第九十一条、第二百八十二条の五及び第二百八十二条の六の規定 第一百四十一号の項の改正規定、第一百七十七条、第二百五十五条、第二百六条及び第二百五十五条の規定 平成十四年四月一日

条の改正規定（「第十一條」の下に「及び第十一條の二第二項」を加える部分を除く。）に係る部分に限る。）並びに附則第四条第一項及び第二項並びに第一百五十七条第一項及び第二項の規定平成十五年一月一日定

五 第一条中地方自治法別表第一の改正規定（外国人登録法の一部を改正する法律（平成十一年法律第三十四号）の項に係る部分に限る。）及び第一百六条の規定平成十二年四月一日又は外国人登録法の一部を改正する法律（平成十一年法律第三十四号）の施行日のいずれか遅い日

六 附則第二百四十三条の規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

（地方自治法の一部改正に伴う経過措置）

第二条 この法律の施行の際現に第一条の規定による改正前の地方自治法（以下「旧地方自治法」という。）第三条第三項の規定によりされている都道府県知事の許可の申請は、第一条の規定による改正後の地方自治法（以下「新地方自治法」という。）第三条第四項の規定によりされた都道府県知事への協議の申出とみなす。

第三条 この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前に旧地方自治法第七十五条第一項に規定する普通地方公共団体の長及び教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、地方労働委員会、農業委員会その他法令又は条例に基づく委員会又は委員が執行したその権限に属する事務の執行に関する同項の監査の請求については、なお従前の例によ

る。

第四条 地方公共団体（次項に規定するものを除く。）の議会の議員の定数については、平成十五年一月一日以後初めてその期日を告示される一般選挙までの間、なお従前の例による。

2 平成十五年一月一日前に新たに設置される市町村であつて同日以後に当該市町村の設置による議会の議員の一般選挙の期日が告示されるものの議会の議員の定数については、当該一般選挙の告示の日後初めてその期日を告示される一般選挙までの間、なお従前の例による。

3 新地方自治法第九十一条第七項の規定による平成十五年一月一日以後に新たに設置される市町村の議員の定数の決定については、同項に規定する設置関係市町村は、同日前においても同項の協議を行い、又は同項の議会の議決を経て、新たに設置される市町村の議員の定数を定め、同条第八項の告示をすることができる。

第五条 施行日前に旧地方自治法第九十八条第一項に規定する普通地方公共団体の長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、地方労働委員会、農業委員会又は監査委員その他法令又は条例に基づく委員会又は委員が執行したその権限に属する事務に

関する同項の検査については、なお従前の例による。

2 施行日前に旧地方自治法第九十八条第二項に規定する普通地方公共団体の長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、地方労働委員会、農業委員会その他法令又は条例に基づく委員会又は委員が執行したその権限に属する事務に関する同項の監査の求め及び報告の請求については、なお従前の例による。

3 施行日前に旧地方自治法第九十九条第二項に規定する普通地方公共団体の長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、地方労働委員会、農業委員会又は監査委員その他法令又は条例に基づく委員会又は委員が執行したその権限に属する事務に関する同項に規定する説明の求め及び意見の陳述については、なお従前の例による。

第六条 施行日前に旧地方自治法第九十九条第二項及び第六項に規定する普通地方公共団体の長又は委員会若しくは委員が執行したその権限に属する事務の執行に関するこれらの規定による監査（同項に規定する監査にあつては、当該普通地方公共団体の長からの要求に基づくものに限る。）については、なお従前の例による。

第七条 施行日後最初に任命される国地方係争処理委員会の委員の任命について、国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができないときは、新地方自治法第二百五十条の第九項及び第四項の規定を準用する。

第八条 新地方自治法第二百五十五条の十三第一項及び第四項から第七項まで、第二百五十五条の十四第一項、第二項及び第五項、第二百五十五条の十五から第二百五十五条の十九まで並びに第二百五十五条の五の規定は、施行日以後に行われる國の関与（新地方自治法第二百五十五条の七第二項に規定する國の関与をいう。）について、適用する。

第九条 この法律の施行の際現に旧地方自治法第二百五十五条第二項の規定による自治紛争調停委員の職にある者は、新地方自治法第二百五十五条第二項の規定により自治紛争処理委員に任命されたものとみなす。

第十条 新地方自治法第二百五十二条の十七の二第二項の条例（同条第二項の規則を含む。以下この条において同じ。）の制定に関し必要な手続その他の行為は、施行日前においても行うことことができる。

2 平成十一年四月一日において旧地方自治法第二百五十三条第二項の規定により市町村長に委任されている都道府県知事の権限に属する事務について、新地方自治法第二百五十二条の十七の二第二項の条例の定めるところにより、施行日以後引き続き市町村の長が管理し及び執行することとする場合においては、当該条例の制定については、同条第二項の協議を要しないものとする。

3 平成十一年四月一日において地方自治法等の一部を改正する法律（平成十年法律第五十四号）第一条の規定による改正前の地方自治法第二百八十二条の三第三項の規定により特別区の区長に委任されている都道府県知事の権限に属する事務について、新地方自治法第二百五十二条の十七の二第二項の条例の定めるところにより、施行日以後引き続き特別区の長が管理し及び執行することとする場合においては、当該条例の制定については、同条第二項の協議を要しないものとする。

第十二条 旧地方自治法第二百五十六条の規定により不服申立てに対する決定を経た後でなければ取消しの訴えを提起できないこととされる处分であつて、不服申立てを提起しないで施行日前にこれを提起すべき期間を経過したものとの取消しの訴えの提起については、この法律の施行後もなお従前の例による。

第十三条 新地方自治法第二百九十二条の二第二項の条例（同条第三項において準用する新地方自治法第二百五十二条の十七の二第二項の規則を含む。次項において同じ。）の制定に関し必要な手続その他の行為は、施行日前においても行うことができる。

2 平成十一年四月一日において旧地方自治法第二百九十二条の二第二項の規定により広域連合の長その他の執行機関に委任されている都道府県知事又は都道府県の委員会若しくは委員の権限に属する事務について、新地方自治法第二百九十二条の二第二項の条例の定めるところにより、施行日以後引き続き広域連合が処理することとする場合においては、当該条例の制定については、同条第三項において準用する新地方自治法第二百五十二条の十七の二第二項の協議を要しないものとする。

第十四条 施行日前に旧地方自治法第二百九十六条の五第二項の規定によりされた認可又はこの法律の施行の際現に同項の規定によりされている認可の申請は、それぞれ新地方自治法第二百九十六条の五第二項の規定によりされた同意又は協議の申出とみなす。

第十五条 新地方自治法附則第二条ただし書の規定によりなおその効力を有することとされる旧東京都制（昭和十八年法律第八十九号）第二百九十二条の規定は、法律又はこれに基づく政令により

市が処理することとされている事務で新地方自治法第二百八十二条第一項の規定により特別区が処理することとされているものに関しては、その適用はないものとする。

(国等の事務)

第二百五十九条 この法律による改正前のそれぞれの法律に規定するもののほか、この法律の施行前ににおいて、地方公共団体の機関が法律又はこれに基づく政令により管理し又は執行する國、他の地方公共団体その他公共団体の事務（附則第二百六十二条において「国等の事務」という。）は、この法律の施行後は、地方公共団体が法律又はこれに基づく政令により当該地方公共団体の事務として処理するものとする。

(处分、申請等に関する経過措置)

第二百六十条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び附則第二百六十三条において同じ。）の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為（以下この条において「処分等の行為」という。）又はこの法律の施行の際に現に改正前のそれぞれの法律の規定によりされている許可等の申請その他の行為（以下この条において「申請等の行為」という。）で、この法律の施行の日ににおいてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用については、改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

2 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定により國又は地方公共団体の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、これを、改正後のそれぞれの法律の相当規定により國又は地方公共団体の相当の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項についてその手續がされていないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

第二百六十二条 施行日前にされた國等の事務に係る処分であつて、当該処分をした行政庁（以下この条において「処分庁」という。）に施行日前に行不服審査法に規定する上級行政庁（以下この条において「上級行政庁」という。）があつたものについての同法による不服申立てについては、施行日以後においても、当該処分庁に引き続き上級行政庁があるものとみなして、行政不服審査法の規定を適用する。この場合において、当該処分庁の上級行政庁とみなされる行政庁は、施行日前に当該処分庁の上級行政庁であつた行政庁とする。

2 前項の場合において、上級行政庁とみなされる行政庁が地方公共団体の機関であるときは、当該機関が行政不服審査法の規定により処理することとされる事務は、新地方自治法第二条第九項（手数料に関する経過措置）第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

第二百六十三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の委任)

第二百六十四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

(検討)

第二百五十条 新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務については、できる限り新たに設けることのないようにするとともに、新地方自治法別表第一に掲げるもの及び新

地方自治法に基づく政令に示すものについては、地方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行ふものとする。

第二百五十五条 政府は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保の方途について、経済情勢の推移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則（平成一一年七月一六日法律第一〇二号）抄

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に定める日から施行する。

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

(地方自治法の一部改正に伴う経過措置)

第十五条 この法律の施行の際現に従前の総理府の国地方係争処理委員会の委員である者は、この法律の施行の日に、第三十三条の規定による改正後の地方自治法（以下この条において「新地方自治法」という。）第二百五十条の九第一項の規定により、総務省の国地方係争処理委員会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第五項の規定にかかわらず、同日における従前の総理府の国地方係争処理委員会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

2 この法律の施行の際現に従前の総理府の国地方係争処理委員会の委員長である者は、この法律の施行の日に、新地方自治法第二百五十条の十第一項の規定により、総務省の国地方係争処理委員会の委員長として定められたものとみなす。

(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則（平成一一年七月一六日法律第一〇二号）抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二十六条第二項、第三十四条第二項、第三十七条及び第四十二条並びに附則第五条の規定 平成十二年四月一日

附 則（平成一一年七月二二日法律第一〇七号）抄

第一条 この法律は、平成十三年四月一日から施行する。

附 則（平成一一年八月一三日法律第一一二二号）抄

第一条 この法律は、平成十三年四月一日から施行する。

附 則（平成一一年八月八日法律第一五一号）抄

第一条 この法律は、平成十三年四月一日から施行する。

附 則（平成一一年八月八日法律第一五一号）抄

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。

(経過措置)

第三条 民法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十九号）附則第三条第三項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者及びその保佐人に関するこの法律による改正規定の適用については、次に掲げる改正規定を除き、なお従前の例による。

一から二十五まで 略

附 則（平成一一年一二月二二日法律第一六〇号）抄

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、
（施行期日）

第一項、第三百二十六条第二項及び第三百四十四条の規定
二 第三章(第三条を除く。)及び次条の規定 平成十二年七月一日
附 則 (平成二年二月二日法律第一八〇号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、附則第八条及び第九条の規定
は、同日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

施行期日 第一条 この法律は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、第十条第二項及び附則第八条から第十四条までの規定は、同日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則		(平成一二年五月二六日法律第八四号) 抄
第一条	この法律は、平成十二年六月一日から施行する。	
附 則	(平成一二年五月二六日法律第八五号)	抄
(施行期日)		
第一条	この法律は、平成十三年四月一日から施行する。	
附 則	(平成一二年五月二六日法律第八六号)	抄
(施行期日)		
第一条	この法律は、平成十四年三月三十一日までの間において政令で定める日から施行する。	
附 則	(平成一二年五月二六日法律第八七号)	抄
(施行期日)		
1 る。	この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行す	
附 則	(平成一二年五月三一日法律第八九号)	

二 第五条の規定並びに附則第八条、第十二条、第十三条及び第三十三条の規定、附則第三十五条中中央省庁等改革関係法施行法（平成十一年法律第二百六十号）第九百五条の改正規定並びに

附則第三十七条の規定 公布の日から起算して三月を越えたい旨団内において政令で定める日
附 則 (平成一二年三月三一日法律第一三号) 抄
第一条 (施行期日) この法律は、平成十二年四月一日から施行する。
附 則 (平成一二年四月七日法律第三九号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第二条並びに次条並びに附則第四条、第五条、第七条、第九条、第十条、第十二条、第十四条、第十六条、第十七条、第十九条及び第二十一条の規定は、平成十三年一月六日から施行する。

1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第一条 (施行期日) この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施

第一条 本法律は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二年五月一九日法律第七三号) 抄
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（平成二年五月一九日法律第七八号）抄
（施行期日）

附 則（平成二年五月一六日法律第八四号）抄
（施行期日）
第一条 〔の法律は、平成十一年六月一日から施行する。〕
附 則（平成二年五月一六日法律第八五号）抄
（施行期日）
第一条 〔の法律は、平成十三年四月一日から施行する。〕
附 則（平成二年五月一六日法律第八六号）抄
（施行期日）

第一条 この法律は、平成十四年三月三十日までの間ににおいて政令で定める日から施行する。
附 則 (平成二年五月一六日法律第八十七号) 抄
(施行期日)
この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
附 則 (平成二年五月三一日去法第八十九号)

附 則（平成二年五月三日法律第八九号）
この法律は、公布の日から施行する。ただし、第百条第十一項の次に二項を加える改正規定は、平成十三年四月一日から施行する。

二 略	第一条、第二条、第四条及び第五条並びに附則第一条、第三条、第四条第二項、第十三条、第十八条、第十九条、第二十三条及び第二十四条の規定	公布の日から起算して、一月を超えない範囲内において政令で定める日
三 略		

四 隅見第十条第一項 第十四条及び第二十二条の規定（中央省戸等改革関係法施行法第五十二条の改正規定を除く。）平成十三年一月六日

(その他の経過措置の政令への委任)
第二十四条 附則第一条から第十九条まで及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に際し必
要な経過措置は、法令で定むる。

附則（施行期日）
（平成二年五月三一日法律第九五号）抄

第一条 (施行期日) この法律は、平成十二年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それ

二 附則（平成二年六月七日法律第一一一号）抄
第一条、第四条及び附則第九条の規定 平成十三年
一 略 それ当該各号に定める日から施行する。

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第二条 (社会福祉法第二条第三項第五号の改正規定を除く。)、第五条、第七条及び第十条の規定並びに第十三条中生活保護法第八十四条の三の改正規定(「収容されている」を「入所している」に改める部分を除く。)並びに附則第十一条から第十四条まで、第十七条から第十九条まで、第二十二条、第三十二条及び第三十五条の規定、附則第三十九条中国有財産特別措置法第二条第二項第一号の改正規定(「社会福祉事業法」を「社会福祉法」に改める部分を除く。)及び同項第五号を同項第七号とし、同項第四号を同項第六号とし、同項第三号を同項第五号とし、同項第二号の次に二号を加える改正規定、附則第四十条の規定、附則第四十一条中老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)第二十五条の改正規定(「社会福祉事業法第五十六条第二項」を「社会福祉法第五十八条第二項」に改める部分を除く。)並びに附則第五十二条(介護保険法施行法(平成九年法律第二百二十四号)第五十六条の改正規定を除く。)の規定

平成十五年四月一日
附則 (平成二年一二月六日法律第一四〇号) 抄

(施行期日)
(その他の経過措置の政令への委任)
第二十九条 附則第四条から前条までに規定するものほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

第一条 (この法律は、平成十三年一月一日から施行する。

第二十九条 附則第四条から前条までに規定するものほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成二年一二月六日法律第一四〇号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二年三月三〇日法律第五号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、平成十三年四月一日から施行する。

附 則 (平成二年三月三〇日法律第七号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、平成十三年四月一日から施行する。

附 則 (平成二年三月六日法律第二六号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、平成十三年四月一日から施行する。

附 則 (平成二年三月六日法律第三〇号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して四月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二年三月三〇号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二年三月八日法律第四号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、平成十四年四月一日から施行する。

附 則 (平成二年三月八日法律第三三号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、平成十四年四月一日から施行する。

附 則 (平成二年三月八日法律第七三号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、平成十四年四月一日から施行する。

附 則 (平成二年三月六月八日法律第四号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、平成十四年四月一日から施行する。

附 則 (平成二年三月六月八日法律第七三号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(施行期日等)

三 第二条の規定 (前号に掲げる規定を除く。)並びに次条及び附則第五条の規定 公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日

附 則 (平成二年六月二七日法律第七五号) 抄

(施行期日等)
第一条 この法律は、平成十四年四月一日(以下「施行日」という。)から施行し、施行日以後に発行される短期社債等について適用する。

(罰則の適用に関する経過措置)
第七条 施行日前にした行為及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)
第八条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)
第九条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、振替機関に係る制度について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二年六月二九日法律第九〇号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附 則 (平成二年六月二九日法律第八二号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二年六月二九日法律第九〇号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二年六月二九日法律第九二号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、平成十四年四月一日から施行する。

附 則 (平成二年六月二九日法律第九四号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、平成十四年一月一日から施行する。

附 則 (平成二年七月一日法律第一〇三号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、平成十四年七月一日から施行する。

附 則 (平成二年七月一日法律第九四号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、平成十四年七月一日から施行する。

附 則 (平成二年七月一日法律第九二号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、平成十四年七月一日から施行する。

附 則 (平成二年七月一日法律第九二号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、平成十四年七月一日から施行する。

附 則 (平成二年七月一日法律第九四号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、平成十四年七月一日から施行する。

附 則 (平成二年七月一日法律第一〇三号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、平成十四年七月一日から施行する。

附 則 (平成二年七月一日法律第一〇三号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、平成十四年七月一日から施行する。

附 則 (平成二年七月一日法律第一〇三号) 抄

(施行期日等)
第一条 この法律は、公布の日から施行し、改正後の一般職の職員の給与に関する法律の規定、次項の規定による改正後の地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の規定及び附則第三項の規定に

による改正後の市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第二百三十五号）の規定は、平成十三年四月一日から適用する。

一から五まで 略
六 次に掲げる規

附 則（平成三年二月七日法律第一四七号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（平成一三年一二月一二日法律第一五三号）抄

附 則 (平成一四年三月三〇日法律第四号) 抄
施行期日
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(施行期日) 二〇〇〇年六月三十日

この沿街は、公有の日から起算して、元月を起算する。

行する。ただし、次の各号は指ける規定は、当該各号は定める日から施行する。
一 第一条中地方自治法別表第一及び別表第二の改正規定並びに附則第十二条の規定
二 公布の日

第一條中地方自治法第百条、第一百八条第一項及び第二百五十二条の一十三第二号の改正規

定 平成十四年四月一日

(直接請求に関する経過措置)
二条 二の法律の施行の日（以下「施行日」という。）前の直近の公職選挙法第二十二条の規定

による選挙人名簿の登録が行われた日において選挙人名簿に登録されている者の総数が四十万を

超える普通地方公共団体の選挙管理委員会は、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数を、二の法津の施行後直ちに告示しなければならない。

ない。

(住民監査請求に関する経過措置)

第一項の規定に、在留登録の場合は第二百四十二条及び第二百五十二条の四、三の規定は、施行日以後に行われる同法第二百四十二条第一項の請求について適用し、施行日の前日ま

でに行われた第一条の規定による改正前の地方自治法第一百四十二条の規定による同条第一項の請求については、ふる前例による。

請求については、なお前回の例によると
(住民訴訟に関する経過措置)

四条 第一条の規定による改正後の地方自治法第二百四十二条の二、第二百四十二条の三及び第二百四十二条の二の規定は、施行日以後に呈記せらるる同法第二百四十二条の二第一項の所に付する

一百四十三条の二の規定は施行日以後に提起される同法第一百四十二条の二第一項の訴訟は、改正前の地方自治法第二百四十四にて適用し、施行日の前日までに提起された第一条の規定による改正前の地方自治法第二百四十四

二条の二の規定による同条第一項の訴訟については、なお従前の例による。
(戦争)者を除く(二二回)つて過失

(職員の賠償責任に関する経過措置)

項の規定により地方公共団体の職員の賠償責任に係る賠償を命ずることができる期間について

は、なお従前の例による。

十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関するもの）

経過措置を含む)は、政令で定める。

(施行期日) 令和二年三月一日施行

一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（平成一四年三月三一日法律第一五号）抄
（施行期日）
一条この法律は、平成十四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一から五まで 略号)の施行の日

イ 第一条中租税特別措置法第三十一条の二の改正規定(同条第二項第三号及び第四号に係る部分を除く)、同法第三十三条の三に三項を加える改正規定、同法第三十三条の六の改正規定、同法第三十四条の二の改正規定(同条第二項第二号に係る部分及び同項第十三号に係る部分を除く)、同法第三十四条の三第二項第一号及び第二号の改正規定、同項第三号の改正規定、同法第六十五条の改正規定、同法第六十五条の二の改正規定(同条第三項に係る部分を除く)、同法第六十五条の四の改正規定(同条第一項第二号に係る部分及び同項第十三号に係る部分を除く)、同法第六十五条の五の改正規定、同法第六十五条の七第十五項第一号の改正規定、同法第六十五条の九の改正規定、同法第七十五条の改正規定及び同法第九十七条の改正規定並びに附則第二十六条第一項及び第四項並びに第四十九条の規定

附 則 (平成一四年四月二四日法律第二十九号)抄

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成一四年五月二六日法律第三二号)抄

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成一四年五月二九日法律第四五号)抄

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成一四年六月一二日法律第六五号)抄

(施行期日) 第一条 この法律は、平成十五年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第三条並びに附則第三条、第五十八条から第七十八条まで及び第八十二条の規定 この法律の施行の日(以下「施行日」という)から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日(地方自治法の一部改正に伴う経過措置)

第六十二条 附則第三条の規定によりなおその効力を有するものとされる旧社債等登録法の規定による登録社債等については、前条の規定による改正前の地方自治法第二百四十条第四項第三号の規定は、なおその効力を有する。

(罰則の適用に関する経過措置)

第八十四条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成一四年六月一九日法律第七五号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十五年一月一日から施行する。

附 則 (平成一四年六月一九日法律第七八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成一四年七月三日法律第七九号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十四年八月一日から施行する。

附 則 (平成一四年七月二日法律第八七号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成一四年七月二日法律第八七号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成一四年七月三日法律第九六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成一四年七月三日法律第九八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公社法の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附 則 (平成一四年七月三日法律第九八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、(別表第一から別表第四までを含む。)並びに附則第二十八条第二項、第三十

三条第二項及び第三項並びに第三十九条の規定 公布の日

第三十八条 施行日前にした行為並びにこの法律の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第三十九条 この法律に規定するもののほか、公社法及びこの法律の施行に関する必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附 則 (平成一四年七月三日法律第一〇〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、民間事業者による信書の送達に関する法律(平成十四年法律第九十九号)の施行の日から施行する。

附 則 (平成一四年七月三日法律第一〇〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成一四年八月二日法律第一〇二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成一四年八月二日法律第一〇二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十四年十月一日から施行する。

附 則 (平成一四年八月二日法律第一〇三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、(別表第一から別表第四までを含む。)並びに附則第二十八条第二項、第三十

三条第二項及び第三項並びに第三十九条の規定 公布の日

第三十条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定について、当該規定の施行前に改正前のそ

れぞれの法律(これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。)の規定によつてした処分、

手続その他の行為であつて、改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附

則に別段の定めがあるものを除き、改正後のそれぞれの法律の相当の規定によつてしたものとみ

なす。

(罰則に関する経過措置)

第三十一条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定については、当該規定の施行前に改正前のそ

れぞれの法律(これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。)の規定によつてした処分、

手続その他の行為であつて、改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附

則に別段の定めがあるものを除き、改正後のそれぞれの法律の相当の規定によつてしたものとみ

なす。

(罰則に関する経過措置)

第三十二条 この法律に規定するもののはか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定

める。

(罰則に関する経過措置)

第三十三条 この法律は、(別表第一から別表第四までを含む。)並びに附則第二十八条第二項、第三十

三条第二項及び第三項並びに第三十九条の規定 公布の日

第三十四条 この法律は、(別表第一から別表第四までを含む。)並びに附則第二十八条第二項、第三十

三条第二項及び第三項並びに第三十九条の規定 公布の日

第三十五条 この法律は、(別表第一から別表第四までを含む。)並びに附則第二十八条第二項、第三十

三条第二項及び第三項並びに第三十九条の規定 公布の日

第三十六条 この法律は、(別表第一から別表第四までを含む。)並びに附則第二十八条第二項、第三十

三条第二項及び第三項並びに第三十九条の規定 公布の日

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十六年四月一日から施行する。
附 則（平成一六年四月二八日法律第四〇号）抄
(施行期日)

۱۹

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政
行する。

（旅行期日）云は、玄武二七三日月一日（火）、「施行日」（二八）。」
（施行日）。

第一条 この法律は平成十七年四月一日（以下「施行日」という）から施行する。

第一条 この法律は、平成十七年四月一日から施行する。
(施行期日)

附 則
(平成一六年五月二六日法律第五七号) 抄

第一条 本法は、公布の日から起算して六月を経て、施行期日（

第一項この法律は、公布の日から起算して六月を起算かい範囲内において政令一定の日在りる日から施行する。ただし、第六条第一項の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、第七条、第七条

の二第三項、第八条第三項、第九条第七項及び第九条の三第六項の改正規定、第九十条に五項を加える改正規定、第九十一条第七項、第二百五十二条の二十六の一、第二百五十二条の二十六の

七、第二百五十五条、第二百五十九条第四項及び第二百八十二条の五の改正規定並びに次条から附則第八条までの規定は、平成十七年四月一日から施行する。

(平成二十六年五月二八日法律第六二号)
抄
則附

第一条 この法律は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則
（平成一六年五月二八日法律第六三号）
抄

(施行期日) 第二条この法律は、公布の日、起算して二年以内に、適用するものとする。但し、この法律が施行する日は、この法律の施行の日と同一の日とする。

第一条 この法律は、公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

附則（平成一六年六月一日法律第六六号）抄
貰第六条の規定公布の日から起算して四年六月を超えない範囲内において政令で定める日

(施行期日)

則第六条から第十二条まで 第十四条から第十六条まで 第十八条第二十条から第二十二条ま
で、第二十五条及び第二十六条の規定は、平成十八年一月一日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第二十八条 この法律（附則第一条ただし書に規定する規定については、当該規定。以下この条に

おいて同じ)の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなおその效力を有することとする場合及びこの附則の規定によるお達前の例によることとされる場合におけるこの法律の施

相合いで、この障壁の規定は、この行為の体に、この場合においては、この法律の施行後にしての行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第二十九条 附則第一条から第十三条まで、第十六条、第十九条、第二十条、第二十二条、第二十
六条及び前項に定めるもののほか、二の法律の施行に關する必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（平成一六年六月二日法律第六七号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日（以下「施行期日」という。）から施行する。

附 則（平成一六年六月二日法律第七六号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日（以下「施行期日」という。）から施行する。

附 則（平成一六年六月九日法律第八四号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（平成一六年六月九日法律第八五号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。

附 則（平成一六年六月一八日法律第一二二号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（平成一六年一月一七日法律第一四〇号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十七年一月一日から施行する。

附 則（平成一六年一二月一一日法律第一四七号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（平成一六年一二月一〇日法律第一六四号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

附 則（平成一六年一二月一〇日法律第一六六号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則（平成一七年三月三一日法律第二二号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一から十九まで 略

二十 第五条中租税特別措置法第十四条の二第一項の改正規定（次項第三号）を「次項第二号」、「第三号」を削る部分及び同項第二号を削る部分に限る。）、同条第二項の改正規定（同項第二号を削る部分及び同項第五号に係る部分を除く。）、同法第三十一条の二の改正規定（同条第二項第十三号中「掲げる譲渡」の下に「又は政令で定める土地等の譲渡」を加える部分並びに同項第十号中「掲げる譲渡」の下に「又は政令で定める土地等の譲渡」を加える部分及び同号ロに係る部分を除く。）、同法第四十七条の二第一項の改正規定（第三項第三号）を「第三項第二号又は第三号」に改める部分に限る。）、同条第三項の改正規定（同項第二号を削る部分及び同項第五号に係る部分を除く。）、同法第六十八条の三十五第一項の改正規定（第三項第三号）を「第三項第二号又は第三号」に改める部分に限る。）、同条第三項の改正規定（同項第二号を削る部分を除く。）、同法第八十三条の二（見出しを含む。）の改正規定及び同法第九十七条の表の改正規定（同表の都道府県の項中「第三十一条の二第二項第十三号ハ及び第十四号ニ」を「第三十一条の二第二項第十四号ハ及び第十五号ニ」に改める部分及び「第六十二条の三第四項第十三号ハ及び第十四号ニ」を「第六十二条の三第四項第十四号ハ及び第十五号ニ」に改める部分並びに同表の市町村の項中「第三十一条の二第二項第十四号ニ、第六十二条の三第四項第十四号ニ」を「第三十一条の二第二項第十五号ニ、第六十二条の三第四項第十五号ニ」に改める部分に限る。）並びに附則第十八条第三項、第二十一条第一項、第三十三条第二十項、第四十七条规定第二十項及び第六十五条（別表第一租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の項第一号中「第三十一条の二第二項第十三号ハ及び第十四号ニ」を「第三十一条の二第二項第十四号ハ及び第十五号ニ」に改める部分に限る。）に改める部分及び「第六十二条の三第四項第十三号ハ及び第十四号ニ」を「第六十二条の三第四項第十四号ハ及び第十五号ニ」に改める部分並びに同項第二号中「第三十一条の二第二項第十四号ニ、第六十二条の三第四項第十四号ニ」を「第三十一条の二第二項第十五号ニ、第六十二条の三第四項第十五号ニ」に改める部分に限る。）の規定活用した市街地の整備を推進するための都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第三十四号）附則第一条ただし書に規定する日（その他の経過措置の政令への委任）

第八十九条 この附則に規定するもののはか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 （平成一七年四月一日法律第二五号）抄

（施行期日） 第一条 この法律は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則 （平成一七年四月二七日法律第三六号）抄

（施行期日） 第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 （平成一七年四月二七日法律第三六号）抄

（施行期日） 第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 （平成一七年五月一八日法律第四二号）抄

（施行期日） 第一条 この法律は、平成十七年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略
二 第一条中廃棄物の処理及び清掃に関する法律第六条の二第一項の改正規定（並びに第二十条四条）を「、第二十四条の二第二項並びに附則第二条第二項」に改める部分に限る。）、同法第八条第一項の改正規定、同法第二十四条を削り、同法第二十四条の二を同法第二十四条とし、

同条の次に一条を加える改正規定及び同法第二十四条の四の改正規定（「保健所を設置する市又は特別区」を削る部分に限る。）、第三条の規定並びに附則第八条（「保健所を設置する市又は特別区」を削る部分に限る。）、第十二条及び第十三条の規定 平成十八年四月一日

附 則 （平成一七年六月一〇日法律第五三号）抄

（施行期日） 第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 （平成一七年六月一〇日法律第五五号）抄

（施行期日） 第一条 この法律は、公布の日から起算して一年三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 （平成一七年六月一九日法律第七七号）抄

（施行期日） 第一条 この法律は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第一条、第五条、第八条、第十二条、第十三条及び第十五条並びに附則第四条、第五十五条、第二十二条、第二十三条第二項、第三十二条、第三十九条及び第五十六条の規定 公布の日

（罰則に関する経過措置）

第五十五条 この法律の施行前にした行為及び附則第九条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。（その他の経過措置の政令への委任）

第五十六条 附則第三条から第二十七条まで、第三十六条及び第三十七条に定めるものほか、この法律の施行に必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則 （平成一七年七月二六日法律第八七号）抄

（施行期日等） 第一条 この法律は、会社法の施行の日から施行する。

附 則 （平成一七年七月二九日法律第八九号）抄

（施行期日等） 第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。

附 則 （平成一七年一〇月二一日法律第一〇二号）抄

（施行期日） 第一条 この法律は、郵政民営化法の施行の日から施行する。ただし、第六十二条中租税特別措置法第八十四条の五の見出しの改正規定及び同条に一項を加える改正規定、第一百二十四条中証券決済制度等の改革による証券市場の整備のための関係法律の整備等に関する法律附則第一条第二号の改正規定及び同法附則第八十五条を同法附則第八十六条とし、同法附則第八十二条から第八十四条までを一条ずつ繰り下げ、同法附則第八十一条の次に一条を加える改正規定並びに附則第三十条、第三十一条、第三十四条第六十条第十二項、第六十六条第一項、第六十七条及び第九十三条第二項の規定は、郵政民営化法附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日から施行する。

三条第二項の規定は、郵政民営化法附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日から施行する。

附 則 （平成一七年一月二日法律第一一〇四号）抄

（施行期日） 第一条 この法律は、平成十八年一月一日から施行する。

附 則 （平成一七年一月二日法律第一一〇五号）抄

（施行期日） 第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。

二 第一条中廃棄物の処理及び清掃に関する法律第六条の二第一項の改正規定（並びに第二十条四条）を「、第二十四条の二第二項並びに附則第二条第二項」に改める部分に限る。）、同法第八条第一項の改正規定、同法第二十四条を削り、同法第二十四条の二を同法第二十四条とし、

(施行期日)
（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から施行する。ただし、第二条、第三条、第五条及び第七条並びに附則第六条から第十五条まで及び第十七条から第三十二条までの規定は、平成十八年四月一日から施行する。

（地方自治法の一部改正に伴う経過措置）

第十九条 前条の規定による改正後の地方自治法（以下この項において「新地方自治法」という。）第二百四条第二項の規定にかかるらず、普通地方公共団体は、切替日の前日に前条の規定による改正前の地方自治法第二百四条第二項の規定に基づく調整手当を支給する条例（以下この項において「調整手当条例」という。）を施行している場合で、当該普通地方公共団体が切替日の直近において新たに設置されたことその他のやむを得ない事情により切替日までに新地方自治法第二百四条第二項の規定に基づく地域手当を支給する条例を制定することができないときは、切替日から起算して六ヶ月を経過する日までの間に限り、当該調整手当条例で定めるところにより、調整手当を支給することができる。

附 則 （平成一七年一一月七日法律第一一二三号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第二十四条、第四十四条、第一百一条、第二百三条、第二百十六条から第二百十八条まで及び第二百二十二条の規定 公布の日

二 第五条第一項（居宅介護、行動援護、児童デイサービス、短期入所及び共同生活援助に係る部分を除く。）、第三項、第五項、第六項、第九項から第十五項まで、第十七項及び第十九項から第二十二項まで、第二章第一節（サービス利用計画作成費、特定障害者特別給付費、特例特定障害者特別給付費、療養介護医療費、基準該当療養介護医療費及び補装具費の支給に係る部分に限る。）、第二十八条第一項（第二号、第四号、第五号及び第八号から第十号までに係る部分に限る。）及び第二項（第一号から第三号までに係る部分に限る。）、第三十二条、第三十四条、第三十五条、第三十六条第四項（第三十七条第二項において準用する場合を含む。）、第三十八条から第四十条まで、第四十一条（指定障害者支援施設及び指定相談支援事業者の指定に係る部分に限る。）、第四十二条（指定障害者支援施設等の設置者及び指定相談支援事業者に係る部分に限る。）、第四十四条、第四十五条、第四十六条第一項（指定相談支援事業者に係る部分に限る。）、第四十七条、第四十八条第三項及び第四项、第四十九条第二項及び第三項並びに同条第四項から第七項まで（指定障害者支援施設等の設置者及び指定相談支援事業者に係る部分に限る。）、第五十条第三項及び第四項、第五十一条（指定障害者支援施設及び指定相談支援事業者に係る部分に限る。）、第七十条から第七十二条まで、第七十三条、第七十四条第二項及び第七十五条（療養介護医療及び基準該当療養介護医療に係る部分に限る。）、第二章第四節、第三章、第四章（障害福祉サービス事業に係る部分を除く。）、第五章、第九十二条第一号（サービス利用計画作成費、特定障害者特別給付費及び特例特定障害者特別給付費の支給に係る部分に限る。）、第二号（療養介護医療費及び基準該当療養介護医療費の支給に係る部分に限る。）、第三号及び第四号、第九十三条第二号、第九十四条第一項第二号（第九十二条第一号に係る部分に限る。）及び第二項、第九十五条第一項第二号（第九十二条第二号に係る部分を除く。）及び第二項第二号、第九十六条、第二百十条（サービス利用計画作成費、特定障害者特別給付費、特例特定障害者特別給付費、療養介護医療費、基準該当療養介護医療費及び補装具費の支給に係る部分に限る。）、第二百十一条及び第二百十二条（第四十八条第一項の規定を同条第三項及び第四項において準用する場合に係る部分に限る。）並びに第二百十四条並びに第二百十五条第一項及び第二項（サービス利用計画作成費、特定障害者特別給付費、特例特定障害者特別給付費、療養介護医療費、基準該当療養介護医療費及び補装具費の支給に係る部分に限る。）並びに附則第十八条から第二十三条规定を第二十六条、第三十条から第三十三条まで、第三十五条、第三十九条から第四十三条まで、第四十六条、第四十八条から第五十条まで、

五十二条、第五十六条から第六十条まで、第六十二条、第六十五条、第六十八条から第七十条まで、第七十二条から第七十七条まで、第七十九条、第八十一条、第八十三条、第八十五条から第九十条まで、第九十二条、第九十三条、第九十五条、第九十六条、第九十八条から第一百条まで、第一百五条、第一百八条、第一百十条、第一百十二条、第一百十三条及び第一百十五条の規定 平成十八年十月一日
(罰則の適用に関する経過措置)

第二百二十一条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第二百二十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 （平成一八年三月三一日法律第八号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中地方交付税法第六条の改正規定、同法附則第三条の二を削る改正規定及び同法附則第七条の次に一条を加える改正規定、第一条中交付税及び譲与税配付金特別会計法第四条の改正規定、同法附則第四条の二及び第四条の三を削る改正規定並びに同法附則第七条の二の改正規定並びに第六条及び第八条の規定並びに附則第二条第二項、第三条第二項、第八条及び第十条の規定 平成十九年四月一日

附 則 （平成一八年三月三一日法律第一〇号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十八年四月一日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

第二百十一条 この法律（附則第一号各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。（その他の経過措置の政令への委任）

第二百十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に際し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 （平成一八年三月三一日法律第十九号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附 則 （平成一八年五月一九日法律第四〇号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十八年四月一日から施行する。

第二条 この法律は、公布の日から起算して十月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

二 第二条中道路運送車両法第十一条及び第二十八条の三の改正規定、同法第六十一条第二項第二号の改正規定（及び二輪の小型自動車）を加える部分に限る。）及び同法第一百五条の二の改正規定並びに附則第十二条及び第十五条の規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

附 則 (平成一八年五月三一日法律第四六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第一条中都市計画法第十二条第四項及び第二十一条の二第二項の改正規定、第二条中建築基準法第六十条の二第三項及び第一百一条第二項の改正規定、第四条、第五条、第七条中都市再生特別措置法第三十七条第一項第二号の改正規定並びに第八条並びに附則第六条、第七条及び第九条から第十一条までの規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日 (罰則に関する経過措置)

第十条 この法律 (附則第一条第二号及び第三号に掲げる規定については、当該規定。以下この条において同じ。) の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第十一条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成一八年六月二日法律第五〇号) 抄
この法律は、一般社団・財團法人法の施行の日から施行する。

(施行期日)
附 則 (平成一八年六月七日法律第五三号) 抄

第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

改正規定並びに附則第四条、第六条、第八条から第十条まで及び第五十五条の規定 公布の日

一 第百九十五条第二項、第一百九十六条第一項及び第二項、第一百九十九条の三第一項及び第四項、第二百五十二条の十七、第二百五十二条の二十二第一項並びに第二百五十二条の二十三の二

二 第九十六条第一項の改正規定、第一百条の次に一条を加える改正規定並びに第一百一条、第二百二十九条及び第五项、第一百九条、第二百九条の二、第二百十一条、第一百二十三条、第二百三十一条第三項、第二百三十八条、第二百三十九条第一項、第二百七条、第二百二十五条、第二百三十九条の二、第二百三十四条第三項及び第五项、第二百三十七条第三項、第二百三十八条の四、第二百三十八条の五、第二百六十三

一項、第二百三十九条の二第二項、第二百三十八条の四、第二百三十九条の五、第二百六十三

条並びに第三百十四条第一項の改正規定並びに附則第二十二条及び第三十二条の規定、附則第三十七条中地方公営企業法 (昭和二十七年法律第二百九十九号) 第三十三条第三項の改正規定、附則第四十七条中旧市町村の合併の特例に関する法律 (昭和四十一年法律第六号) 附則第二条第六項の規定によりおその効力を有するものとされる同法第五条の二十九の改正規定並

びに附則第五十一条中市町村の合併の特例等に関する法律 (平成十六年法律第五十九号) 第四十一条の改正規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日 (助役に関する経過措置)

第二条 この法律の施行の際現に助役である者は、この法律の施行の日 (以下「施行日」という。) に、この法律による改正後の地方自治法 (以下「新法」という。) 第百六十二条の規定により、副市町村長として選任されたものとみなす。この場合において、その選任されたものとみなされる者の任期は、新法第一百六十三条の規定にかかるわらず、施行日におけるこの法律による改正前の地方自治法 (以下「旧法」という。) 第百六十二条の規定により選任された助役としての任期の残任期間と同一の期間とする。

(出納長及び収入役に関する経過措置)
第三条 この法律の施行の際現に在職する出納長及び収入役は、その任期中に限り、なお従前の例により在職するものとする。

2 前項の場合においては、新法第一百六十八条、第一百七十条及び第一百七十二条の規定は適用せず、旧法第十三条、第八十六条、第八十八条、第一百六十八条から第一百七十二条まで、第二百三十二条の四、第二百三十二条の六、第二百三十三条规定は、なおその効力を有する。この場合において、旧法第一百六十八条及び第二百五十六条の規定は、なおその効力を有する。

一 略

二 第一条中都市計画法第十二条第四項及び第二十一条の二第二項の改正規定、第二条中建築基準法第六十条の二第三項及び第一百一条第二項の改正規定、第四条、第五条、第七条中都市再生特別措置法第三十七条第一項第二号の改正規定並びに第八条並びに附則第六条、第七条及び第九条から第十一条までの規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日 (罰則に関する経過措置)

第十条 この法律 (附則第一条第二号及び第三号に掲げる規定については、当該規定。以下この条において同じ。) の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第十一条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成一八年六月一四日法律第六六号) 抄
この法律は、平成十八年証券取引法改正法の施行の日から施行する。

附 則 (平成一八年六月一四日法律第六九号) 抄
この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第九条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第十条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置 (罰則に関する経過措置を含む。) は、政令で定める。

附 則 (平成一八年一二月二二日法律第一一八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成一九年三月三〇日法律第六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一から十三まで 略

十四 第十二条中租税特別措置法第三十一条の二の改正規定(同条第四項に係る部分を除く)、

同法第三十四条の二の改正規定(同条第二項第八号に係る部分、同項第二十四号を同項第二十

五号とし、同項第二十号から第二十三号までを一号ずつ繰り下げる部分、同項第十九号を同項

第二十号とし、同項第十八号を同項第十九号とし、同項第十三号から第十七号までを一号ずつ

繰り下げる部分、同項第十二号を同項第十三号とし、同項第十一号を同項第十二号とし、同項

第十号の次に一号を加える部分及び同条第三項に係る部分に限る)、同法第三十四条の三第二

項の改正規定、同法第三十七条第一項の改正規定(「平成十八年一二月三十一日」を「平成二

十年十二月三十一日」に改める部分及び「交換によるもの」の下に、「所有権移転外リース取

引によるもの」を加える部分を除く)、同条第三項及び第四項並びに同法第三十七条の四の改

正規定(第十五号)を(第十六号)に改める部分に限る)、同法第三十七条の五の改正規定

(同条第二項の表第三十七条第四項の項中「第十五号」を「第十六号」に改める部分に限る)、

同法第六十二条の三第四項の改正規定、同条第五項の改正規定、同条第七項の改正規定、同条

第八項の改正規定(「第四項第十一号から第十六号まで」を「第四項第十一号から第十七号ま

で」に改める部分に限る)、同法第六十五条の四の改正規定(同条第一項第八号に係る部分、

同項第二十四号を同項第二十五号とし、同項第二十号から第二十三号までを一号ずつ繰り下げる

部分、同項第十九号を同項第二十号とし、同項第十八号を同項第十九号とし、同項第十一号

から第十七号までを一号ずつ繰り下げる、同項第十号の次に一号を加える部分及び同条第二項

及び第三項に係る部分に限る)、同法第六十五条の五第一項の改正規定、同法第六十五条の七

第一項の改正規定(「平成十八年一二月三十一日」を「平成二十年一二月三十一日」に改める

部分を除く)、同条第四項、第九項及び第十二項の改正規定、同条第十五項第二号の改正規定

(第十六号)を(第十七号)に改める部分に限る)、同法第六十五条の八の改正規定(同条第

十六号まで)を「同条第四項第十二号から第十七号まで」を「平成二十年一二月三十一日」に改める部分を除く)、同法第六

八条の七十五第二項及び第三項の改正規定、同法第六十八条の七十六第一項の改正規定、同法

第六十八条の七八第一項の改正規定(平成十八年一二月三十一日)を「平成二十年一二月三十一

日」に改める部分を除く)、同法第六十八条の八十の改正規定(「第十六号」を「第十七号」

に改める部分に限る)、並びに同法第九十七条の表の改正規定並びに附則第七十四条第一項、

第六項及び第十二項、第九十七条第四項及び第六項、第一百二十条第四項及び第六項並びに第百

三十八条の規定 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律(平成十九年法律第十九号)の施行の日

(罰則に関する経過措置)

第一百五十七条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成一九年三月三一日法律第一一一号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成一九年三月三一日法律第一九号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一から十三まで 略

十四 第十二条中租税特別措置法第三十一条の二の改正規定(同条第四項に係る部分を除く)、

同法第三十四条の二の改正規定(同条第二項第八号に係る部分、同項第二十四号を同項第二十

五号とし、同項第二十号から第二十三号までを一号ずつ繰り下げる部分、同項第十九号を同項

第二十号とし、同項第十八号を同項第十九号とし、同項第十三号から第十七号までを一号ずつ

繰り下げる部分、同項第十二号を同項第十三号とし、同項第十一号を同項第十二号とし、同項

第十号の次に一号を加える部分及び同条第三項に係る部分に限る)、同法第三十四条の三第二

項の改正規定、同法第三十七条第一項の改正規定(「平成十八年一二月三十一日」を「平成二

十年十二月三十一日」に改める部分及び「交換によるもの」の下に、「所有権移転外リース取

引によるもの」を加える部分を除く)、同条第三項及び第四項並びに同法第三十七条の四の改

正規定(第十五号)を(第十六号)に改める部分に限る)、同法第三十七条の五の改正規定

(同条第二項の表第三十七条第四項の項中「第十五号」を「第十六号」に改める部分に限る)、

同法第六十二条の三第四項の改正規定、同条第五項の改正規定、同条第七項の改正規定、同条

第八項の改正規定(「第四項第十一号から第十六号まで」を「第四項第十一号から第十七号ま

で」に改める部分に限る)、同法第六十五条の四の改正規定(同条第一項第八号に係る部分、

同項第二十四号を同項第二十五号とし、同項第二十号から第二十三号までを一号ずつ繰り下げる

部分、同項第十九号を同項第二十号とし、同項第十八号を同項第十九号とし、同項第十一号

から第十七号までを一号ずつ繰り下げる、同項第十号の次に一号を加える部分及び同条第二項

及び第三項に係る部分に限る)、同法第六十五条の五第一項の改正規定、同法第六十五条の七

第一項の改正規定(「平成十八年一二月三十一日」を「平成二十年一二月三十一日」に改める

部分を除く)、同条第四項、第九項及び第十二項の改正規定、同条第十五項第二号の改正規定

(第十六号)を(第十七号)に改める部分に限る)、同法第六十五条の八の改正規定(同条第

十六号まで)を「同条第四項第十二号から第十七号まで」を「平成二十年一二月三十一日」に改める部分を除く)、同法第六

八条の七十五第二項及び第三項の改正規定、同法第六十八条の七十六第一項の改正規定、同法

第六十八条の七八第一項の改正規定(平成十八年一二月三十一日)を「平成二十年一二月三十一

日」に改める部分を除く)、同法第六十八条の八十の改正規定(「第十六号」を「第十七号」

に改める部分に限る)、並びに同法第九十七条の表の改正規定並びに附則第七十四条第一項、

第六項及び第十二項、第九十七条第四項及び第六項、第一百二十条第四項及び第六項並びに第百

三十八条の規定 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律(平成十九年法律第十九号)の施行の日

(罰則に関する経過措置)

附 則 (平成一九年五月一八日法律第五一号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成一九年五月一六日法律第四八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一から十三まで 略

十四 第十二条中租税特別措置法第三十一条の二の改正規定(同条第四項に係る部分を除く)、

同法第三十四条の二の改正規定(同条第二項第八号に係る部分、同項第二十四号を同項第二十

五号とし、同項第二十号から第二十三号までを一号ずつ繰り下げる部分、同項第十九号を同項

第二十号とし、同項第十八号を同項第十九号とし、同項第十三号から第十七号までを一号ずつ

繰り下げる部分、同項第十二号を同項第十三号とし、同項第十一号を同項第十二号とし、同項

第十号の次に一号を加える部分及び同条第三項に係る部分に限る)、同法第三十四条の三第二

項の改正規定、同法第三十七条第一項の改正規定(「平成十八年一二月三十一日」を「平成二

十年十二月三十一日」に改める部分及び「交換によるもの」の下に、「所有権移転外リース取

引によるもの」を加える部分を除く)、同条第三項及び第四項並びに同法第三十七条の四の改

正規定(第十五号)を(第十六号)に改める部分に限る)、同法第三十七条の五の改正規定

(同条第二項の表第三十七条第四項の項中「第十五号」を「第十六号」に改める部分に限る)、

同法第六十二条の三第四項の改正規定、同条第五項の改正規定、同条第七項の改正規定、同条

第八項の改正規定(「第四項第十一号から第十六号まで」を「第四項第十一号から第十七号ま

で」に改める部分に限る)、同法第六十五条の四の改正規定(同条第一項第八号に係る部分、

同項第二十四号を同項第二十五号とし、同項第二十号から第二十三号までを一号ずつ繰り下げる

部分、同項第十九号を同項第二十号とし、同項第十八号を同項第十九号とし、同項第十一号

から第十七号までを一号ずつ繰り下げる、同項第十号の次に一号を加える部分及び同条第二項

及び第三項に係る部分に限る)、同法第六十五条の五第一項の改正規定、同法第六十五条の七

第一項の改正規定(「平成十八年一二月三十一日」を「平成二十年一二月三十一日」に改める

部分を除く)、同条第四項、第九項及び第十二項の改正規定、同条第十五項第二号の改正規定

(第十六号)を(第十七号)に改める部分に限る)、同法第六十五条の八の改正規定(同条第

十六号まで)を「同条第四項第十二号から第十七号まで」を「平成二十年一二月三十一日」に改める部分を除く)、同法第六

八条の七十五第二項及び第三項の改正規定、同法第六十八条の七十六第一項の改正規定、同法

第六十八条の七八第一項の改正規定(平成十八年一二月三十一日)を「平成二十年一二月三十一

日」に改める部分を除く)、同法第六十八条の八十の改正規定(「第十六号」を「第十七号」

に改める部分に限る)、並びに同法第九十七条の表の改正規定並びに附則第七十四条第一項、

第六項及び第十二項、第九十七条第四項及び第六項、第一百二十条第四項及び第六項並びに第百

三十八条の規定 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律(平成十九年法律第十九号)の施行の日

(罰則に関する経過措置)

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成一九年五月三〇日法律第六〇号) 抄

(施行期日) この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一九年六月一日法律第七四号) 抄

(施行期日) この法律は、平成二十年十月一日から施行する。

第一条 この法律は、当該各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第一条 この法律は、平成二十年五月三十一日までの間ににおいて政令で定める日から施行する。

第一条 この法律は、平成二十年十月一日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第一条 この法律は、当該各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

第一条 第一条、第六条、第十三条、第十六条及び第十九条並びに附則第二十三条、第二十五条、第二十七条及び第二十八条の規定 公布の日

(罰則に関する経過措置)

第二十七条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。次条において同じ。)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第二十八条 この附則に規定するものほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成一九年一二月五日法律第一二七号) 抄

(施行期日) この法律は、平成二十年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

第一条 第十七条の次に一条を加える改正規定及び第十三条の次に三条を加える改正規定(第十四条に係る部分に限る。)並びに次条から附則第四条まで及び附則第六条の規定 平成二十年四月一日から三まで 略

附 則 (平成一九年一二月二一日法律第一二三三号) 抄

(施行期日) この法律は、平成二十年一月一日から施行する。

第一条 この法律は、平成一九年二月二八日法律第一三五号) 抄

(施行期日) 附則 (平成一九年三月三一日法律第九号) 抄

(施行期日) この法律は、平成一九年三月三一日から施行する。

第一条 この法律は、平成一九年三月三一日から施行する。

附 則
(平成二〇年六月一八日法律第八二号)
抄

第一条 この法律は、平成二十一年四月一日から施行する。
(厚生労働省令への委任)

第十条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、厚生労働省令で

定める。
附 則
(平成二一年三月三一日法律第一〇号)
抄

(施行期日) 第二条 この法律は、平成二十一年四月一日から施行する。

第一号 二〇一一年三月一日法律第一三号)抄

第一条 この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当

該各号に定める日から施行する。
一、(二)三〇二、各

五 第五条中租税特別措置法第三十三条の四第三項第一号の改正規定、同法第三十四条第二項第
一から四まで 略

三号の改正規定、同法第三十四条の二第二項第二十五回の改正規定、同法第三十四条の三第二項の改正規定、同法第三十七条第一項の表の第十三号の改正規定、同法第六十一条の二第一項

の改正規定（「第一条第七項」を「第一条第三項」に改める部分に限る。）、同法第六十五条の

第三項第一号の改正規定 同法第六十五条の三第一項第三号の改正規定 同法第六十五条の四第一項第二十五号の改正規定、同法第六十五条の五第一項の改正規定（第六十六条）を「第

六十六条の二)に改める部分を除く。)、同法第六十五条の七第一項の表の第十四号の改正規定、同法第六十七条の三第一項の改正規定、同法第六十八条の六、十四第一項の改正規定(「第

定 同法第六十一条の第三項の改正規定 同法第六十一条の第三項の改正規定 第二条第七項を「第一条第三項」に改める部分に限る)、同法第六十八条の七十三第三項第一

号の改正規定、同法第六十八条の七十六第一項の改正規定（「第二条第七項」を「第一条第三項」に改める部分に限る。）、同法第六十八条の七八第一項の表の第十四号の改正規定、同法

第六十八条の百第一項の改正規定、同法第七十条の四の改正規定、同法第七十条の五の改正規定、同法第二百二条の改正規定、同法第二百二条の二の改正規定、同法第二百二条の三の改正規定、同法第二百二条の四の改正規定、同法第二百二条の五の改正規定

規定 同法第七十条の六の改正規定 同法第七十条の六の次に二条を加える改正規定 同法第七十条の七第一項の改正規定、同条第三項の改正規定（同条第三十五項第一号）を「同条第

三十九項第一号に改める部分に限る)、同法第七十六条第一項の改正規定(一千分の十(平成二十一年三月三十日までに買入れをした当該農用地の所有権の移転の登記にあつては、千

分の八)」を「千分の八」に改める部分を除く。)、同条第二項の改正規定(「平成二十一年三月三十一日」の「五百三十日」を「五百三十日」とする部分を除く。)、同条第三項の改正規定(「平成二十一年三月三十一日」の「五百三十日」を「五百三十日」とする部分を除く。)

三十一年」を「平成二十三年三月三十日」に改める部分を除く) 同項を同条第二項として同条第一項の次に一項を加える改正規定、同法第七十七条(見出しを含む。)の改正規定(平

成二十一年三月三十一日」を「平成二十三年三月三十一日」に改める部分を除く。）、同条に一項を加える改正規定、同法第九十三条第一項第二号の改正規定及び同法第九十八条の表の改正

規定（同表の都道府県の項中「第七十条の四第三十項（第七十条の六第三十六項）」を「第七十

条の四第三十五項（第七十条の六第四十項）に改める部分及び同表の市町村の項中、第七十条の四第三十項（第七十条の六第三十六項）を「第七十条の四第三十五項（第七十条の六第四十

項」に、「第七十条の四第三十一項（第七十条の六第三十七項）を「第七十条の四第三十六項（第七十条の六第四十一項）に改める部分を限る。」並びに付則第二十九条第二項、第三項、第

(第七十一条の六第四十一項)は改める部分に附る。」並ては附則第二十九条第三項、第七項及び第八項、第四十三条第一項、第二項及び第六項から第八項まで、第五十八条第一項、

第二項及び第六項から第八項まで、第六十六条、第六十七条第一項、第六十九条第一項並びに第九十一条(別表第一「租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)」の項第一号中「第七十

条の第四第三十項（第七十条の六第三十六項）を「第七十条の四第三十五項（第七十条の六第四十項」に改める部分及び同項第二号中「第七十条の四第三十項（第七十条の六第三十六項）を「第七十条の四第三十五項（第七十条の六第四十項）に、「第七十条の四第三十一項（第七十条

附 則 (平成二十三年四月四日法律第一六号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 目次の改正規定（「第十二条の四」を「第十二条の七」に、「第三十五条」を「第三十五条の二」に改める部分及び「第六十二条の五」を「第六十二条の六」に改める部分に限る。）、第三十二条の二の改正規定、第二章に一条を加える改正規定、第二十一条に二項を加える改正規定、第三章に一条を加える改正規定、第五十二条の二を第五十二条の三とし、第五十二条の次に一条を加える改正規定、第五十三条の改正規定、第六十条の次に二条を加える改正規定（第六十条の三に係る部分に限る。）、第六十二条の二の改正規定、第六十二条の三の改正規定、第五章中第六十二条の五を第六十二条の六とする改正規定、第六十二条の四の改正規定及び同条を第六十二条の五とし、第六十二条の三の次に一条を加える改正規定並びに附則第九条第四項、第十二条（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）別表第一家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第一百六十六号）の項の改正規定に限る。）及び第二十条の規定

（政令への委任） 公布の日から施行する。

第二十条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定めることとする。

第一条 この法律は、平成二十四年四月一日から施行する。

附 則 (平成二十三年四月二八日法律第三二号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二十三年四月二九日法律第三三号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二十三年五月二日法律第三五号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二十三年五月二日法律第三五号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二十三年五月二日法律第三五号) 抄

第一条 この法律の施行前に設けられている全部事務組合、役場事務組合及び地方開発事業團について、なお従前の例による。

第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則 (平成二十三年五月二日法律第三七号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第七条、第二十二条、第二十五条、第二十七条、第二十八条、第三十条、第三十一条、第三十三条（次号に掲げる改正規定を除く。）、第三十七条及び第三十八条の規定並びに附則第八条、第十条、第十一条、第十三条、第十九条、第二十五条、第三十三条及び第四十一条の規定

（定）公布の日から起算して三月を経過した日

附 則 (平成二十三年五月二日法律第四〇号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二十三年五月二日法律第五三号) 抄

第一条 この法律の施行の日が地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十三年法律第三十七号）の施行の日前である場合には、前条のうち、障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律附則第一条第三号の改正規定中「第七十三条」とあるのは「第七十四条」と、同法附則に三条を加える改正規定中「第七十三条」とあるのは「第七十四条」と、「第七十四条」とあるのは「第七十五条」と、「第七十五条」とあるのは「第七十六条」とする。

附 則 (平成二十三年五月二日法律第五三号) 抄

第一条 この法律は、新非訟事件手続法の施行の日から施行する。

附 則 (平成二十三年六月八日法律第六四号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二十三年六月二二日法律第七〇号) 抄

第一条 この法律は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、次条の規定は公布の日から附則第十七条の規定は地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十三年法律第三百五号）の公布の日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

附 則 (平成二十三年六月二二日法律第七二号) 抄

第一条 この法律は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条（老人福祉法目次の改正規定、同法第四章の二を削る改正規定、同法第四章の三を第四章の二とする改正規定及び同法第四十条第一号の改正規定（第二十八条の十二第一項若しくは）を削る部分に限る。）に限る。）、第四条、第六条及び第七条の規定並びに附則第九条、第十一条、第十五条、第二十二条、第四十一条、第四十七条（東日本大震災に対処するための特別的財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）附則第一条ただし書の改正規定及び同条各号を削る改正規定並びに同法附則第十四条の改正規定に限る。）及び第五十条から第五十二条までの規定

（検討） 公布の日

第二条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の規定による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

第二条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の規定による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(施行期日)

第一条 この法律は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律(平成二十四年法律第六十八号)附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一次条並びに附則第三条及び第二十三条の規定 公布の日
(政令への委任)

第二十三条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成二五年三月三〇日法律第三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一及び二 略
三 第二条(次号及び第五号に掲げる改正規定を除く) 並びに附則第五条第一項から第四項まで、第十七条、第十八条、第二十条及び第二十二条の規定 平成二十八年一月一日

附 則 (平成二五年三月三〇日法律第八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十五年四月一日から施行する。

附 則 (平成二五年四月一〇日法律第九号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二五年五月三一日法律第二一号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。

附 則 (平成二五年五月三一日法律第二八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、番号利用法の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三十三条から第四十二条まで、第四十四条(内閣府設置法第四条第三項第四十一号の次に一号を加える改正規定に限る)及び第五十条の規定 公布の日

附 則 (平成二五年六月一二日法律第三五号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三十三条(見出しを含む)の改正規定、同法第三十四条から第三十六条まで及び第三十八

条(見出しを含む)の改正規定、同法第三十九条(見出しを含む)の改正規定、同法第四十一条(見出しを含む)の改正規定、同法第七十五条の改正規定、同法第二章第一節中同条の次に一条を加える改正規定、同法第二十三条の改正規定、同条の次に三条を加える改正規定、同法第三十二条の改正規定、同法第三十三条(見出しを含む)の改正規定、同法第三十四条から第三十六条まで及び第三十八

条(見出しを含む)の改正規定、同法第四十一条(見出しを含む)の改正規定、同法第七十五条の改正規定、同法第二章第一節中同条の次に一条を加える改正規定、同法第二十三条の改正規定、同条の次に三条を加える改正規定、同法第三十二条の改正規定、同法第三十三条(見出しを含む)の改正規定、同法第三十四条から第三十六条まで及び第三十八

条(見出しを含む)の改正規定、同法第四十一条(見出しを含む)の改正規定、同法第七十五条の改正規定、同法第二章第一節中同条の次に一条を加える改正規定、同法第二十三条の改正規定、同条の次に三条を加える改正規定、同法第三十二条の改正規定、同法第三十三条(見出しを含む)の改正規定、同法第三十四条から第三十六条まで及び第三十八

条(見出しを含む)の改正規定、同法第四十一条(見出しを含む)の改正規定、同法第七十五条の改正規定、同法第二章第一節中同条の次に一条を加える改正規定、同法第二十三条の改正規定、同条の次に三条を加える改正規定、同法第三十二条の改正規定、同法第三十三条(見出しを含む)の改正規定、同法第三十四条から第三十六条まで及び第三十八

条(見出しを含む)の改正規定、同法第四十一条(見出しを含む)の改正規定、同法第七十五条の改正規定、同法第二章第一節中同条の次に一条を加える改正規定、同法第二十三条の改正規定、同条の次に三条を加える改正規定、同法第三十二条の改正規定、同法第三十三条(見出しを含む)の改正規定、同法第三十四条から第三十六条まで及び第三十八

条(見出しを含む)の改正規定、同法第四十一条(見出しを含む)の改正規定、同法第七十五条の改正規定、同法第二章第一節中同条の次に一条を加える改正規定、同法第二十三条の改正規定、同条の次に三条を加える改正規定、同法第三十二条の改正規定、同法第三十三条(見出しを含む)の改正規定、同法第三十四条から第三十六条まで及び第三十八

(昭和三十九年法律第七百六十七号)の項第一号イの改正規定中「第十五条」の下に「第十五条の「第一項」を加える部分及び「第二十五条まで」を「第二十三条の三まで、第二十四条、第二十五条」に改める部分に限る)、第八条、第九条及び第十一条から第十四条までの規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二五年六月一四日法律第四四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第十一条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む)は、政令で定める。

附 則 (平成二五年六月一九日法律第四七号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十六年四月一日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第十三条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む)は、政令で定める。

附 則 (平成二五年六月二一日法律第五三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第十四条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(政令への委任)

第二十二条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成二五年六月二一日法律第五五号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章、第五十三条から第五十六条まで及び第五章並びに附則第五条から第十二条までの規定は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二五年六月二一日法律第五六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二五年六月二一日法律第六〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二五年六月二八日法律第七〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二五年六月二八日法律第六九号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二五年六月二八日法律第六九号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二五年六月二八日法律第六九号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二五年一月二二日法律第八一号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二五年一月二七日法律第八四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二五年一月二七日法律第八四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第六十四条、第六十六条及び第二百二条の規定は、公布の日から施行する。(处分等の効力)

第二百条 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。)の規定によってした処分、手続その他の行為であつて、改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後のそれぞれの法律の相当の規定によつてしたものとみなす。

(罰則に関する経過措置)

第一百一条 この法律の施行前にした行為及びこの法律の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によることとする。

(政令への委任)

第一 条 この法律は、平成二十六年四月一日から施行する。

附 則 (平成二五年一月一三日法律第一〇一号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附 則 第八条の規定 公布の日

第八条 この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成二五年一月一三日法律第一〇三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附 則 (平成二五年一月一三日法律第一〇三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附 則 第二条の規定 平成二十六年七月一日

第二条 附則第十七条の規定 薬事法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第八十四号)の公布の日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日

附 則 (平成二五年一二月一三日法律第一〇四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十六年七月一日から施行する。

附 則 (平成二五年一二月一三日法律第一〇五号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。

附 則 (平成二五年一二月一三日法律第一〇六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十六年十月一日から施行する。

附 則 (平成二五年一二月一三日法律第一一一号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十六年十一月一日から施行する。

附 則 (平成二五年一二月一三日法律第一一二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十六年十二月一日から施行する。

附 則 (平成二六年三月三一日法律第一〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十六年四月一日から施行する。

附 則 (平成二六年三月三一日法律第一〇号) 抄

(施行期日)

第一百二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(政令への委任)

第一 条 この法律は、平成二十六年四月一日から施行する。

附 則 (平成二六年三月三一日法律第五号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附 則 第百六十四条の規定 公布の日

第一百六十四条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

を、「同条第四項において準用する第十二条の二第二項及び第三項」の下に、「第二十一条の三第一項から第三項まで、同条第四項において準用する第十二条の二第二項及び第三項」を、「第五条第一項から第五項まで」の下に、「第十四条の五第一項」を加える部分及び同号の改正規定中「第十三条」の下に、「第十四条の五第一項」を、「同条第四項において準用する第十二条の二第二項及び第三項」の下に、「第二十二条の三第一項から第三項まで、同条第四項において準用する第十二条の二第二項及び第三項」を、「第五条第二項から第五項まで」の下に、「第十四条の五第一項」を加える部分に限る。)の規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第七条 (地方自治法の一部改正に伴う経過措置)
第三十四条の規定による改正後の地方自治法の規定中異議の申出、審査の申立て又は審決の申請に関する部分は、この法律の施行後にされた地方公共団体の機関の処分その他の行為に係る異議の申出、審査の申立て又は審決の申請について適用し、この法律の施行前にされた地方公共団体の機関の処分その他の行為に係る異議の申出、審査の申立て又は審決の申請については、なお前述の例による。

附 則（平成二六年六月一三日法律第六七号）抄

以下「通則法改正法」という。の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第十四条第二項、第十八条及び第三十条の規定 公布の日
(処分等の効力)

第十条 附則第五条から前条までに定めるもののはか、この法律の施行に關し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

規制があるものには、没収（これが基づく政令を含む）に男爵の定めのあるものを除き、相当の規定によつてした又はすべき処分、手続その他の行為とみなす。

第二十九条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例

（その他の経過措置の政令等への委任）
第三十条 附則第三条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関する必要な経過措置

(罰則に関する経過措置を含む)は、政令(人事院の所掌する事項については、人事院規則)で定める。

附則（平成二六年六月一三日法律第六九号）抄

行政不服審査法（平成二十六年法律第六十号）の施行の日から施行する
（経過措置の原則）

された行政庁の処分その他の行為又はこの法律の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、この附則に特別の定めがある場合を除き、なお従前の例による。

起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したもの（当該不服申立てが他の不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ提起できないとされる場合）

合にあつては、当該人の不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経たてば、訴えの提起については、前条の規定による。すなはち、前条の規定によることとされることは、前条の規定による。すなはち、前条の規定によることとされる。

る場合を含む。)により異議申立てが提起された处分その他の行為であつて、この法律の規定による改正後の法律の規定により審査請求に対する裁決を経た後でなければ取消しの訴えを提起する

行前に提起されたものについては、なお従前の例による。

三、附則第二十一条の規定 この法律の公布の日又は地方自治法の一部を改正する法律(平成二十六年法律第四十二号)の公布の日のいずれか遅い日
(地方自治法の一部改正に伴う経過措置)

第七条 附則第二条第一項の場合においては、前条の規定による改正後の地方自治法第十三条第三項、第一百二十二条第一項、第一百八十一条の二、第一百八十五条の五第六項及び第七項、第二百四十四条第一項、第二百五十二条の九第二項及び第四項、第二百五十二条の十並びに第二百五十二条の十一第一項の規定は適用せず、前条の規定による改正前の地方自治法第十三条第三項、第一百二十二条第一項、第一百八十一条の二、第一百八十一条の五第六項及び第七項、第二百四十四条第一項、第二百五十二条の十並びに第二百五十二条の十一第一項の規定は、なおその効力を有する。

(政令への委任)

第二十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

第一条 (施行期日) この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二六年六月二五日法律第八〇号) 抄

附則（施行期日）（平成二十六年六月二十五日法律第八〇号）抄
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
附 則 （平成二六年六月二十五日法律第八三号）抄

次条の規定による改正後の地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）別表第一国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律（昭和二十五年法律第七十九号）の項の規定は、この法律の施行の日（以下この項及び次項において「施行日」という。）以後その期日を公示され又は告示される国会議員の選挙、最高裁判所裁判官国民審査又は日本国憲法第九十五条の規定による投票について適用し、施行日の前日までにその期日を公示され又は告示された国会議員の選挙、最高裁判所裁判官国民審査又は日本国憲法第九十五条の規定による投票については、なお従前の例による。

3 第一条の規定による改正後の国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の規定、第三条の規定による改正後の公職選挙法（以下この項及び次項において「新公職選挙法」という。）の規定（新公職選挙法第二十条第一項及び第二百六十九条の規定を除く。）、附則第四条の規定による改定後的地方自治法別表第一国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律（昭和二十五年法律第七十九号）の項の規定、附則第五条の規定による改正後の漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第九十四条の規定並びに附則第六条の規定による改正後の地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律（平成十三年法律第四十七号）第三条第一項及び第八条の規定は、前条ただし書に規定する規定の施行の日（以下この条において「一部施行日」という。）の翌日以後初めてその期日を公示される衆議院議員の総選挙の期日の公示の日又は一部施行日の翌日以後初めてその期日を公示される参議院議員の通常選挙の期日の公示の日のうちいづれか早い日（以下この項及び第五項において「公示日」という。）以後その期日を公示され又は告示される選挙、最高裁判所裁判官国民審査又は日本国憲法第九十五条の規定による投票について適用し、公示日の前日までにその期日を公示され又は告示された選挙、最高裁判所裁判官国民審査又は日本国憲法第九十五条の規定による投票については、なお従前の例による。

附 則 （平成二八年五月二日法律第三四号）抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 （平成二八年五月一八日法律第三九号）抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（施行期日）
一 第一条並びに次条から附則第四条まで、附則第九条及び附則第十八条の規定（罰則に関する経過措置）

第十七条 この法律（附則第一条第一号に掲げる規定にあっては、当該規定）の施行の日前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例による場合における同日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）
第十八条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則 （平成二八年六月七日法律第七三号）抄

（施行期日等）
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行し、この法律の施行後に行われた国外犯罪行為による死亡又は障害について適用する。

（施行期日）
附 則 （平成二八年一月二八日法律第八六号）抄
1 この法律は、公布の日から施行する。

（施行期日）
附 則 （平成二八年二月二日法律第九四号）抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 （平成二八年一二月九日法律第一〇一号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（政令への委任）
第一条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 （平成二八年一二月一六日法律第一〇八号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定が日本国について効力を生ずる日（第三号において「発効日」という。）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

二の二 附則第十八条の規定（畜産経営の安定に関する法律及び独立行政法人農畜産業振興機構法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第六十号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日）
一及び二 略

（施行期日）
第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。

附 則 （平成二九年三月三一日法律第二号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。

（罰則に関する経過措置）
第一条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）
第一百四十一条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 （平成二九年四月二六日法律第二五号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（罰則に関する経過措置）
第一百四十二条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）
第一百四十三条 第七条（農業災害補償法第二百四十三条の二第一項にたどり書を加える改正規定に限る。）及び第十条の規定並びに附則第六条から第八条まで、第十三条及び第十四条の規定（布日の（地方自治法の一部改正に伴う経過措置）

第一条 この法律は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（罰則に関する経過措置）
第一条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律の規定によりされた認定等の処分（処分、申請等に関する経過措置）

第七条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定について、当該各規定。以下この条において同じ。）の施行の日前にこの法律による改正前のそれぞれの法律の規定によりされた認定等の処分

その他の行為（以下この項において「処分等の行為」という。）又はこの法律の施行の際現にこの法律による改正前のそれぞれの法律の規定によりされている認定等の申請その他の行為（以下この項において「申請等の行為」という。）で、この法律の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は次条の規定に基づく政令に定めるものを除き、この法律の施行の日以後におけるこの法律による改正後のそれぞれの法律の適用については、この法律による改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為とみなす。

2 この法律の施行の日前にこの法律による改正前のそれぞれの法律の規定により国又は地方公共団体の機関に対し、報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、附則第二条から前条までの規定又は次条の規定により國又は地方公共団体の相当の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

（政令への委任）

第八条 附則第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 **（平成二十九年五月一七日法律第二十九号）抄**

（施行期日）

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次条及び附則第四条の規定は、公布の日から施行する。

第二条 第一条の規定による改正後の地方公務員法（次項及び附則第十七条において「新地方公務員法」という。）の規定による地方公務員（地方公務員法第二条に規定する地方公務員をいう。同項において同じ。）の任用、服務その他の人事行政に関する制度及び第二条の規定による改正後的地方自治法（同項において「新地方自治法」という。）の規定による給与に関する制度の適正かつ円滑な実施を確保するため、任命権者（地方公務員法第六条第一項に規定する任命権者をいう。以下この項において同じ。）は、人事管理の計画的推進その他の必要な準備を行うものとし、地方公共団体の長は、任命権者の行う準備に関し必要な連絡、調整その他の措置を講ずるものとする。

総務大臣は、新地方公務員法の規定による地方公務員の任用、服務その他の人事行政に関する制度及び新地方自治法の規定による給与に関する制度の適正かつ円滑な実施を確保するため、地方公共団体に対して必要な資料の提出を求めることその他の方法により前項の準備及び措置の実施状況を把握した上で、必要があると認めるときは、当該準備及び措置について技術的な助言又は勧告をするものとする。（政令への委任）

第四条 前二条及び附則第十七条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（施行期日）

附 則 **（平成二十九年五月一九日法律第三一号）抄**

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 **（平成二十九年六月二日法律第四五号）**

この法律は、民法改正法の施行の日から施行する。ただし、第一百三条の二、第一百三条の三、第二百六十七条の二、第二百六十七条の三及び第三百六十二条の規定は、公布の日から施行する。

附 則 **（平成二十九年六月二日法律第四六号）抄**

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第十六条の規定は、公布の日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

第十五条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第一条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則 **（平成二十九年六月九日法律第五四号）抄**

（施行期日）

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第四条（第三号に掲げる改正規定を除く。）の規定並びに次条第三項、第四項、第七項及び第八項並びに附則第五条第二項及び第七条の規定

（公布の日）

三 第一条中地方自治法第百九十六条及び第百九十九条の三の改正規定、同法第二百条の次に一条を加える改正規定並びに同法第二百三条の二第一項、第二百三十三条、第二百五十二条の七、第二百五十二条の十三、第二百五十一条の二十七第二項、第二百五十二条の三十三第二項及び第二百五十二条の三十六並びに附則第九条の改正規定、第二条中地方公営企業法第三十条の改正規定、第三条（地方独立行政法人法第十九条の次に「一条を加える改正規定、同法第二十条の改正規定及び同法第二十三条第一項の改正規定（含む。）」の下に「第十九条の二第二項及び第四項」を加える部分に限る。）を除く。）の規定並びに第四条中市町村の合併の特例に関する法律第四十五条の改正規定並びに次条第二項並びに附則第三条、第四条第二項から第四项まで、第七項から第十項まで、第十三項及び第十六項、第五条第一項、第八条、第九条並びに第十二条の規定

（平成三十年四月一日）

（地方自治法の一部改正に伴う経過措置）

第二条 第一条の規定による改正後の地方自治法（以下この条において「新地方自治法」という。）第七十五条第五項、第一百九十九条第十三項及び第二百五十二条の十一第五項の規定は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行われる監査の結果に関する報告の決定について適用する。

第三号施行日」という。）以後に地方自治法第二百三十三条第三項の規定による決算の認定に関する議案が否決される場合について適用する。

2 新地方自治法第二百三十三条第七項の規定は、前条第三号に掲げる規定の施行の日（以下「第一号施行日」という。）以後に第一条の規定による改正前の地方自治法（次項において「旧地方自治法」という。）第二百四十二条第一項の規定による請求があつたときは、施行日前においても、新地方自治法第二百四十二条第三項の規定の例により、当該請求の要旨を当該普通地方公共団体の議会及び長に通知しなければならない。この場合において、当該通知は、施行日において同項の規定によりされたものとみなす。

4 地方自治法第二百九十二条において準用する前項の規定により一部事務組合の監査委員が一部事務組合の議会に通知することとされている同条において準用する旧地方自治法第二百四十二条第一項の規定による請求の要旨の議会への通知は、地方自治法第二百八十七条の二第二項に規定する特例一部事務組合（以下この項において「特例一部事務組合」という。）にあつては、新地方自治法第二百八十七条の二第六項の規定の例により、当該特例一部事務組合の監査委員が地方自治法第二百八十六条第一項に規定する構成団体（以下この項において「構成団体」という。）の長を通じて当該請求の要旨を全ての構成団体の議会に通知することにより行うものとする。

5 新地方自治法第二百四十二条第十項の規定は、施行日以後に同条第三項の規定によりその要旨
が通知された同条第一項の規定による請求に係る行為又は怠る事実に関する損害賠償又は不当利
得返還の請求権その他の権利の放棄に関する議決について適用する。

6 新地方自治法第二百四十三条の二第一項（第五条の規定による改正後の市町村の合併の特例に
関する法律第四十七条において準用する場合を含む。）の規定は、新地方自治法第二百四十三条
の二第一項に規定する普通地方公共団体の長等の同項の条例の施行の日以後の行為に基づく損害
賠償責任について適用する。

7 普通地方公共団体の議会は、新地方自治法第二百四十三条の二第一項の条例の制定に関する議
決をしようとするときは、施行日前においても、監査委員の意見を聴くことができる。

8 新地方自治法第二百五十二条の三十六第二項の規定による新地方自治法第二百五十二条の二十
七第二項に規定する包括外部監査契約の締結については、新地方自治法第二百五十二条の三十六
第二項の条例を定めた同条第一項第二号に掲げる市以外の市又は町村の長は、第三号施行日前に
おいても、監査委員の意見を聴くとともに、議会の議決を経ることができる。

（政令への委任）
第七条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過
措置を含む。）は、政令で定める。

（施行期日）
第一条 この法律は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該
各号に定める日から施行する。

（附 則）（平成二十九年六月一六日法律第六〇号）抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して六年を超えない範囲内において政令で定める日から施
行する。

（附 則）（平成三十一年三月三一日法律第七号）抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施
行する。

（附 則）（平成三十一年三月三一日法律第六号）抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して六年を超えない範囲内において政令で定める日から施
行する。

（附 則）（平成二十九年六月一六日法律第六号）抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施
行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（附 則）（平成三十一年三月三一日法律第七号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該
各号に定める日から施行する。

（附 則）（平成三十一年三月三一日法律第七号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成三十一年三月三一日から施行する。

（附 則）（平成三十一年三月三一日法律第七号）抄

（政令への委任）
第二十五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する
経過措置を含む。）は、政令で定める。

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施
行する。

（附 則）（平成三十一年三月三一日法律第七号）抄

(施行期日)
第一条 この法律は、令和元年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各

号に定める日から施行する。
一 附則第二十四条の規定
公布の日

附則（平成三一年三月二九日法律第六号）抄

(施行期日) 第一条 この法律は、平成三十一年四月一日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第一百五十五条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第一百六十六条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（施行期日） 附則（平成三年四月二十四日法律第四号）抄

第一条 この法律は、公布の日から施行する。
附 则 (令和元年五月一五日法律第一号)
少

（施行期日）
附則（令和元年五月一五日法律第一号）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(適用区分)

第二条 第一条の規定による改正後の国會議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律（以下この項及び次項において「新基準法」という。）の規定（新基準法第十三条の三の規定を除く。）及び

次条の規定による改正後の地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）別表第一国会議員の選挙区

等の執行経費の基準に関する法律（昭和二十五年法律第二百七十九号）の項の規定は、この法律の

施行の日（以下この項及び次項において「施行日」という）以後その期日を公示され又は告示される国会議員の選挙、最高裁判所裁判官国民審査又は日本国憲法第九十五条の規定による投票

される国会議員の選挙、最高裁判所官員監査又は日本国憲法第九十五条の規定による投票について適用し、施行日の前日までにその期日を公示され又は告示された国会議員の選挙、最高

裁判所裁判官国民審査又は日本国憲法第九十五条の規定による投票については、なお従前の例に

（今日の主婦用　「家庭料理第一冊」）少
時　（よる。）

附則（令和元年五月一七日法律第七号）

第一条 この法律は、平成三十一年十月一日から施行する。ただし、次条並びに附則第三条ただし

書、第八条から第十条までの規定、附則第十三条中行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）別表第一の九十四の項及び別表第二の百十六の項の改正規定（別表第一の九十四の項に係る部分に限る。）並びに附則第十四条及び第十七条の規定は、公布の日から施行する。

第十七条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。
(政令への委任)

附 則（令和元年五月一四日法律第一一號）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。
附 則（令和元年五月一四日法律第一二号）抄

(施行期日) 阿根廷共和国二〇〇六年三月二十四日法律第二号

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施

二 略

第一条 中農地中間管理事業の推進に関する法律第二条第二項に一号を加える改正規定及び同条第三項の改正規定（同項第二号に係る部分を除く。）、第二条中農業経営基盤強化促進法の目次の改正規定、同法第四条から第七条までの改正規定、同法第二章第三節を削る改正規定、同法第十二条第一項及び第十三条第二項の改正規定（同条の次に一条を加える改正規定、同法第十四条の六第一項第二号、第十五条第二項及び第十六条の改正規定、同法第十八条の改正規定（同条第二項中第七号を削り、第八号を第七号とする部分を除く。）並びに同法第二十三条第十項及び第三十三条の改正規定、第三条中農地法第二条第三項第二号の改正規定、同法第三条の改正規定（同条第一項第七号の二に係る部分及び同条中第六項を削り、第七項を第六項とする部分を除く。）、同法第四条第一項第三号及び第五条第一項第二号の改正規定、同法第十七条ただし書の改正規定（第四条第四項第一号）を「第四条第三項第一号」に改める部分に限る。）、並びに同法第三十五条（見出しを含む。）の改正規定並びに同法第三十六条第一項第二号、第四十六条第一項及び第六十三条第一項第十四号の改正規定、第四条中農業振興地域の整備に関する法律第十五条の二第一項第五号の改正規定並びに附則第三条から第五条までの規定、附則第十一條中地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）別表第一農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）の項第十四号の改正規定並びに附則第十二条、第十三条及び第十五条から第十八条までの規定（公布の日から起算して一年三月を超えない範囲内において政令で定める日）

附 則（令和元年五月三一日法律第一七号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（令和元年五月三一日法律第一六号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一から三まで 略

四 附則第五条（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）別表第一戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）の項の改正規定を除く。）、第六条（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の九の二第一項の改正規定を除く。）及び第十四条（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二百七号）別表第二の改正規定を除く。）の規定（前号に掲げる規定の施行の日又は情報通信技術利用法改正法附則第一条第九号に掲げる規定の施行の日のいずれか遅い日）

附 則（令和元年六月七月日法律第二六号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条及び第三条の規定並びに附則第六条（別表第一健康増進法（平成十四年法律第百三号）の項の改正規定に限る。）及び第八条の規定（公布の日から起算して三月を経過した日）改正規定を除く。）の規定 平成三十二年四月一日

二 略

附 則（令和元年六月一四日法律第三七号）抄

（施行期日）

係る児童の保護等に関する法律第二十六条の改正規定に限る。)、第一百十一条、第一百四十三条、第一百四十九条、第一百五十二条、第一百五十四条(不動産の鑑定評価に関する法律第二十五条第六号の改正規定に限る。)及び第一百六十八条並びに次条並びに附則第三条及び第六条の規定 布の日

二 第三条、第四条、第五条(国家戦略特別区域法第十九条の二第一項の改正規定を除く。)、第二章第二節及び第四節、第四十一条(地方自治法第二百五十二条の二十八の改正規定を除く。)、第四十二条から第四十八条まで、第五十条、第五十四条、第五十七条、第六十条、第六十二条、第六十六条から第六十九条まで、第七十五条(児童福祉法第三十四条の二十の改正規定を除く。)、第七十六条、第七十七条、第七十九条、第八十条、第八十二条、第八十四条、第八十七条、第八十八条、第九十条(職業能力開発促進法第三十条の十九第二項第一号の改正規定を除く。)、第九十五条、第九十六条、第九十八条から第一百条まで、第一百四条、第一百八条、第一百九条、第一百十二条、第一百十三条、第一百十五条、第一百十六条、第一百十九条、第一百二十一条、第一百二十三条、第一百三十三条、第一百三十五条、第一百三十八条、第一百三十九条、第一百六十一条から第一百六十三条まで、第一百六十六条、第一百六十九条、第一百七十条、第一百七十二条(フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第二十九条第一項第一号の改正規定に限る。)並びに第一百七十三条並びに附則第十六条、第十七条、第二十条、第二十一条及び第二十三条から第二十九条までの規定 布の日から起算して六月を経過した日

(行政庁の行為等に関する経過措置)

第二条 この法律(前条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条及び次条において同じ。)の施行の日前に、この法律による改正前の法律又はこれに基づく命令の規定(次格条項その他の権利の制限に係る措置を定めるものに限る。)に基づき行われた行政庁の处分その他の行為及び当該規定により生じた失職の効力については、なお従前の例による。

第三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
(検討)

第七条 政府は、会社法(平成十七年法律第八十六号)及び一般社団法人及び一般財團法人に関する法律(平成十八年法律第四十八号)における法人の役員の資格を成年被後見人又は被保佐人であることを理由に制限する旨の規定について、この法律の公布後一年以内を目途として検討を加え、その結果に基づき、当該規定の削除その他の必要な法制上の措置を講ずるものとする。

附 則 (令和元年一月二七日法律第五七号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。

附 則 (令和元年一月四日法律第六二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略
二 第二条、第三条、第四条第一項第三号、第六条第一項及び第七条第一項ただし書の改正規定する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略
二 第十七条第一項第三号の改正規定(「主要な成分」を「主成分」に改める部分に限る。)、第二十一条(見出しを含む。)の改正規定(「指定配合肥料」を「指定混合肥料」に改める部分を除く。)、第二十二条の二、第二十二条の三、第二十六条及び第二十七条の改正規定、第三十条第一項の改正規定(「表示事項を表示せず、又は遵守事項を遵守しない場合を除く。」)を削る部分に限る。)、第三十三条の二第四項の改正規定、同条第六項の改正規定(「第二十一条及び」を「第二十一条第一項、第二十二条の三第一項から第三項まで及び」に、「第二十二条の三第三項中」に改める部分に限る。)並びに第三十三条の五第二項第二号、第三十五条の三第三号及び第三十九条第三号の改正規定並びに次条及び附則第六条の規定並びに附則第十一條中地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)別表第一肥料取締法(昭

和二十五年法律第二百二十七号)の項第三号イの改正規定 公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (令和元年二月四日法律第六三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第十二条及び第三十九条の規定

二 第二条の規定、第四条(覚せい剤取締法第九条第一項第二号の改正規定に限る。)の規定及び第六条の規定並びに次条、附則第五条、第六条、第八条、第十一条第二項、第十六条及び第二十条の規定、附則第二十二条(自衛隊法(昭和二十九年法律第二百六十五号)第一百五十五条の五第二項の改正規定に限る。)の規定並びに附則第二十三条、第二十八条、第三十一条、第三十二条及び第三十六条の規定

公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第三十八条 この法律の施行前にした行為及びこの法律の規定によりなお従前の例によることとなる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第三十九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附 則 (令和二年三月三日法律第五号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (令和二年三月三日法律第五号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。

附 則 (令和二年三月三日法律第八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一から四まで 略
五 次に掲げる規定 令和四年四月一日

イ 略

ロ 第三条の規定(同条中法人税法第五十二条第一項の改正規定(同項第一号に係る部分を除く。)及び同法第五十四条第一項の改正規定を除く。)並びに附則第十四条から第十八条まで、第二十条から第三十七条まで、第一百三十九条(地価税法(平成三年法律第六十九号)第三十二条第五項の改正規定に限る。)、第一百四十三条、第一百五十条(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条の二第十六項の改正規定に限る。)、第一百五十一条から第一百五十六条まで、第一百五十九条から第一百六十二条まで、第一百六十三条(銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律(平成十三年法律第二百三十一号)第五十八条第一項の改正規定に限る。)、第一百六十四条、第一百六十五条及び第一百六十七条の規定

ハからチまで 略
リ 第十六条の規定並びに附則第一百十二条から第一百三十条まで、第一百四十七条、第一百四十八条の二(所得税法等の一部を改正する法律(令和三年法律第十一号)附則第九十五条第一項の改正規定及び同法附則第一百二条の改正規定を除く。)、第一百五十条(地方自治法第二百六十条の二第十六項の改正規定を除く。)、第一百五十八条及び第一百六十六条の規定

(罰則に関する経過措置)

第一百七十二条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第一百七十三条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和二年三月三一日法律第一一號) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (令和二年三月三一日法律第一二號) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一及び二 略

三 第三条 土地調査法の目次の改正規定(「第三十四条の二」を「第三十四条の三」に改める部分を除く。)、同法第四章の章名の改正規定、同法第十七条の改正規定、同法第十九条の見出しの改正規定、同条第一項及び第二項の改正規定、同法第二十条(見出しを含む。)の改正規定、同法第二十一条(見出しを含む。)の改正規定、同法第四章中第二十一条の次に一条を加える改正規定及び同法第三十四条の二を改め、同法第五章中同条を第三十四条の三とする改正規定(同法第三十四条の二を改める部分に限る。)、第四条の規定並びに附則第三項の規定、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

附 則 (令和二年四月三日法律第一六號) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (令和二年四月三〇日法律第二六號) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附 則 (令和二年五月二七日法律第三一號) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定めた日から施行する。

附 則 (令和二年五月二九日法律第三三號) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (令和二年五月二九日法律第四一號) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に定めた日から施行する。

附 則 (令和二年五月二九日法律第四一號) 抄

一 略

二 第六条の規定並びに附則第七条(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)別表第一生活保護法(昭和二十五年法律第一百四十四号)の項の改正規定に限る。)及び第十四条の規定、令和二年十月一日

三 略

四 第八条の規定並びに附則第五条及び第七条(地方自治法別表第一軌道法(大正十年法律第七十六号)の項の改正規定に限る。)の規定、令和四年四月一日

五 第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (令和二年六月二四日法律第六二號) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (令和三年二月九日法律第五五號) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

附 則 (令和三年三月三一日法律第七號) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (令和三年三月三一日法律第七號) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、令和三年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

二 第一条中地方税法の目次の改正規定(「第十三条の三」を「第十三条の四」に改める部分に限る。)及び同法第一章第六節中第十三条の三の次に一条を加える改正規定並びに第六条並びに附則第十九条第二項から第五項までの規定、令和四年一月四日

一 略

二 第二条中地方税法第二十条の十三の改正規定及び同法附則に十三条を加える改正規定並びに

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定めた日から施行する。

つた者が令和五年四月一日から同項の指定する日までの間に当該承認に係る歳入を納付したとき（前項に規定するときを除く。）は、当該承認があつた時に当該歳入の納付がされたものとみなす。

第二十二条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる地方税に係るこの法律の施行後に入した行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。（政令への委任）

第二十三条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（令和三年三月三一日法律第九号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、令和三年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第二条 （道路法第十七条の改正規定、同法第二十四条の改正規定（「第六項若しくは第七項」を「若しくは第六項から第八項まで」に改める部分に限る。）、同法第二十七条の改正規定及び同法第九十七条第一項の改正規定に限る。）の規定並びに附則第七条（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）別表第一道路法（昭和二十七年法律第一百八号）の項第一号の改正規定に限る。）及び第八条の規定 公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日

附 則（令和三年三月三一日法律第一一号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、令和三年五月一日から施行する。

附 則（令和三年五月一〇日法律第三〇号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（令和三年五月一〇日法律第三〇号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附 則（令和三年五月一〇日法律第三〇号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（令和三年五月一〇日法律第三〇号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（令和三年五月一〇日法律第三〇号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、令和三年九月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附 則（令和三年五月一〇日法律第三〇号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、令和三年九月一日から施行する。ただし、附則第六十条の規定は、公布の日から施行する。

附 則（令和三年五月一〇日法律第三〇号）抄

（施行期日）

第五十七条 この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条及び次条において「旧法令」という。）の規定により従前の国機関がした認定（政令への委任）

等の処分その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、この法律による改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条及び次条において「新法令」という。）の相当規定により相当の國の機関がした認定等の処分その他の行為とみなす。

第二十二条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる地方税に係るこの法律の施行後に入した行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。（政令への委任）

第二十三条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。（政令への委任）

附 則（令和三年五月一九日法律第三七号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、令和三年九月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第二十七条 （住民基本台帳法別表第一から別表第五までの改正規定に限る。）、第四十五条、第四十七条及び第五十五条（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一及び別表第二の改正規定（同表の二十七の項の改正規定を除く。）に限る。）並びに附則第八条第一項、第五十九条から第六十三条まで、第六十七号及び第七十一条から第七十三条までの規定 公布の日

第二条 附則第十五条、第十六条、第五十一条及び前三条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。（政令への委任）

第六十条 附則第十五条、第十六条、第五十一条及び前三条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。（政令への委任）

第六十一条 附則第十五条、第十六条、第五十一条及び前三条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。（政令への委任）

第六十二条 附則第十五条、第十六条、第五十一条及び前三条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。（政令への委任）

第六十三条 附則第十五条、第十六条、第五十一条及び前三条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。（政令への委任）

第六十四条 附則第十五条、第十六条、第五十一条及び前三条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。（政令への委任）

第六十五条 附則第十五条、第十六条、第五十一条及び前三条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。（政令への委任）

第六十六条 附則第十五条、第十六条、第五十一条及び前三条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。（政令への委任）

第六十七条 附則第十五条、第十六条、第五十一条及び前三条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。（政令への委任）

第六十八条 附則第十五条、第十六条、第五十一条及び前三条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。（政令への委任）

第六十九条 附則第十五条、第十六条、第五十一条及び前三条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。（政令への委任）

第七十条 附則第十五条、第十六条、第五十一条及び前三条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。（政令への委任）

第七十一条 附則第十五条、第十六条、第五十一条及び前三条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。（政令への委任）

第七十二条 附則第十五条、第十六条、第五十一条及び前三条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。（政令への委任）

第七十三条 附則第十五条、第十六条、第五十一条及び前三条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。（政令への委任）

第七十四条 附則第十五条、第十六条、第五十一条及び前三条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。（政令への委任）

第七十五条 附則第十五条、第十六条、第五十一条及び前三条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。（政令への委任）

第七十六条 附則第十五条、第十六条、第五十一条及び前三条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。（政令への委任）

第七十七条 附則第十五条、第十六条、第五十一条及び前三条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。（政令への委任）

第七十八条 附則第十五条、第十六条、第五十一条及び前三条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。（政令への委任）

第七十九条 附則第十五条、第十六条、第五十一条及び前三条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。（政令への委任）

第八十条 附則第十五条、第十六条、第五十一条及び前三条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。（政令への委任）

第八十一条 附則第十五条、第十六条、第五十一条及び前三条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。（政令への委任）

第八十二条 附則第十五条、第十六条、第五十一条及び前三条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。（政令への委任）

一年以内を目途としてその具体的な方策について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附則（令和三年五月一九日法律第三九号）抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

行
附 則
(令和三年五月二一日法律第四三号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超える（施行期日）

行する。
附 則
(令和三年五月二六日法律第四四四号)
抄

(施行期日) 二〇一九年三月二十二日

第一條 この法律は公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。
掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

二 第一条の規定並びに次条及び附則第四条の規定 公布の日
第一条（地方自治法第二百六十条の二第一項の改正規定に限る。）の規定及び附則第三条の

規定 公布の日から起算して六月を経過した日
三及び四 略

五 第一条（地方自治法別表第一宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十六号）の項の改
三見三に限る。）又ド第一二三〇見三（八月三日、御記章）にて三三と詔こな、範囲内に於いて改

正規定は附る。」及て第七条の規定
令で定める日

(地方自治法の一部改正に伴う経過措置)
第三条 第一条の規定(附則第一条第二号に掲げる改正規定に限る。以下この条において同じ。)

による改正後の地方自治法第二百六十条の二第一項の規定は、第一条の規定の施行の際現に地方自治法第二百六十条の二第二項の規定による申請をしてある地図による団体（第一条の規定によ

（改正前）（地方自治法第二百六十条の二第一項に規定する地縁による団体をいう。）についても

適用があるものとする
(政令への委任)

附則（令和三年五月二八日法律第四七号）抄 前条に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(施行期日)
第一条 この法律は、令和四年四月一日から施行する。

(公職選挙法等の一部を改正する法律の一部改正に伴う経過措置)

第十九条 この法律の施行前にした行為に係る事件の家庭裁判所から検察官への送致については、前条の規定による改正前の公職選挙法等の一部を改正する法律(次項において「旧公職選挙法等」といふ。)による規定によるものとする。

一部改正法」という。附則第五条第一項から第三項までの規定は、なおその効力を有する。附則第六条に規定する者に対する人の資格に関する法令の適用については、旧公職選挙法等一

部改正法附則第五条第四項及び第六条の規定は、なおその効力を有する。

(施行期日) 令和三年三月一八日施行令第三〇号

第一条 この法律は、令和四年四月一日から施行する。但し、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

二
二 第二条並びに附則第三条及び第四条の規定 略
令和四年六月一日

(施丁期三) 附 則 (令和三年六月二日法律第五四号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。但し、月の文三見（「印判手」）が「豊川城主」にてつゝ郡に限る。、第一項

行する
たなし
目の改正規定
（抑制等）
を一量の消滅等に改める部分は限る
） 第一
条

及び第二条第二項の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、第三条第二項から第五項まで、第四条から第六条まで並びに第八条第二項第三号、第四号及び第八号の改正規定、第四章の章名の改正規定、第十九条、第二十条第一項及び第二十二条第一項の改正規定、同条第三項の改正規定（「温室効果ガスの排出の抑制等を」を「温室効果ガスの排出の量の削減等を」に改める部分に限る。）、同項第二号及び第三号の改正規定、同条第十項の改正規定（「温室効果ガスの排出の抑制等」を「温室効果ガスの排出の量の削減等」に改める部分に限る。）、同条第四項の改正規定（「温室効果ガスの排出の抑制等」を「温室効果ガスの排出の量の削減等」に改める部分に限る。）、第二十三条（見出しを含む。）、第二十四条の見出し及び同条第二項、第二十五条の見出し、第三十三条、第三十六条第一項、第三十七条第二項第二号及び第四号、第三十八条第二項第二号、第三十九条第二項第二号、第四十条第一項、第五十八条、第六十条並びに第六十一条第一項の改正規定並びに附則第五条及び第八条の規定は、公布の日から施行する。

（政令への委任）

第八条 附則第二条及び前条に規定するものほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 （令和三年六月一一日法律第六三号） 抄
（施行期日）

第一条 この法律は、令和五年四月一日から施行する。

1 この法律は、公布の日から起算して五日を経過した日から施行する。

附 則 （令和四年三月三一日法律第一号） 抄
（施行期日）

第一条 この法律は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

1から3まで 略

（施行期日）

四 次に掲げる規定 令和五年四月一日

イ及びロ 略

八 第十三条中税理士法第二条の改正規定（同条第一項第二号に係る部分を除く。）、同法第四条の改正規定、同法第五条の改正規定、同法第二十四条の改正規定、同法第二十五条の改正規定、同法第二十六条第一項第四号の改正規定、同法第四十七条の二の次に一条を加える改正規定、同法第二十六条第一項第四号の改正規定、同法第四十七条の四とし、同法第五章中同条の次に一条を加える改正規定、同法第四十八条の二十第二項の改正規定、同法第四十九条の二第二項の改正規定、同法第五十一条の改正規定、同法第五十二条第二項の改正規定、同法第五十三条第二項の改正規定（「第二条の三及び第三十九条」に改める部分を除く。）、同法第五十五条の改正規定、同法第五十六条の改正規定、同法第五十七条第一項の改正規定、同法第五十八条の改正規定、同法第五十九条第一項の改正規定、同法第六十条の改正規定、同法第六十一条の改正規定、同法第六十二条の改正規定及び同法第六十三条の改正規定並びに附則第七十条第二項及び第三項、第八十六号（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）別表第一の改正規定を除く。）、第八十七条から第九十一条まで、第九十三条、第九十四条並びに第九十七条の規定

五 から七まで

を改正する法律（令和元年法律第十七号）附則第一条第五号に掲げる規定の施行日のいざれか遅い日（罰則に関する経過措置）

第九十八条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任） この附則に規定するもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

第九十九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 （令和四年四月六日法律第一六号）抄

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 （令和四年四月二七日法律第三三号）抄

（施行期日） この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 （令和四年四月二七日法律第三四号）抄

（施行期日） この法律は、公布の日から施行する。

附 則 （令和四年五月一日法律第三七号）抄

（施行期日） この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 （令和四年五月二日法律第四四号）抄

（施行期日） この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 （令和四年五月二日法律第四四号）抄

（施行期日） この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 （令和四年五月二日法律第四四号）抄

（施行期日） この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 （令和四年五月一五日法律第四九号）抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 （令和四年五月一五日法律第五二号）抄

（施行期日） この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第三十八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定めること。

附 則 （令和四年五月二七日法律第五三号）抄

（施行期日） この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 （令和四年五月二七日法律第五六号）抄

（施行期日） この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

二一 略
第二条中行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第

七項の改正規定（同項中「記載され、」の下に「第十六条の二第一項の申請の日において本人の年齢が主務省令で定める年齢に満たない場合を除き」を加える部分及び同項第二号中「第七条第五項」を「第十七条第六項」に改める部分に限る。）同法第十六条の二の改正規定、同法第十七條の改正規定、同法第十八条の二の改正規定、同法第三十八条の八第一項の改正規定

及び同法第四十四条の改正規定並びに第五条、第六条及び第八条から第十二条までの規定並びに次条並びに附則第十五条、第十六条、第十八条、第二十二条から第二十五条まで及び第二十七条の規定 公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日

附 則（令和五年六月一六日法律第五八号）抄
（施行期日）

第一条 この法律は公布の日から施行する。ただし次の各号に掲げる規定は、当該各号に定め

三、(及び二回目) 第七条の規定並びに附則第四条、第六条、第八条から第十四条まで、第十六条から第十九条まで及び第二十一条から第二十三条までの規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内

において政令で定める日
附則（令和五年六月一六日法律第六三号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（令和五年一月二十四日法律第七三号）抄
（施行期日等）

この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第一第二条中一般職の職員の給与に関する法律（以下この条及び附則第三条において「給与法」として呼ぶ）

という。第五条第一項及び第十二条第二項第二号の改正規定、給与法第十二条の二の次に一
条を加える改正規定並びに給与法第十九条の四第二項及び第三項並びに第十九条の七第二項の
改正規定並びに第十九条の二第一項の改正規定並びに第十九条の二第一項の改正規定

改正特定第五条中「船籍の（任期末）研究員法」の採用、給与及び勤務時間の弊病に關する法律（次項及び附則第三条において「定期付研究員法」という。）第七条第二項の改正規定並びに第七条の規定並びに附則第五条の規定令和六年四月一日

(施行期日) 附 則 (令和五年一二月一三日法律第八四号) 抄

この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

二 附則第六条及び第二十九条の規定 公布の日
一 て二年を超えない範囲内において第四条、第五条第一項及び第十条の規定 公布の日から起算し

二十九条 (政令への委任) この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関するもの）

る経過措置を含む。)は、政令で定める。

附則（令和六年六月一二日法律第四七号）抄
この法律は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

(施行期日)
第一条 この法律は、令和六年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（その他）の経過措置の政令への委任）

第四十六条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関する必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則（令和六年六月二一日法律第五九号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第十一条の規定（公布の日）

（政令への委任）

第十二条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 次条及び附則第六条の規定（公布の日）

二 第二編第十章の次に一章を加える改正規定（第二百四十四条の六に係る部分に限る。）及び第二百八十七条の二第十項の改正規定（「第二百四十三条の二の七第二項」を「第二百四十三条の二の八第二項」に改める部分を除く。）令和八年四月一日

三 第二百三十五条の四の見出し及び同条第一項、第二百四十二条の二第一項第四号ただし書並びに第二百四十三条の改正規定（第二百四十三条の二の八を第二百四十三条の二の九とし、第二百四十三条の二の七を第二百四十三条の二の八とし、第二百四十三条の二の六の次に一条を加える改正規定並びに第二百八十七条の二第十項の改正規定（「第二百四十三条の二の七第二項」を「第二百四十三条の二の八第二項」に改める部分に限る。）並びに附則第五条、第七条第八条、第十一条、第十二条（地方独立行政法人法（平成十五年法律第二百八十九号）第十九条の二第五項の改正規定に限る。）及び第十三条の規定（公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日）

（機構指定納付受託者の指定に関する経過措置）

第二条 地方税共同機構（次項、第三項及び第五項において「機構」という。）は、前条第三号に掲げる規定の施行の日前においても、この法律による改正後の地方自治法（以下この条から附則第四条までにおいて「新法」という。）第一百四十三条の二の七第四項において準用する地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第七百四十七条の八第一項の規定の例により、機構指定納付受託者（同項に規定する機構指定納付受託者をいう。以下この項において同じ。）の指定をすることができる。この場合において、その指定を受けた機構指定納付受託者は、同日において新法第二百四十三条の二の七第四項において準用する地方税法第七百四十七条の八第一項の規定による指定を受けたものとみなす。

普通地方公共団体の長は、前項の規定による指定に關し必要があると認めるときは、機構に対し意見を述べることができる。この場合において、その指定を受けた機関は、当該意見を尊重して必要な措置をとるようにしなければならない。

前三項の規定は、附則第十三条の規定による改正後の市町村の合併の特例に関する法律（平成

「市町村の合併の特例に関する法律（平成十六年法律第五十九号）第二十六条第一項に規定する合併特例区（次項において「合併特例区」という。）と、前項中「普通地方公共団体」とあるのは「合併特例区」と読み替えるものとする。

⁵ 前各項の規定により機構の業務が行われる場合には、地方税法第八百二条第四号中「業務以外」とあるのは、「業務及び地方自治法の一部を改正する法律（令和六年法律第二号）附則第二条第一項から第三項までの規定（同条第四項において準用する場合を含む。）による業務以外」とする。
 （政令への委任）

第六条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。